法律第三號記念

臺灣時報

大正十年四月三十日發行

時報(本島時事)
田總督の訓示
下村長官の訓示
所謂六三問題
臺灣に於ける立法權
六三法律と同化
臺灣議會設置請願に就て
先づ一と安心といふもの
期限を附せざるは當然
臺灣關係の新法律
領臺二十五年の進歩

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登録済
南満洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
MAY 23 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.

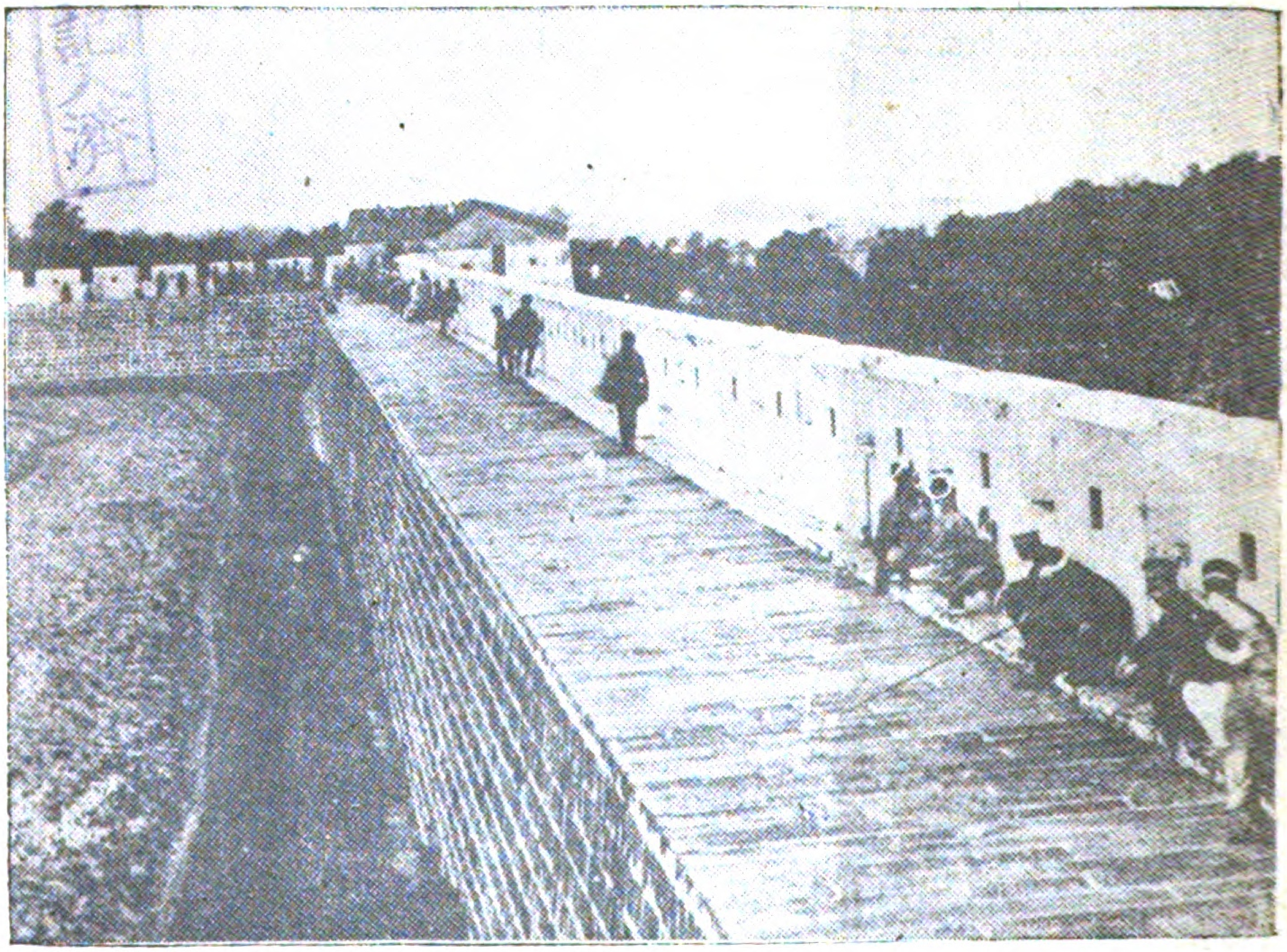
明治二十八年末土匪の襲來を臺北城壁に防禦せる光景

臺灣總督府内　臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長　法學博士　下村宏

△評議員（以下イロハ順）

池田常吉　石坂莊作　市來半次郎　今井周三郎　服部仁藏　原鶴次郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　富島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徵　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧

大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　入越大藏　奥田重榮　大川盛行　大賀基作　渡邊英太郎　渡邊啓太　賀來佐賀太郎　川崎卓吉　片山秀太郎　川崎軍治　川中子安次郎　簡朗山　簡阿牛　顏雲年　曾野善三郎　楊吉臣　醫學博士 高木友枝

△編纂委員

島田元治郎　工學博士 高橋辰次郎　立川連　田村武七　田村藤四郎　法學博士 谷野格　高山仰　瀧田傳吉　津田毅一　津久井誠一郎　永田準之輔　中村啓次郎　長尾景德　内藤正太郎　武藤針五郎　草鹿砥祐吉　工學博士 山形要助　山移定政　松岡富雄　牧山清砂　藤野幹　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　枢欣　吳汝祥　黄春帆　枝德二　江戸貝三郎　石井光次郎　池田幸甚　生駒高常　井澤眞民

江崎眞隆　鄭洪辰　鄭神寶　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒卷鐵之助　淺田知定　靑池論　近江時五郎　坂本素魯哉　佐々木紀綱　齋藤愛二　楊瀬軍之佐　佐藤小次郎　皿谷廣次　要蓮防　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　三村三平　三好德三郎　下瀬謙太郎　徐杰夫　森俊六郎　平山寅次郎　平山午介　末松偕一郎　角源泉　鈴木電臣　諏訪諱次郎　服部武彦　曾田勝藏　法學博士 東鄉實　岡村勝次郎

△常務員

鎌田正威　神社柳規　横光吉助　田阪千助　堤一馬　長尾景德　中屋重治　中村譲太郎　宇都宗一　前田稔靖　福興平三郎　藤井恭敬　深川繁治

古山榮三郎　小西恭介　阿部嘉七　淺野安吉　安西千賀夫　赤松寅七　菊池武芳　水越幸一　三浦碌郎　御厨規三　島田彌市　本山文平

編輯係　鷲取田一郎
同　高橋惇
同　拓大雄
同　中野順三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　峰谷彬

囑託　大槻綱彦
同　小野眞盛
同　横尾善夫
同　高倉龜太郎
同　眞倉民治
同　藤田正義
同　杉山秀
庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十年四月二十八日印刷
大正十年四月三十日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢）
（廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

編輯兼發行人　臺北市龍匣口百四十番戸　中野順三郎

印刷人　臺北市旗亭街二丁目四十番戸　澤田照基

印刷所　臺北市旗亭街二丁目百四十六番戸　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪高麗橋

株式會社三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店（東京、京都、神戸、兵庫、尼崎、姫路、廣島、德島、奈良、伊丹、傳法
臺南、（大阪市內）南、天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色（銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市城內府前街二丁目

（電話三四、五六、九六〇）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報

法律第三號記念號目次

口繪◉田總督の題聯（眞蹟）◉法律六十三號、同三十一號及法律第三號公布當時の關係當局

名實相稱ふ（卷頭辭）……一

時報◉法律第三號公布◉帝國鐵道協會總會◉英國大使の來臺◉農業倉庫制度◉農業倉庫の設置◉農業基本調査◉臺灣農業年報の刊行◉包蓆草の栽培奬勵◉緬羊の到著◉臺灣所得稅令の改正◉內臺間海電一部復舊◉通信事業創始五十年記念◉十年度命令航路◉本島最近衞生狀況◉醫院取扱患者狀況◉檢察官長會議◉調停主任會議◉兇囚保護事務打合會議◉監獄事務打合會議◉財界消息◉二月中金融狀況◉南瀛佛教會の創立◉萬華新店間鐵道開通◉北斗田中間輕鐵◉臺灣商況……二—一七

田總督の地方長官に對する訓示……一八

下村總務長官の地方長官に對する訓示……二三

六三問題と議會　臺灣總督男爵　田健治郎……三三

所謂六三問題　總務長官法學博士　下村宏……三六

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける立法權……高等法院長法學博士 谷野 格……五二
所謂六三法律と同化政策……內務局長 末松偕一郎……六〇
臺灣議會設置請願に就て……警務局長 川崎卓吉……六八
先づ一と安心と云ふもの……衆議院議員 山本悌次郎……七六
期限を附せざるは當然也……臺灣電力會社副社長 角 源泉……七八
大正十年法律第三號正文……八二
六三號以來律令權の沿革概要……八四
臺灣關係新法律及豫算(一〇件)……一〇九
醫學專門學校卒業式に於ける下村長官の訓示……一三五
總督府臺北中學校卒業式に於ける下村長官の訓示……一四八
領臺二十五年の進步……一五三
雜報◉臺灣日誌◉人事消息◉任命……一七三
漢文◉所謂六三問題(下村長官)……一七八

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

三井物產株式會社臺灣支店

電話
長四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

高懷同霽月

雅量洽春風

讓山健

田總督の、法律第三號記念として本誌に寄せられたる題聯

律法六三關係當局・（右より上段）兒玉總督・西園寺首相・後藤長官

（中段）樺山總督・伊藤首相・水野局長

（下段）田總督・原首相・下村長官

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

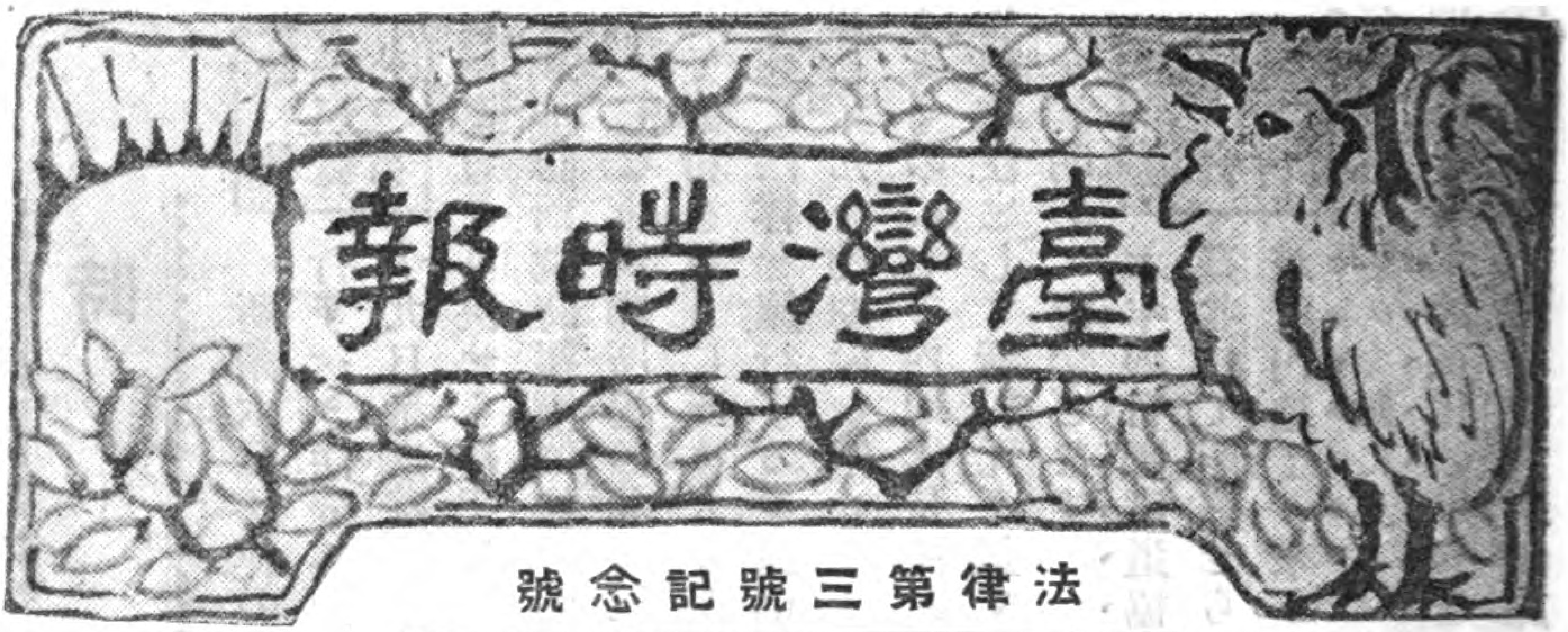

法律第三號記念號

名實相稱ふ

臺灣の我版圖に入りて二十七年、總督を更ふる既に七回、同化政策は日本の國是にして、歷代の總督之に向つて、逐序其の步を進めざるはなしと雖、初代の文官總督たる田男爵の、一度び任に蒞みて領土延長主義を宣明し、次で地方自治制の基礎を樹てらるゝに及び、爲政の方針忽ち確然として、人心の歸結する所最も顯著なるものあり。是れ實に時勢の進運と當局の明斷とに因るとすべし。而して領土延長主義は政治的指針たりと雖、立憲國に於ては、之に相當すべき立法の形式を備へずんは、未だ其の實ありと謂ふを得ざる也。由來臺灣に施行すべき法令は、臺灣總督の有する委任立法權に依るを本則とし、母國法律を施行するを例外とせり。是即ち英佛植民地の、植民地總督に與ふるに特殊立法權を以てすると相似て、臺灣を特立地視せる遺例の今日に存するものなり。今や領土延長主義を高唱す、然らば即ち其の立法は、植民地特立主義の形式を撤して、母國本土と歸一する領土延長主義の形式に據らざるべからず。會々今期議會の協替によりて新たに公布せられたる法律第三號は、六三法律に關する從來の因襲を打破し、其の原則例外を顚倒して、領土延長主義の本旨に恰適せる立法の形式を實現せり。既に主義方針にして確立判明せる以上は、法律の效力に關し從來附したる期限を、今回の法律に於て之を撤廢せるを見るは、亦た當然の結果と言はざるべからず。勿論領土延長主義の實は百般の施設に存すべくして、獨り六三法律の形式に在るにあらずと雖、然かも臺灣統治の根源たる斯法にして領土延張主義の本旨に合致するは、即ち名實相稱ふものと謂ふべく、臺灣統治上新紀元を劃するものとして、國家の爲め臺灣の爲め、誠に慶賀を禁ずる能はざる也。

時報

法律第三號公布

所謂六三法律の改正案たる「臺灣に施行すべき法令に關する法律案」は一月二十九日衆議院に上程せられ二月十七日殆ど原案通り可決せられ三月五日貴族院を通過せることは本誌前號時報欄既報の如くにして同案は其後御裁可により別欄所揭の如く三月十四日法律第三號として公布を見るに至りたるが從來のものに比し勅令を以て法律を施行するを原則とし律令制定を例外と爲し又た有効期限を附せざる點に於て二大特色を有するものにして内地延長主義の下に於ける本島統治の根本法として新紀元を劃するものなり詳細は本誌之を說明して記念となす。

鐵道協會總會

本年の帝國鐵道協會總會は來る五月五日臺北にて開催せらるゝことゝなりたるが、内地より來り會する名士の豫定人員は約百五十名の多數に上り、此等の諸名士は總會の前後に於て本島文化の狀態を視察せられむとす、事偶然に屬すと雖も地方新制施行と共に本島は面目を一新して諸士を迎へむとす、本島改隸僅に二十有餘年にして世界に比類なき進展を示し、而も尙日に月に風物新ならむとす、是れ島民新舊共に一致の力作にして、文化の奔輪些の轢音を發せず、下村長官の所云滑(スムース)に進轉せるの賜なりと云ふべし、而して文化の進展が交通機關の發達と相俟ちて如何に速に而も滑(スムース)に進展するかは玆に贅言を要せざるところにして、近くは來年早々にして、所謂中部海岸線の完成せられむとするあり、官と民とを論せず此の方面に於ける努力は微より細に入りて、地方開發に全力を傾注せむとす、此秋に當り鐵道協會の總會を見むとす、吾人は未だ協議事項の詳細を和悉せざるも開催の一事のみにて大なるヒントとサゼッションを得たり、而も諸名士が直接間接本島文化の進展に大なる助力を寄與せらるべきを信ずると共に又た之を冀はざるべからざるとにてなり、依て以下少しく本島に於ける諸名士の動靜を略記して豫め讀者に紹せむとす。

來會の諸名士約百五十名は便船の都合上四月二十三日門司發二十六日基隆著の備後丸と、四月二十六日門司發二十九日基隆著の香港丸と、四月三十日門司發五月三日基隆著の信濃丸の三船に分乘し來臺の

答なるを以て、便宜上白組の一、二及赤組の三組に分れ、略、左の通視察の豫定なり。

白組の一

四　月二十六日　基隆着

自四月二十七日至四月二十九日　臺北を中心とし附近視察

自四月三十日至五月三日　嘉義、臺南、屏東、高雄、臺南、臺中の順序に其附近視察

五　月四　日　臺北諸官衙視察

五　月五　日　總　會

五　月六　日　基隆視察、信濃丸乘船

白組の二

四　月二十九日　基隆着

自四月三十日至五月五日　(白組の一に同じ)

自五月六日至五月八日　臺北を中心とし附近視察

五　月九　日　基隆視察、亞米利加丸上船

赤　組

五　月三　日　基隆着

五　月四　日　臺北諸官衙視察

五　月五　日　總　會

自五月六日至五月九日　嘉義、臺南、屏東、高雄、臺南、臺中の順序に其附近視察

自五月十日至五月十二日　臺北を中心とし附近視察

五　月十三日　基隆視察、備後丸乘船

英國大使の來臺

本邦駐劄外國使臣にして曩に本島を視察せる者には去る、明治四十三年一月來臺せる獨逸大使ムンム男爵あり、越えて同年二月下旬英國大使サー、クロード、マックスウエル、マグドナルド氏を迎えたる以來絕えて外國使臣の渡臺を見ざりしが今回駐日英國大使サー、チャールス、エリオット博士は觀光旁々避寒の爲二月十五日基隆入港の備後丸にて來臺せられたり、時恰も田總督上京不在に付下村長官總督代理として諸般の接遇に當りたるが大使は著北後二十二日を總督府、軍司令部の外臺北及基隆淡水附近の官衙其他を視察し、二十三日南下して臺南、高雄及鳳山無線電信所等を歷訪し二十七日阿里山に登山せられたるが生憎陰雨不開、濃霧四邊を罩めて充分なる視察出來ざりしは頗る遺憾なりしも二十九日下山に際しては稍々展望開け雄大なる景象一眸の下に聚り大使の旅情を慰むるもの尠からざりき、三十日臺中を經て一旦歸北、三十一日角板山を視察し蕃童學校生徒の敎化に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

多大の注意を拂ひ、一日歸北、四日基隆發香港丸にて歸京の途に就かれたり。

大使は左足自由ならざる爲各旅館には卓子、椅子を設備し乘降驛にはブリッヂを渉らず兩側のプラットフヲーム間に足場を憶へ僅に通行し得らるゝ位なりしも連日疲勞の模樣もなく且つは食事、寢具等不自由勝なりしも拘らず寧ろ興味を以て無事豫定の旅行を終られたるは當局の欣幸とするところなり。

農業倉庫制度

本島に於ても農民保護の爲め近く農業倉庫制度を實施すべく、之に關する法令は目下當局に於て審議中の由なるが其の形式は律令とし農業倉庫に關しては農業倉庫業法に依るとのことなり、今同法の要旨を摘記すれば左の如し。

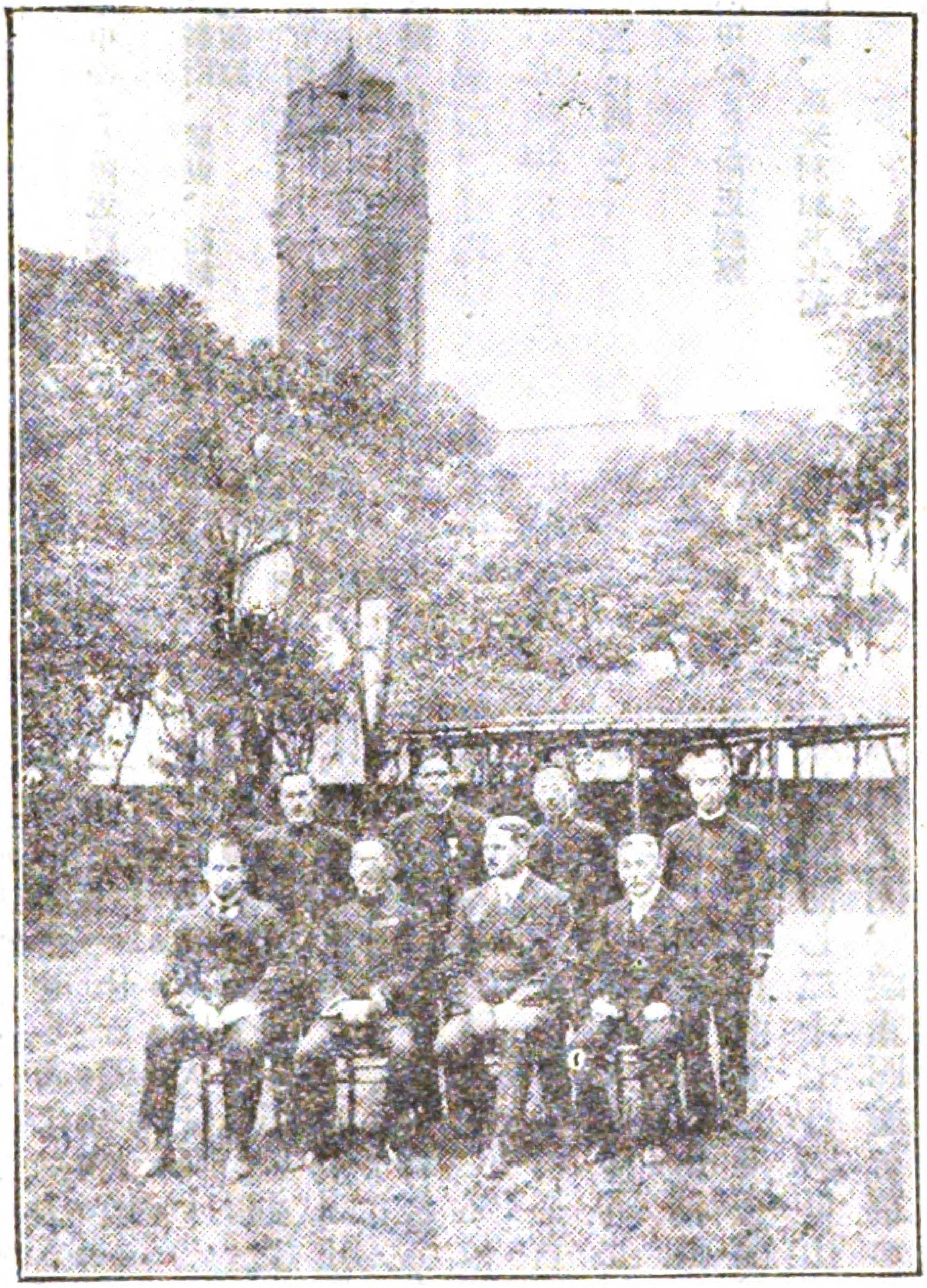

長官々邸に於ける英國大使（前例より二人目は英大使）

農業倉庫業の意義

農業倉庫とは產業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人竝市街庄及之に準すべき者が營利を目的とせずして經營する業務にして農業を營む者（原始的生產者）が其の生產したる穀物若は繭を又は土地に付權利有する者（業主又は典權者の如き者）小作料として受けたる穀物を所有する場合に於て其の者の爲に之を倉庫に保管するを目的とするを謂ひ而して其の經營主體を農業倉庫業者と云ふなり。

農業倉庫業と一般倉庫業

左の二點に於て大なる差別あり。

イ、受寄物（預かる物品）の種類に制限あること。

ロ、經營の方針が營利を目的とすべからざること。

農業倉庫保管の物品

は穀物又は繭に限る、又其等の物が寄託者(預ける人)の自ら生產したる物なるか、又は小作料として受取りたる物なることを要し、且之等の者が所有して場合に限る故に一度商人の手に移りたるものは當然には保管するを得ず。

經營方針

農業倉庫業者は營利を目的として其の業務を爲すことを得ず、此の規定は實に農業倉庫經營の主義方針を定め且農業倉庫が農民的倉庫たる本質を明にしたるものなり。

農業倉庫業の經營主體

は產業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人並市街庄等に準すべき者(街庄組合等)に限る故に個人又は法人以外の團體例へば匿名組合又は民法上の組合等の如きは經營者たることを得ず、又法人にても右に掲げたる以外の法人例へば會法の如きは之亦經營者たることを得ず。

農業倉庫の事業

主たる事業としては受寄現の保管を爲すに在り、其の保管方法としては所謂混合保管を爲すを特徵とす尙は左の事業を爲すことを得。

イ、受寄物の調製、改裝又は荷造を爲すこと
ロ、受寄物の運送又は販賣の仲立を爲すこと
ハ、受寄物の運送又は販賣の取次を爲すこと
ニ、自己の作成したる農業倉庫證券を擔保として貸付を爲すこと
ホ、他の農業倉庫業者が擔保として受取りたる農業倉庫證券を擔保として貸付を爲すこと

保護及計畫の大要

大正九年より、同十三年度に亙る五箇年間に一箇所三萬石の收容能力を有するもの全島に二十七箇所を設置する計畫にして、其の年度別設置數左の如し。

大正九年及同十年度に跨り十箇所、同十一年度及十二年度六箇所宛同十三年度五箇所而して之が經營者に對しては所得稅及營業稅を免除し且器具機械費の全額及び建物費の七割を補助する方針なりと。

農業倉庫の設置

臺灣米は氣候の關係上乾燥不良にして、長期の保存貯藏に堪へず其の目減り品傷頗る多く且つ從來完全なる貯藏倉庫なきを以て之が改善の目的を以て全島の主要なる米產地に順次農業倉庫を設置し之に籾の乾燥及び籾摺調製器を設備して長期間の貯藏に適せしめ併て在庫米に對し金融の途を開くの計畫を立て大正九年度より其建設に對しては相當國庫補助をなすことゝなり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

たり、而して同年度に於て建設許可を受けたるは新竹、臺南、高雄、の三農會にして年度末に於て夫れ〳〵補助金の下付を受けたり。

農業基本調査

大正九年度に於て著手せる農業基本調査は本島に於ける耕地の分配及經營狀況、小作慣行の二項にして各州廳に於て年度內に於て之が調査を實施し目下集計又は取纏め中なり。

臺灣農業年報の刊行

殖產局に於ては從來臺灣產業年報を刊行せしが最近に於て鑛業、糖業、林業、等夫々部分的統計年報の刊行を見るに至り大正八年の事實より農業關係の分は之を一括して臺灣農業年報として刊行せられたり其の主なる項目左の如し。

總說、氣候、土地(耕地及埤圳)農業人口、農產肥料及農具、耕地賣買價額及小作料、重要農產物の輸移出入、農業に關する施設及機關。

包蓆草の栽培奬勵

本島には從來包蓆草の生產なく砂糖其他の包蓆は全部之を外國に仰ぎ、最近に於ては其の輸入實に年額百餘萬圓に達するの狀態なり、然るに該原料植物は本島に於て生育良好なるを以て之が自產自給の計畫を立て大正八年度より國費を以て種苗養成に著手し、之が栽培奬勵區域として主要地と認めたる臺中、嘉義、臺南、屏東の四箇所に苗圃を設置し、種苗の蕃殖を圖り、蕃殖したる種苗は大正九年度より每年一般希望者に對し無償配付しつゝあり。而して大正九年度中に栽植すべく種苗を配付したる面積左の如し。

臺中州　十五甲　臺南州　二十一甲　高雄州　十二甲

卽ち以上は大正十年三月迄に栽植せられたるものにして大正十一年九月に於て之が第一回の收穫を見るに到るべし、尙殖產局に於ては奬勵當局者の參考資料として「臺灣包蓆草栽培要說」當業者の爲め「包蓆草栽培手びき」を旣に刊行配付したり。

緬羊の到著

曩に殖產局より內地へ註文せる緬羊四十四頭は去る三月二十九日備後丸便にて到著せり、而して其の種類左の如し。

・千葉縣下總御料牧場產メリノー種
三十五頭
(內牝三〇頭牡五頭)

岩手縣小岩井農場產シロップシャー種
九頭
(內牝七頭牡二頭)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蔬菜の栽培奬勵

最近蔬菜の需要著しく增加し來り、優良なる品種の栽培奬勵の機運に到著せり故に各州に於ても之が豫算を計上して本年度より夫れ〲奬勵に著手せり。

臺灣所得稅令の改正

從來臺灣に於ける所得稅は內地所得稅法の第一種に該當するもの卽ち法人所得稅のみなりしが、這回改正の結果更に第二種及第三種所得稅を課徵することゝなれり、元來所得稅は地租營業稅と共に直接國稅の大綱を爲すものにして、而も所得稅は其の中樞を占むるものなるにも拘らず此れに缺陷ありたるため負擔の均衡を失する憾ありたるも改正によりて此の點を補ふことを得たるのみならず此により約二百五十萬圓の歲入を總督府特別會計に加ふることを得たり、內地稅法と其の內容に於て異る主要なる點は第三種所得稅に關するものにして、就中勤勞所得控除の程度稅率の成形山林所得調查委員會の制度、審查、訴願及訴訟等なり、詳細は別項前田事務官の論說に就て見るべし。

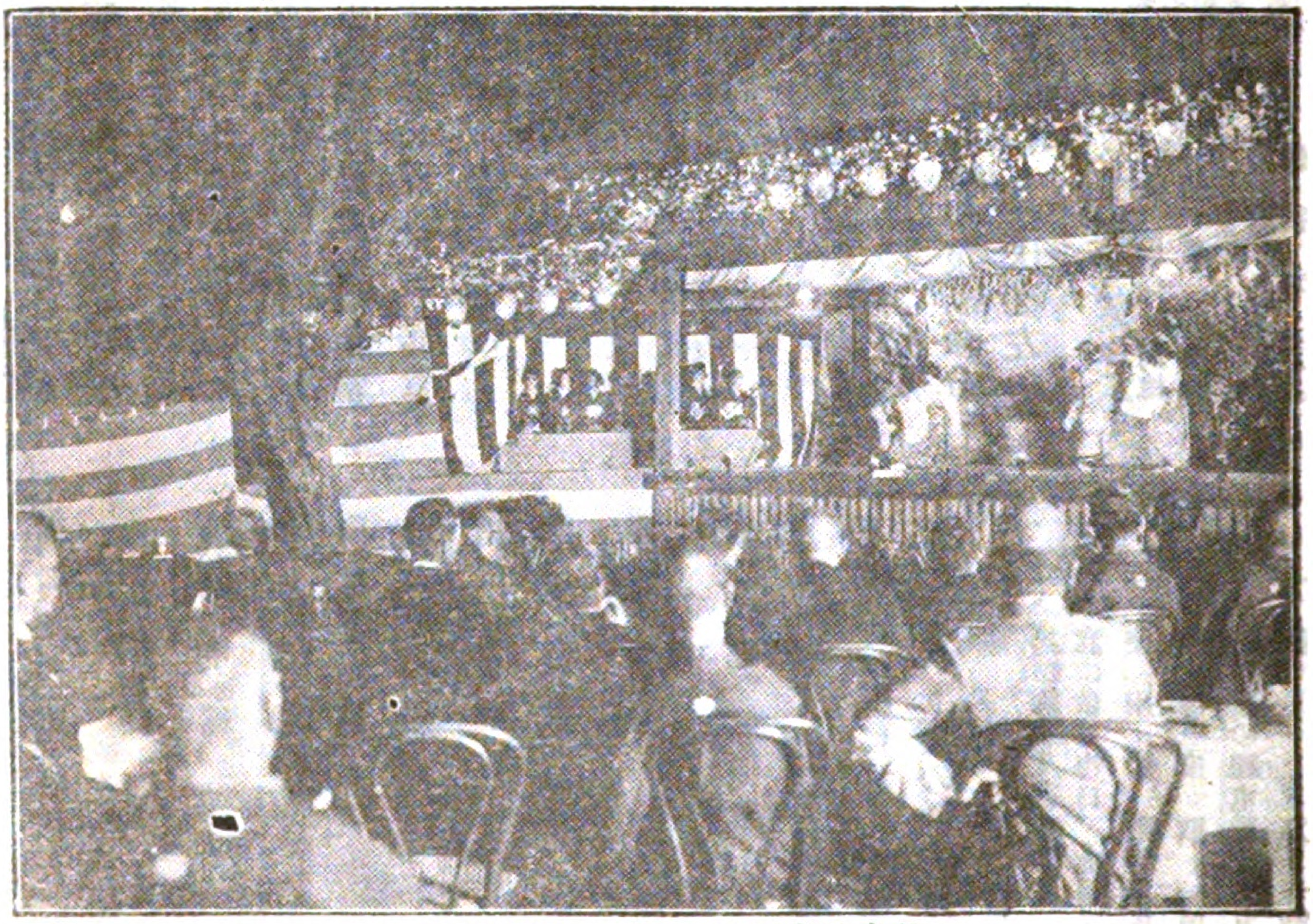

臺南公館に於ける英國大使歡迎會餘興

臺灣內地間海電一部復舊

客年十二月長崎淡水線及那覇淡水線不通となり當時山本工務課長奉天丸に乘込み屢々出動之が修理に從事したるも季節風に妨げられ復舊を見ずして遂に奉天丸使用期間滿了となり作業中止の已むなきに至り

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たるにより二月上旬遞信省より海底線修理船小笠原丸派遣せられたり同船も爾來屢々出動し修理に從事したるも引續き季節風止ます海上作業に適せざりしが漸く四月五日午後四時に至り長崎淡水線の復舊を見るに至れり那覇淡水線は目下引續修理中。

通信事業創始五十年紀念

本年は本邦通信事業創始五十年に相當せるを以て四月二十日左の催ある筈なり。

一、紀念繪葉書發行
一、紀念スタンプ使用
一、紀念祝典
一、二十年以上勤務者表彰
一、部内殉難者追悼祭典

十年度命令航路

郵船商船兩會社に對する當府航海命令は三月末日限り期間滿了に付更に兩會社に對し三月三十日附を以て十年度新命令下附されたり其内容は前年度と同樣にして大要左の如し。

航路	使用船數 (隻)	一箇年間航海度數 (回)	使用船一隻の總屯數 (屯)	旅客定員 (人)	使用船名	同總屯數 (噸)
郵船内地線	二	五〇	六,〇〇〇	五〇〇	信濃丸 備後丸	六,一四六 六,〇一四
商船地内線	二	五〇	六,〇〇〇	五〇〇	亞米利加丸 香港丸	六,〇〇〇 六,〇〇六
内地線附屬船	二	二四	二,五〇〇	—	湖南丸 八雲丸	二,六六四 三,二〇〇
沿岸甲線	二	七二	一,五〇〇	一五〇	長春丸 撫順丸	一,七二八 一,七三六
沿岸乙線	一	三六	一,五〇〇	一五〇	奉天丸	一,六四〇
南支那甲線	二	四八	一,六〇〇	二〇〇	天草丸 開城丸	二,三五六 二,〇一五
南支那乙線	一	二四	一,五〇〇	一〇〇	蘇州丸	一,六九〇
南支那丙線	一	二四	一,〇〇〇	一〇〇	溫州丸	一,一八五
北支那線	二	二四	一,五〇〇	一〇〇	湖北丸 基隆丸	二,六一〇 一,六六九
南洋甲線	二	一二	四,〇〇〇	五〇	桃園丸 ばたびや丸 すらばや丸	三,四五四 四,三八九 四,三八六
南洋乙線	二	一二	二,〇〇〇	五〇	貴州丸 四川丸	二,五六八 二,二〇一

尙本年度新設の臺灣と佛領印度支那間の航路は山下汽船會社に於て受命し五月一日より航路開始のことゝなれり其の内容左の如し。

一、航路名　海防線
一、起點終點及寄港地名　基隆、廈門、汕頭、香港、海防、但時宜に依り海口、北海又は鴻基に寄港す
一、使用船數　二隻
一、航海度數　一箇年二十四回以上但二週一回發航の筈
一、使用船の總屯數　千五百噸以上
一、速力　一時間平均十海里以上

一、船齡　二十五年未滿
一、旅客定員　五十人以上
一、使用船　大華丸（約二、二〇〇噸）寶瑞丸（約一、八〇〇噸）

本島最近衛生狀況

昨年猛威を逞したるコレラ病は遂に本年に持越たるも一月三日臺中州管內蕃地に於ける一名の發生を以て終熄を告げたり、流感は當年は幸にして大なる流行を見ず、唯た所謂流感に非さる一種の感冒の昨年末以來一時流行の狀態を呈したりしも二月に到て病勢頓に衰へたり、然るに其の時期より小兒病たる百日咳及麻疹の流行を來たし三月に入りては島內各地流行性腦脊髓膜炎の蔓延を見就中新竹、臺中、花蓮港に昌にして今日未だ終熄に到らず共に頗る惡性なるやの感あり。

對岸地方傳染病狀況

又最近福州地方に腺ペスト發生の情報あり痘瘡も亦對岸各地散發しつゝあり、後者は昨年島內に大流行を來したるも本年は未だ一人の患者なし形勢以上の如くにして次第に警戒の時期に入らんとす。

本島傳染病狀況

本年三月三十一日に至る一月以來の傳染病患者數を前年と對比するに痘瘡を除く他の傳染病は何れも增發の狀勢を示せり。

自一月至三月　傳染病患者比較

州廳	年別	コレラ	ペスト	赤痢	痘瘡	發疹チフス	腸チフス	ヂフテリア	猩紅熱	流行性腦脊髓膜炎	計
臺北	大正九年	—	—	七	—	—	五五	二一	二	三	九七
	大正十年	—	—	四	—	—	九六	二四	—	一六	一四〇
新竹	同　九年	—	—	一	一六八	—	一	一三	—	二	一八五
	同　十年	—	—	—	—	—	三	七	—	七	一七
臺中	同　九年	—	—	二	五五二	—	一〇	六	一	—	五七一
	同　十年	一	—	八	—	—	九	七	—	五〇	七五
臺南	同　九年	—	—	一三	一九	—	一六	九	一	—	五八
	同　十年	—	—	一四	—	—	一四	一三	二	二	四五
高雄	同　九年	—	—	八	—	—	一	三	—	二	一四
	同　十年	—	—	七	—	—	一四	二	—	一五	三八
臺東	同　九年	—	—	—	—	—	四	—	—	—	四
	同　十年	—	—	—	—	—	一	—	—	—	一
花蓮港	同　九年	—	—	—	—	—	四	—	—	—	四
	同　十年	—	—	二	—	—	三	—	—	二三	二八
計	同　九年	—	—	三一	七四九	—	九一	四二	四	一六	九三三
	同　十年	一	—	三五	—	—	一四〇	五三	二	一一三	三四四

備考　大正九年の數は新行政區劃に基き改訂せるものなり

臺北市傳染病狀況

次に臺北市街に於ける一月以來四月十日に至る傳染病に就て前年と對比するに左の如し。

臺北市街傳染病比較（自一月至四月十日）

病名	發生 大正九年	發生 大正十年	全治 同九年	全治 同十年	死亡 同九年	死亡 同十年
腸チフス	三〇	七〇	六〇	五九	六	一三
赤痢	五	四	八	七	—	一
ヂフテリア	一五	二〇	一四	三	一	六
猩紅熱	二	—	一	—	一	—
痘瘡	—	—	—	—	—	—
流行性脳脊髄膜炎	二二	一八	一	一	三	二
計	七[illegible]	一一二	八四	九一	二〇	三二

醫院取扱患者狀況

府立各醫院（十二醫院）大正九年中取扱患者狀況左の如し

一、患者延人員並患者一人の治療日數

種族	患者延人員	治癒	死亡	未治	後遺	計	患者一人の治療日數	平均一日の取扱患者數	患者百に付死亡
入院 内地人	二六〇、四二五	八、四〇五	七〇九	二、八〇二	三六一	一二、二七七	二一・二	一、四三八・八	五・八
入院 臺灣人	七五、一五二	一、八六〇	二三八	一、五三九	一四二	三、七七九	一九・九	四一五・二	六・三
外來 内地人	患者數 八〇、四九五	—	—	—	—	延人員 八七二、三七四	一〇・八	四八一九・七	—
外來 臺灣人	三四、四六九	—	—	—	—	三七二、九二五	七・九	二、〇六〇・四	—

二、病類別醫院治療患者

病體	入院 内地人 男	入院 内地人 女	入院 臺灣人 男	入院 臺灣人 女
傳染性病	二、三四四	一、二〇二	四六七	一三九
發育及營養的病	三	一四	三	三七
皮膚及筋肉病	二六三	一一六	一三七	四八
骨及關節病	二三六	九四	九六	一八
血行器病	四三	二四	二八	四
神經及五官病	七三〇	三三九	四一〇	一五七
呼吸器病	一、四八二	一、〇七二	四九〇	一七二
消化器病	九〇三	五五二	三四五	九八
泌尿及生殖器病	二一九	一、六六七	一〇三	三六二
外傷及外科的病	五七三	一七四	五一〇	八六
中毒症	二	五	九	三
病症不詳	一〇六	八五	二八	一四
計	六、九三三	五、三四四	二、六四五	一、一三三
以上の内 花柳病	三三一	一五二	一五二	二五
以上の内 肺結核	九五	五一	三七	一〇

外來 內地人 男	外來 內地人 女	外來 臺灣人 男	外來 臺灣人 女
七二六〇	四六三三	四、二一九	一、三六七
一六五	九二	九七	七〇
四五三五	三、二七七	二、八一七	八六八
六五	四三八	二八一	六四
一四四	九七	八二	三六
九八八〇	七七八一	六二〇八	三、〇六九
八、一五九	六五一七	三八六九	一、四六五
六、二三四	五、四一九	三、二一四	一、六三四
九三三	八、一二七	四二四	一、九七四
二、七四四	一、三一九	一、五八六	三八六
一七	八	一一	三
一、一六八	九〇六	五八七	二三八
四一、八九一	三八、六〇四	二三、二九五	一一、二四七
一、九一九	八五三	一、六一九	四三七
二四四	一四八	一四八	五八

年齢級(十歳迄)患者死亡

體性 / 種族		入院 內地人 男	入院 內地人 女	入院 臺灣人 男	入院 臺灣人 女	外來 內地人 男	外來 內地人 女	外來 臺灣人 男	外來 臺灣人 女
滿一歲	患者	二三四	一三七	九二	二一	一、八〇六	一、四〇一	六三五	二八六
	死亡	四一	二六	一五	五	—	—	—	—
滿一歲以上二歲	患者	一九一	一一六	六〇	二八	一、七四〇	一、三三九	七七五	三八四
	死亡	二四	一〇	六	五	—	—	—	—
滿二歲以上三歲	患者	一六三	一〇四	五八	二六	一、六七六	一、四一三	六八七	三六四
	死亡	三	七	七	五	—	—	—	—
滿三歲以上四歲	患者	一三三	一一一	六三	二六	一、五八七	一、三三三	七四〇	三五一
	死亡	一三	一〇	七	四	—	—	—	—
滿四歲以上五歲	患者	一五八	一一六	六〇	二七	一、八六〇	一、三二三	七〇二	四〇五
	死亡	三	五	二	二	—	—	—	—
滿五歲以上十歲	患者	三六三	二五二	一三九	四一	三、一七〇	二、五二四	一、四三七	九二一
	死亡	一九	一三	一一	六	—	—	—	—

備考　外來の死亡は不明なり

檢察官長會議

三地方法院並に三支部檢察官長及び上席檢察官會議は四月四日より三日間高等法院會議室に於て開催せられたるが列席者は小野檢察官長(臺北)、土屋檢察官長(臺中)、松井檢察官長(臺南)、及び武井檢察官(嘉義)、芝沼檢察官(新竹)、古河檢察官(宜蘭)、等にして菅野高等法院檢察官長會長席に就き十數問題の協議事項其他種々打合せする處あり六日閉會したり。

調停主任會議

全島の民事調停主任會議は三月十五日より同十七日まで三日間總督府會議室に於て開催せられたるが、出席者は各州調停課長及び同出張所屬並に二廳調停官十一名にして

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長尾法務部長會長となり其他法務部より和田民刑課長外三屬番外に列し尙ほ末松内務局長、水越州廳課長等臨席の上各州廳より指出の協議事項三十題及十數項の打合せをなし最終日は下村總務長官臨場の上一場の訓示あり續いて法務部長よりも訓示竝に注意事項の演述ありて本會議を終了せり。

下村總務長官訓示

下村長官が過日の民事調停主任會議に於ける訓示は左の如し

民事調停官の集つて居る此の機會に私は所見の一二を申上げたい、私は忙しいので法務部長と民事調停官との協議事項に付き目を通す暇がなかつたのであるが、私の存じよりを少しく申上げることにする、諸君の職責の重き所以を考ふるに之に二樣の觀察を下す事が出來る、卽ち一つは民事調停事件の多きことである、乃ち一箇年約八千件に達し之を法院の民事訴訟事件の數に比するときは頗る多數に上つて居る、此の多い事件を地位も比較的低く且僅かの定員で取扱つて居る、然るに法院の方は地位の高い者が比較的少數なる事件を取扱つて居るのである、此は法の適用の上に於ても地方法院高等法院などは事件がより重大である上廣く判決例其の他の法規の點に一層研究する必要があるからであつて別に怪しむに足らない況んや其手續頗る鄭重なるに於ておやである、然かし此の事件の大小と云ことは相對的で例へば極く下級の本島人たちが五十圓百圓の僅かの債權債務に就て民事調停を煩はすと云ふことは吾々の千圓五千圓の金高より以上に利害を感ずるので、時には是等下級の者は百圓位のことで生命の取り遣りをする例は決して珍しくないのである、そこで事件取扱の手數の多少は必ずしも金高の多少を標準として決めることは出來ぬのである、又金額が大なりとも案外早く解決の附くものもある、金額が小なりとも隨分手間取るものもある、要するに或一事件に永い時間及び手數を要するや否やと云ふことは、金高の問題ではない、兎に角調停官は從來殆んど其の全部が判任官であつたが今回の地方制度改正により州に一人宛理事官を置くことになつたのは制度發達の爲め慶すべきであるが寧ろ時期に於て遲かつた憾みがある、事件の性質から考へて見ると將來は一層力を盡して定員を増し地位を高むる必要がある

司法制度の改善に就ては臺灣のみならず日本全體の問題である、內地でも司法問題として陪審法案、少年法案、定年法案等提案せられて居る狀態である、現今の司法制度の缺點と見るべきは其の裁判が一事件に付き永い間手間取ることであつて、一度訴訟を提起すると其の解決迄には半年一年は愚か、二年三年の永い歲月を要する、之は大に考慮すべきことであると思ふ

手續の面倒なることは獨り民事に止らず刑事に於ても同樣で判決の結果無罪となる者が永い間未決として拘留されて居ると云ふ事實は決して善政とは云へない聞く處によれば比律賓其の他南洋各植民地では監督判事が一人で日に二十件乃至三十件の事件を處理しつゝ行くと云ふがそれは手續の簡便に基くのであるだらう、此前鈴木司法次官と話し合つたときには「ナアーニ巴里だつてドシ〳〵片附けてゆく事比律賓と大差はないよ」とのことであつた然るに日本では多大の時と金と能力を費やし、愼重に審理を爲すが故に過誤は少ないかも知れぬが、其の結果假に勝訴となるも費

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

用倒れに終ることは珍らしくないのである前者に比し其の間の利害得失の輕重は孰れであらうか想像に難くないのである、そこで私は臺灣に於ける民事調停の改善向上發達と云ふ事は率て內地の司法制度を將來改善せしむる上に於ても大なる意義があらうと信ずる、又意義ある樣にしなければならない、言ひ換へれば內地に對し、刺戟或は參考となるべき用意がなければならぬ、將來民事訴訟は上來述べ來つた樣な意義に於て何等かの解決を講じなければならぬ、今一つは臺灣統治の根本から考ふるに調停の制度の改善を計る必要は內地に對しても申す迄もないことであるが、特に臺灣に於ては新附の民に對する統治の上に深く考慮を拂はなければならぬ、各地方廳は人口に比して調停の件數が如何に增加するか、其の內容の種別は如何、又如何なる種類がなくなるか新に出來るか此の變遷を觀察する必要がある、次に今後に於ける、人民と調停官との關係を考察するに教育が次第に普及して行くに從ひ、保守的な所謂頑固な者は減じて來るに違ひないが、其の代りに理窟を併べる者が多くなると云ふことは當然であるから、今より非常に總ての點に考慮を用ふることが緊要である、今此の大正八年の調停集計表を見ますと桃園の二百二十六件と宜蘭の六十件とを比するに宜蘭の方は比較的頗る少數である、又阿緱の千五百九十三件と臺中の千二百十九件とを見るに後者は前者より人口も非常に多いのに拘はらず却つて其の件數は格別に尠ない、舊阿緱廳は南投と臺中二廳を加へた數に比して猶多い、之は如何なる原因によるか、其の土地の人民が調停を求むる習慣が盛んであるのか、之等の點を考究することは大に意義があること〻思ふ如此調停の件數及び內容が如何に變化するかと云ふことは其の地方地方の民情を知る爲め最好の資料となるのであるから、此の點に意を用ふることは統治上極めて重要なることである、先程法務部長が云はれた通り調停官は臺灣語を了解することが必要である、それは學校でも校長や舍監が臺灣語を知り居るや否やに依り教育の效果に少からざる關係がある、臺灣語を知つて居れば生徒の氣分を知る上に於て便宜な許りでなく、知つて居ると云ふこと自體が既に學生の行動を愼ましめ、ひいて校長や舍監の威信も求めずして保たれるのである、調停官も臺灣語を知つて居れば事件の取調に臨み或心證を得ることも一層容易であるだらうし、通譯を用ひる必要がないから相互の諒解も出來事件の進捗もよくなるのみならず當時者も悅服する事とを信ずる、又それによりて一般の民情を察知することも容易である、諸君は永い間經驗を重ね、臺

民事調停主任會議に於ける長官(右)と長尾部長(左)

灣語も餘程判り居ることゝは信ずるも、一般の思想界が向上し變移するに從ひ諸君の任務は一層重きを加へる事と信ずる、それに就ては其內容を如何に改善するか、率て定員をどれ丈増すか、諸君の地位をどれ丈高めるか、それは財政其の他の點より愼重なる考慮を要することでなんとも言明すべきことではないが、諸君は調停本來の目的の外に司法制度に對する改善の一動機となり、又新附民に對する統治上に重大なる關係あることを良く諒解せられ一層の自重精勵あらんことを希望する次第であります

免囚保護事務打合會

本島に於ける免囚保護事業の中心機關たる財團法人臺灣三成協會にては監獄事務打合會開催の機會に際し三月二十五日總督府會議室に於て保護事務打合會を開催したるが會同者は長尾會長を初めとし和田理事、志豆機、本多、松本の各理事其他關係者十數名にして監獄事務打合事項と關聯するものに對しては同時に協議し、最も熱心深重に審議し將來の計畫上多大の收穫を得たり。

監獄事務打合會議

▲總督府法務部に於ては三月二十三日より三日間本島各典獄、宜蘭支監長嘉義出張所主任、行刑係主任及敎務係主任を總督府に召集せられ、菅野高等、小野地方兩檢察官長等臨席の下に長尾法務部長會長となつて監獄事務打合會議を開かれ、續ひて三成協會主催の免囚保護事業の打合があつた、而して監獄事務打合事項は四十五件、免囚保護事業打合事項は十二件、合計五十七件の多數案件を僅々三日間で大體議了せられたのである。

監獄事務打合事項中主なるものを擧ぐれば。

（一）特設監獄設置に關する件、（二）癈民救護所設置の件、（三）不定期刑制度採用の件、（四）監獄令施行規則第六十二條改定正の件（監外作業の制限に關す）、（五）同則第四十七條中「監房外」を「監外」に改正の可否（聯鎖を施す場合の規定）、（六）有賞者に對しては入房の際の檢身を省略し得る樣改正の件、（七）大正四年以降自由刑者の出監時に於ける體量か入監時に比し著しく減少しつゝあり其の原因如何、（八）階級處遇者中下級者の待遇に就て、（九）作業時間改正の可否、（十）行刑勤務者をして過勞せしめざる度の勤務に服せしむるに必要なる定員增置の件、（十一）近く罰金及笞刑處分例廢止に伴ひ増加すべき短期自由刑者に對する適切なる刑の執行方法に就て、（十二）保護監視制度制定の件、（十三）出獄人の社會に於ける生活狀態の觀察及保護の方法、

▲以上の如く社會政策刑事立法政策行直接事務の改善及免囚保護問題等行刑に交渉を有する大事項を大分網羅して居るが如き從來の會議に多く見なかつた所である、要するに今回の會議事項は時代思潮の色彩を帶べる點が顯著なる特色である、思ふに犯罪の多少は一に社會全般の制度の完否に繫つて居る、敎

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

育防貧及救貧事業、職業の紹介、經濟組織又は刑事制度等の完整が第一義的に最も急務であつて、犯罪の苗床たる之等の改善が遲々たるに獨り行刑の改善のみにヤツキとなつても徹底せる効果を望み得ないのは當然である、今是等各般の問題が行刑家に依つて眞面目に論議せらるゝに至つた事は確に一歩を進めたもので寔に喜ぶべき現象である、就中刑事三法政策の如き行刑の効果と最も密接の關係があり犯罪撲滅の主力である、抑も刑罰の基本は國家が自己防衛の必要に出で其の目的は一般を威嚇し犯人の改善を計るに在る隨つて改善を齎らさゞる刑罰は一面の目的に脊反せるものである、故に刑量は主として犯人の改善性の强弱を標準としなければならない、然るに判決の當時將來を豫測して刑期を定め適確を期せらるべきものではなく一に行刑の過程に待つべきものである、これ不定期刑の生るゝ基調であるが不定期刑制度は形式論としては頗る反駁の餘地のあるものだ、然るに正義の觀念を骨子とする應報刑は廢れ目的刑に移つてからも久しく影を潛めなかつた正義觀念と其の理論は最近著しく影を失ひ今や事實に基く必要と云ふことを以て刑罰の基調とする趨勢となつた樣である、此時此問題が上程されたのも全く行刑家の苦き過去の經驗が時代思潮に激成せられた其實の叫であらう、勿論斯の如き大問題は今尙研究の餘地もあろうし主として輿論の喚起に俟つべき性質のもので、實現は容易なものではないが今爰に擡頭して來たのを非常に興味ある事柄と思ふ、又聯鎖藍外に於てのみ施さむとする改正案、保健問題、檢身問題、階級處遇の改善等人道に立脚し一方感化教養的行刑の立場より來た改善問題も時代の反映である、今將に來らむとする痛切なる問題として笞刑廢止に因る短期自由刑者處遇案は頗る熱心に討議された樣であるが、自由刑に在つては笞刑の如く短時日を以て異常の痛苦を味はせる譯には行かぬ、其の本質上どうしても淘冶訓練に依らなければならないから多くの歲月を要するのである、隨つて刑期は改善し得らるべき程度に量定するか若くは不定期刑制度に改むるのが第一の問題であるから現在の狀態に於て最善を期するの策に付ては餘程惱んで居られた樣であることは結局刑の効果を測定することが基礎でありそは理論のみに依つて決せらるべきものでなく

事實が非常に價値があるのである、で過去の刑期に對する行刑の効果を統計的精細に調査することに決せられた樣であるから刑期問題に就ては恰好の資料を提供するであらう、一方免囚保護事業は犯罪は社會の產物であり社會は共同聯帶なりてふ觀念の下に近來著しく保護責任の自覺を宣傳せられて居るが、今回の會議でも亦宣傳方法には大分油が乘つて誰かゞ活動寫眞論迄も擔き出して滿場に失笑せしめた程で、其の他保護制度の調査問題等が中心で高潮を呈したが何分時日なき爲め主たる事項は多く宿題として各員に課せられたのである。

叙上の如く討議事項は時代思潮の表はれとして生氣躍動たるものがあるが斯界の大勢はまだ〳〵現實執著の力が隨分强いことは否む可らざる事實であらう、思ふに親和と反撥とは物理上の原則である樣に保守と進歩とは何れの時何れの處にもあるものであり、彼と是とは相駁撃して玆に穩健なる進化を見るとも言へるのであるが、併し此の意味に於ては進歩も現實を土臺とし保守も理想を理會したものでなければならない、而も進歩は必ず現實の經驗であるが保守は理想の理會を忘るゝ場合が多いではなからうか、理會なき又理會に努力なき怠惰なる盲目なる保守は危險であり世を賊することを知らねばならぬ、それかあらぬか會長に於かれては會議中の折々また會合の席に於て公的に私的に思潮の嚮ふ所を示し常に穩健なる態度を以て時潮に順應すべきの喫緊なる所以を力説されて居たが、こは今後行刑の面目刷新に大なる力となることゝ信ずる、今回の會議に長官閣下御留守の爲め御臨席と訓示を仰く光榮を得なかつたことは頗る遺憾とする所である。

▲會同を機として總督府新廳舍内に三監獄製品の陳列を爲し三日間一般の高評を仰がれた、今回は決定と出品との間餘日なかつた爲め百點に滿たなかつたのに初日から押すな〳〵の盛況で初日殆ど賣約濟となつた樣な有樣であつた、出品は主に籐椅子、籐細工品、鏡臺が大多數を占め其の他唐机、卓子、煙草盆衝立等であつて千紫萬紅何れも特色があるが大膽に於て淡泊りと脂抜けせるもの堅實なるもの、叮嚀に手の込んだものと云ふ樣に分類せられ各典獄の面影が潜んで居る樣に思はれた、群鷄中の一鶴は何と云つても無評價非賣品で出品された長官の額面の彫塑で眞に迫らせた苦心の程偲ばれる、丙典獄が之を

見て餘り首が長いぢあないかと囁いて居たが、乙其獄盗み聞いていや之れは寫眞を寸法に依つて精細に擴大したのだからそんな筈はないと憤然として駁した、丙、乙の肩を叩いて小聲で實物はそうでも敬意と云ふ事もあるぢあないかと、乙苦笑多時……此處にも個性の片鱗が顯れて面白い。（零碎子）

財界消息

内地財界は尚沈衰の域を脱せす、大なる資金の需要を見す、金利は低下、金融は緩漫の歩調を辿り。

内地財界

三月中旬に於ける日銀の預金及兌換劵發行高は預金一億九千餘萬圓、兌換劵發行高十億三百餘萬圓にして之を前年同月に比すれば預金は一億五千四百餘萬圓を增加し兌換劵發行高は二億百八十餘萬圓を減せり、而して東京大阪に於ける各銀行の預金及貸出金は何れも增加の趨勢を呈せるか、一方銀行手許資金は益々潤澤を告ぐる等依然變態的現象を持續せり、生絲及米綿絲等も亦何れも市況不振にして容易に恢復せす、米價の如きも稍々引伸したるが這は政府の調節策決定せるに因る一時的現象と目せるものあり、綿絲亦銀價安と米棉安等に依り著しき不況を呈せり、加之貿易の狀勢は入超三千萬餘圓に達し、事業界亦萎微し、合同解散等の行はるゝもの尠からず、財界は今や整理の最中なりと云ふへし。

本島財界

本島現下の財界も大體に於て内地と其の形勢を同ふし市場は米糖及茶石炭等の重要物產の市價崩落の爲取引全く閑散に陷りたれは市況沈衰小康を保てるのみ、尤地方に依りては土地擔保借入申込の減少久敷延滯したる手形の漸次書替せらるゝあり、又信用組合預金增加の趨勢あること等の好現象を呈せるものあり、蓋し是等のものは諸物價の暴落に依る値下りの損失は土地擔保融通にて大體埋合をなしたる事、破產の餘義なき狀態に立至りたる不良分子か漸次整理せられ、好分子は稍落付きたる事等の諸原因に依るべきも其の大勢に於ては本島財界は尚沈滯整理の時代たること言を俟たす、今四月上旬に於ける臺灣銀行劵の發行高を見るに三千七百二十餘萬圓にして前年同期に比すれば實に一千二百六十餘萬圓の減少を示せり、此の一點によりても以て財界の一班を推することを得べし、又二月末に於ける島内各銀行の預金及貸出金の殘高は預金弱八千餘萬圓、貸出金二億餘萬圓にして島內各

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

手形交換所の交換高二千二百餘萬圓、五萬三千餘枚、之を前年に比すれは預金は六百二十餘萬圓を減し貸出金は六百萬餘圓を增加せるか、交換高は二千餘萬圓、一萬二千餘枚を減せり、而して臺北の金融狀態

臺北及地方の金融

を見るに商人筋は一般目先必要品の仕入を爲すのみにて思惑的賣買を試むるの氣配を見す、從つて新規大口の需要殆と皆無なれとも、賣掛代金の回收比較的圓滑に行はれ、殊に内地より仕向けられたる荷付手形の如き延滯する者尠く不振ながらも稍良好なるが、臺中地方は一般農民の手許資金兎角不如意勝なれとも舊節季の決濟は格別の波瀾を見さりしのみならず、地租其他の納稅も概して納入せられたるか、一方米糖界の依然不振なる爲殊に地主側には株式投資に禍せられし者ありて此等は租谷の賣却に苦しむと共に利拂に窮しつゝあり、而して資金の需要は米糖茶界の甚しき不況と貿易の哀退、事業界の萎微等に因り大口の需要殆と見す、唯舊節季の決濟金及納稅に要せし資金と各製糖會社の工場作業中なるを以て之か運轉資金との需要を見たるのみにて概して閑散米資金の如きは極めて僅少の需要を喚起せしに過ぎざる狀態なり、

本島物價

島内の物價は昨年三月以降漸次下落の步調を辿り、假りに大正七年一月を以し標準とし、之を百の指數と爲すときは昨年三月は實に百八十九の指數を示したるに三月末に於ては其の指數百二十二に下りたるを以て恰も大正七年八九月の物價に相當せり、然しとも此物價下落の趨勢は卸賣相場に於て著しく、小賣相場に於て其の影響著しからず、然れとも小賣相場が十分下落したる後にあらされは眞の景氣の恢復は望み難きもの、如し、今各品中主要の二三に付て觀察するに下落の最も著しきものは彼の戰時中の際物たりし綿絲及鐵の如きものを主とし、前者は其の指數五二、後者は四二を示し石炭の如きも亦九五に下れり、砂糖は現在甚だしく不況なりと雖、之を大正七年一月に比較するときは尙六割餘の騰貴を示せり、物價の前途は果して那邊に落付くべきかと云ふに或は戰前の六割增にて決着すべしと云ひ、或は戰前の二割增に定まるべし等の種々の說あり、其の二割說の如きは其の率甚だ少きに過ぐるが如きも、戰前の物價騰貴率は平均年三步なりしを以て、七年間を經たる今日に於ては二割前後の騰貴率にて定まるべしと爲すものな

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り、果して其の何れの點に落付くべきかは明ならずと雖も大局に於て物價の前途は尙下落するものと觀察せざるべからず、從て各事業會社の利益は前途尙低減すべく、緖て起る事業の整理操業の短縮、勞銀其の他生產費の低減竝配當減は當然に覺悟すべき事項なるべし。

本島勞銀

本島の勞銀は炭礦及製糖會社の如き已に値下を實行せる會社ありと雖も、大體に於て左程の低落を示さず、蓋し勞銀の下落は其の騰貴か米價の騰貴、一般物價の騰貴、而して勞銀騰貴の三段を辿るか如く其の下落に當りても全く之に反する行程を辿るが故に勞銀の下落は今日以後にあるもの、如し、然れとも之を大體上より云ふときは大工、石工、疊刺等の技術的勞働者の勞銀は未だ下落せず只左官の三十錢値下せるを見るのみ之に反して熟練を要せざる勞働者即ち單純なる身體勞役に服する勞働者の勞銀は炭礦會社製糖會社等の値下あるは勿論、一般苦力賃の如き二、四十錢の下落を爲せるもの、如し、要するに本島現下の財界は內地と同じく一般に沈衰整理の時代にして此の現象は當分持續するものと見ざるべからず。

二月中金融狀況

當節季決濟は比較的無難に通過し、貸金の回收も相當の額に達したる爲稍潤澤を來し、金融市場緩漫の模樣を呈したれども、島內各銀行預金を見るに八千二百八十八萬二千餘圓にして前月に比し百四十萬餘圓の減少を示し、前年同月に比し三百三十九萬四千餘圓の減少にして貸出に於ては二億一千六百六十萬九千餘圓にして前月に比し六百三萬四千餘圓の增加を示し、前年同月に比し二千二百十三萬三千餘圓の增加にして大勢は尙相當資金の需要を喚起すべく地方財界は農作物下落の影響を受け困憊の色あるを以て金融業者屢會合し不動產擔保貸出の擴張を計り鋭意緩和に努めつゝあり。

金利の趨勢は內地の現狀に伴ひ臺灣銀行に於て更に月央一二厘方引下を斷行したれば各銀行も之に倣ひ一齊に幾分引下を見るに至り、財界の安定に資する蓋し尠少ならざるべし。

株式界は一月末以來內地市場幾分立直りたるが如きも島內は尙沈衰裡にあり唯僅かに一流砂糖株及島內銀行株等のみ多少取引ありたるに過ぎず。

更に島內各銀行の重要物產に對する放資額を見る

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

に米に對しては二千九十六萬二千餘圓、砂糖に對しては三千三百八十七萬九千餘圓、茶に對しては百二十四萬三千餘圓、石炭に對しては三百六十三萬一千餘圓にして樟腦金塊酒精に對する放資額を計上すれば總額六千三十六萬五千餘圓となり之を前月に比すれば二百九十八萬三千餘圓の增加を示せり。

次に臺北臺南兩手形交換の狀況を見るに臺北に於ては枚數二萬五千三百三十五枚、金額一千百三十二萬七千六百餘圓にして前月に比すれば大差なきも前年同月に比すれば枚數八千二百四十九枚、金額一千六十萬七千餘圓を臺南に於ては枚數一萬五千六百零九枚、金額五百八十萬八千餘圓にして前年同月に比し枚數一千九百六十六枚金額四百十萬八千餘圓の何れも減少を示せり。

一昨年以來久しく限外發行を持續したる臺灣銀行券も次第に放縮し發行高三千六百二十六萬八千餘圓となり、六百三十三萬九千餘圓の發行餘力を生ずるに至れり。(別表參照)

大正十年二月末預金貸出金殘高及金銀在高表

銀行名	預金	貸出金	金銀在高
臺灣銀行	三九、三三二、九八五	一四六、四五〇、九五七	三七、四六八、三二〇
三十四銀行支店	七一八、三五二	九、二一七、〇六四	[illegible]
臺灣商工銀行	一三、二三五、六九九	一三、八七七、三二五	一九二、五三三
嘉義銀行	四、七七九、三一九	六、五七〇、七三七	八九、三六八
彰化銀行	六、八五四、三六一	一三、二七五、三三四	一七一、六〇七
新高銀行	五、五二四、八〇一	一一、一〇〇、一〇六	二三六、一七四
華南銀行	七、〇三八、〇二三	一七、一一九、九七二	二〇、三七七
合計	八二、八八三、一三九	二一六、六〇九、七八五	四、六九八、七四二
前年月	八六、二七七、一五四	一九四、四七六、五一六	四、六八八、六四八

大正十月二月中重要物產に對する各銀行放資額

銀行名／區分		米	砂糖	茶	樟腦	金塊	酒精	石炭	計
臺灣銀行	放資額	八、六四二、六〇八	三四、七〇七、〇四六	三四〇、五五六	一、〇六五、八〇〇	二七五、一〇六	五四八、一五六	五、三八八、〇二六	五〇、九六七、二九八
	月末殘高	一五、一六三、八二〇	四八、三〇二、九八五	六三七、〇九四	二、五〇三、九二七	三一四、六一二	七七八、三八八	四、四四六、五一六	七二、一四六、三四一
三十四銀行支店	放資額	五六八、一〇八	六一八、六五三	四八、〇〇〇	—	—	—	—	一、二三四、七六一
	月末殘高	九三五、一三二	一、二七〇、六五六	六四、二〇〇	—	—	—	—	二、二六九、九八八

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

銀行	區分								
臺灣商工銀行	放資額	三一二、七九二	七七二、六二三	三五、二五〇	五四、九〇〇	―	―	三三六、〇八九	一、五二一、六五四
	月末殘高	三五四、九三九	九八八、〇四四	三五、二五〇	五四、九〇〇	―	―	四〇四、五二八	一、八三七、六六一
嘉義銀行	放資額	一一一、一八九	一三二、六〇四	―	―	―	―	―	二四三、七九三
	月末殘高	二二六、四八〇	二六四、二一四	―	―	―	―	―	四九〇、六九四
彰化銀行	放資額	五〇五、一五一	三〇九、五八〇	―	―	―	―	―	八一四、七三一
	月末殘高	九九八、四二三	四五六、三三二	―	―	―	―	―	一、四五四、七五四
新高銀行	放資額	七一九、九三四	四五三、二〇四	四一三、五八四	八六、七二〇	二六、九〇〇	五一、五一八	二三四、六三四	一、九七六、四九四
	月末殘高	一、三〇七、六一七	六〇五、四八六	七八〇、〇四四	六五、二〇〇	一一、五〇〇	五〇、八三一	二九四、八七四	三、〇九五、五五二
華南銀行	放資額	一、七三九、六二五	一、五八六、九二五	九三二、六五〇	七四〇、〇〇〇	―	―	九九九、二一九	五、九五八、四一九
	月末殘高	一、七六九、九六五	一、三五六、九二五	八九六、九〇〇	七四〇、〇〇〇	―	―	一、二三九、三五〇	五、九六三、〇四〇
合計	放資額	一三、五九九、七〇七	三八、五八〇、六三五	一、七七〇、〇四〇	一、九四七、四二〇	三〇二、〇〇六	五九九、六七四	六、九〇七、九六八	六二、七〇七、四五〇
	月末殘高	二〇、七五六、三七九	五三、二四四、六四二	二、三五三、四八八	三、三六四、〇二七	三二六、一一一	八二九、二二九	六、三八四、一六八	八七、三五八、〇三〇
前年二月	放資額	二〇、九六二、七二一	三三、八七九、七八七	一、二四三、〇六六	二二一、〇〇〇	六三、七五一	三六三、九四〇	三、六三一、四〇一	六〇、三六五、六六六
	月末新高	二七、五五二、六〇三	四三、八五三、七二四	二、二三七、二七三	一、三〇四、二六二	六六、五六八	五七六、三三四	五、〇三一、五七三	八〇、六二三、三二七
累計	本年放資額	二五、七六四、一七四	七三、二〇七、〇六九	三、七九八、五二四	四、五六二、七八五	三五八、七三八	八六三、一七九	一一、五三四、一九一	一三〇、〇八九、六五六
累計	前年放資額	四二、七九一、三三六	五八、三三一、八三八	二、一〇二、二一七	六五四、〇七七	一三二、六〇五	七七七、三〇八	七、七四八、一〇七	一二三、五三七、四八八

手形交換月表

所在場所	年月次	枚數	交換高	交換枚數一枚に對する平均金額
臺北	大正十年二月	二五、三三五	一一、三三七、六一五円	四四七
	同年一月	二六、七三二	一一、三六三、三四九	四二五
	同九年二月	三三、五八四	二一、九三四、六六六	六五三
臺南	大正十年二月	一五、六〇九	五、八〇八、四四七	三七二
	同年一月	一五、四四〇	四、六六七、五三二	三〇二
	同九年二月	一七、五七五	九、九一六、七二三	五六四

手形交換所組合銀行月報

所在場所	組合銀行	年月次	拂込資本金	積立金	諸預り金	諸貸出金	有價證券	金銀有高
臺北	本店四行 支店二行	大正十年二月	八〇、〇三二、五〇〇円	二、九六六、二〇〇円	四八、一五六、五六九円	五四、九九一、四三三円	一六、七七二、一四七円	五、九六一、四二一円
		同年一月	八〇、〇二一、六五〇	二、九六六、二〇〇	四九、九六八、〇七〇	五六、一三六、二一九	一六、六九四、七四三	七、九〇〇、一八八
		同九年二月	四六、七二四、五〇〇	八、〇六七、七〇〇	五一、四〇四、四一〇	六八、四〇四、五九六	一六、〇五七、八七九	四、〇七二、七〇五

臺南支店						
行五						
大正十年二月	—	—	六、〇七六、五四一	二六、六九三、〇四八	—	—
同一月	—	—	六、二七〇、三九四	二二、九〇四、八四七	—	—
同九年二月	—	—	七、八八八、〇〇五	二〇、四二七、九八〇	—	—

臺灣銀行劵發行高及流通高表

年月次	銀行劵發行高 準備發行高	銀行劵發行高 保證發行高	銀行劵發行高 計	國庫市場 現在高	國庫市場 流通高	發行餘力高	制限外發行高
	円	円	円	円	円	円	円
大正十年二月	三一、〇〇七、六一四	一五、六六〇、六五一	四六、六六八、二六五	四、一七五、九八九	四二、四九二、二七六	六、三五九、五四九	—
同一月	三二、七八九、九九九	一五、九一六、〇三四	四八、七〇六、〇三三	四、〇八〇、五五六	四四、六二五、四七七	四、〇八五、九七六	—
同九年二月	三四、一八五、七六二	一二、三七五、八七三	四六、五六一、六三五	五、七五六、八〇六	四〇、八〇四、八二九	—	一、三七五、八七三

南瀛佛敎會の創立

臺灣の僧侶及齋友の必境を開拓して宗敎家たる實質を備へしめ。舊來の囚はれたる迷信陋習を打破して眞の信仰に入り、尙布敎傳道に依り島民の敎化を資くるを目的とする南瀛佛敎會の創立總會竝發會式は四月四日臺北艋舺俱樂部に開催せり、當日は午前九時臺北、新竹、臺中、嘉義、臺南、高雄等の代表者艋舺俱樂部に參集し、一同總務長官官邸に到り、末松內務局長、川崎警務局長、丸井社寺課長、太田臺北州敎育課長列席の上長官より一場の訓示あり江善慧答辭を述べ一同庭前に於て紀念撮影をなし、同十一時官邸を辭して正午十二時艋舺俱樂部に於て總會を開き午後三時半閉會、引續き發會式を擧行し沈本圓の開會の辭、丸井社寺課長の佛敎會の誕生、末松內務局長の訓示周維金の答辭等あり午後五時無事式を終了し、來賓及會員一同の紀念撮影の後臺灣料理の饗應ありて同七時和氣靄々裡に散會せり。

萬華新店間鐵道開通

曩に萬華、公館間の運輸營業を開始せる臺北鐵道株式會社は今回更に公館新店間の工事を完成したるを以て三月二十四日新元鐵道部長外十數名同乘試運轉を爲し翌二十五日より萬華新店間の運輸營業を開始せり。

北斗田中間輕鐵

臺中州下北斗田中間の輕鐵は從來林本源製糖會社に於て敷設營業中なりしも線路大迂回を爲せるを以て今回北斗田中間を一直線に布設し現在線路の二分の一の距離に短縮すること、なり今回林糖に布設許可せられたるを以て近々其工事に著手すべしと

臺灣商況

本年三月中の臺灣商況

●米相場（內地米及臺灣米）

內地米相場左の如し

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	定期米三月限 東京	定期米三月限 大阪	正米標準相場(中米) 東京	正米標準相場(中米) 大阪	內地白米本島相場 肥前米	內地白米本島相場 豐前米
一日	二五・三六	二五・〇〇	二五・九〇	二七・六〇	三四・〇〇	三八・七〇
十日	二五・五六	二四・八六	二六・〇〇	二七・一〇	三四・〇〇	三八・七〇
二十日	二五・三三	二四・二七	二五・五〇	二六・九〇	三二・八〇	三六・五〇
三十日	二四・七八	二四・三一	二五・二〇	二六・五〇	三二・八〇	三六・〇〇

內地期米は投賣防止策、米穀法案の爲め人氣作用にて一上一下小波瀾を見たるが大勢を通觀するに當月は先月に比し餘程下鞘にして大保合の域を脫する能はざりき正米は殆んど續落の不勢を示したるが之れ一は外米及鮮米の安物壓迫せられたると他は農家の施肥資金關係及帝農會が四月より平均賣の宣傳をなすと傳へ盛に出穀を急げるにも由るならん。

島內、內地米相場も之が爲め中旬後は續て軟落月末に肥前白米三十二圓八十錢と落込みたり本島產米も亦內地米價の不振に左右せられ殆んど取引なく殊に十日頃には銀安關係より外米の入荷頗る多く値段も百斤四圓八十錢を唱へ島米は押されて頓と商談も消え市寂寥の場面を現せるが中旬過より多少買氣加はり市況稍や恢復の色を見せたり乍去本島米は大需要地たりし流球地方か昨今閩貢米の割安もの產地直港にて商內出來となりしより著しく伸力を殺減せられたるの觀あり糯は依然品薄の爲め高値唱す

	北部玄米	同上小賣一升	具　[illegible]
一日	一五・八七	〇・二〇	一九・〇九
十日	一四・七二	〇・二〇	二〇・七〇
二十日	一五・四一	〇・二〇	二〇・七〇
三十一日	一六・二〇	〇・二〇	二一・八五

砂糖

前月閑散裡に推移せる內地市場は一般に材料待ち睨合氣迷の狀態にありたれど一方海外糖の持合に推移し分蜜糖保稅四五月限二十一圓八十錢と出來賣溢り氣味にて賣買兩者共依然氣乘り薄市場活氣なり鈍重精糖現物三十一圓九十錢爪哇白双直積「エフォービー」二十七盾丁度玖瑪糖組育冲「シーエフ」四弗七十五仙と入電引續き無商內持合の商狀にありしが七日爪哇の五十仙安入電に買氣を喚り分蜜糖四、五月後保稅に二十一圓丁度より二十圓六十錢精糖三十一圓と低落商勢不味となりつゝある折柄十六日亦又爪哇の漸落五十錢安の直積二十五盾半新糖轉賣品白雙六七月積「エフォービー」二十盾二十五仙との報に嫌氣的の賣物現はれ形勢益々惡化分蜜糖保稅四五月渡十九圓七十五錢と遂に大關門たりし二十圓臺割れを演出し精糖又之れに刺戟され三十圓二十錢と出來跡と小往來ありて最終十九圓五十錢爪哇二十六盾五十仙玖瑪五弗二十五仙と入

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

電あり島内市況又之れに連れ同歩調を辿り分蜜糖税込期近物二十六圓五十錢精糖三十三圓五十錢に甫り最終分蜜糖二十六圓丁度精糖三十一圓五十錢と不勢買人見送り商状なり。

麥粉

市場依然氣乘薄にて引續き閑散商内出來さるも實物薄丈け各地共底意何さなく强調を辿り東京三圓七十五錢神戸三圓六十五錢下關三圓七十五錢さ出來跡さ五錢高まで續保月末會社の値上けさ原料高に各地共氣丈さなり東京三圓九十五錢神戸三圓八十五錢下關三圓八十五錢さ入電あり島内市況龍印四圓四十錢綠たいや四圓十五錢上海寶星印四圓十錢見當

綿布

月初早々前月末の商勢より惡化の度益々濃厚となり各材料一として良好の物なく前途甚だ不安の念に堪えさりしが十五日頃に於て三品百七十圓臺に落ち全く底突き惡材料出盡したるかの觀ありき其内銀塊相場の漸騰は綿絲布相場の出合を良好ならんめ内地に於ては大口輸出商談一時に成立し滯貨激減し人氣俄に硬化狀態となり三品先物は最安値より三十圓方昂騰し二百圓臺に載せらるゝに至れり卽ち本島に於ても前月以來の反動時期に入り内地綿糸布の好勢は實需の喚起と共に相場の安定を來し下旬に入りては市場恢復の曙光に至れり但一度下落したる各品成行は未だ挽回せられず極安底の相場を維持せしも適品稀薄にして荷動きは可成り活潑の裡に越月せり。

駱駝六百番晒金巾	三・〇〇円	木尺布(五百八十目付)	二・九〇円
同五百番晒金巾	八・三〇	黒無地朱子目毎ヤル	〇・五六
象兎細布	八・二〇	黒無地ポプリン毎ヤル	〇・六五
五福祥拉布	七・九〇	紋ポプリン毎ヤル	〇・六八
龍C粗布	七・六〇	黒先輝付シンス	一〇・八〇
三輪C生天竺	五・二五	紺小倉(二十五ヤルモノ)	一六・〇〇
一白木綿(三百八十目付)	二・二〇	縞小倉(二十五ヤルモノ)	一六・〇〇
同(二百六十目付)	一・四〇		

金物類

當月は内地市場安値手持筋の利喰處分現はれたる爲棒及投類等は何れも一時總下けを見たるも外國物は瀕々上鞘を報し來れると内には今議會提出の製鐵保護案及關税改正案てふ好材料に刺戟せられ下旬には各品を通して反撥し續て强調を示せり島内賣は目星しき商内なく一般に閑散を告けたり。

丸鐵四分(一貫)	〇・六八	平坂二十八番(一枚)	二・二五
同五分(同)	〇・七〇	同三十番(同)	二・〇五
同六分(同)	〇・六五	混板同(六尺)	一・八〇
釘類六分(百斤)	三・五〇	同(七尺)	二・〇〇
同一吋半(同)	二〇・〇〇	同(八尺)	二・三〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　二吋（同　）	一八・五〇	鐵管内徑一吋（長一尺）	〇・三五
針金（一九八四斤）	一三・〇〇	同　二吋（同　）	〇・六〇
同　十六番（同　）	一八・五〇	レール　十二封度一哩	五・六〇

石炭

香港向は何分爲替が初旬八十八圓五十錢と本年に入りての安値唱ありし等前月に比較するときは餘程の低落にして新規商談更になく基隆驛渡切込十二圓を割らんとするの情勢にて殆んと問題にならず一面島内今年は南部への送炭も順調なりしとバカス燃料の多かりし影響も加はり滅切閑散を告け尚撫順炭は續て入津あるを以て愈々人氣腐り出炭制限も追付かす當月は貯炭存外多しと云ふ茲許炭界の意氣消沈乎

木材

福州材は銀安に促かされ續々入津を見たるか安値に取引せられて漸に内地材を壓迫せしより前月に比すれば更に約一割方の値下を見るに至りしも頓と活氣なく一方内地は大阪方面に需要を喚起し來れると資材乏しきを理由として天龍は一割方値上を報せるも島内市場か叙上の如く内地材不振を告け居る際とて到底之に應ずる能はさるのみならず本島は六、七、八月の閑散期を控え居ることゝて尚一層の押目は免れ難しと云ふ

杉槓（長二間半）（七分厚六分）一丁	〇・六〇	杉柱（三寸五分角）一本	五・一〇
杉極（正一寸八分角）一本	〇・九〇	同（四　寸　角）同	四・〇〇
杉板（六　分）一坪	四・二〇	同（四　分）一坪	三・〇〇

紙類

前月來引續き氣配弱く洋紙は製造會社聯合會にては生産制限を行ひ當分値下を見合すことに決定せるやの模樣あるも何分手持筋の在荷疊々のことて未だ人氣を轉換するに至らず和紙は小口賣弗々あり市場滯貨漸減の爲め底意堅きやの風情あるを以て多少相場の見直しあらんかなれとも島内は兎角捗々しき商談も出來せす相場は何れも弱持合裡に越月せり。

肥類

財界の不況先安見越か因をなし肥料界は依然不味なり豆粕も大連にては引續き短綵行はれ餘程品滯の模樣なるも買氣更に起らす當月は高雄農會豆粕二六、〇〇〇枚過燐酸四、〇〇〇袋調合肥料五四二叺の買入ありし外は目星しき取引迚絶無にして殆んと無味閑散を續けたり相場は豆粕一圓九十錢と居据り過燐酸十六度一圓三十錢同二十度一圓五十五錢硫安日本窒素會社製十貫叺八圓とこころを唱へたり

セメント燐寸

曾ては支那南洋方面に大活躍を示せるセめんと及燐寸も昨今の爲替安にては如何ともする能はす殊に燐寸の如きは印度關稅引上の惡影響も加はり兩者共に海外方面は殆んと不引合となり内地市場は何れも在荷過多に苦しむ折柄需要者側は時節柄小口當座用物の外は一切拱手の態度なるを以て相場は益々頽調を辿り當市場も月末には

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

セメント八圓二十錢燐寸(月琴)五十八圓所を唱へたるか目先展開は覺束なく一層下押あらんか。

麻蘿

例年ならば一期米手當用として取引旺盛を極むる頃となれるも本年は之に反し兎角產米の動かざると搗て加へ先安を見越しゝ頓大口商談出來ざる爲め商內依然無味閑散にして相場は二十九錢を唱へたるが島本品潤澤と云ふにもあらざるもの丶如く製麻會社の如き此上安値には賣應せざる模樣なれば目先需要期を控えたる當市場は玆に頹勢の挽回を見るも遠きにあらざるしと云ふ

工業藥品

前月來弱保合を見たせる工藥も何分工業界の不振益々甚しく從て手持原料客易に消化せられざるを以て市況續て沈靜取引閑散を告たり乍去相場は餘程府入の風情なれば此上無碍に悲觀の要もながるべく今一息時期待ち姿と觀測せらる他品の不勢に反して白硝酸のみは硝石市場買物薄を傳へ漸次擡頭して當月は二十七圓丁度と前月値に比すれば二圓五十錢高を示せり。

臺北陸軍偕行社に於ける第二遣外艦隊司令官(前列右より吉田司令官、柴大將、向井侍從武官、末松內務局長)

臺北相場左の如し。

六十六度硫酸	二〇〇磅一箱	一九・〇〇
月印重曹	一樽	一三・三〇
六十五度硫酸	二〇〇磅一箱	一四・〇〇
硫酸曹達	百斤一俵	四・八〇
二十度鹽酸	一三〇磅一箱	一五・二五
カツチエキス	八十四斤	二五・〇〇
四十度白硝酸	一四〇磅一箱	二七・〇〇
苛性曹達	一箱	九・六〇
硫化曹達	一箱	八・七〇
晒粉(カルキ)	百個	一四・八〇
月印曹達灰	同	八・三〇
洗曹達	一樽	五・三〇

海產物

兎角商狀不振なりし內地產海產物も月末清明節を當込み多少の商內を見せたるに過ぎず月末値段としては鯣は產地不漁の爲め五十二圓を唱へ乾鰕七十五圓貝柱九十四圓も下値淋しく鹽鯖は輸出不振にて荷悶を訴へ開鰭頭付十七圓同無頭二十四圓と手堅く又本月は對岸泉州邊よ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

り輸入せられたる鹽味付小鰕市場に見受られ相場は十二圓見當にして可成人氣に投したるもの、如し。

木炭

元來大需要期を過ぎたるに拘はらず年度替りを氣構へたると北部方面は目先製茶期を控えたること、て下旬相場は反撥して雑炭三圓四十錢想思炭四圓四十錢と案外氣丈なり。

野菜

長玉菜は期節過の爲め共に姿を沒し丸玉菜下旬より弗々に現はれ芹菜も早手は既に遅手と交替期に入れり又本月初頭を見せたる隱元豆は賣行よし來月中頃ともならば長鬚胡瓜茄子等も出揃へ種類も豐富となるべけれど概して當月は市場出廻の種類少きが如しと云ふ

月初及月末百斤建卸相場左の如し

		月初	月末
大根	長	三・〇〇	三・〇〇
	丸	一・五〇	二・〇〇
新蕪菁		二・〇〇	四・五〇—五・五〇
大枝葱		八・〇〇	八・〇〇
長茄子		七・〇〇	六・〇〇—八・〇〇
三葉		八・〇〇	八・〇〇
赤芋		四・六〇	四・五〇
牛蒡		四・七〇—五・七〇	五・〇〇—九・五〇
葱		三・九〇—四・〇〇	四・〇〇—六・三〇（内地もの）
菠薐草		二・〇〇	四・〇〇
[illegible]菜		二・〇〇—三・〇〇	四・〇〇
[illegible]		—	二〇・〇〇
人參		三〇・〇〇	二・五〇

◉大谷光瑞師は目下上海英租界膠州路に師の理想的な邸宅を建築中であるといふが、敷地は千坪で建築は純西洋式、其の庭園には二千五百坪の大きな池を掘り、池の周圍には丘を造り百種の櫻を日本から移植する積りで、上海第一の庭園に仕やうといふ話、光瑞師が日本を嫌つて外國の自由の天地に住まんとするは定めし相當な理由もあらうが、夫れにしても師の如き人物は祖國を匡救するを以て念として貰いたいものである。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

田總督の地方長官に對する訓示

＝法律第三號と臺灣の文化方策＝

（大正十年四月二十三日臺灣總督府に於て）

此一篇は本月二十三日總督府に於て田總督の地方長官に與へられたる訓示にして所謂六三法律の後身たる法律第三號の精神及び一般統治、一般文化其他に關する施政の方針を窺ひ得るを以て玆に之を紹介することゝせり其の要旨凡そ左の如し

（要旨）（一）法律第三號は從來の六三法律に比し精神的に進步の意味を有する改正にして從來の原則例外を顛倒し尙ほ法律施行の範圍を廣めたるものなり。（二）而して其有効期限を無期としたるは其の時期を豫定することの不可能なるに因る。（三）次に評議員會は律令諮問の爲のみならず、總督が民意を徴する必要ありと認めたる事項は之を諮問するものにして法律第三號と關係なく效力を發生すべきものなり。（四）又た臺灣議會は帝國議會に等しき性質のものなれば憲法が臺灣に行はるゝ以上之を許すべきものにあらず。（五）一般文化に關する事項としては、內臺人の婚姻は法令の改正によりて之を行ひ得ることゝなれり、人材登用に就ては臺灣人にして資格を有する以上內地人と何等の區別を爲さず。（六）次に教育問題に就ては共學は一時の手段たるに過ぎず。永遠の方法としては學校の連絡及び關係に就て大いに考量を加ふるの必要あり。（七）警察政治も既に其の時代を過ぎたれば一般行政と區別し而かも其過渡期に遺漏なきを要す。（八）交通政策として鐵道の改良新設及港灣の改善を要し又た蕃地の交通も理蕃政策上より考量を要す。（九）財政經濟に就ては第三種所得税を臺灣に施行し。（十）豫算の執行に就ては深甚の注意を拂ひ、無用を節して剩餘金の餘裕を保つこと。（十一）地方税豫算にして國費に關係ある分は國費の豫算編成に先ち豫め意思の疎通を圖らざるべからず。（十二）經濟界の變調による惡影響は之を豫防するの注意を要す。（編者）

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

私は一月半頃から昨日迄約三箇月間、帝國議會の爲めに上京して昨日久振りで歸任致した、此の間地方長官としては、始めて地方制度實施の爲め種々なる劇務に遭逢せられ、殊に本年に入つて以來、地方の財政即ち豫算決定の爲めに各州共に協議會を開かれ、夫々審議して無事に決了したる旨を內務局其の他から報告を得たのであります、是れに就いては眞に創始の際で在つて幾多の難問題の存することは豫て自分は深く洞察して居つた、然し兎に角大體に於て極めて穩かなる結了を見たのは、當局者として充分努力せられた事、及び一般協議會員に於て、赤誠を盡して公共事業の爲めに眞面目に諮問に應じたと云ふ結果に外ならず、此の點に向つて私は深く滿足をして居る次第である、此度歸任につき最近の期間に起りたる事及び是れから漸次に實行すべき事柄に就いては、極めて大綱を今日諸君に訓示しやうと思ふ、勿論詳細の事は總務長官からも訓示せられ、又主務局長からも種々のお話なり打合をする、自分は極めて要領丈けを申します、先づ一般統治に關する事項に就いての事を御話しやうと思ふ。

一般統治に關する事項

第一は委任立法の制度即ち世に所謂六三問題と稱するものゝ改正である、是れ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三法律の改正

精神的に意味の進んだ改正

原則例外の顛倒

は御承知の如く二十九年に所謂六三問題卽ち法律第六十三號が制定せられ、種々なる沿革もあつて或ひは三年或は五年毎に改正したのでありますが、其度毎に立法部に於ては多大の議論を惹起し、隨分喧しい問題に爲つて居る、今度は豫て臺灣統治の大方針として帝國政府が執つて居る所の精神を貫徹する爲め、今迄現存して居つた法律より餘程精神的に意味の進んだ改正を加へました、之れは特に御承知のことであるから詳しいことは申さんが、兎に角內地法の適用を得る限り內地法を適用するを以つて改正案の精神とし、新領土に於ける特殊の歷史風俗習慣に適應する爲め內地法を適用し得られざるものに對しては、直ちに內地法を實施する事は人民の幸福若くは生活に對し容易ならざる惡影響を及ぼす虞れがありますから、左樣云ふものは矢張總督の委任權を以つて委任立法をすると云ふ精神である、從前と變る所は從前は命令を以つて法律に代るものを制定するを以つて原則として、法律を其儘施行する事は寧ろ變則卽ち便法として在つたので、今度は之を倒まにして法律を施行することを原則とし、さうして止むべからざるものに限り法律に代ふるものを施行する主客轉倒になるのである、此の意義に於て餘程の主義上進んだと申して良からうと思ふ、又主義計りでない實際の法令を見ましても今日までに旣に法律で施行されて居るものでも此度の新法律の規定によれば、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

有效期間を無期限としたること

評議員會は律令案諮問の爲のみならず總督が民意を徴する必要ありと認めたる事項は之を諮問するなり

餘程法律を運用し得る範圍が廣くなるのであるから、事實に於てもよほど變るであらうと思ふ、ウモ一つは無期限にする、是は今迄三年乃至五年每に延長したので、其度每に法律として議會に提出の見込の立たない短い期限を附して置く爲めに、二十幾年間に七回も同じ事を繰返し來たのである、斯る遣方は政府並に議會の威信を保つ所以の道でない依つて此の度は無期限になつたので、將來新領土の人文が大いに進步發達したる曉には之を全廢する時機もありませうから、今日に於ては其の時期を豫定することは不可能の事で、此の立法の精神は必竟統治の方針より出た事もあつて、卽ち一昨年私が赴任の際、諸君及び一般に向つて訓示を致しました所の、所謂我が帝國憲法が臺灣に行はれて居るので、而して臺灣は帝國の領土として結局內地と同一の境地に到達すべきものである、と云ふことの精神から出でたるものである事を了解せられんことを望む。

第二には此度總督府に評議員會を置くことの議が既に政府では決定して居るのであります、是れは一二月內には發布せらるべき運びになる筈であるが、發表前の今日に於て其の內容を一々御披露する譯には參らぬけれども、其の之を置かるゝ精神其のものは此處でお話する必要があると思ふ、此の評議員會を置かるゝに就ては最初の六三問題には律令審議會を法律中に規定されてある、其後の改正に

評議員會は法律三號と關係なく效力を發生す

依り法文より取り除かれたが今尙ほ現に總督府令を以つて律令審議會なるものが現存して居るのである。然るに此度設くる評議員會は此等と全く其の性質を異にして居る、此の評議員會は單に所謂委任立法をやる此の律令案を諮問すると云ふ意義のものでない、卽ち總督が臺灣に施行すべき事柄にして人民の意向を問ふの必要ありと認めたる事項に就き之れを諮詢すると云ふので、或は律令案に關して諮詢しない事も諮詢することもあります、隨つて其の他のことにして律令に關係のない事柄にしても、或は敎育上のことにしろ或ひは行政上のことにしろ、此の事は一應評議會の諮問を經て民意を徵する必要ありと認めた場合は之を諮問するのであつて、從前の委任立法の附帶條件として諮詢するやうな審議會とは全く性質が違ふのである、卽ち臺灣總督が政治を運用して行く上に於て民意を徵すべき必要を認めた時に之れを諮詢する高等諮詢機關である、隨つて法律上の意義は少しもない、全く政治上の意を以て總督行政に對する補助機關と云ふべき位地に立つのである、斯う云ふ意義の評議員會を設置するのであります、若し之が律令審議會に代るべきものと謂へば。此度の委任立法は本年中は效力は生じない、卽ち大正十一年一月一日から新たに效を生ずるから、其の委任立法に附帶して居るものは其時に初めて效力を生ずる筋となるが、今回の評議員會は左樣の性質でない。故

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島人請願の臺灣議會は帝國議會に同じきものなり

に此等の法律則ち法律第三十一號若くは此度の委任立法の效力發生奈何に拘はらず、何時からでも施行してよいと云ふ事になるので、遠からず施行致すことに決したのである。

臺灣議會に關する事項

此の場合に於て唯だ御參考迄に少しく話をして置度い事がある、之は臺灣人が此の本議會中に臺灣議會設置請願を出した、此の事に就いては內地でも多少さう云ふことに心懸けて居る人は注目しましたが、畢竟一部分の注意を惹きたるに過ぎないが、臺灣にては可なり人心に影響を及ぼしたやうに聞及んだが、此の事は別として然らば此の臺灣の議會と云ふものは如何なるものであるか、斯の點丈けは明かに諸君に御話して置くがよからうと思ふ、臺灣議會の請願書を見ると、臺灣議會を設置して法律を議定し、豫算を協定することをして貰ひたいと云ふ決論になつて居る、左樣すると全く帝國議會と同じ事になる、御承知の通り植民政策として各國の執りつゝある、政策は種々に分れて居るが、就中英國が非常な大植民地を多く有して居る爲め、英國の植民政策は濠洲でも加奈陀でも南阿弗利加でも殆ど獨立的自治制度を行ふ植民地になつて居るのである、則ち特別なる議會を置き、法律

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

自治的植民地

臺灣は自治的植民政策を行ふに不適當

自治的植民地を置くことの例外は憲法に存せず

を議定し豫算を協贊することを植民地自ら行ふと云ふ主義を採つて居るのである、然るに我帝國の新領土に對する方針は憲法上豫算及び政治上の意義からさう云ふ方針は執つて居らぬ、卽ち英國の如き植民政策の主義は執つて居らぬ、是れは事實から言つても夫れが當然で、加奈陀、濠洲、阿弗利加、印度の如き何れも本國に幾十倍するものであつて、之れを憲法の效力を及ぶものとして内地同然の統治法を取ることゝは到底望み得難き事である、印度の如き何億の人口を有つて居る、さう云ふ植民地を持つて居るは特別なる自治機關を設置して遣つて行かなければ治らない事は明かである、然るに帝國が始めて獲た所の新領土たる臺灣は之れを英國の大植民地に比較すれば手の掌にも當らない、ホンの九州位で而して人口は九州の半分しかないと云ふものに向つて、面積人口共に數十倍の大を有する濠洲や南阿弗利加等の自治的植民地政策を行ふことは、事實に於て全く不適當なることは一目して瞭然極めて明白な事である、然るに之れは事實問題であるが、又法律上の問題からしても、我帝國の憲法第一條に於て（日本帝國は萬世一系の天皇之れを統治す）とある何等憲法に所謂自治的植民地を置くと云ふやうな除外例は存じて居らぬ、然かし此の憲法の解釋は私は餘り論じない方がよいと思ふ、唯だ數年前までは世の中に委任立法の制定に對し憲法違犯の嫌ひありとの聲も往々聞きし所な

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

委任立法は憲法の範圍に及ぶを前提とす

憲法上には唯一の帝國議會あるのみ他に議會あるべからず

りしが、今回は左樣云ふ聲は一切聞かない、前には委任立法でさへ憲法違犯の論が起りし位なれば、此の新領土に對する憲法の效力が及ぶか及ばないかは隨分議論の在つた事であるが、兎に角六三問題を定むる時に憲法の效力の及ぶ前提に六三問題が出來たのである、若し憲法の效力が及ばない英國で所謂占領植民地でありとせば、法律を以つて委任するを要せず單に勅令で規定して良いのである、夫れから六三問題の法律で委任立法を遣らなければならぬと云ふのは憲法の效力が及んで居る的證である、則ち憲法上の法則を守るが爲めに憲法力を生ずる委任立法に據つて委任を受けたと云ふ事になつて居るのである、憲法の效力が新領土に及ぶことは自分が一昨年赴任した時明かに辨明したのが始めてではない、從來よりさうなつて居るのを私が明かに言つたのである、此の意義から言つても法律を議定し豫算を協賛することは我邦に於ては唯一の帝國議會より外には絶對にない筈である、若し此外にさう云ふものを拵へると、帝國議會が又々あることになる、是れは憲法が許さない、さう云ふものを拵へると云ふことは憲法が新領土に及ばないことを前提的に決定した上でなければ何うしても議會を別に拵へると云ふことは出來ない、既に憲法の及ぶことは六三問題の時に極つて居る、既に憲法が及ぶ以上は帝國議會と相竝んで働くものを拵へることは絶對に出來ないのである、夫

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

北海道會は府縣會に同じ

れにつき色々の議論がありますが、例へば北海道に北海道會がある、臺灣には臺灣議會を置いても可いと云ふ人もありますが、北海道會は帝國議會と竝ぶべきものではない、內地の府縣會と同一のものである、臺灣を內地の一府縣と觀てやることは夫れも一つの說であるかも知らぬけれども我政府は臺灣を北海道の如く內地の一府縣と同じ位置に置く事は適當ならずとし、卽ち九州と略ぼ同一視して九州には七縣ある、臺灣には五州二廳を置く、卽ち內地の府縣に對抗すべき五州二廳を置き、之に對して地方稅賦課徵收の權を付與してあるから、更に其の上に臺灣議會を造ることは不可能なることは明である、斯う云ふ意義の下に於て臺灣議會は憲法上の意義から申しても事實上に於ても亦不適當なりと云ふ所以である、此の趣旨は貴族院の請願委員會でも聲明しましたのである、此のことは參考迄に序で乍ら申して置きます。

臺灣議會は憲法上事實上に不適當

次には一般文化に關する事柄を數箇條に分けて御話を仕て置かうと思ひます。

一般文化に關する事項

第一は內地人と臺灣人の婚姻である、之は適當に婚姻すべき法律を制定することが急務なることは曾て申述べた昨年の秋一時の便法を以て法律上差支へのな

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内臺人の婚姻は融和親睦の效あるべし

人材登用は内臺人に何等の區別なし

朝鮮と臺灣とは歴史を異にす

いだけの進路は附いて居るが未だ充分に法定の順序を完全に履行して兩者の間に通婚する途は開けて居らない、御承知の通り今度戸籍令の改正が出來、之に據れば内地人相互間に婚姻すると全く同一の手續を以て臺灣人と内地人との間に適法に婚姻が出來ることになつたのである、此の點は内地人と臺灣人との融和親睦の上に於て次第に效力を現はすものと思つて喜んで居ります。

第二人材登庸の件に關しこゝで一寸申述べて置きたいと思ふ、私が赴任した際に、人材登庸に付て何等の區別を措かない、資格がある以上は内地人と同一にやると云ふことは聲明して居る、聲明して居るに拘はらず夫れが實際に行はれぬと云つて缺點なるかの如く稱する人が往々ある、それを或る場合に朝鮮の例を取つて朝鮮には道長官も郡守もある臺灣にはさう云ふ著しい役人は一人も無いと云ふものもある、これは非常な誤解で、朝鮮は御承知の通り數千年來の獨立國で完全なる政治組織が成立つて居つて、大臣も道長官も上下を通じて總ての官職が現存してありまして、それが兩國の間に議が纒つて併合になつたので、其時の朝鮮の役人は當然の資格を以て其儘新制度の役人として引移り來つて居るのであるから、道長官以下色々の役人があることは當然の結果と言はねばならぬ、所が臺灣は之に反して清國政府の割壞を享けて新領土になつたが、其場合臺灣の役人は臺灣人自

資格ある臺灣人は內地人同様任用す

資格を備へずして任用を望むは出來ぬ相談

身でなくて、淸本國から出て來て治めて居つたのが、引渡の際殘らず淸國に引揚げたる結果、臺灣には前朝より引繼ぎの役人は絕對に無いのである、故に朝鮮の例は絕對に引證すべき筋でないのである、然しながら此の間吾々は臺灣人だから用ゐないと云ふ考は毛頭持たない、臺灣人にして任用の資格さへあれば內地人と何等の區別なしに採用する積りである、既に判任官には例が澤山あるが、如何せん高等官には一二人の外任用すべき資格を有する者がない、私は臺灣の有識者に時々言ふ子弟を教育するにはちやんと筋の立つた學問をさして、譬へば行政官にならんと望むならば法學士となり、高等文官試驗に及第するやうに、或は技師或は學校教員又は醫師になるなれば工學士、文學士又は醫學士となり、其他何の職業を目的とするにも之に適當する教育を受けしめ、相當の資格さへ備はれば悅んで之を採用すべく、期待するのである、其の選擇は其人の自由勝手であつて、役人にならうと商賣人にならうと、それは本人隨意であるが、其資格を備へずして高等官にして吳れぬと不平を云ふ者あれば、それは內地人の享有し居るより以上の特典を與へろと云ふのであつて、全く出來ない相談である、苟くも臺灣人にして內地人と同様の資格を有つだけに學問をしたならば、臺灣は勿論內地でも恐らく喜んで用ゐるだらう、此の意義未だ臺灣人に徹底せざるは甚だ遺憾である、自分は今更ら殊更に之を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

共學制は焦眉の急に應ずる處置

學校の連絡の必要

共學の程度に關する考量の必要

聲明する必要もないと思ふが、諸君が臺灣の子弟を善導し教育の方向を誤らないやう留意せられたい。次に第三には教育機關改善に付ての一端を話したい、これは臺灣としての一大事業で、教育の根本方針を永久に取り極めることは中々大問題で、これは尙深く講究をして理論と實地とに成るべく適合する方法を執るより致方がないから、今日聲明する時機でないと思ふが、差向いたことだけでも中々議論は斷へないのである、要するに既に共學と云ふことを昨年の學期以來始めて居る、これは唯々焦眉の急に應ずる爲にやつたので、此の主義で何處迄進むことも大いに攻究しなければならんが、もう一歩進めば高等普通學校の卒業者が中學校卒業の資格がない爲に、夫より以上の學校と連絡上に困難をする、斯う云ふことは急に救はなければならんから、本年の豫算でも高等普通學校に補習科を置いて、而してそれを終へたものは中學校卒業の資格を有せしめることに取り極めた、もう一つ上は高等學校で、是も本年より設立の筈である、而して此の共學の手段のみで進め得るかと謂へば、夫れ計りでは進めない、女學校にしても其他の各般の教育機關にしても此儘では共學の出來ないものがある、自分は必ずしも全部共通を要するものとは思はぬけれども、或る程度迄は共學にしないと先きで高等教育を受ける場合若くは其の教育を終へて公務に就く場合に、非常に困難なる問題が起る、將學校

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

學校關係は理論よりは事實

警察制度の時代は既に過去に屬す

時代は正さに一般行政と警察行政とを區別するを要す

の如きも其の一つである、是はどうしても相當の方法を講じて事實差閊のないやうにしなければならんが、此の事は中々急速にいかない、もう一歩進んで小學校と公學校の關係をどうするとか、中學校と高等普通學校の關係を如何にすると云ふ段に致して見ると、これは理論だけではゐかない、事實に立ち入つて一時に應ずる過渡の方法と、永久に持續すべき根本の方法とを充分研究を盡し考案を立つべきである、現に行ふ所の共學問題にしても、其他高等普通學校にしても、女學校に對しても、地方長官は此の意義の下に相當に施設をして行くことを勉むべきである、結局成るべく融合させて遂に統一すべく導いてゐくと云ふ腹で、施設若くは利導すると云ふ精神を持せられたく希望するのである。第四には文治制と云ふ、文治制と云ふと語弊があるが、それは警察制度との關係を言ひ現はさうと思ふので斯う云ふ文字を一寸用ひたのである、御承知の通り昨年の地方制度改正迄は臺灣は全く警察制度をやつて居つたのである、これは新領土に對して未だ政務の充分行屆かない場合に於て、警察制度を以て臨むことは當然のことであるが、最早や其の場合は過ぎ去つたと云ふ見地から、昨年は地方制度改正を行ひ、普通の文治的行政を施すことゝし、警察は警察本然の職分に復歸せしめ、一般行政は州及郡市街庄と云ふ系統で行うと云ふことは、大體は定まつて居る。此の意義は飽く迄貫徹しなければ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之を區別するに際し百事遺漏なきを要す

ならぬ、これは多言を費すの必要はない、内地は即ち其の通りで、是の警察と一般行政の區別は内地の通りになると謂へば明かに判る、其の意味が明かに貫徹することにならぬと、警察が教育にも土木にも其他納稅迄も手傳はなければならぬと云ふことでは、警察の本分は沒却されるので、これはどうしても警察の本分に歸へらすことに徹底せしめなければならぬ、只是れが一時に出來れば良いが、一日と雖も丸で警察なり一般行政なり眼の下を遁れる譯にゐかない、警察が手を引けは一般行政が其の跡に這入る、譬へば戶籍にしても今迄警察官がやつて居る、それを止めるときには戶籍官吏がちやんと其跡を引受くる樣にしなければならぬ、其の仕度が出來ないで只止めると云ふのは困る、さうなると其間に缺陷を生じ、何等の監督をも取締をも受けてないものが出來る、今迄兎に角百般の行政を警察官が世話をして居つたが、之を警察の本分に歸へすことは無論徹底的にやらなければならぬが、其の跡は空らで何人も覩るものがないと謂つては、茲に政務上大いなる缺陷を生ずるの虞がある、郡守は一般行政と警察權を有して居る、其の郡守に於て一般行政と警察と双方の移り變りに際し、其間少しも差支を來さゞる樣深き注意を以て充分に手配りを盡し、其間大いに郡長の督勵に努められんことを望むのである、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

交通政策に關する事項

鐵道の改良及新設

第一は鐵道の改良及新設である、これは本年の豫算の上に於て一番大きな問題である、從來臺灣の鐵道は建設の方には隨分力が這入つてあつたが、既設の鐵道を改良する方面には一向手を著ける遑がなかつた、殊に戰爭以來生産事業が非常なる急速度を以て勃興增進した結果、既成鐵道は其全力を擧げても運輸の功程を全ふすることが出來ないと云ふ有樣を呈したのである、抑も生産事業を開發せしむると云ふ事は敎育を發達せしむると云ふ事と共に、臺灣の新領土を開發すべく二大要件である、一般統治の上に於て敎育を以て人民を感化し、智德を啓發せしめることが大主眼なると共に、生産事業を奬勵し民力を涵養し、國富を增進するを勉むべきは施政の一大要件たり、此事たる事業其物に對し箇々の保護奬勵も必要であらうが、全體に通じて最大主眼は矢張り交通機關を滑かにすることにある、其の點に本年の豫算は重きを措いたのである、兎に角八千二百萬圓を九年の間に支出して繼續事業として鐵道の改良をやらうと云ふ計畫で、最も繼續事業の計畫に付ては大藏省の希望に依り、繼續費の形式を採らず一年每の要求に止めたるも、今後引續き既成鐵道の改良を實施すれば數年の後には相當に完備することゝ思ふ、新設

生産事業奬勵の最大要件としての交通機關

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新設は玉里里壠間の鐵道

次は港灣の改善

小港灣として築港の必要ある場所

蕃地の交通は理蕃政策より計劃すべきもの

第三種所得税の施行

の方は花蓮港臺東方面の關係で、即ち彼の玉里と里壠の間が切れて居る、これは昨年巡廻したときに大缺點と見たので、此の間を接續することが本年の豫算に上つて居る、夫から港灣の改善、高雄はあの通り進みつゝある、基隆は一旦完成したが尚能力が足らぬが故に、昨年の臨時議會に於て協贊を經て正さに第二の工事に著手しつゝあるので、大體は臺灣の大なる海港は之に依て目的を達する筈である然し小さいことを言ふと本年の豫算に蘇澳の南方澳の漁港的築港をやる、これは解船の揚げ卸しを便利にする目的である、もう一つは恒春の海口に小港を築造し、現に大板埒に發著する定期船をあそこに著けると云ふことが此の豫算で極つたのである。蕃地の交通は中々大切で、無論殖產の關係もあるけれども、これは寧ろ理蕃政策から計畫すべきもので、御承知の通り本年度に於ても豫算の許す範圍內に於て實行しつゝあるので、これは一般の交通政策とは違つて特色のあるものであるから、此の點は警察の方でも將來調査もし努力もしやうと云ふことになつて居る。

財政經濟に關する事項

次には財政經濟に關する一端を述べたいと思ふ、今年は御承知の通り第三種所得税を施行することに決定して居る、これは既に極つて居ることであるから、之を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所得稅は何れの國に於ても重くを置く所

說き明かす必要はない、唯これだけ國民の負擔が增すと云ふことであるから、其實施に付ては大いに注意すべきである、兎に角人文の發達に伴ひ施設を要する事柄が多々益々多くなる所が臺灣の財政獨立以來既に十幾年を過ごすのであるが、其の施設範圍が段々擴がるに從つて財源の必要を感ずる、其の財源と云ふことに付き臺灣も相當の稅源はあるけれども、所得稅は何れの國と雖も、進步した文明國は最も重きを置いて居る稅で、理論から謂へば稅と云ふものは單に所得稅だけにして、あとの稅を廢しても良いと云ふ說もある位で、兎に角所得稅は比較的有產階級に普遍的に賦課し得ることは疑を容れない、夫故に今年から第三種所得稅を實施することになつた、唯々之を內地通りにやることは困難なるべしと考へ、稅率及び控除金の關係に於て內地とは幾分か輕くする意味で制定されたのである。

豫算の執行に付ては深甚の注意を要す

豫算に關する事項

次に十年度の豫算執行及十一年度の豫算編成に關して一言申したい、十年度の豫算は既に極つて居るが、然し豫算の執行に付て深き注意を要すべきである、動もすれば豫算決定の後に於て其事柄を變更したり、又は豫算の目的以外の事に流用したりすることが往々ある、これは財務局に於ても往々議論の起ることであるが、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豫算執行に就ては無用を節するの注意を要す

剩餘金千五百萬圓は其の半に過ぎず

これは計畫をする方で餘程注意を要することである、豫算編成前に於て調査を遂げ、其の極まる所で豫算を立てると云ふことでなければならぬことは論を俟たない、然るに豫算の時には言はないで後に到りて之を變更したいと云ふ、これでは丸で豫算を破るので、卽ち立憲政治として總ての豫算を議定するの意義に反するのである、どうでも良いと云ふやうになつては困る、殊に餘程用心して貰ひたいのは、十一年度の豫算に於て然りである、濫費と謂つては語弊があるが、此の豫算の執行に就ては無用を節すると云ふことに付て深き注意を拂はねばならぬ、十年度の豫算編成のときも實際は收支對照に苦痛を感じた、これで更に十一年度の豫算編成に考へて見ると難局があることは明かである、と云ふのは十年度の豫算の編成のときに剩餘金の總額は二千七百萬圓で、其内五百萬圓は八年度より九年度に繰越したる事業の財源であり、又昨年は臨時議會には其追加豫算に七百萬圓も引拂をじたが尚約千五百萬圓の剩餘金があつた、然るに今年のこの千五百萬圓に當る金がどの位になつて居るか、どうしても八百萬圓しかない、卽ち約二分の一に過ぎない、これを想像すると此の次の豫算は餘程困難なる位置に立つて居ることは今から覺悟しなければならぬ、收入を觀ても昨年の上半期迄は相當に增收もあり、前年度も前々年度も收入の豫算超過が在つた、それが剩餘金を生じた大原因である、然

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方税豫算に就ても國費關係の分は其編成前に意思疏通を圖るべきこと

るに昨年の夏以來は反對の現象を顯はし、多くの收入が豫定以上に減じて居る、それは昨年下半期以降の趨勢であるが、此の趨勢は寧ろ増すことあるも減じない、それは一般經濟界の趨勢に支配せらるゝ爲である、總ての租税收入、官業收入は寧ろ豫算より減るとも増すことはない、剩餘金は偶然に湧いて出ると云ふことは絶對に出來ない、只豫定の收入が取れゝば結構だと云ふ懸念が増しつゝある、十年度豫算執行に對し今の内から幾らかの用意をしなければ十一年度のときに至つて非常に艱難をしなければならぬ、而して十一年度の豫算の收支の償はないときに差迫り、突然大改革を爲し大整理をしなければならぬと云ふことは、餘りに盲目的と云はねばならぬ、要するに是は臺灣計りの事でない、一般の世界的趨勢であるから內地の財政でも何れの國の財政でも略ぼ同一である、斯かる反動時機になつたときは之れに應じて豫め用意をせねばならぬ此の點は地方税豫算編成の際に於ても同一意味を以て能く注意して貰ひたい。

又地方税の豫算に就ても自然國費に關係ある教員費などは、國庫の支辨に屬するもの故、總督府が國費の豫算を編成するとき、出揃ふて其の意義が徹底するやうにしなければならぬ、昨年の如きは年度の半途からあー云ふ制度を施行したから、一時過度の便宜手段を以てやつたのであるが、將來は筋を立てゝ地方税の仕事と

雖ども國費に關係ある仕事に付ては、各州より總督府國費の豫算を編成する前に豫め意思の疏通をして居らなければならぬ。

最終に一言附け加へるが、一般經濟界に對する有樣、これは昨年の四月に自分が內地より歸任の際に當り、內地の或る銀行が破綻しかけたのが經濟界變調の前驅けで、自分は還ると直ぐに臺灣銀行頭取を喚んで、內地の經濟界の破綻の爲に臺灣に惡影響を及ぼさない樣、色々豫防策を講じた、又た臺灣銀行も餘程努めたので、其の後冬になつて內地の或る大商人が破產したことから臺灣の二三の會社に影響を及ぼして、頗る危殆の有樣に陷つたことも在つたが、幸に臺灣では表面では破綻に至つたものは大小倶に殆どないと謂つても可い位で、之を內地なり關東州の有樣に比較すると、寧ろ臺灣は平穩なりと云ふ方に觀て居るやうであるけれども其の實は中々苦しい、夫に就ては督府でも臺灣銀行でも成し得る限りの努力を以て、臺灣の經濟界に大なる破綻を來さぬやう務めつゝあるのであるから、諸君に於ても尙充分に注意を拂ひ極端の悲境に陷らないやう努力せられんことを望む。（終）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

下村總務長官の地方長官に對する訓示

大正十年四月二十三日　總督府に於て

（本篇の要旨）（一）大正十一年度の豫算編成に就ては十年度の豫算執行上十分節約を加へて剩餘金を留存すべし（二）協議會員諸氏は平素より地方の財政及び施設に就き意見を述べ又は計劃を立つるの覺悟なかるべからず（三）各種事業と地方經濟、及び公債支辨事業と本島經濟の關係は地方官の留意を要する所、又た各種社會改良事業の施設に就ても十分の考量を要す（四）事務簡捷の一方法として委任事項の範圍を擴張せば一面に人員及經費の節約を圖り得べし（五）街庄の區域名稱は交通其他の關係上變更を要すべきものは嚴重審査の上具申すべし（六）自治の訓練に關しては一層努力を加へ特に郡守は地方公共事業の遂行に就き十分努力するを要す（七）所得稅の賦課徵收に就ては財源を得ること、負擔の公平を保つに留意すると共に納稅義務の趣旨を宣明するに努めざるべからず（八）國語普及を奬勵すること、　（編者）

十一年度の豫算編成と十年度の經費節約

只今總督閣下よりも又財務局長よりも既に縷々諸君に述べられました通り、國庫の歲計は此の前年は約千五百萬圓の剩餘が在つたが、大正十一年度の豫算編成に當つては正確なる數字は分かりませぬが、先づ八百萬圓見當と思ふ、若し今年尙ほ風水害其他の臨時の支出があれば、其の上又た減少を見るのであります、見方に依れば大正十一年度には新規の事業は殆んど出來ぬと云ふことになる、從つて又一面に勞銀物價が低下の趨勢にありますから、十年度の豫算執行に當つても出來るだけ節約を致したい、其の節約するだけのものが剩餘の方に加はる譯であります、國庫の歲計の苦しいことは全世界を通じ、又一般の不況に基く戰時膨脹の反動で、州市街庄總ての豫算も皆な其の趣を一にせねばならぬ、隨つて國庫から州に補助を出し、州より市街庄に補助を與へる關係上、同じやうに甚だ豫算計理の上に困難を感ずることゝ信ずるのであります。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

協議會員諸君に希望する所

平素より財政及施設に就て意見又は計劃を立つること

各種の事業及公債支辨事業と本島經濟界

各種社會改良事業施設に關する地方官の注意

過般來地方を巡視した際にも、所在の州市街庄の協議會員より色々の意見がありました、殊に敎育に關する冀望が多かつた、其の他港灣水道或は道路・橋梁・各般の施設に付て希望がある、私は常に州市街庄の協議會員諸君に出來上つた豫算を手に受取つて年に一回開かれる協議會に出席して審議すると云ふ丈けては協議會員の意義は徹底しない、平素から州市街庄の財政州市街庄の事務施設に就て意見を述べ、色々計畫を立てることに於て意義がある、既に編制せられて提案になりたるときは、假令へ議決機關でなくとも、如何に相當の財源があつて新規の計畫を立つると謂ふても、既に時機が遲いのである、殊に今年の如き狀態にあつては、街庄市州又た督府自體に於ても、豫め收支の大局を達觀して新規に尙ほ新たに計畫するなり、又は在來の事務を整理減少するなり、其の間の輕重緩急を充分に事前に考慮してかゝらねばならぬ、例年の如くせば種々の澤山の計畫を立てゝも、唯々財務當局の指定の日子を無駄に重ぬると云ふ迄に止まることゝなるのであります。

又臺灣の經濟界は、昨日の會議に總督閣下より話された通り、比較的打擊の薄いことは事實である、又在來の日月潭の工事或は官佃溪の工事、或は河川改修工事、港灣の修築工事、或は海岸線の鐵道工事等、各種の事業によりて比較的所在の地方を霑ほして居ることも事實である、殊に今年は政府の公債政策として非常な緊縮方針を執りましたが、總督閣下の御配慮に依りまして、又新たに千萬圓に近い公債支辨事業の增加が認められたのであります、此等は本島の經濟界を或る程度迄調節する上に大なる效果ありと思ふのであります、恐くは敎育に土木に勸業に、又た各種の社會改良事業に爲すべきことは餘りに多いと思ひますが、どうか各州に於ても豫め督府と協調を保つて、何處迄は補助をする、何處迄は之を忍ばねばならぬ、と云ふ大體の見當を著けて、内には一層節約を

事務簡捷と委任事項の範圍の擴張

一面に事務簡捷、一面に人員及經費の節約

共學の認可の如きも地方に一任したし

街庄の區域名稱の變更は嚴重審査し具申すべし

自治の訓練に關する件

加へ、其外には爲すべきことを多少とも現實にしたいと思ひます。

事務簡捷のことは毎年の常套語になつて居ります、昨日の諮問會議中に臺南州知事は、地方制度の改正に依り廳は州となり、支廳は郡となり、區は街庄となり、それ〲區域は廣くなつて居る、其の結果民衆の不便も多い爲、一月以降委任事項を定めて實行をして居ると云ふ事であります、これは至極御同感で總督府に於ても出來るだけ委任事項を擴げて一面には事務簡捷、一面には人員なり延いて經費の節約を計りたいと思ひます、此の點に就ては無論各州に於てもそれ〲打合せて、出來得る限り實績を擧げ、事務の簡捷を計りたい、諸君に於かれても督府より州への委任事項に付ては常に研究して其の意見を具申せられたい、一例でありますが、共學の認可のこと今年は甚だ後れましたが、これは當局は努力して調べましたが、各州を通じて夫々調査をすることは相當日子を要する、これは性質上將來大體の標準に止めて地方に一任し、あとは報告と云ふ位が良からうと思ふのであります、其他これに類似した州に移して善いことは決して尠くないと思ひます。

街庄の區域名稱、是等は一旦決定したものは決して輕々しく變更すべきではありませぬが、然し昨年全島を擧げての大改革であります、其の街庄の細目の點に付て交通の關係其他の點で、どうしても變更せねばならぬと云ふやうなものがあれば、復た之を變更するに吝かでない、唯々此の種の希望を聽き出すと其の土地々々で何處に近いとか、やれどうとかこうとか、殆んど際限がないから嚴重に極嚴重に審査されて、どうしても萬止むを得ないものは具申されて宜しいのであります。

夫から自治の訓練と云ふことは昨日總督閣下より縷々御述になりました、何分新領土に在つて新附の民を控へ、所に依れば福建民族もあり廣東部落もあり、又熟蕃もあり生蕃もある、其上實施後

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地及朝鮮の事情視察を必要させむ

郡守を始め地方牧民の努力を要する事

道路又は埤圳の例

日は淺く經驗は乏しいのでありますから、兎に角今日迄の實況に於て地方官の全體に通じて甚だ多とするのでありますが、然し將來尙は餘程の努力を要すること丶思ひます、一面に知事始め各地方官郡守は、各方面に通じて當分は交代して內地又は朝鮮に、事情の許す限り出張して實地視察をなし、以て本島の施政の資に供したいと云ふ考を以て居ります、殊に警察官は昨日の助長行政に對する關係或は保甲事務の問題、此等に就ても色々の御意見を聽きましたが、結局まだ今日の臺灣の文化の狀態に在つて、既に郡守が警察事務も又た助長行政の事務も併せ掌理して居る、之が內地に比して已に變例である、各街庄と州の間に立つての郡守は、內地の郡長に比して事務の範圍も廣く、而かも今日の狀態にありては餘程責任は重いのであります、これは諸君の御意見にも屢々耳にする處であります、一方で段々と文化が進み、民衆の頭も發達して行く、亦吾々が發達さすことに努力して居るのでありますから、警察官の感じから謂へば、在來のやうに推しの利き惡いと云ふ感じもありませう、然し十年二十年前の昔の通りには參らぬが當然であります、同時に所謂羹に懲りて膾を吹くと言ふ諺がありますが、餘りに固くなり過ぎると云ふ嫌ひもありはしないかと思ひます、譬へば埤圳工事をやる、或は縱貫道路をやる、或は鐵道の敷設をする、是等の事業は何れも公共の事業である、其の事業の出來た結果、斯の如き利益が生ずる、殊に道路の如きは其の道路が出來て所在の土地の價格も騰り、生產物も經濟的に市場に運んで來ることが出來るので、之が爲めには一部土地の提供等極少數の犧牲に依りて大多數の恒久の利益を增進する、其の道路の性質なり埤圳の性質なり、本來の趣旨を明かにする所謂事情を疏通することには、餘程郡守始め地方牧民の職に在る人は努力を要する點である、製糖業の如きも亦然りで、今年は甘蔗の買上價格低下につき諮問事項もあり

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

製糖會社の例

所得稅賦課徵收に關する留意

財源を得ること、負擔の公平を保つこと

ましたが、民情は支へないとの事である、然かも私共の憂へるのは地元と會社とが協力して、どうしたらば臺灣の砂糖業が將來健全なる發達をなし得るか、若し之が今日の如き高價なる生產費を以てしては、海外の糖業に比し益々後れを取り、頭から臺灣の糖業は全滅せねばならぬ、さうなれば殆ど殖產の大宗は地に墜ちるのである、今日は小作人地元或は製糖業者が互に其の間に利益を相爭ふ時代に非らずして、俱に共に力を合せて、どうしたならば成るべく生產費を節約し、惹いて海外の糖業と競爭し得るか、今日は製糖會社自體も大いに事務の節約を計らなければならぬ、これも爪哇なり玖瑪なり各海外の製糖業を比較すれば、同じだけの生產に人は數倍餘計に掛つて居る、之は日本の各方面を通せる宿弊であるが、餘程人を整理し、事務の節約を計り、又た利益の配當も餘り多きに奔らず、之に關係するものは總て利害を互に一にして行く、と云ふ方針を以て健全なる發達を圖らなければ、今日の如き物價勞銀、今日の如き經濟の狀況では、臺灣の糖業は決して樂觀を許さぬのである。

先程財務局長より所得稅の問題に付て話しがありましたが、此の賦課徵收に付ては餘程民衆の心理狀態を考慮して、煩苛に失せず不公平にならぬ樣、餘程の留意を要する、これは何れ財務當局で主任の人々を集めて事務の打合をする事と思ひますが、根底に於て個人所得稅を臺灣に布くには、一面には財源を得る事は無論ですが、一面に負擔の公平即ち吾々始め多數の負擔力を持ちながら少しも負擔して居らなかつた階級を、之に由つて網羅すると云ふことになる、均しく各般の施設の利益を享け、生命財產の安全を享有して相當の負擔力を有しながら何等負擔をして居らない、之が今回の個人所得稅の賦課に依つて等しく負擔することゝなるのであります、同時に一部でまだ個人の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事情疏通には郡守の努力を要す

所得税も認められず、又た兵役の義務も無論無く、公學校の卒業生も未だ六七萬人にしか上らないときに、やれ臺灣議會を設くべし、或は協議員を民選にすべしと云ふが如き主張を爲す人に對して、何故に先づ地方自治を云はざる、何故に個人所得税、兵役の義務を主張せざるやと、絶えず私は反問し度いのである、所謂一知半解の徒は較もすれば誤解に陥り易い、多數の者は無教育者でありますから、是等の實情を充分に説明し疏通することが、總てを通じて必要であります、是等の點に就ても郡守は餘程努力しなければならぬ、絶えず管内の街庄長以下重立つた連中に是等の實相を徹底せしむると云ふことには、四六時中努力しなければならぬのであります。

國語の普及

先程學務課長からの話もありましたが國語の普及が大切であります、厦門漳州一帶と本島の大部分三百五十萬の人間にしか通用しない臺灣語では、世間に對して意見の發表も出來ぬ、又世界の智識を吸收する事も出來ぬ、恰も白耳義の「フランマン」語に當る樣なものである、これでは島民が將來思想界にも物質界にも幸福の得られやうがない、又事務の簡捷とか自治の訓練の問題にしても言葉が通じない爲に幾多の不便が起る、それは事情が判らぬから説明しても徹底しない、斯の如くにして幾多の不便不平が醸されるのである、

内地人の本島語習熟

一面臺灣では未だ内地人で本島語に習熟する者の程度は甚だ淺い、斯く云ふ私も甚だ淺い、吾々始め過渡の際としては相當心得ることは、一般民衆に接觸するもの程其の必要が多いかと思ふ、

内地延長主義の實行

結局總ての方針は總督閣下の訓示、又た今年の議會に原總理大臣の言明に由つても、内地延長主義であつて同じ民族に仕上げる、無差別にする、權利も義務も無差別にする、隨つて共婚問題も共學問題も進むべき途は明かである、唯々順序と時の問題である、隨つて昨日か花蓮港の新役場では六人の内地人と三人の本島人の街役場の總代委員があつて、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地人本島人各隣接區迄屬人主義でやつてるが如き樣に聞きとれましたが、左樣な所は他に例の無い事であります、是等の如きは色々の沿革も事情もありましやうが、これは苟も場所で極めてある以上、左樣な別はあつてはならぬのであります、內地人は本島人に相對抗すると云ふ氣分は無論あるべき筈は無い、自分等は一日の長として先驅者として之を抱擁して行く、指導誘掖して行くと云ふ氣分が總ての立脚にならなければならぬ、落著く問題は結局熱誠の二字を以て總てを一貫することゝ信じます、どうか諸君、一層努力奮勵、總督閣下御訓示の意を體し、此の多事多端の際、臺灣統治の上に萬遺憾なき事を衷心より期待するものであります。

●**天津會議**に列する爲め同地へ出向いた**張作霖**の同勢といふのを聞くに、張の隨員の外、步兵三個中隊、機關銃隊、騎兵共合計五百六十の衞兵を帶同したさうで、**張勳**を英租界の邸宅に訪問するに、武裝護衞兵帶同に付、租界通過許可方を我官憲に交渉して來たとのこと、又た**曹錕**は護衞兵二百五十名を具し特別列車で保定から天津に這入つたといふこと、其他の諸星も皆な夫れ〳〵護衞兵を隨へて來會したとのこと、民國も其の實は全然戰國時代に諸豪相會するの觀があるやうに思はれる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三問題と議會

臺灣總督 男爵 田健治郎

三百餘萬島民の永遠の休戚の繋るところたる所謂六三問題解決の大任務を帶びて一月以來上京中なりし田總督には、四月二十二日黎明喜多祕書官を隨へ亞米利加丸にて基隆入港。雨の港の別名ある同港ながらも、此朝稀に見る一碧の晴空は、實にも凱旋將軍を迎ふるの心にや、總督の眉宇亦春の煕々たる如く健體更に健を加へられたるが如きもの、故なきにあらず。轔々なる特別車中、質問に應じて答へられたるを綜合し、乃ち總督の高閲を經たるものは此一篇となす。

領臺既に二十又七年、帝國最初の植民地にして、以て「帝國」としての鼎の輕重を問はるべき我が臺灣が未だ內地に於ける有識階級―否最高立法府の各員間にさへも其眞相を解するもの、極めて寥々たるは、深く吾人の遺憾とする所、本島に取つては空前の大改革にして、正に本島統治上に一大境界を劃したる昨秋實施の市街庄制の如きも、之れを理解し、眞面目に之れを論議せんとするものだに無きは、當局として遺憾の感なきに非ず然れ共之を過去二十餘年間延期の法案の提出せらる、

毎に或は憲法違反なり又は延期不當なり等毎時も議論の大沸騰を現出するを常例となしたりしに今回は斯の如き根本的反對論は一も之を見ることなく僅かに少數の五年延期説を聞きしに止まりしは立法院の臺灣を諒解せし一進境の例證として推奬するに値すと考ふ。

貴族院中にも江木翼氏の議論は頗る世人の注目を値ひしたるものなるべし、氏は先づ劈頭「此新法案には大體に於て賛成なり」との言を以て質問を起し、總督の權限は更に强大ならしめざる可らず新法案は必ず無期限ならざる可らずと主張したり。故に人或は氏の見と吾人の見との間には、靈犀一點の相通するものありと思惟する無きを保せず、されど若し然るものありとせば、そは全然謬想にして彼我の間には根本的の相違を存し、偶々其歸結に於て同じうしたるものゝみ。詳言せば、氏は飽迄英國流を重んじて徹頭徹尾總督を以てヴァイス、ロイ(Viceroy)の地位に安置せんとし、無期限法案説も亦此絶大權の保有を安固ならしめんとするに發せるものにして、頗る現代の思潮に遠きものあるに反して、吾人の眞意は漸を逐うて總督の權限を低うし、以て島民が眞自治の境に入るの日を期待し豫望したるものに他ならず。即ち兩極端の、偶々或一點に於て合致したるに過ぎざるのみ。

例の臺灣議會に就いては、島内に於ても相應の議論を生じたるが如きも、畢竟するに法理的研鑽の未だ充分ならざる、若しくは上述の如く數年前の臺灣のみを知つて、今日の實狀と其施政の趨勢を察知し得ざる若干留學生等の所爲に過ぎずして、識者の齊しく擯斥するところ。身は學生にして徒らに斯る政治問題に狂奔し。學業成績の不振を招くが如きものあるに至つては、本人は勿論父兄の

爲めにも氣の毒の限りと云はざる可らず。

總督府評議會の内容に至つては未だ發表の運びに至らずと雖も、民間議員を多數ならしむべきは既定の事實なり。然れども今後如何なる場合と雖も、其組織上蘭領印度のフヲルクス・ラード（Volks-Raad）の如く、民選議員を加味することを爲さず。若し民選を之れに加味せんか、名は同じく諮問機關と稱するも、其極まる所は例の臺灣議會の如きものを追求せずんば止まざるべくして、内地延長を主義とする帝國の植民政策とは枘鑿容る可らざるものあれば也。此邊の諒解は、流石は英國人に於て最も敏慧なるものあるを想はざるを得ず。在京のタイムス記者一日余を訪ひ來り、此問題に就き質すところありしを以て、余は其組織内容等に就き若干の説明を試むるや、彼れは直ちに言ふ「閣下の意味せらるゝ所は卽ちコンミツテイ（Committee）の謂ひにしてコングレツス（Congress）にあらざるべしと」要するに總督府評議會の精神は、此一語中に盡されたるものゝみ、故に民選議員の如きは思ひも寄らぬこと也。

所謂六三問題

總務長官 法學博士 下村宏

本篇の要目 (一)豫算及び各種の法律案(二)所謂六三問題(三)臺灣總督府評議會(四)臺灣議會(五)臺灣の教育(六)臺灣住民の負擔(七)結論(八)餘論進むべく退くべからず

今期議會の諸問題
豫算
臺灣事業公債法

一 豫算及び各種の法律案

帝國議會には總督も政府委員として出席せらるゝことゝなりし爲め、出來る丈總督及び長官は同時に島内を不在にしない樣にしたい爲め、今期の議會にも大體の問題解決次第自分は歸臺することにしてありました、御承知の所謂六三法案も無事に通過する事となり、豫算其の他の法案も支障なく解決せらるべき見込もつきました處へ、恰も英國大使も月半に渡臺せられまするし、旁々今回歸臺を差急いだ譯であります、本日茲に御話することは懇話會席上に於て其大要は述べる筈でありまするが、兎角新聞雜誌等にも正確に其要を盡すことは困難でありまして、二三日來の私の談話として記載されて居る記事にも誤傳がありまして、人の名前とか又其内容等に付相互に迷惑を感ずることも少くはありませぬから重ねて辯明を致す次第であります。

今期の議會には一億一千四百七十五萬圓の豫算及び決算の外、特に臺灣關係として五種の法律案が提出せられました、其一は臺灣事業公債法の改正案で交通の充實を期する爲め新に九百四十萬圓の增額案が提出せられ合計一億一千五百六十萬圓に計上せられましたことは既に御承知の通りであ

南支那領事裁判權に關する法律案

戸籍法に關する法律案

所得税に關する法律案

改案せられたる六三問題

律令と勅令

臺灣と憲法

ります、第二に南支那領事裁判權に關する法律案で、之れも臺灣として積年の問題でありましたが、今回南支那一帶に於ける領事裁判の上告審其の他の審理を臺灣で取扱ふことになりました、之は臺灣の立場として南支那との關係に於て彼我に於ける我國民の共に大なる利便を受けることゝ信じまする、第三は戸籍法に關する法律案であります、内地の戸籍事務と臺灣の戸籍事務と相互の連絡を要する爲め本法の必要を見るもので、是亦た内臺間の人事關係の連絡をとる上に是非之が成立を必要とするものであります、第四に所得税に關する法律案であります、之は臺灣でも今回新たに個人所得税を認むることゝなりました故、内地臺灣間に於ける賦課徴收に於て均衡を保ち相互の連絡を取る爲めであります、本税を本島に布くと云ふことは單純に二百五十萬圓の增收と云ふ財源問題の外、臺灣在住者各階級相互の間に負擔の公平を圖ると云ふ意味も含んで居るのであります。

二　所謂六三問題

以上は何れも重要なる意義を有するは勿論でありますが、尚直接臺灣統治の方針に觸れたる所謂六三問題は今期新に改案せられて提出せらるゝことゝなりました、由來明治二十九年法律第六十三號も、現行の明治三十九年法律第三十一號も、形式には多少の相違がありますが、要するに臺灣では總督は原則として律令に依りて法律を要する事項を規定することを得ることゝし、内地の法律にして全部又は一部を其儘一言一句の變更をも加へずして之を臺灣に施行するものは勅令を以て定むることゝせる點に於ては前後同一であります、又從來六三號の場合＝明治二十九年、明治三十二年、明治三十五年及明治三十八年の四議會＝三一號の場合＝明治三十九年、明治四十四年及大正五年の三回＝前後通じて七回に亙り、本問題の議會に現はるゝ毎に先づ最初に於て憲法が臺灣に行は

委任立法の形式

民意代表年限と審議會

今期議會の問題

る、や否や、次に臺灣に憲法が行はる、として此委任立法の形式は違憲なりや否や、此問題に付常に論議が戰はされ、次いでは總督に右の權限を與ふることは可なりや不可なりや、或は臺灣に於て緊急律令を要する場合は無くなれりと云ふが如き、其他幾多の問題は絶えず論議を重ねたるも、其新領土に於ける民意の代表と云ふが如き意義に觸れたることは少くとも甚だ稀なりしことは事實であります、彼の年限は之を撤廢し一面には律令審議會に民間の代表者を加へんと云ふが如き意見は初めて大正五年春の議會に其一端を現はしたのであります、今期の議會には憲法問題其他の在來多く議論せられたる問題は最早議論の中心を離れて、臺灣の統治の方針は之を如何にすべきか又其統治の方針に添ふ爲めには如何にすべきか、換言すれば對臺灣民衆と云ふことが問題の中心となりました、而して中には其論議は或は現在の臺灣の統治に對し反對せんが爲に非難攻擊を加へ、却て本島人に對する不平の聲を挑發煽動激勵し、或は一部を不平の聲に迎合するが如く感じて誘起するものすらないではありませなんだ、如此は正に臺灣自體の文化の推移と世界を通せる時代の變遷で吾々は正に豫期せねばならぬことであり、又明かに來るべき徑路の內に這入つたものとし決して徒らに喜び又は憂ふべきことでは無いと存じます。

今回の法律の內容

今回の法律案は在來の法律第六十三號又は法律第三十一號と異つて從來の如く法律の全部又は一部を其儘臺灣に施行する場合は勿論其の他官廳又は公署の職權又は法律上の期間其の他の事項に關し臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要ある場合をも尙勅令に依り施行すること、なり、其の勅令に移つた部分を現在の律令事項の範圍より減少せられたるもの乃ち臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は前述の勅令に依り難きものに關しては臺灣特殊の事情に因り必

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣特殊の狀態

年限の有無

新法の勅令に依るべき現存の律令

要ある場合に限り、所謂律令に依ることになりました、則ち原則と例外とが逆になつたのでありま す、乃ち現行第四條に新に移動せる部分を附け加へたものが新法律案の第一條となり、現行法の第一條の律令事項から前記事項を引去つたものが新法律案の第二條となつたのであります、乃ち新法律案第二條に該當すべき事項は臺灣の文化益々進むに伴ひ、次第に臺灣限りの特殊の狀態が薄くなるに從ひ、次第に其の必要の度を減じ、反比例に第一條適用の範圍は次第に擴大せらるべき趨勢であることは言を俟ちませぬ、同時に内地の法律を適用する迄、前から所謂同一法域の範圍が益々廣くなり、彼我共に益々利益を受くる事が多くなる次第であります、又年限の如きは從來或は三年、五年などに限つたのでありますが、一體朝鮮の制令が期限が無いのに獨り臺灣の律令が期限があると云ふことが均衡を得ない、又此種の制度は必ず三年、五年を限りて解決をつけ得べきものでない、常に現實の狀態に鑑みて必要を感ずれば何時でも廢止變更することは自由なのである、律令を例外とする改正案が提出せられたる以上は一層年限を附する必要はなくなつた、見方によれば從來期限を附して居つたことが既に問題であります、尙又過渡法として現在の約二百の現存律令中には新法律案に依り第一條の勅令に依るべきものゝ含まれ居ることは當然であります、之れは在來通り既往のものは律令の儘で效力を持續せしむるも一法である、又此の新法律案第一條の勅令に依るか第二條の律令に依るか此際一時に振り分けるのも一法である、然し一時に如此振り分けをなし相當訂正を加ふることは事實困難であるから、當分其の儘として唯將來現行律令に改正を加ふる場合には必ず勅令に移すことゝし、相當の期間内に整理すると云ふことにしたのであります。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣總督府評議會と律令審議會

議案の贊否と與党野党

尙此法律案に伴つて一言を要するは臺灣總督府評議會のことであります、一方に於て憲政會から第二條則ち律令の場合に就てのみ協議會を設くる旨の修正案を提出された、之れは前の六三案の問題の時にも前述の通り律令審議會に民間の人を加ふる事は問題であつた、然し今日の樣に律令として議する範圍が狹少となり、尙將來益々其必要の度が薄くなるべきものゝみに對し右樣の制度を認めると云ふことは、苟も民衆の意見を考慮に入れねばならぬ民選にするがよいと云ふが如き出發點から見て論理が一貫しない感があります、由來臺灣總督府は昨年先づ地方自治制度の端を開き街庄に市に州に新に協議會の制を設け、豫算案其他の事項に付之を諮詢するの制を認めたのである、既に如此の道を開く以上近く別に會長副會長の外官民二十五人よりなる臺灣總督府評議會を設け、獨り律令として施行せらるべきもの乃ち新法律案第二條によるものゝ外、新法律案の第一條に依るもの則ち將來適用範圍の益々大なるべき勅令事項の分、尙其以外に亙り財政經濟等に關する事項に關しても苟も總督が必要なりと認むる以上總督の裁量に依り之を諮問する制を設けたのであります、乃ち新法律案の範圍以外にも亙るものであります、從つて新法律案の效力を發生する大正十一年一月迄待つ必要はないのであります、由來今回の議會に止まらず過去の議會の實際に徵するも、貴族院は暫く措き、衆議院に於ては常に所謂六三法案は其當時の與黨が常に原案を維持し、其當時の野黨が常に原案に反對するが如き觀があります、本問題は申す迄もなく政黨政派に超越した問題であつて、事實偶然にせよ野黨なるが故に反對するが如く見ゆるのは甚だ遺憾とする處であります、但し今回の法律案は法律其ものゝ内容が變更したのでありますから、此法律案には從前反對したとか贊成したとか云ふことにより何等捉はれる譯はないのであります、私は別に多言を費やしませぬが委

事實相違の批難攻撃

臺灣の實狀を諒解せず

員會に出ました修正案が又本會議に於て如何に改正せられたか、私は之を改正と云ひます、委員會のときより本會議のときの方が僅かに能くなつて居るのであります、それにしても前述の徑路より見れば、どれも反對せんが爲めに反對するが如き感なきを得ぬのであります、殊に本會議又は委員會に於ける言論の中には臺灣統治に對する非難攻撃があつた、固より意見の相違は自由でありまするが唯如何にも事實相違の點が多かつたことは誠に遺憾とする處であります、或は吧哖事件で二萬人を虐殺したと云ひ、或は先般の新制度の州協議會は從來の廳參事の制と何等異なる處はないと云ひ、或は又對岸支那に於ては自治の制布かる何ぞ臺灣の退歩せるやと云ひ、或る時は長時間に亙り臺灣の裁判官は一般の行政官と同じく一に總督の任免に依るもので何等司法官の獨立がない、判官も郵便局長と輕重がないなぞと云ふ論議に費やされたこともありました、而して一面に如此問題に付ては朝鮮は如何にするか少なくも制令に就ては如何にするか、如此問題に付ては其聲を聞くことを得なかつたのであります、自分達は諸般の事項に付き朝鮮にも考慮を拂はねばならぬと云ふので昨冬多忙の時日を割きて朝鮮を視察しました、問題は決して一臺灣のみのことでありませんからであります、私は議論の是非は別として餘り相違した事實を以て非難攻撃することは、內地に於ける政黨相互間の問題とは違ふ、新領土統治の上に於て甚だ面白からぬことゝも思ひ、一歩退で諸君が親しく議會の速記錄を讀まれたるときは內地にありては如何に臺灣の實狀に付て誤り傳へられ、又議會に於てまで此誤傳に基きて論議せらるゝことがあることを認められ、未だ內地に於て新領土に對する了解の充分ならざるを遺憾とせらるゝことゝ信じます。

四　臺灣議會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣議會設置の請願

六三撤廢の聲

內地延長主義當然の歸結

今日臺灣の文化狀態は如何

憲法に二箇の議會なし

選擧を行ふとして其方法は如何

猶又此機會に附帶して一言を要することは林獻堂君其の他より臺灣議會設置の請願がありましたことであります、由來昨年頃より在京留學生の間に六三法撤廢の聲がありました今日、唯六三法が撤廢せられた儘で帝國議會に於て凡て論議せらるゝに任かしたならば、少くとも臺灣の實狀に適ざかつて性質上當然審議が遲れ、現に先般の地方自治制度の如きも漸く今度の議會にかゝる外はありませぬ。未だ總督政治を認むる以上、六三法を撤廢して何もかも中央で議すると云ふことにして果してどうであるか、既に法律案も擧げて內地に持て行く以上之を審議すべく臺灣自身からも代表者を出さねば議論は一貫せぬのであります、如此は又總理大臣なり總督なりが內地延長主義の下に臺灣統治究極至境として屢〻言明せらるゝ處であります、苟も諸般の事情が支障なきに至れば內地と臺灣との交通關係・人種・風俗・歷史・萬般の上より考慮して既に臺灣に憲法が行はれることゝなつて居る以上、之れは當然の歸結であります、又何人も擧げて其の日の早きを望んで居る次第である、而して今臺灣の文化の狀態はどうであるか、智識を標準としてやるとしたらばどうか、負擔が納稅によればどうであるか、敎育に付て見るも未だ學齡兒童の二割そこ〲しか就學して居らない狀態である、又個人所得稅も漸く次年度から始めて開始せらるゝ程度である、吾々は先づ地方の自治制度から漸次其順序を運びつゝあるのである、此際臺灣議會を臺灣に行ふことは第一に憲法の上に同種の議會が二つは竝んで置かれない、又內地延長主義に依り吾々は共に東洋の文化の最も開けたる民族として與に共に進むべき統治の方針に矛盾するのであります、又假りに之を實行するとして、普選によるのであるが熟蕃生蕃を通じ狹い島でありながら中々變化多き此の現狀に於てどう選擧するのか、或る論者は學校の卒業者を標準とすると云ふ、或る論者は納稅によると云ふ、個人の所得

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣教育に對する外人の讃美と內人の非難教育の補充難

支那江蘇會の實況

臺灣の就學兒童は百分の二四・三四

税すら漸く十年度より行はれんとして居る位である、學校卒業生として年齡の上から見ても中年以上の人を凡て省かれる積であるが、現に大正八年度に於て公學校卒業生は積算して六萬人に充たない狀況でないか、殊に憲法の認むる大なる權利は參政權であつて、大なる義務は血税である兵役である、一體此等の問題はどう考慮して居るのか。

五　臺灣の教育

一體臺灣の教育に就ては英米外人の多くは臺灣視察の結果、教育に付て最も讃美の聲を惜まぬに拘らず、獨り本島人否內地の人達迄も不備なり不振なりと非難の聲を擧げる者がある、一體教育の普及と云ふことは世界各國殊に東洋諸國、否な日本自體にても如何許りの財力又年月を要したと思ふか、學校の教育は一面校舍の建築のみなれば茲に數千萬圓も投ずれば臺灣島民を擧げて義務教育とする丈の形式上の設備丈けは出來る、然し教員は如何にして供給するのであるか、茲に參考であるが昨年十月江蘇省上海に於て第六回支那全國教育會聯合會を開きし際胡教育廳長は義務教育の實施計畫に付次の如く述べて居る。

江蘇全省の學齡兒童を調査するに其計三百四十八萬八千餘人あり、未入學者の統計は約百分の八十五を占む、今此未入學者を收容するとし、級每に五十人を以て計算するに須らく六萬九千餘學級を加ふべく、同時に教員十一萬人を增すべし、隨つて學校の經費は一千四百萬以上に上るべく、若し分ちて六年進行とせば每年須らく三百餘萬を增加すべし。

今臺灣の教育の過去現在を見るに公學校の學級數兒童數卒業生數は次ぎの如き計數を示して居る、今臺灣の學齡兒童(內地は六歲より十四歲迄臺灣は七歲より十五歲迄とす)男三十八萬三千二百

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六十七人、內就學兒童十四萬五千三百二十三人(百分の二七、九二)女三十三萬八千三百七十八人、內就學兒童二萬九千五百九十九人(百分の八、七五)男女計七十二萬千六百四十五人、中就學兒童十七萬四千九百廿二人乃ち百分の二四、三四乃ち約四分の一である勿論之は益々進捗して大に普及せねばならぬ、教育の普及兒童の智德體育の向上發展と云ふことには天下古今東西を通じて誰か反對の辭があらうか、唯問題は人と金である、相當の時日を無視することが出來ぬ、唯之れを前表に徵して其の進步の程度を事實に付て看取されねばならぬ、同時に之を福建廣東等に比すれば就學の步合は約二倍より三倍に當る、江蘇省にして猶上掲の如き數字にある猶之を南洋諸國數世紀に亙りて歐洲諸國の治下にある南洋諸國の歷史及び現況と巨細に比較攻究の上論議をなすも遲くはない、吾人決して現狀を以て滿足出來ぬ、將來は校舍其他の設備は成るべく簡易にして薄くとも可成廣く普及するの方針をとり、一面向上して攻究を續けるものには充分の連繫をとり、專門學校はもとより大學迄之が進路を開くべきは勿論であつて、地方自治制又總督府評議會の開催せらるゝ意義の一端も亦實に此等の點に職由するものであります。

福建廣東より二陪乃至三陪

高等教育との連繫

(ホ)

年度	公學校 入學兒童數	公學校 卒業兒童數	蕃人公學校 入學兒童數	蕃人公學校 卒業兒童數
明治三十二年度	八、一三九	二七〇	—	—
同　三十三年度	七、八〇七	一九	—	—
同　三十四年度	八、四八七	六三	—	—
同　三十五年度	一三、二五九	二九八	—	—
同　三十六年度	一〇、一四五	九一	—	—
同　三十七年度	一〇、七八三	二三〇	—	—
同　三十八年度	一三、七八九 一三	三八〇	一、一〇八	—

公學校實業科
簡易實業學校

年度	入學兒童數	卒業兒童數
大正二年度	三四八	—
同　三年度	五五〇	一四九
同　四年度	六八二	二二六
同　五年度	八一三	二六七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　三十九年度	一五、〇二九 (未) 四〇	五一七 (未) 一七	四一七	四八
同　四十年度	一四、四三四	七〇三	四一七	四〇
同　四十一年度	一四、三一五	一、一三〇	七一七	九〇
同　四十二年度	一五、七二九	一、三六八	九七五	一三〇
同　四十三年度	一四、六二五	一、九〇五	四三八	一七四
同　四十四年度	一七、一六四	二、四六四	六二一	一一三
大正元年度	一八、三九二	三、三八六	五九六	二一五
同　二年度	一八、八三四	三、九五四	八一七	二〇九
同　三年度	一九、四八七	四、六五八	八八九	二一六
同　四年度	二〇、四九七	五、三六四	八六三	二七一
同　五年度	二四、七六四	六、一四八	九〇一	三七八
同　六年度	二九、五八五	七、五三七	一、三八三	四五五
同　七年度	四一、二二一	八、九二八	一、五三四	六二一
同　八年度	四〇、三三四	九、五一三	一、三七一	六一四
計	三七四、八〇九 (未) 六三	五八、八六六 (未) 一七	一二、九九七	三、六〇四

同　六年度	七九六	三〇七
同　七年度	九六七	二九七
同　八年度	九六五	三三〇

公學校

年度	本校	分校	計	學級	兒童數
九年	三三四	一四三	四六七	三、一一五	一五四、三九六

蕃人公學校			簡易實業學校		
學校數	學級	兒童數	學校數	學級	兒童數
二六	一二	四、七七六	二五	三九	一、〇九四

六　臺灣住民の負擔

個人所得税を布く理由

次に納税の問題でありますが、今回個人所得税を布くことは一面には無論財源の補充と云ふ點にあります、同時に國税としては直接税としての土地の所有者の外は全部免税となつて居る、又地方税を通じても家屋所有者營業者等にして廣く官公吏會社銀行員等の勤勞所得者階級が全く納税せぬと云ふことは一般負擔力を有する階級相互間の權衡を失せるものであります、勿論臺灣に在りては直接税間接税を通じ大體内地よりも税率は低くなつて居ります、而して經濟界の狀態で其の負擔を強く感ずることも弱く感ずることもありませうが、何れたせよ全島を通じて等しく負擔力を有するに拘らず、甲は負擔し乙は免税であると云ふことは租税の原則に於て又統治上から面白からぬことで

勤勞所得者階級の納税せざるは不權衡

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地に比して臺灣島民の負擔重しとの誤れる説

國費一人當り内地は四十八圓、臺灣は三十一圓

租稅の負擔内地は一人當り十三圓三十錢、臺灣は五圓七十錢

地方費に於ける内地と臺灣との比例

あります。

此機會に一言したいのは臺灣島民の負擔が内地人に比して重いと云ふが如き全然誤れる所説が臺灣の新聞に汔れい〱と掲載されてあることであります、豫算財政等の事は誠に複雑でありますから固より正確に比較することは困難でありますから、兎に角誤解のない樣に大體の説明を致して置きたいと存じます。

國費に於て之を人口に割り當つるも、内地の豫算は一般會計特別會計を通じ約二十七億萬圓、此人口約五千六百萬人に付、一人四十八圓五十八錢八厘に當る臺灣に於ては一億千四百萬圓、此人口三百六十五萬人に付、一人當り三十一圓四十錢一厘であります、言ふ迄もなく國費中には官業收入なり特別會計なり各種の項目がありますから、直ちに之を以て國民の負擔に比例を取るは大なる間違であります、現に一部の論者も此誤謬に陷つたものでありまして、臺灣の會計でも内地の一般會計の如く專賣とか鐵道とか云ふ種類を除かなければ眞の比較がとれませぬ、故に今國民の純負擔と見るべき租稅に就て見るに、租稅收入は内地にありては約七億五千百四十六萬圓、一人當りの負擔額十三圓三十錢九厘、臺灣にありては二千百五萬圓、一人當り負擔額五圓七十六錢であります、無論各人の所得富の程度も異なつて居りまするが、租稅の負擔十三圓三十錢對五圓七十六錢と云ふ數字は必ずしも臺灣居住者の負擔重きに失すとは申されぬと思ひます。

又地方費に於ては、内地に於ては土木・警察・教育・勸業と云ふ順序で大凡次ぎの如き百分比例を示して居ります。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

區分	大正八年度道府縣歳出 千円	同百分比例
警察費	四〇、八〇一	三一・〇八
土木費	三三、三六八	二三・二九
教育費	一五、八八六	一八・二三
勸業費	一五、九三〇	一一・一五
公債費	八、五一二	五・九五
其他	二八、三二七	一九・八四
計	一四二、七六七	一〇〇・〇〇

之れに對し臺灣にありては第一に警察費は全部國費に移されてあります、其の結果大要次表の如き百分比例を示して居ります。

區分	大正十年度州歳出豫算	同百分比例
警察費	—	—
土木費	二、五五六、二四五	一九・一六
教育費	四、九〇七、三一九	三六・七一
勸業費	二、九二二、一二七	二・〇一
公債費	三、六九三	〇・〇三
其他	五、五八八、九六九	四一・八一
計	一三、三四九、三五三	一〇〇・〇〇

私は殊更に意見を戰はし議論を上下するものでありませぬ、唯如上の實數を紹介して一部の誤解を釋明したいと存じます。

七　結　論

地方制度の創設と島民の自覺

以上の如き理由に依り、私は此地方制度の創設に依て、島民各自自覺して教育の普及、殖産興業の發達を圖り、島民の向上進歩と臺灣の富の開發とに依て文化を進めねばならぬ、各州市街庄の協議會、督府の評議會等の設立も亦實に此趣旨に外ならぬのであります、

臺灣議會設立運動者の意向

近時林献堂君等に對しても種々批評があるやうでありますが、固より此技倆たる臺灣に依て獨立するの自決するのと、左樣の意見は毛頭ないと云ふことは同君も屢々吾々に向つて明言して居るし、又如此ことは無論あるべき筈はない、少くとも如此ことすら風評に上ることは誠に御同樣に却て遺憾なことであります、又吾々は林献堂君等の苦衷の存する處は諒とすべき處あるを信じます、

支那各省孤立の不利益

又世界の大勢を達觀しても、殊更に獨逸露西亞の國境に限りて簇出したる處の幾多の新國が、果して將來如何に安定を得るであらうか、近頃は中華民國に於ても福建は福建人の福建なり、廣東は廣東人の廣東なりと云ふが如き思潮を耳に致します、唯廣東に於ける廣西人の勢力を驅逐する意味丈けに於ては慥かに有效であつたと思ふ、然し如此にして目的を達せる後の廣東は果して南方支那を代表するの實を舉げ得るのか、果し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大同を捨てゝ小異に移るの不自然

臺灣議會も總督委任の範圍を目的とす

臺灣議會運動者は其の徑路を誤れるのみ

大戰以來世界の思想惡化す

て中華民國の統一安定に資する處あるか、誠に隣邦の爲め取らざる處であります、言ふ迄もなく世界の文化は年と共に進み、世界の交通は年と共に其關係を益々密接にする、小にしては民間各會社の事業を見、大にしては世界各國の歷史に徵するも、互に次第に相融合し、次第に協調を保ち、次第に合同して行くことは之を想像され得るが、益々互に個性を發揮して大同を捨てゝ小異につき、次第に分離し次第に相互に隔絕孤立すると云ふことは想像し能はぬことである、此等の點に付ては誤解は誤解を生む嫌があります、之は私を俟たず其意衷は林獻堂君自身より辯明さるべき時期もあるべきことゝ思ふ、現に臺灣議會を主張する論者も總督に委任せられたる範圍に於ける議會である、此は請願書にも特別法律云々と記載されてあると云ふ辯明もある、論者は固より法律問題に精通せる專門家でありませうから、必しも各個の字句の言葉尻を捉へて彼此追究する必要はない、又各人言論の自由を故らに束縛すべきでない、唯世の中には贔負の引倒しと云ふこともある、又特に絕對の窮地に突落すと云ふこともある、突いても引いても其度を失して之を倒してはならぬ、獻堂君の意向も要は民意の暢達にある、其主旨には固より相違あるべき筈はない、私は獻堂君の志に對して同情し、其意衷を諒とすると共に唯執りたる徑路に於て周到なる注意を缺き、統治の方針に背反する結果を惹起すべきことを以て明確に反對するものである、此種の運動は往々にして徒らに島民輕擧盲動を誘發し本島百般の施政に惡影響を及ぼし、本島の福祉を壞廢するの虞があります、吾々は臺灣統治の大方針、又臺灣に於ける公共秩序を維持する上に於ては寸毫も假借する處ないと同時に一面厚き同情を以て誘導扶掖し、相互の了解を得るに努めねばならぬ、由來世界の變局以來固より一時の反動であり、又一時の變調であるが、一般の思想が著しく惡化して來て居る、所謂五倫

五常の道は著しく弛廢して各人は自己の義務責任と云ふ感じを離れて權利主張にのみ是れ急である、子は親に、弟子は師に、唯自我の發現に急にして秩序を破壊するの誹を免れぬ、歐米に於て然り、東洋に於て然り、日本に於て然り、又臺灣に於て然り、先づ歐米に於ける變調の狀態が安定を見る迄は、各國も其平準を得難いかも知れぬ、それ丈けに吾々は大局を達觀し、苟も五大國の一として東洋第一の先進國として、彼此共に一層深く考慮戒愼する處がなくてはならぬことゝ思ふのである。

臺灣に於て亦然り

五　餘論（進むべく退くべからず）

本島人舊暦復興の兆

之は餘談であるが今年は本島に於て新暦を廢し舊暦復興の兆ありと云ふが如きことを耳にしました、吾輩は實に啞然として言ふ處を知らぬ、吾々は常に向上發展に努力を續けて行かねばならぬ、彼の長を取り吾の短を捨てる、此が最も肝要なる事である、舊暦に依る時は閏月が出來る、如此事は誠に商工業萬般の社交の上に非常な支障弊害を來すべきは火を睹るより明かである、是に於て歐米各國皆新暦を採用して居る、今日世界到る處殆んど擧げて皆新暦に依らざるは無い、吾日本帝國が維　の際、長夜の眠より覺めて僅か半世紀、今や世界五大强國の班に入つて居る、此の奇蹟とも見るべき國運の振張は實に明治大帝宏謨の下に一暴して彼の五箇條御誓文の主旨を斷行せられた結果である、曰く廢藩置縣、曰く四民平等、曰く國民皆兵、彼の丁髷を切り捨て帶刀を廢し新暦を採用する位の事は實に諸般大革新の下には一小問題に過ぎなかつた、之を中華民國の史乘に徵するも、地位と面積との關係より古くより眠を醒すべき機會が少くはなかつた、南支方面に於ても明朝のときより和蘭との間に干戈を交へたることもある、彼の林則除欽差の廣東に入り有名なる鴉片戰爭を見る

世界皆新に就く

二十世紀の今日古い學說の蒸し返しや舊曆の蒸し返し

地方自治制より一足飛びに臺灣議會の運動

更に逆轉して舊曆復興說

に至りしは、實に道光二十年乃ち西曆千八百四十年の交である、若し此の時に於て吾維新の際に於けるが如き革新を斷行せられたらんには、民國の過去現在は今日より一層健全なる發達を見るべかりしことは疑を入れぬ處である。

明治大帝五箇條の御誓文の御主旨は廣く知識を海外に求め彼の長を取り我が短を捨るに何等遲疑する處を見なかつた、二十世紀の今日一面には、一部少數の所謂新人とも稱する人々は、吾等が三十年前に筆にしたる六七十年前のマルクスの學說を、今頃事新しげに蒸返して居るのを見て失笑を禁ずる能はざると同時に、此の急激なる社會の變遷期に際し、今頃舊曆の蒸返しとは驚く外はない、それは生蕃が自分等丈けの特有の語と風俗で深山の中に蟠居せるが如く臺灣島と他との交通を絕ち、福州の一部にしか通せぬ臺灣語計りに偏執し、辮髮も纏足も好い樣に逆戻りをするが宜い、と云ふ樣な皮肉な批評も出來ると思ふ、內地に於ては維新の當初府縣會が出來ると同時に帝國議會開設の運動の中々盛なりしことは周知の事實である、明治二十三年に至り議會開設を認めらるゝに至りしこと果して遲きに失せるが早きに失せるかは手段として、兎に角我が臺灣の敎育の現狀其他各般の實情は既に吾々の眼前に展開せられた通りである、昨年地方自治制の施行せらるゝ以前に於て地方自治に就て殆んど何等民間の聲を聞く處なく、之が開始を見て猶未だ一年に充たず、今や一足飛びに臺灣議會の聲を聞くと共に、又相次で舊曆復舊と云ふが如き聲を聞くに至りては、彼此の逕庭餘りに大に如何に混線せるかに驚かざるを得ぬ、吾々は是亦必ずや極一部少數の一時的錯覺に過ぎぬものであると云ふことを信ずるのである、吾日本國民は四六時中不斷の努力奮鬪により向上發展を期せねばならぬ、今や我日本帝國に對して世界の各方面に於て兎角の非難攻擊を加ふるもの

日本が世界に惜まれ恐れられるは一種の誇り

日本人は全世界の文運に資するの抱負あるを要す

臺灣民衆は又た世界第一流たるを標的とせざるべからず

がある、日本も五大强國の一に認めらる、迄は各方面より同情をうけた愛撫せられた、否他の强大なる力に對する牽制の意味も加はりて吾國に對し援助誘掖に力を惜まれなかつた、然かも世界の大戰により日本は青年となつた壯年となつた、同時に今迄の强大なる標的は相次で斃れて仕舞ふた、由來喬木に風が多い吾國民は憫まれ愛される國民たらんよりも惜まれ恐れられる國民たるに於て一種の誇りがある、然しながら苟も大國民大民族たる以上は又同時に廣く包擁するの雅量がなければ以て其を大をなすことが出來ぬ、益努力奮勵するにあらずんば世運の進展は一日の苟且偸安を許さない、姓名判斷ではないが、唯政體をどう變へた法度がどうなつた、そんなことで其の內容迄其實質迄改善することが出來るなら、世界至る處遠く近く種々の政體が一夜造りに出來て居るが、果して今日の實績如何と反問せざるを得ぬ、我國民の誇りは維新以來の史乘に之を徵することが出來る、否建國以來玆に二千五百八十一年、上萬世一系の皇室を戴き未だ嘗て一指を汚されざる歷史を有せる民族、此の歷史又此の歷史の下に鍛錬せられたる我民族は、一層の努力奮勵により不斷の向上改善を計り以て全世界の文運に資するの抱負がなければならぬ、形式の問題ではない實質の問題である、理屈は二段である、內地人も本島人も不斷の內容の改善發達につとめねばならぬ、改善なくして無差別と云ふことはない、現に吾々が眞平に生蕃人と無差別と云ふ譯にはゆかぬであらう、世界を通じ文化の狀態にはそれ〲程度の差がある、今が大事な試驗時代である、一度改めて再び逆轉するが如きは甚だ忌むべきことである、臺灣の民衆は一日も早く一人も多く世界第一流の民族として恥かしからぬやう此の標的に向つて進まねばならぬ、世界各民族皆此の如き方針の上に砥礪向上して玆に始めて全世界を通じて恒久の平和福祉を共に享くることを得べきである。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

憲法は臺灣に行はるゝや

臺灣に於ける立法權

高等法院長 法學博士 谷野格

本篇の要旨 憲法第一條によれば新領土の臺灣にも憲法の行はるゝものと論ずるを至當とすべし、唯だ憲法中、臺灣に行はるべきやに付疑問の存するは、兵役義務、帝國議會及び司法の三點なるが、兵役義務は徵兵令の定むる所にして憲法の問題にあらず次に議會に關する條章は之を臺灣に施行して差支なし、議員選擧に關することは、選擧法の問題にして是亦た憲法の問題たらず又た司法に關する條章も之を臺灣に施行するを得べし、以上三點は憲法上の問題たらず、結局問題となるは議會以外臺灣總督にも補助的立法權を與ふるを得るや否に在るが憲法上にも或る程度迄委任立法制を認むるを便利とす、六三號及三一號と比較して法律三號は法律施行を主とし委任立法の範圍が第二條第五條により局限せられたる點、及び其法律の有效期限を定めざる等の點に於て差異あるを見る。

臺灣に於ける立法權の問題は、領臺以來今日に至る迄法學界に於て可成り詳密に論ぜられたもので、最近臺灣に施行すべき法令に關する法律案の議決と共に各方面の政治家法學者の談話や論説やが雨後の筍の如く現はれた、就中臺灣に於ける立法權の沿革は前號の時報所載、法務部長長尾景德氏の律令權に關する議會の經過概要に依りて知る可く、臺灣と憲法との關係は未了なれども臺灣日々新聞所載檢察官三好一八氏の「臺灣に於ける憲政に付て」に依りて知る可く、敢て錦上花を添ふる必要もないが、時報記者の強請もあり大體の研究のみを發表することにした、既に大正十年法律第三號として前示法律が公布せられたから、高等法院の同僚諸君と詳細なる研究を試みた上、後日其結果を公にしたいと思ふ、臺灣には憲法が行はれるや否是が最先に生ず可き問題である、憲法發布當

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

憲法第一條により臺灣にも憲法は行はるゝものとす

問題は臣民權利義務中の兵役義務議會司法等なり

兵役義務有無は徵兵令の問題にして憲法の問題にあらず

本島人が徵兵の義務なきは徵兵令の問題にして其義務なき爲め憲法臺灣に行はれずと言ふを得ず

時の大日本帝國には臺灣を含んで居ないのは事實だから、告文や憲法發布勅語の中に現はれて居る字句に拘泥して立論すれば、臺灣には憲法行はれずと論決することも出來やうし、又外國の憲法中には憲法を施行する其國の領土の範圍を明定して居り、新領土抔は憲法改正の手續を經て之を追加せねば憲法施行地域と爲らぬ例もあるが、大日本帝國憲法其ものには第一條で大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すとあつて、別に憲法發布當時の帝國の領土のみに付き規定した趣意の見る可きものなき以上、發布當時の趣意如何に關せず、苟も憲法の施行中に大日本帝國の領土と爲つた土地は原則として萬世一系の天皇が憲法に依り統治せらるゝ客體と爲るを免れない筋合である。

大日本帝國憲法には第一章天皇、第二章臣民權利義務、第三章帝國議會、第四章國務大臣及樞密顧問、第五章司法、第六章會計、第七章補則の細別があるが、憲法を臺灣に行ふに付て多少問題と爲るのは、臣民權利義務中、兵役義務、帝國議會、司法の條章位である。

憲法第二十條には日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役義務を有すとある、憲法の治下に在る日本臣民ならば法律の定むる所に從ひ兵役義務を有せねばならぬ、或は本島人は兵役義務を有せぬではないか、と云ふ者がアロー、併し日本臣民の兵役務義は絕對ではない、法律の定むる所に從つての相對的である、此意味の法律は現在では徵兵令だが、徵兵令の定むる所に從つて日本臣民は兵役義務を有するのだから、徵兵令の適用を受けない本島人が兵役に服しないからと云つて本島人には兵役義務なし、兵役義務なき本島人の居住する臺灣に憲法行はれずとの結論は生じない筈である、換言すれば徵兵令の改正さへあれば本島人も明日からでも兵役に服さねばならぬ、本島人が兵役に服するや否やは徵兵令と云ふ法律の問題で、憲法問題とは何等關涉するところありとは解すること

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

議會に關する條章は臺灣に施行して差支なし

現に臺灣に施行すべき法律を議決す

議員の選擧は選擧法問區にして是亦た憲法の問題ならす

司法に關する條章も臺灣に施行するを得べし

議會以外臺灣總督にも補助的立法權を與ふるを得るや

が出來ない。

帝國議會の條章に至つても**大體之を**臺灣に施行して何等の差支がない、現に領臺以來施行せられて居るではないか、帝國議會が臺灣に施行することを明示又は默示して法律を議決した場合に公布せられた法律は無論臺灣に行はれて居る、此點で一寸内地と違ふのは衆議院に臺灣に於て公選せられた議員のないことであるけれども憲法第三十五條に依れば衆議院は選擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織すとあつて、衆議院議員選擧法別表の選擧區中に臺灣を規定してないから臺灣公選の

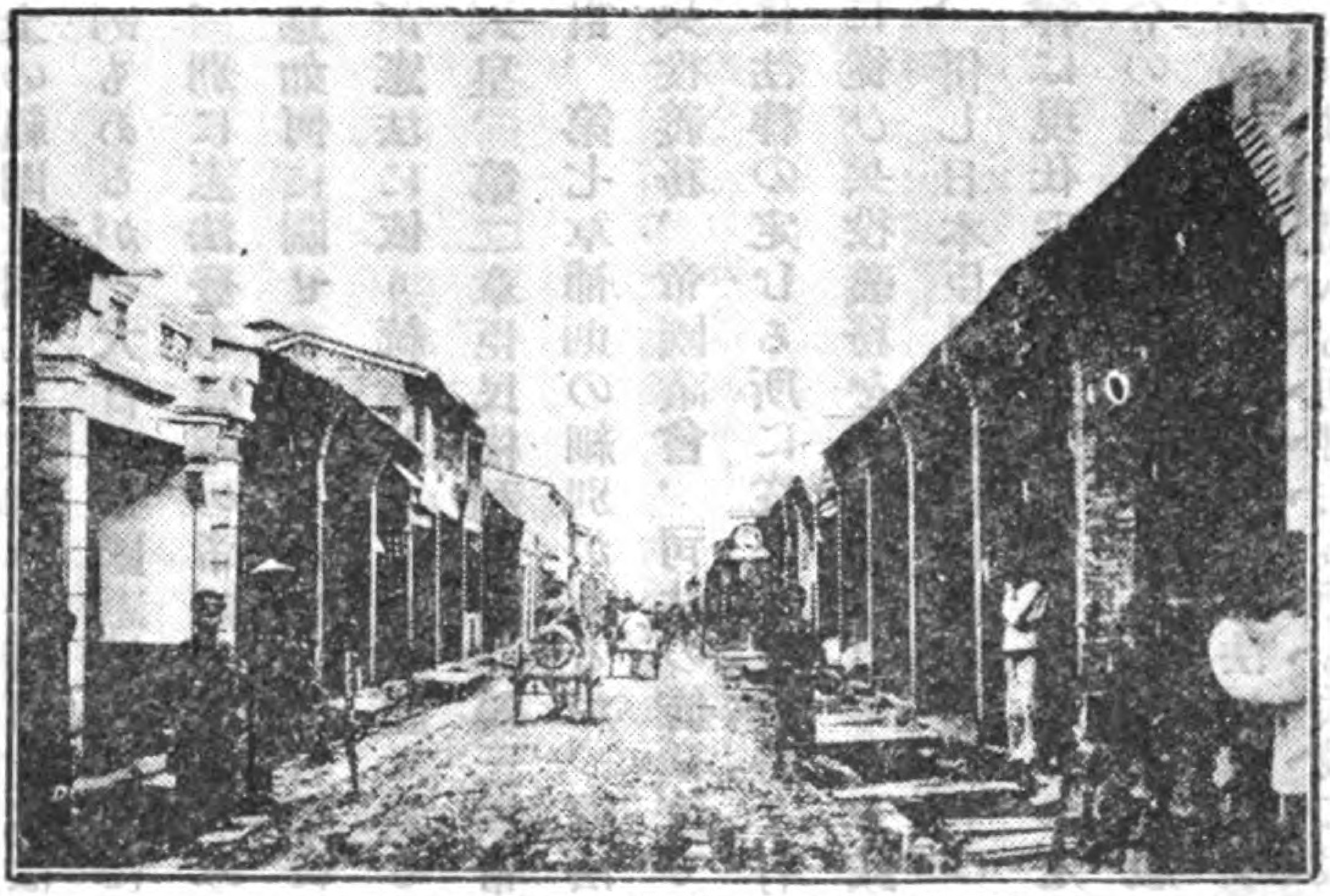

領臺當時の臺北城內府前街通り

衆議院議員がないので、是亦選擧法なる法律問題で憲法問題とは爲らない、選擧法で選擧區としない爲め議員を公選しないからと云つて、臺灣に憲法が行はれて居ないとの論決には達しない。

司法に關する條章は臺灣に司法省系統の裁判所を置けば全部之を施行して差支ないのみならず、總督政治の施行中司法權は總督府の特別裁判所に行はしめるとしても、憲法第六十條に則り法律を以て臺灣總督府法院の管轄を定むれば別に憲法施行問題と牴牾するところはない。

結局問題と爲るのは立法權の全部を帝國議會に任かせる可否である、又帝國議會が立法權を委任

公法上にも或る程度迄委任立法制を認むるは便利なり

六三號の特色

三一號は期限五年と第五條の規定あることにより六三と異る

するの能否である、種々議論もあるが臺灣の現狀に鑑みれば帝國議會以外、臺灣總督府にも多少の補助的立法權を與ふる必要がある、必要はあると思ふが憲法上之を認むることが出來るかドーヵ重大なる法律論が生ずるのである、憲法施行を否定する立論よりすれば、此問題は容易に解決が出來るが、憲法施行を前提とする立論では委任立法は憲法違法なりや否やの法律論が出るのである、委任立法論と云ふのは立法權者は其立法權を他人に委任することが出來るか否かの議論である極端に云へば帝國議會は其立法權全部を天皇、國務大臣等に委任出來るか否かの議論である、理想論としては委任立法は立法權附與の信用を裏切るものだから之を歡迎す可きではないが、私人にも委任代理の制を認めると同様、公法上憲法上にも或程度迄は委任制を認むるのが實際の便宜である、法學者間には今仍ほ議論區々だが吾帝國の實際では多年委任立法の制を公認して居るから、此委任立法で臺灣總督府に多少の立法權を與へんとするのは當然である。

そこで明治二十九年に法律第六十三號で委任立法の制度が開かれた、同法に依れば其第一條には臺灣總督は法律の効力を有する命令を發することを得とあり、其第五條には現行の法律又は將來發布する法律にして其全部又は一部を臺灣に施行するを要す

現今の臺北城內府前街通り

法律三號は法律施行が主となり委任立法が從たるもの

るものは勅令を以て定むとあり、此委任立法の特色は委任立法を主とし法律の施行を從とすること法律の効力を有する命令だから新法は舊法に優るの原則の適用上法律の規定したことでも命令で變更の出來ること、其有効期限を三年と限定することであつた、現行法卽ち明治三十九年法律第三十一號の改正委任立法の特色も委任立法を主とすることは所謂六三號と同樣だが、其有効期限を五年とし、又貴族院の修正で第五條に第一條の命令は第四條に依り（勅令の指定）臺灣に施行したる法律及特に臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得ずと制限を加へた點で異つて居る、

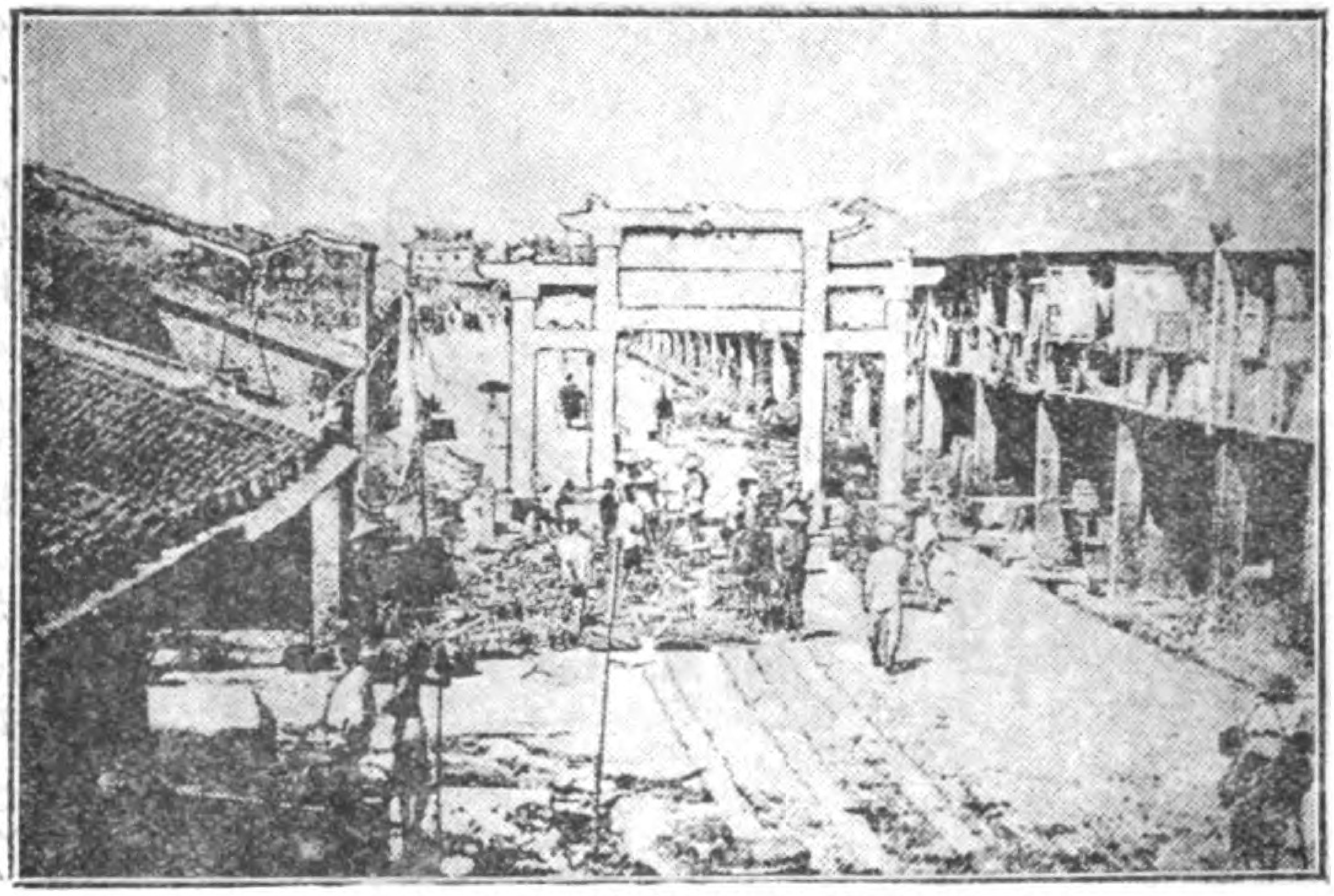

領臺當時の臺北城内西門通り

然るに今期議會を通過した大正十年法律第三號の委任立法では第一條第一項に法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定むとあり、同第二項で勅令で臺灣施行の法律を指定する場合に臺灣特殊の事情に因り特例を設くる必要あるものに付ては別段の規定を爲し一種特別の實質を有せしむることが出來るのみならず、第二條で臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの又は第一條の規定に依り難きものに關しては臺灣特殊の事情に因り必要ある場合に限り臺灣總督の命令を以て之を規定することを得とあるから、法律施行が主と爲り委任立法が從と爲つた

其他委任立法の範圍及び法律の有効期限等に於て舊法に異る

法院の管轄は憲法との牴觸問題を生ぜす

ことは明白なるのみならず、仍ほ現行法と同じく第五條には本法に依り臺灣總督の發したる命令は臺灣に行はるゝ法律及勅令に違反することを得ずとあるから、前示第二條の規定と相俟つて委任立法の範圍は多大に局限せられたものと云はなければならぬ、仍ほ全然有効期限の規定と見る可きものがないから、從來の委任立法制度と異り、此法律存續中其効を有することゝ爲り、時の關係のみより論ずれば其權能が增大したと云ふことが出來る。

而して六三法でも三一法でも又新法でも苟も委任立法の餘地ある以上は前述の臺灣總督府法院の管轄は必ずしも法律に依る要なく、臺灣總督の定と其趣意を同じくして居る。

上來研究するところに依ると軍政時代は別論とするも少くも領臺早々から憲法は行はれて居り、

現今の臺北城內西門街通り

命令に依つても定むることが出來る、從て司法の條章に付ての除外例は法律でも又律令でも作ることが出來、此點でも毫も憲法との牴觸問題を生じない、臺灣では明治三十一年中卽ち所謂六三法時代に臺灣總督府法院條例を發布し、此除外例を設けてある、除外例とは云ふが結局形式的の意義の除外例で、其後所謂三一法時代に數回の改正があり、規定の實質より云へば憲法司法の條章や裁判所構成法の規

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

領臺以來憲法の臺灣に行はるゝものとして支障なし

新法の委任立法の範圍左の四箇條に歸す

近時に至つては憲法行はると論斷して各方面の法律にも何等支障ありと信じない、最近高等法院上告部の判例に犯罪即決例に、所謂行政諸法則とは結局憲法第九條に基き發布せられたる勅令其他の命令のみを指稱し云々（大正九年上刑第五〇號同年十二月十六日判決）と云ふのがある直接此問題に觸れては居ないが憲法が臺灣に行はれることを前提としての判例と見なければならぬ。

終に臨んで予は現時總督府の統治方針たる内地延長主義（？）が一日も早く其効を奏し徴兵令を改正して本島人をも兵役に服せしめ、又選擧法を改正して在臺内地人及本島人にも選擧權被選擧權を與へ、法院も司法省系統の裁判所に變更し委任立法を廢止し、臺灣をして完全なる憲法治下の領土たらしめんことを要望するが、無論其間多少の年月を要するから、左に新法の委任立法の範圍を細敍して本稿を終はらうと思ふ。

明治四十五年頃の臺北城内石坊街通り（左方低き家根は新高堂側の井戸なり）

一、臺灣で法律を要する事項に付て其儘施行し得べき法律ある場合には勅令で之を施行する旨を定む可く臺灣總督は立法權を持たない

二、臺灣で法律を要する事項に付て其儘施行し得べき法律なく臺灣特殊の事情に因り官廳、又は公署の職權、法律上の期間其他の事項に關し特例を設くる必要ある場合でも「云々の特例の下に該法律を施行する旨」の勅令を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

附則第二項の惡用は總督の議會に於ける言明によりて惡用せらるゝことなかるべし

定む可く臺灣總督に於て特例を設くる必要ありとて法律を施行せずに自ら立法する權を持たない

三、臺灣特殊の事情に因り必要ある場合でなければ臺灣總督は立法權を持たない。

四、現在臺灣に行はれる法律及び勅令に違反する事項に付ては臺灣總督は立法權を持たない又臺灣總督の命令發布後之に反する法律及び勅令が臺灣に行はれるに至つたときは該命令は同時に其効力を失ふことに爲る

併し同法附則第二項には「明治二十九年法律第六十三號又は明治三十九年法律第三十一號に依り臺灣總督の發したる命令にして本法施行の際現に効力を有するものに付ては當分の内仍從前の例に依る」とあつて、所謂六三法や三一法に依り發布せられた律令の數は臺灣法令輯覽中に示す如く百三十を超えて居るから、此律令を運用して行ふとすれば當分の内卽ち惡用すれば三年でも五年でも從來の委任立法が依然繼續すると同樣だが、臺灣總督の帝國議會に於ける言明柄として存する以上成る可く速に此等の律令中新委任立法の精神に添はざるもの、改正に著手せらるゝこと、信ずる。

現今の臺北城内石坊街通り

所謂六三法律と同化政策

內務局長　末松偕一郎

本篇の要旨　同化政策の否認は實際上促進すべき同化を困難又は不能ならしめ、又た民心に惡影響を與へ治安を害すること尠からず、是等は恐らく學者の意見の妄信祖述ならんが、歐米植民地の事を根據として論ずる學者の說には承服し難きものあり又た從來六三法を否認するは政黨の政府攻擊の爲たるに過ぎず、本年の議會に於て同化主義及び領土延長主義が政府によりて遺憾なく明言せられ、而して法律第三號の通過を見たるは實に國家の一大慶事なり

予は昨年十一月頃東京に於て蔡培火君を始め主なる臺灣の學生數名に數回面會した、其際屢々(一)「異民族の同化は不能に非ずや」(二)「不能又は至難の同化政策を採るよりも寧ろ加奈陀、濠州其他英國の自治植民地の如き政策を可とせずや」(三)「六三法律の如き差別主義の立法は同化政策と矛盾する事なきや」等の質問を受けた。其(一)及(二)に付ては臺灣時報二月號に掲げた「同化政策の要締」中に詳論した樣な意見を說示して同化政策が臺灣に於ては勿論、朝鮮に於ても現狀に照し最善最良の政策なることを論じた、然るに尙は彼等の主唱に因りて本年の議會には「臺灣議會設置請願」が現はれ、近來の臺灣少年の論說等に於ては同化政策を否認せむとするが如き傾向を見るは誠に遺憾に堪へない所である。單に之は議論の問題に非ずして實際上促進すべき同化を困難又は不能ならしむる原因になるのである。政府の政策に反對して同化を否認し不可能なる植民自治を唱導するが如きは、文化の程度低き臺灣の民心には惡影響を與へ、治安を害することが少くない。是等の言論を抑壓せられ行動を禁制せらるゝこともあるべきは當然である。之が原因となりて感情を害し、反抗を試みる樣

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同化政策を否認するは恐らく一部學者の意見の妄信祖述ならむ

歐米植民地の政策實驗等を根據として論ずる學者の議論には承服する能はず

臺灣人が他の歐米植民地に比較するは自ら侮るの甚だしきものなり

我國の如き同化政策を以て失敗したる例ありや

の事でもあれば、人心は益々惡化するので、臺灣民族永遠の不幸を招く根源を造ることにもなるのである。故に内地の學者の議論は兎に角、實際の統治に對する本島人の議論としては最愼重の態度を採らねばならぬ。併し同化政策の否認其他在京學生等の唱ふるが如き空論は恐く本島人の意見には非ずして、一部學者の意見の妄信祖述であると思ふ。故に議論としては學生を攻擊するよりも寧ろ是等學者の意見を駁擊する方が捷徑であるかも知れない。元來予は概括的に最も學者の意見を尊重する者の一人である。高遠の理想を説き公平なる見地より國家社會の改善を論ずる學者の意見人格に對し、世の俗人が淺薄なる智識經驗より種々の臆斷攻擊を試むる事あるを見ては實に慨嘆に堪へぬことも少くない。併し乍ら歐米植民國の植民地に對する政策實驗等を根據として、日本の朝鮮臺灣等に對する主義政策を議論する一部の所謂植民學者の議論には到底承服することが出來ぬのである。臺灣や朝鮮が外國の所謂植民地と全然事情を異にすることは殆ど識者の異議なき所である。臺灣人は歐米の植民地に比較して論議せらるゝことは侮辱であると心得べき理由あるに拘らず、尚本國と根本的に文化國情を異にする地方に對する政策の是非を根據として結論したる植民論を金科玉條の如く考ふることは自ら侮るものではないか。實際異民族の同化は困難に相違ない。又同化政策が成功せざりし實例も少くない併し我臺灣朝鮮の如き事情の土地に對し文化主義に依り差別撤廢主義に依り同化政策を實行して失敗したる例は何所にありや。學者は葡萄牙・西班牙等が亞弗利加印度に對し民族特有の歷史慣習を尊重せず本國の法令を施行し同化政策を採りたる爲め植民地統治に失敗せりと稱する。又佛國は千七百九十五年の憲法に於て植民地懷柔政策より自由平等博愛を標榜し、植民地を本國と無差別同等に看做すことを明示し、本國の法令を適用して領土延長主義に依

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

葡萄牙、西班牙、佛蘭西等の例は臺灣には當らず

葡萄牙は如何

佛國は如何

英國最近の實狀は如何

土人懷柔は淺薄なる政策なり

り同化せむとしたるも悉く失敗に歸し、遂に千八百年のナポレオン執政時代の憲法には佛國植民地の統治は特別立法主義に依ることゝなりたりと證言する。されと是等の引例は臺灣の同化主義などに對しては頗る貧弱なる議論である。葡、西諸國は「ヴアスコ、ダ、ガマ」の所謂香料と基督教徒を獲るが爲め世界探險植民政策である。本國の爲め寧ろ自己の爲に利益を貪るものに過ぎない。苛斂誅求に依りて同化を求めむとするものである。其成功を見ざるは當然ではないか。佛國の實例は餘りに獨斷である。內政の混沌たる時代の數年間の成績を見て其植民政策の失敗を非難するは酷でないか。爾來佛國は千八百十四年千八百四十八年千八百五十二年等の憲法改正に於ても常に植民地差別主義を採用し以て今日に至つたので、同化主義を實驗する時日はなかつたのである。佛國のことは引例にはならぬと思ふ。次に一方に於て從來學者が理想的植民政策として謳歌して居つた英國植民地最近の實狀は如何であるか、本國に反抗し又は獨立を企て、本國の一大憂患となつたのみならず、其植民地民族の慘害衰亡を招きつゝあるではないか。成る程植民地の風俗習慣を墨守し、全く本國と特別なる立法の下に差別待遇を爲すことは無智盲昧なる土人懷柔としては無事であらふ。斯る一時の小康を以て理想的植

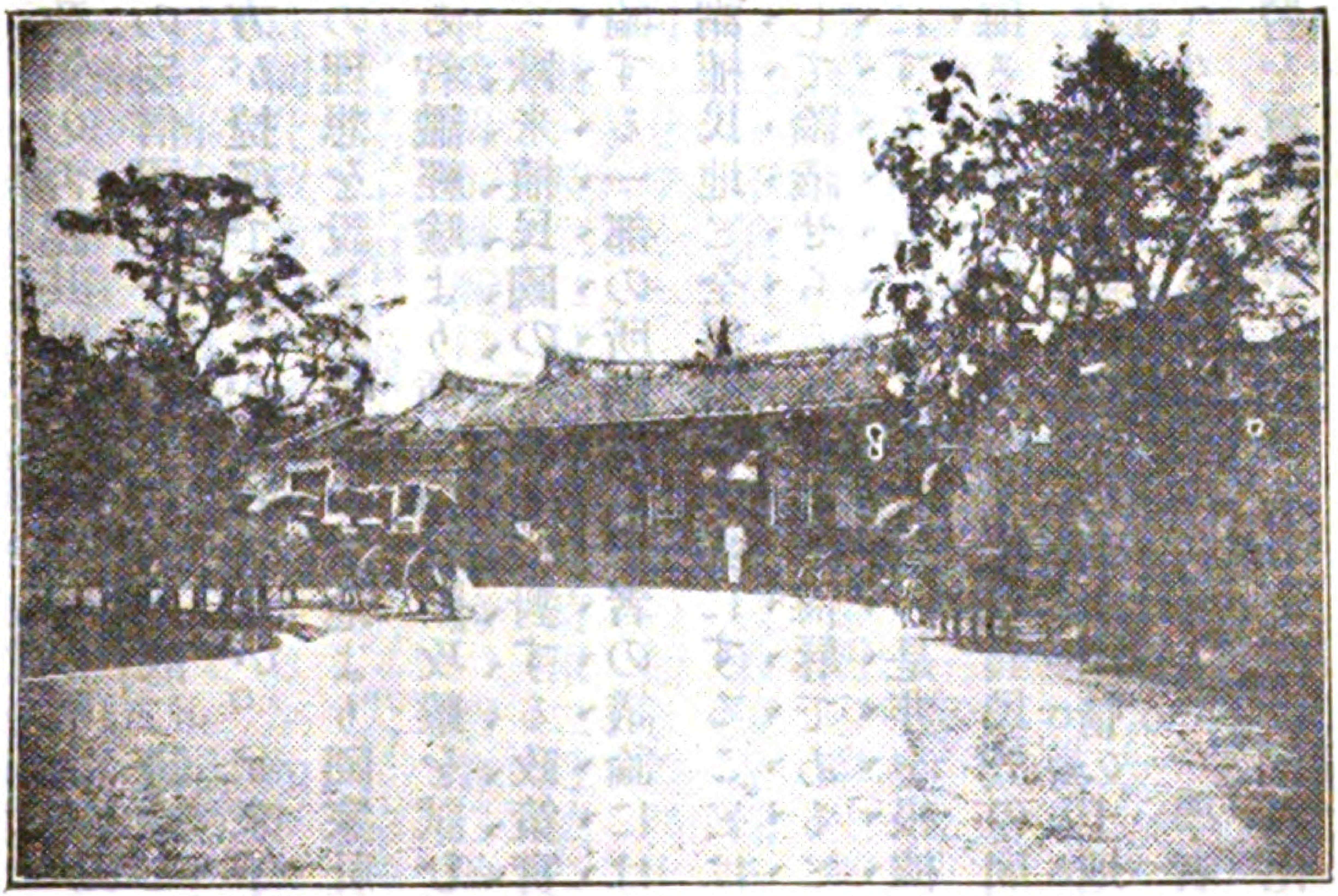

臺灣總督府舊廳舍(領臺當時より大正九年迄使用)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

在京臺灣學生の妄動は不幸且つ危險なり

六三法は同化政策に矛盾せずやの論

民政策の成果と見るは淺薄である。敎育進み人智開くるに從ひ、舊慣の墨守は喜ばなくなる。差別待遇には不快を感ずる。廣汎なる植民自治を認められても附屬國では面白くないから獨立を企つるに至るのである。若し本國が獨立を認むれば無事であるが獨立を認めざれば遂に人心險惡となり、戰爭に訴ふる樣になることもある。我同盟國なる植民大帝國の前途には斯種の患憂少くない樣に思はれる

予は在京臺灣學生等が一部學者の議論を妄信して種々の疑惑を起し、之を本島人に宣傳するが如きは日本帝國の爲め又學生諸君の爲めに非常に不幸且つ危險のことゝ思ふ。臺灣の統治は漸次改善進步し、制度の上にも社交的方面にも本島人に對する差別的待遇は著々撤廢せらるゝことゝ思ふ茲數年は統治上最も必要なる時機である。內地人も本島人も最愼重なる注意を以て互に誠意同情を披瀝し、此容易ならざる同化政策の完成に盡瘁努力せねばならぬと信ずる。

次は(三)六三法律の如き差別主義の立法は同化政策に矛盾することなきやの點に就て一言する。昨年十一月予が學生に面會した頃には學生間に所謂六三法撤廢運動の企圖あることを聞知した故に、予は學生諸君に對しても斯る企圖が如何に無謀にして無定見であるかを極論した。因より同化政策は內地延長主義である。漸次內地法を適用して

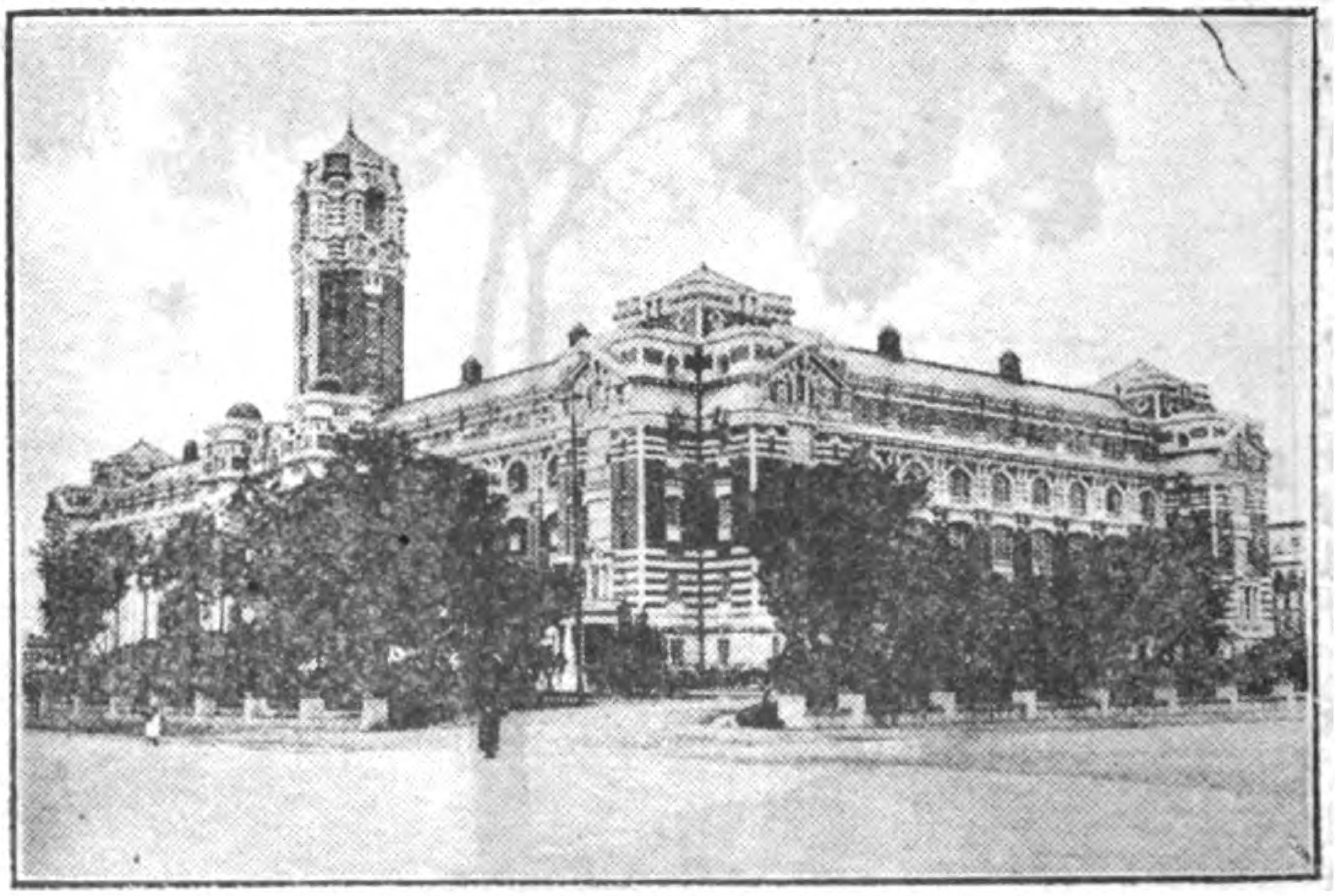

現今の臺灣總督府廳舍

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三の違憲云々は政黨の政府攻撃論なり

六三法案の否認が臺灣の不利に歸すべきは反對黨も能く之を知る

法令上にも内臺人無差別に至るを主義理想とするは言ふ迄もない。併し臺灣の現狀に照し律令權を撤廢して其跡始末はどうするのであるか。從來帝國議會に於て六三法が問題となつたのは主として憲法論である。政府反對黨の政府攻撃である。人情風俗文化等の全く異れる臺灣に對して各種の内地法を其儘適用することの出來ざることは事實である。反對黨の議員でも勿論此點に付疑ひない。故に其善後策に付ては頗る困窮するに相違ない。六三法案の否認は臺灣統治の上より見れば臺灣人に對して誠に不利益なる結果になることは反對議員も能く知つて居る。併し憲法違反であれば國家の重大問題であるから臺灣統治に惡影響を及ぼすとも己むを得ざることであるが。律令權は違憲に非ずとして二十數年來委任立法は實行せられて居るのである今更ら日本は二十數年間憲法違反の狀態にあつたとも謂ひ得ないではないか。其れに事實上の統治に直接の關係ある而も同化否認説に傾聽する臺灣留學生諸君が今頃六三法律撤廢問題を唱導せむとするは如何にも無謀無定見であると考へた。其後の經過を見るに幸に學生間にも此無謀なる議論の實現なく、又臺灣總督は漸次理想とする内臺人無差別主義に到達する爲め今回の改正法に於ては内地施行の法律は勅令を以て臺灣に之を施行するを原則とし、臺灣

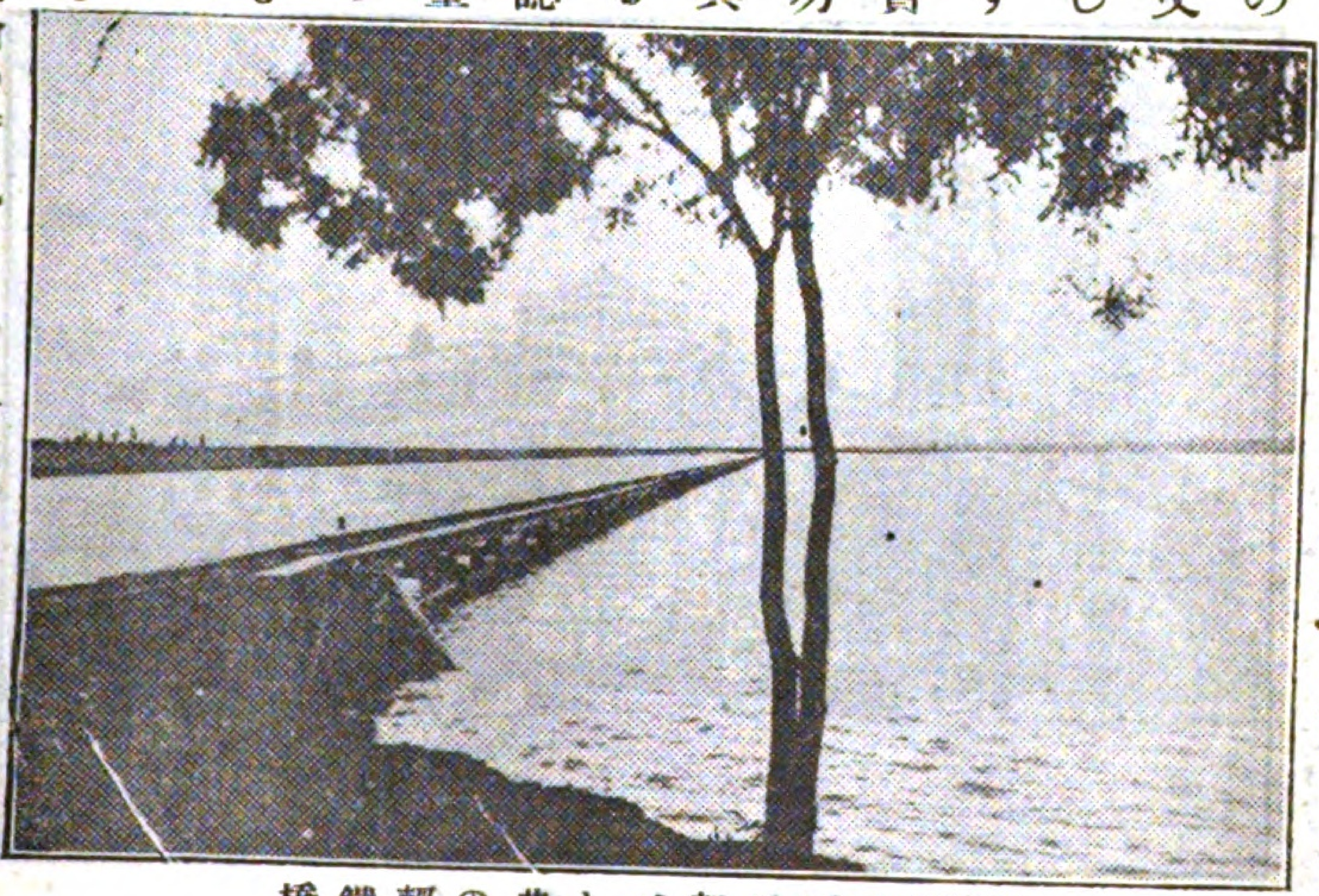

下淡水溪に架せし昔の輕鐵橋

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣評議會も近く置かれんとす

本年の議會に於て同化主義領土延長主義は遺憾なく明言せられたり

國家の一大慶事臺灣民族將來の幸福

特種の事情に因り特に規定を要する事項のみは律令を以て之を規定することを得ることにし、政府の同意及議會の協賛を經て近く法律として發布せらるゝ筈で、大正十一年一月一日より實施せらるゝのである。加之新に「臺灣評議會を置き律令其他の重要事項に關する總督の諮問機關とし、民論を傾聽するの趣旨を自發的に提案し、近く勅令として實現する筈である。是等は主義として非常なる進歩である改善である。從來我政府の植民政策は甚だ不判明であつた感があるが、本年の議會には原首相も田臺灣總督も同化主義領土延長主義を明言し六三法律の改正其他諸般の施設に見るも明確に其主義の實らふ。

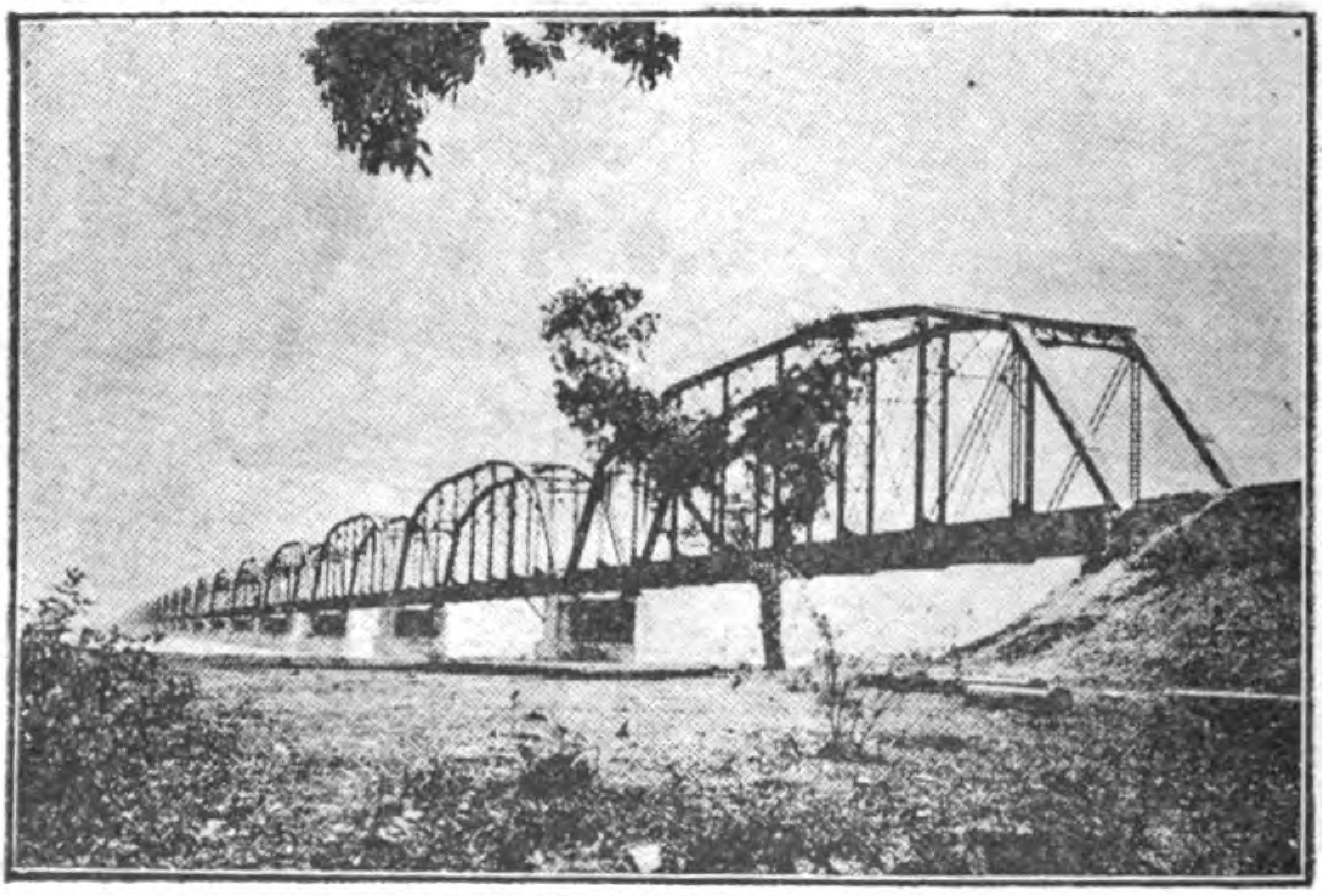

現今の下淡水溪鐵橋

現に方針を定めたのである。之は國家の一大慶事である。臺灣民族將來の曙光である。同化主義領土延長主義は無差別主義である。一視同仁主義である。仁政主義である。內臺人一致協力して此主義の實現に努力すれば將來に於て本島人が無差別の同胞となるは明瞭である。臺灣民族は永遠に日本國民の幸福を享受し、帝國は將來此方面に於ては全く內憂の禍源もなくして益々世界的に國威を發揚するであ

翻つて所謂六三問題の經過を見るに、明治二十九年三月十七日、臺灣に施行すべき法令に關する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三案の第九議會に於て大問題さなりしは違憲論の外に反對黨の感情論も其の大原因たり

此の感情は毎回之を繰返して反對黨の攻撃材料させり

法律案即ち後の法律第六十三號が初めて議會に提出せられた。而して此法案が第九議會の非常なる大問題となつた事は固より違憲といふ法律論も一原因に相違ないが、反對黨の感情論も大なる原因を爲して居る。衆議院委員會は審議の結果政府の提案に對し修正を加へ、原案通過は甚だ困難なる狀態になつた爲め當時の政府即ち伊藤内閣は一旦調査の名義を以て原案を撤回して自由黨と妥協し、僅か二日の後、同月二十五日更に原案と全く同一なる法律案を提出し、星亨氏の援助に依り開期切迫の際無理に議會を通過せしめたのである。反對黨が種々の議論を以て之を攻撃したのは想像するに難からぬのである。初回に於ける此感情は將來の俑となり、本法案の議會に提出せらる、度毎に同樣なる議論を繰返し、常に反對黨の一攻撃材料に供せられた。從來本法に三年又は五年といふ有效期限が附せられて居つたことも斯る事情の結果である。三年や五年で臺灣の事情が内地同樣となり、本法を廢止するも差支なきに至るであらうなどは政府も議會も考へては居なかつたと思ふ併し六三問題は沿革上議會の大問題となることを豫期するが爲、微力なる政府は本案の通過に急にして進で期限迄撤廢するの提案を爲すの勇氣に乏しかつたのである。然るに衆議院に絶對多數を有する原内閣は是等に顧慮する

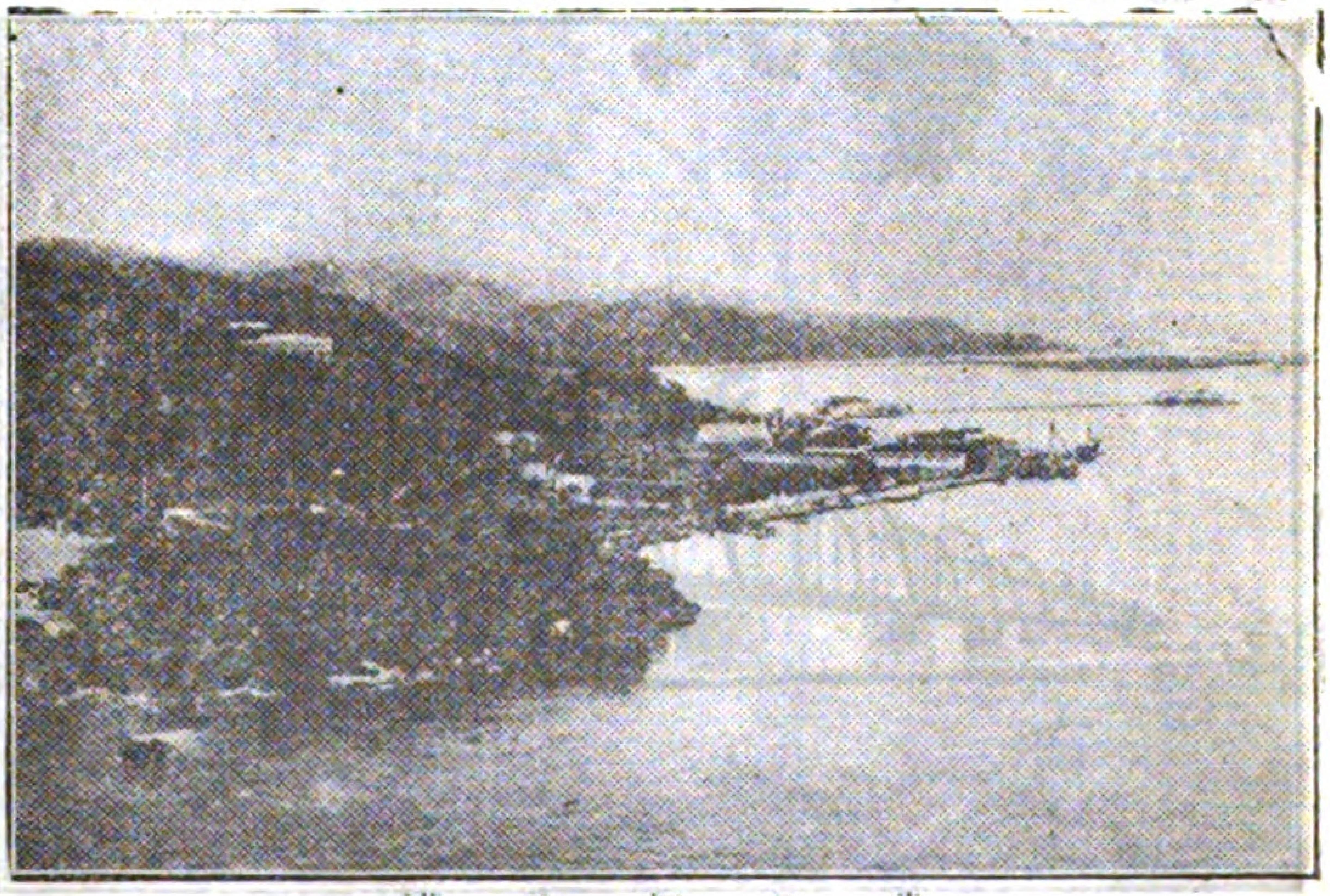

昔の打狗港

同化の基礎たるべき重要なる法令の解決を見んとするも政府の努力なり

是等諸法令立法の今日まで後れたるは却て幸福

必要もなく、不條理なる有効期限を撤廢して今回の提案を爲し、反對黨も從來の如く無用なる違憲論を反覆することなく無事に議會を通過した。加之此機會に於て我が植民政策を明言した、之は從來に例のないことで之に依りて國民も適從すべき方針を知ることが出來た譯である。是等は臺灣總督を始め直接關係者の努力の結果ではあるが、一面には政府の勢力の强固となりたるを證し、又一面には政黨の進歩に依り無用なる議論を弄することの少くなつた結果とも見ることが出來る。特に最初の六三法提案の際既に問題となりたるに拘らず、今日迄其實現を見ざりし評議會が近く實現せむとするの機運になつた事は、此際政府が如何に誠意を以て臺灣の統治に努力しつゝあるかを察することが出來るのである。

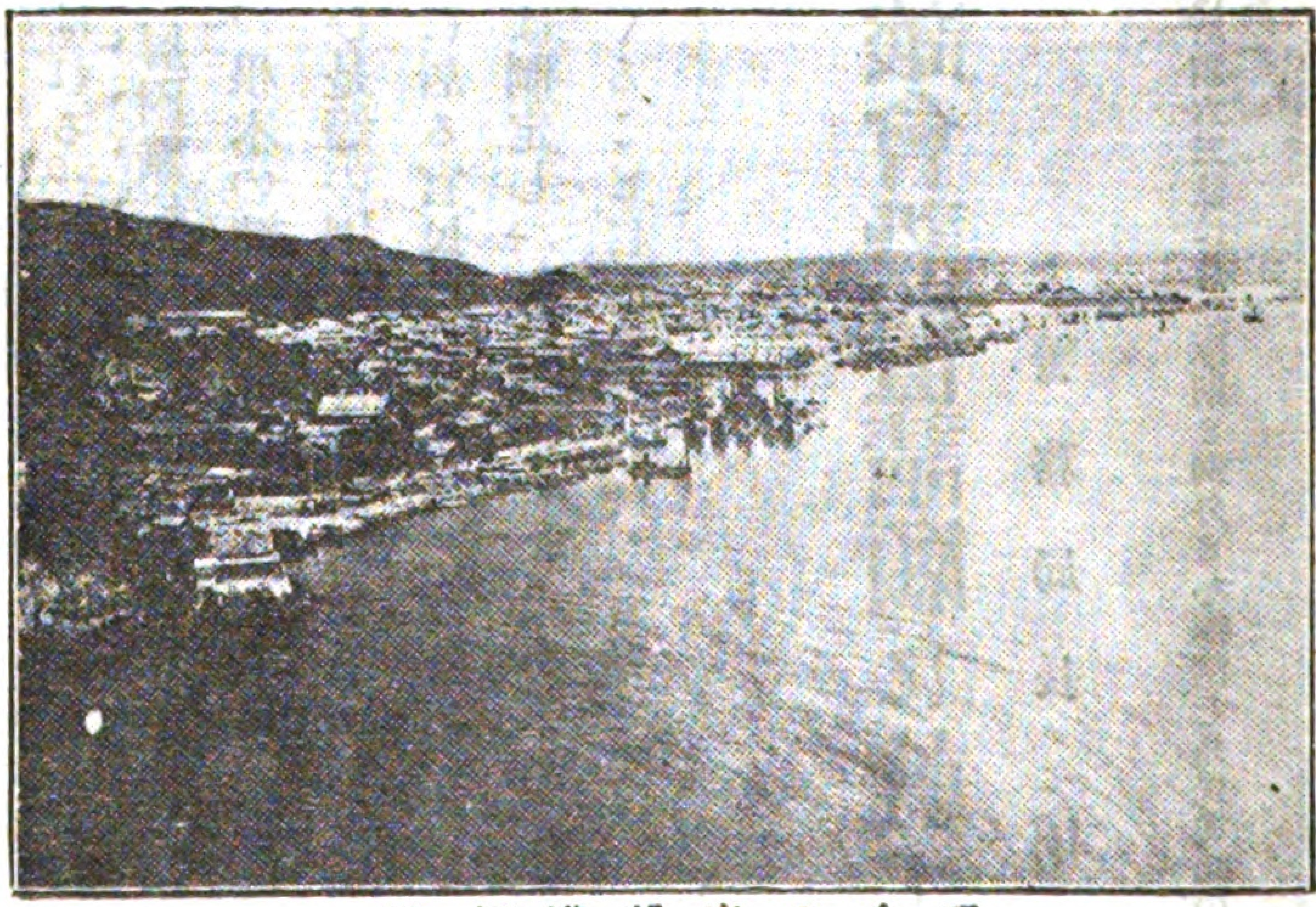

現今の高雄港(打狗)

終に一言すべきは法令の制定に關する政府の奮勵である民事、商事、戸籍等統治の根本となり同化の基礎となるべき重要なる法令が、十數年間未解決の懸案となつて居るものも少くない。之は問題の重大なる原因もあるであらふ。政府當局者政務多端の原因もあるであらふ。が、從來吾人の最遺憾に考へた所であつた。併し又吾人の如き十數年以前より同化主義本國法主義の植民政策を主張し來つた者には此法令制定の延滯が今日に於ては意外の幸運であつた事を欣幸とする感もある

從來政府部内にも同化否認論者もあつた樣に思はれる。英國式の舊慣尊重が植民政策の要締であると信ずる爲、不必要の範圍に迄所謂舊慣なるものを作成尊重して内地法の適用を排斥せむとする議論がないでもなかつた樣に思はれる。若しも斯る議論の盛であつた時代に根本法が制定せられ實施せられたならば、同化政策は一層困難に遭遇したであらふ。今回の六三改正法第一條の適用範圍は著しく限局せられたのみならず、根本の精神に矛盾を生ずる爲、本法の改正も同化政策の宣言も不可能に終つたかも知れない、幸ひ是等の困難もなく所謂六三法の改正せられて同化政策に奮進すべき機會に到著した以上は、臺灣に居る官民は勿論中央政府部内の人々も少しも遲疑することなく一日も早く必要なる法令を施行又は制定し、本島人の地位身分又は權利義務を明確にし、漸次差別待遇を撤廢して速に同化の實を擧ぐることに盡瘁せねばならぬと思ふ。

舊慣尊重の時代に根本法の制定を見ば同化は一層困難に遭遇したりしならむ

臺灣議會設置請願に就て

警務局長　川崎卓吉

要領

一、今回議會を通過せる新法律は所謂六三法に比し原則と例外とを轉倒し島民文化の進捗に隨ひ益々内地法を適用し竟に彼此差別を撤せんとするもの。

二、總督府評議會を新設せんとするも、畢竟此理想實現の第一步、然るに突如一面より臺灣議會開設の請願を見たるは返へす〳〵も遺憾。

三、我臺灣統治は英の加奈陀、濠洲の統治と趣を異にし、彼れの主目は經濟的なるに、我の理想は内地の延長主義、臺灣議會

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新法律は六三法に比すれば原則さされ例外を轉倒したるもの。

內臺人差別撤廢を理想さするもの

此目的を以て總督府評議會を新に生ぜしめんさす

の設置は此大理想と支吾し畢竟內地より分離し獨立に邁からんとするもの。

四、若し彼の臺灣議會の目的を徹底せんには單に特別法のみならず、齊しく島民の休戚に拘る內地法適用の場合にも立入るの要あり。

五、卽ち法律の全部及臺灣の豫算より終には責任內閣を有する自治統治を願望するに至らざるなきか。

六、若し母國の意志に反して自治を圖るも百弊續出終に失敗に終るべきは殖民學者ロイスの言に徵するも明かなる所況んや國法上より云ふも帝國憲法の之れを認めざるをや。

七、今や總督府評議會官制の發布近きに迫る、如かず無謀の望みを去つて、內臺の兩民、倶に相携へ、以て皇化の恩澤に相浴せんには。

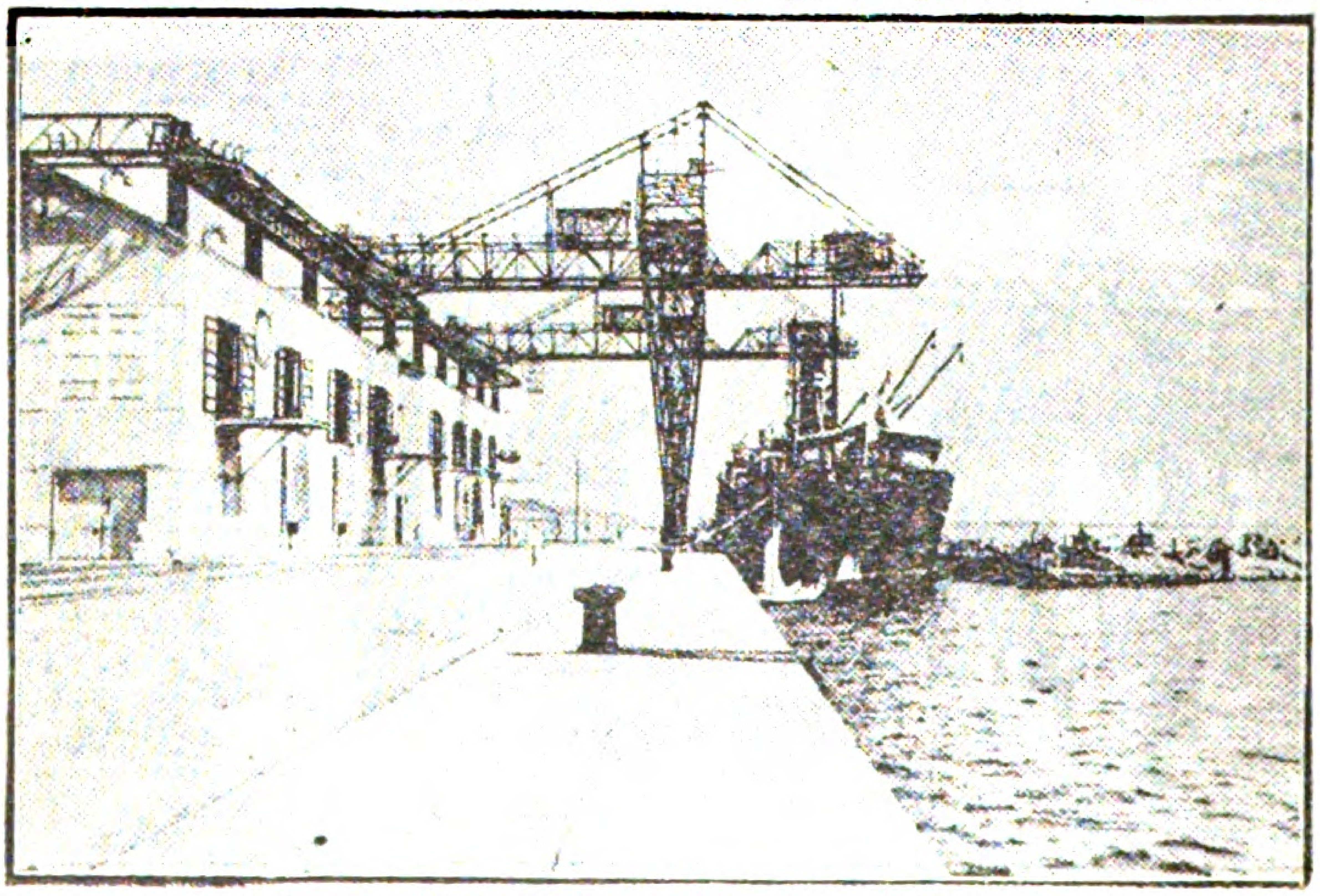

現今の高雄(打狗)埠頭の上屋と荷役機の設備

今期議會を通過せる「臺灣に施行すべき法令に關する法律」に依れば勅令を以て內地法を施行する場合を原則とし律令制定の場合を例外とせるを以て之れを從來の所謂六三法に比すれば、則ち原則と例外とを轉倒したるもの。而して島民文化の度の進むに隨つて特別立法の必要減少し內地法適用の範圍益々擴大せらるべきを以て、漸次法律の統一を保ち法の上より內臺人を差別せざることを理想とせるものと云はざるを得ず。更に本法に伴うて臺灣總督府評議會を新設し官民より議員を擧げ第一條に依る勅令を以て施行せんとする內地法又は第二條に依る臺灣特種の事情に依り制定せんとする律令其他財政經濟等に關する事項等、苟くも總督に於て必要と認むるものは總て之れを諮問せ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

然るに突如一面より臺灣議會設置の請願を見たるは一代の恨事

臺灣統治は加奈陀濠洲の其れと趣を異にす。

んとす。蓋し民意尊重の意義に於て大なる進歩と云はざるを得ず。此の如く島民の意思を尊重し一視同仁只管其福利を増進せんとする際突然一方面より臺灣議會設置の請願を見るに至りたるは返へす〲も遺憾とせざるを得ざる所なり。

今其請願の趣旨を見るに臺灣特殊の事情を參酌し世界の時潮に鑑み民心の趨向に察し特に臺灣議會を開設すべしとなすも臺灣議會の設置は必ずしも本島特殊の事情に適應し民意を暢達せしむる唯一の方法に非ず。臺灣には特殊の事情あればこそ所謂律令制定權を總督に附與し、又世界の時潮に鑑み民心の趨向民度に徴し總督府評議會新設の企圖ある所以なれ。時運に逆行し民意を無視して彈壓政治を行はんとするが如きは督府の斷じて採らざる所。而かも民度を超越したる急進突飛なる一二の者の意見に對しては、深く其の反省を望まざるを得ず。

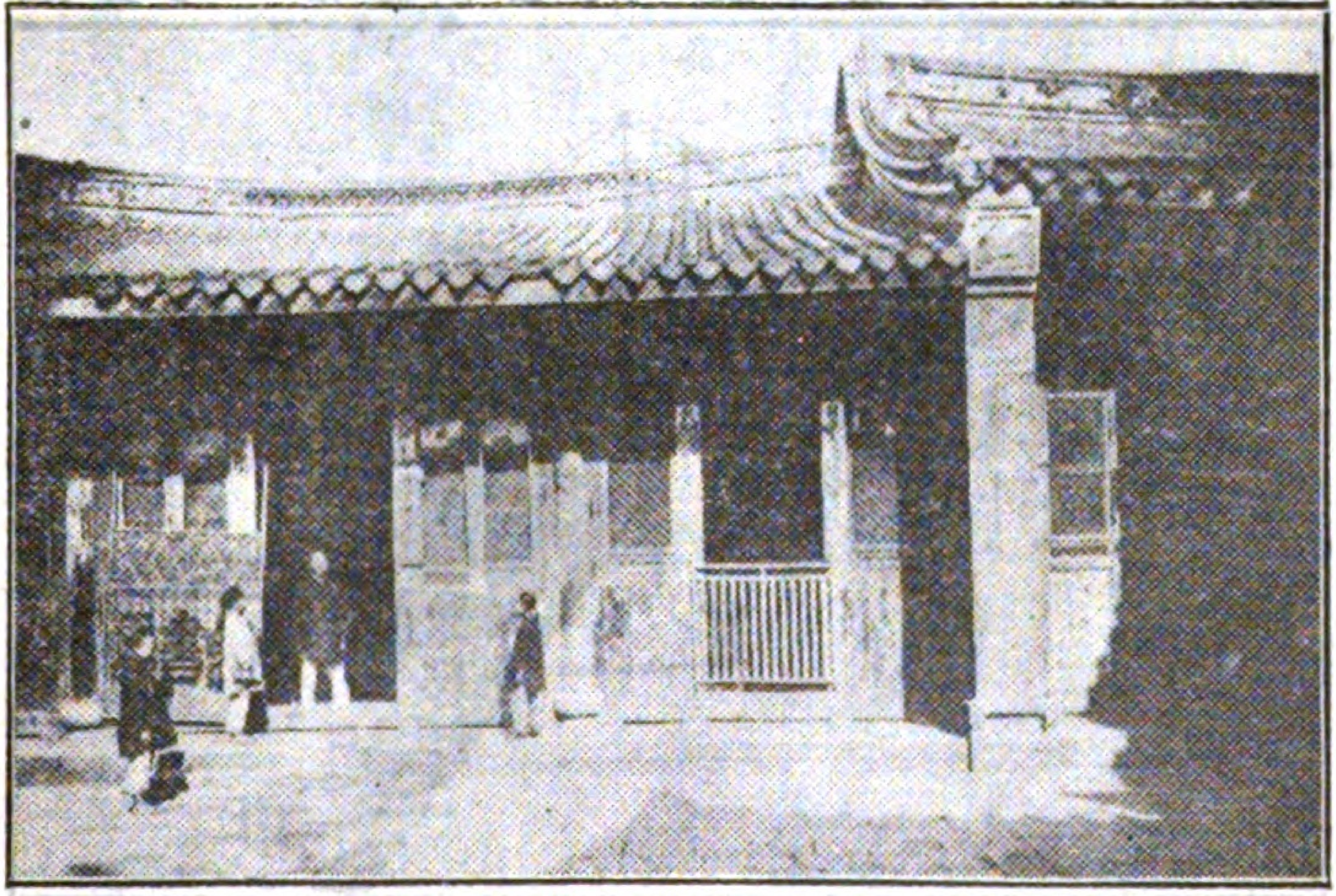

臺灣の書房(艋舺の種德書房)

論者或は例を英國の自治領加奈陀又は濠洲の自治統治制度を以て殖民地統治の理想とし、臺灣も亦彼れに倣ふべしとなすものあらんも、是は彼此の間大に其趣を異にするものあるを知らざるの論なり。英國が加奈陀又は濠洲を自國の殖民地として領有するに至りし目的と其歴史とは、我國が本島を領有するに至りし其れと揆を一にせず。我臺灣の地積人口及民度は到底彼の加奈陀、濠洲の人口及民

彼れは經濟上の目的に發し

我は內地の延長主義

然るに臺灣議會は全然內地と分離したる自治を意味するもの。

度と比較すべくもあらず。英國は此等の領土に自國民を移住せしめ以て殖民地となしたるは主として經濟上の目的より出で必ずしも自國領土の延長として之れを取扱ふの要なく、而かも該殖民地たるや其地域廣大、人口夥多にして民度亦高く優に一獨立國としての實力を具有し、彼の英國の該殖民地統治の目的と當の殖民地の實力と相合して始めて特殊議會の存立を認め自治を許したるものなるが、我が臺灣の如きは第一に領有の歷史に徵しても瞭かなるが如く、當初帝國が本島を領有するや單に經濟上其資源を獲得せんが爲めにあらずして、之れを純然たる帝國の延長とし全版圖の一部とし內地同樣に取扱ふを以て本旨となし。一視同仁島民の福利を增進し文化を開發せしめんとするに在るのみ。然るに臺灣議會の設置は全然內地と分離したる自治を意味し、縱しんば一步を讓り議會の設置は直ちに自治を意味せずとするも、此は或程度に於て政治上內地より分離し獨立の地位を獲得せんとするものにして到底我帝國の臺灣總督の根本方針と相容るべきものにならず。況んや殖民地議會の設置、即ち單純なる殖民地の代議制度は、殖民地の完全なる自治統治を要求し殖民地の自治統治は其趣旨理想を貫徹せんとせば、畢竟將來母國より全然獨立すべき運命を有すべきものなるに於てをや。

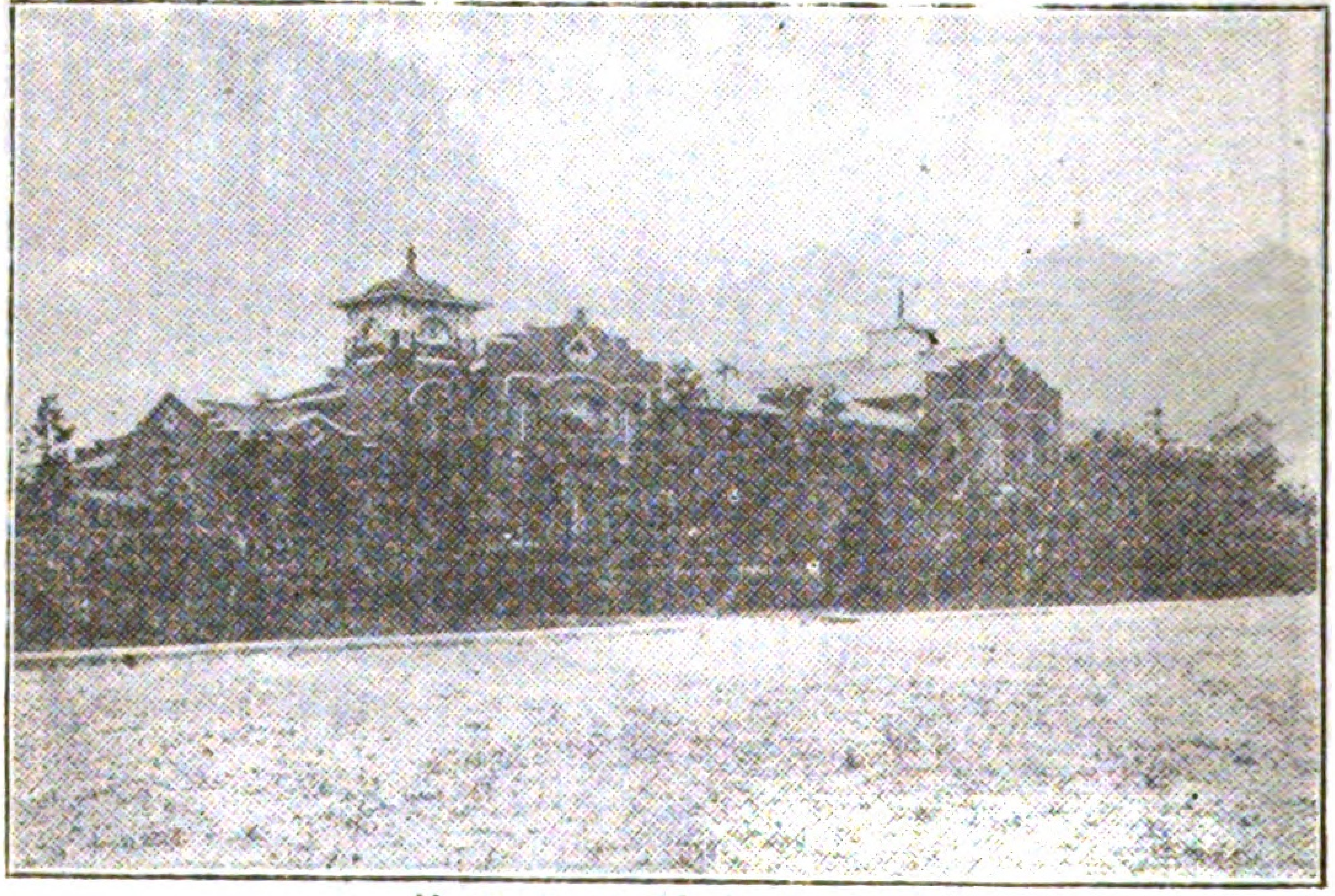

現今の大稻埕公學校

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣議會の意を徹せんとせば自ら自治統治に到達せざる可らず

林献堂氏等の今回の請願は決して此の如き企圖の下に行はれたるものにあらざることは吾人の信じて疑はざるところなり。而かも其趣旨を貫徹せんと欲せば終に此くの如き結論に到達せざる可らざるを遺憾とす。同氏等は、臺灣に於て特別立法を必要とする範圍内に就てのみ臺灣議會の存在を認めんと欲すといふもの、如きも、内地法を臺灣に施行せんとする場合には參與せずして可なりとの趣旨なりとせば、臺灣議會設置の價値や誠に小なりと云はざるを得ず。或内地法を我臺灣に施行すべきや否やは、亦特別立法の場合と同じく我が島民に取つては重要なる問題にして、而かも今後本島民文化の度に應じ特別立法を要とする場合は漸次減少し、内地法適用の範圍は益々擴大せらるべきを以て、若し請願の趣旨にして特別立法にのみ參與する精神なりとせば、其範圍極めて狹少にして其效果や甚だ尠しと云はざるを得ず。故に請願の趣旨を貫徹せんとせば勢ひ臺灣に施行すべき法律全部及臺灣の豫算等總べて之れに參與せんと欲するに至るべく更に進んで責任内閣を有する自治統治を希望するに至るは當然の順序なるが、而かも是れ聽て獨立を望むの楷梯たらずとせんや。故に吾人は今回の請願に就き民意尊重の希望に對しては、大に之れを諒とする所なるも、丌が論理の歸結は此の如き事態を惹

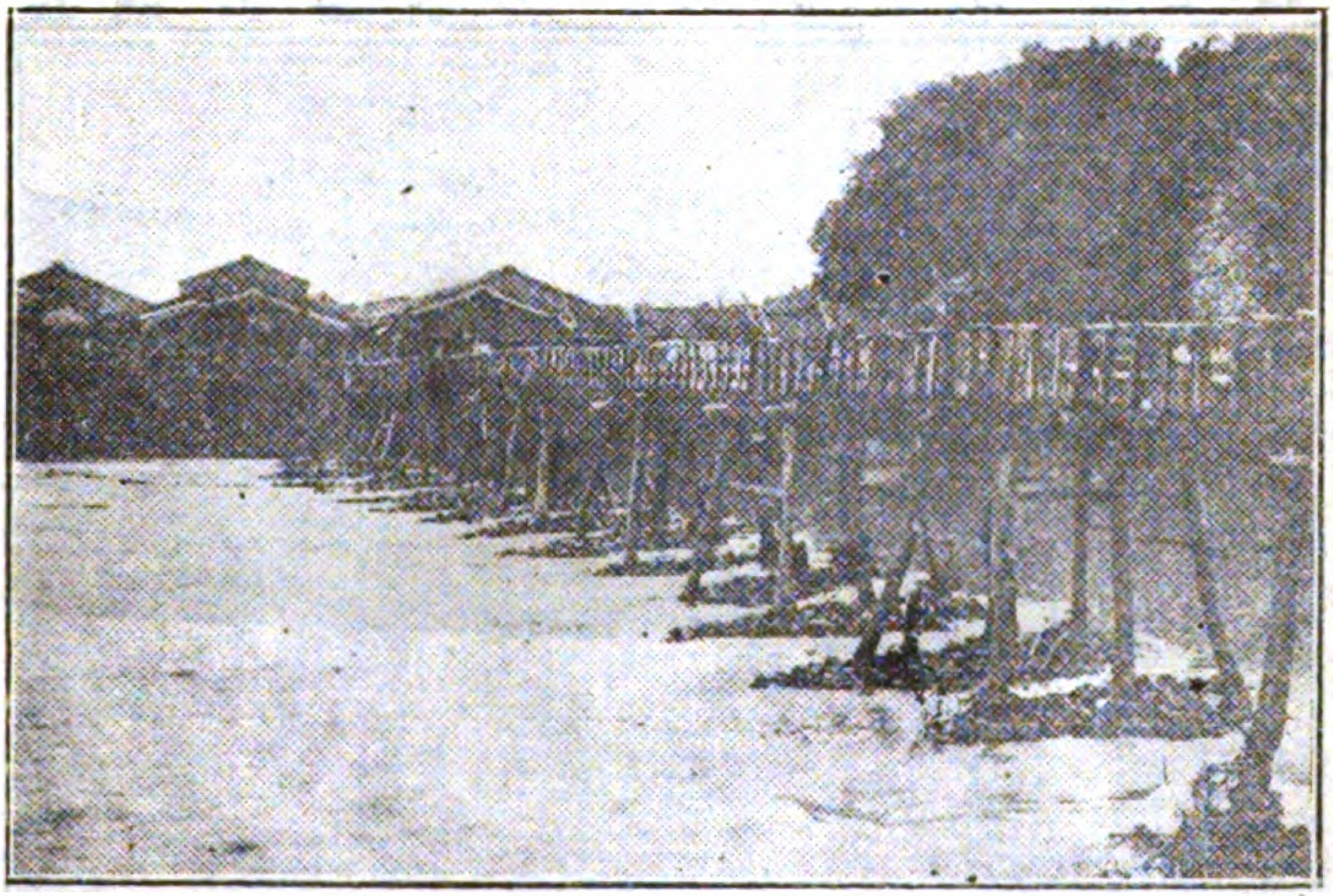

昔の景尾坪圳（林本源經營）

而かも亦渺たる懸海の孤島を奈何

母國の意に反して自治を圖るも結極失敗

起するの虞ありとせば深く恐れて戒しめざるべからざるところとなす。

假に臺灣議會の特別を認め自治を許すとするも、現在に於ては勿論、將來民度の向上したる時に於ても此渺たる懸海の孤島が本國を離れ、僅に二千三百餘方里の地積三百餘萬の人口を以て獨力財政を經理し國力を充實し、生存競爭の激烈なる世界列强の間に伍して克く其存立を保持することを得べしとするか。其難きことは識者を竢つて始めて識るべきにあらず。徒らに民族自決の虚名に憧憬し、或は事情を異にする歐洲諸國の殖民地の例を逐うて同化不可能論を妄信し、同文同種にして本質上同化の可能性を有する本島人を驅つて内地人との融和を妨けしめ其同胞を永く危地に陷れしめんとするが如きは有德の士の執るべき策にあらず。

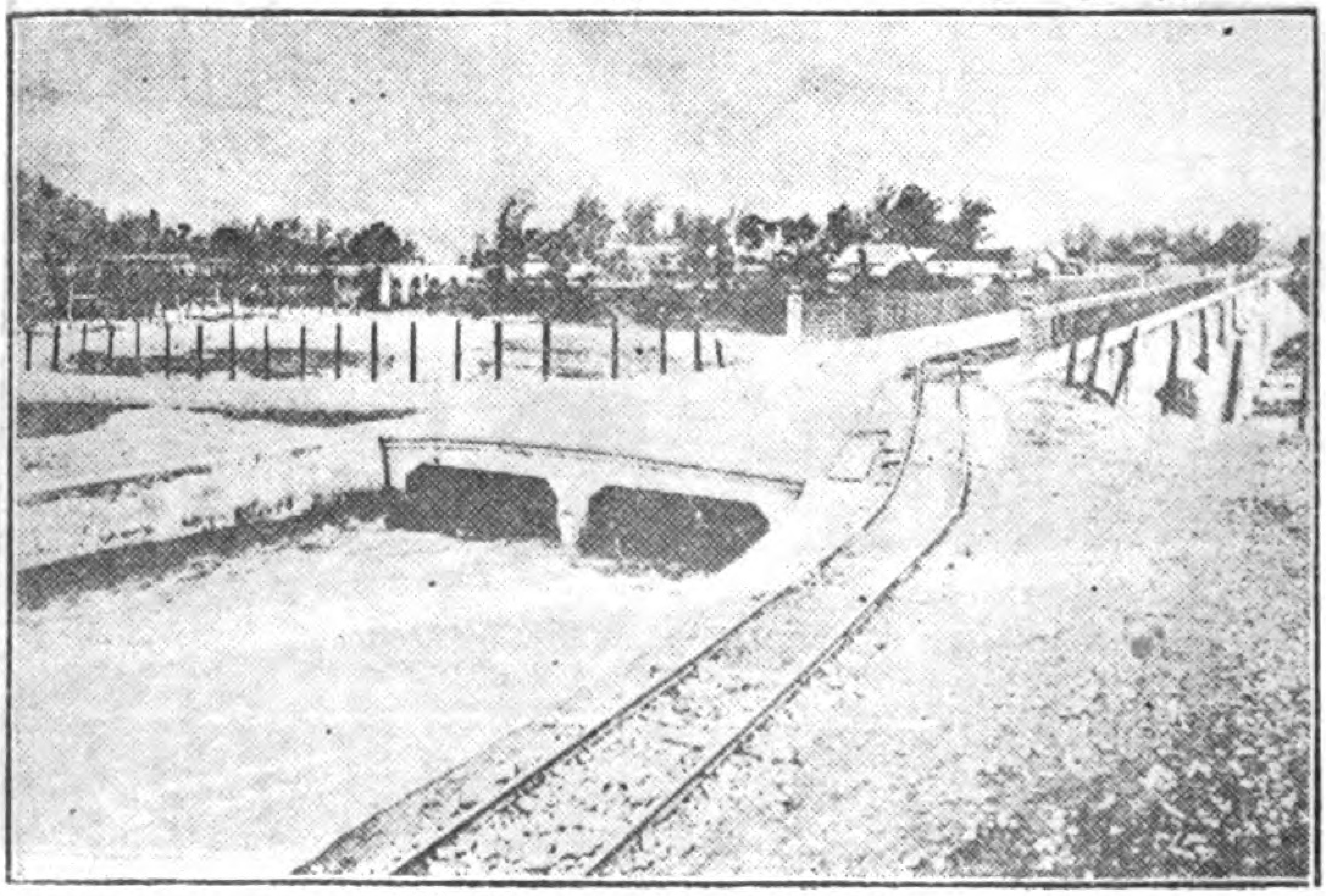

現今の景尾埤圳

更に之れを世界各國の殖民地統治の實際に徴するに英國の、加奈陀、濠洲、南阿等に對する自治統治は別として、各國の領有する熱帶殖民地の多くは未だ自治統治の形式を執れるところなく、總督に依る直接統治を行ふ殖民地にして代議制度を採用せる地にありても其效果は必ずしも良好なりと稱すべからず。故に母國と文化の程度を同じうせざる殖民地若しくは母國政府の方針が結局自治統治を許すことを欲せざる殖民地に、强いて代議制度を實行して

植民學者ロイス曰く

帝國憲法亦之れを認めず

地方議會と臺灣議會とを混同するは謬想の甚しきもの

其效果を收めんとすることは理論上に於ても實際上に於ても共に非常に困難にして其弊に耐えざるは識者の齊しく肯認する所なり。彼の植民學者ロイス(Lois)が「母國が之れを獨立せしむるの意思なくして、其屬領地に自治制度を許さんとするが如きは、徒らに外觀を飾らんとするものにして其內實を缺けるものと云はざる可らず。自治政治の名目を與ふるも自治の實なき時は屬地の福利を增進せしめざるのみならず、却つて之れが爲めに政治的紛爭の種子を播くに過ぎず」と斷言したるは至言と云ふべし。我帝國の領土の延長として內地同樣に取扱ふことを根本方針とする臺灣に於て、特殊の議會を設置せんとするが如きは、此點より見るも不可なるや明かなり。

今姑らく政策上の立場を離れて之れを國法上より見るも別に帝國議會より獨立せる臺灣議會なるものを設置し、之れに一定の立法權を委するが如きことは我が帝國憲法の認めざるところにして、此點より云ふも特殊議會の存立を否定せざるを得ず。臺灣議會設置に贊成せる本島人中、往々自治統治と地方自治とを混同し、臺灣議會と地方議會とを區別せざるものあるが如し。曰く、各州協議會員は官選にして諮問機關たり、眞の自治にあらず、之れ民選にして議決機關たる臺灣議會の設置を要とする所以と。又曰

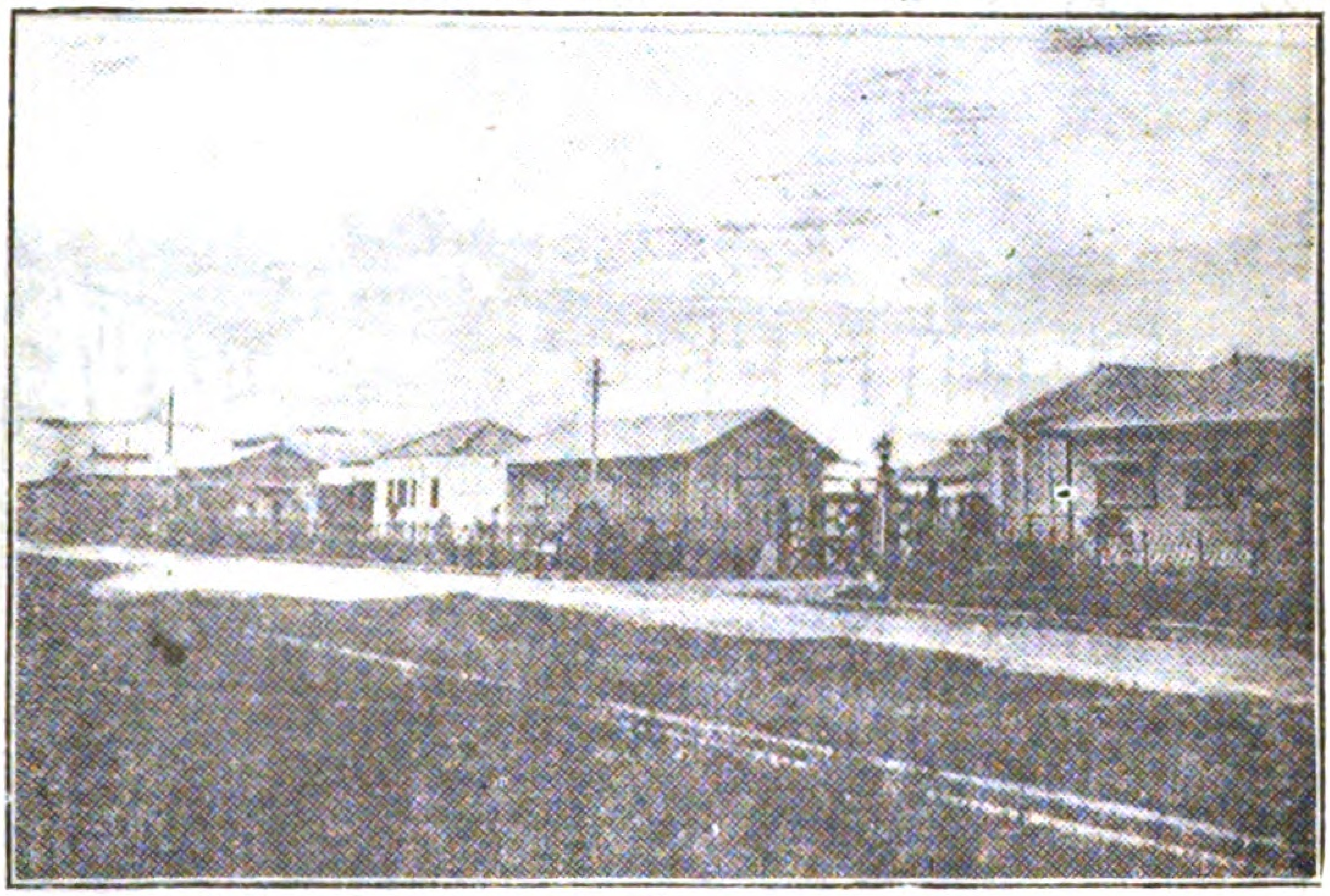
最初の臺北醫院

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

く此海道には道會を有するにあらずや、さらば何故に臺灣には一の議會を設くる能はざるやと、斯の如きの說は抑も誤解の甚しきものにして、此海道は全體として一の地方團體を成し一の地方議會たる道會を有するも、臺灣は西部を五州に分ち、既に各州に地方議會なる協議會を設置せるは現に目睹する所の如し此協議會を議決機關となし、協議會員を民選となすが如きは唯時期の問題たり。吾人は地方自治の一日も早く完備せんことを望む切なりと雖も、自治統治の傾向を有する臺灣議會の設置に對しては、如上の理由に依り、絕對に贊同する能はざる所とす。

　要之臺灣に於ては、昨年漸く地方自治の制を敷かれたるも、住民の政治的能力は果して充分に之れが眞諦を理解し圓滿に運用し得るやは尙未定に屬し、官民協同極力之れが所期の目的を達成するやう努力せざる可らざる秋に方り、突如東都の一隅に於て一二本島人の有志が、未だ修學の本分を有する留學生等を驅つて前述の如き帝國の臺灣統治に關する根本方針に背反する臺灣議會設置請願の如き政治運動に熱中せしむるが如きは、吾人の斷じて贊同し難きところにして多數本島人も亦其感を同じうするところならんと信ず。吾人は請願者諸氏が島民永久の福利の爲め更に深思熟慮し之れが指導に誤

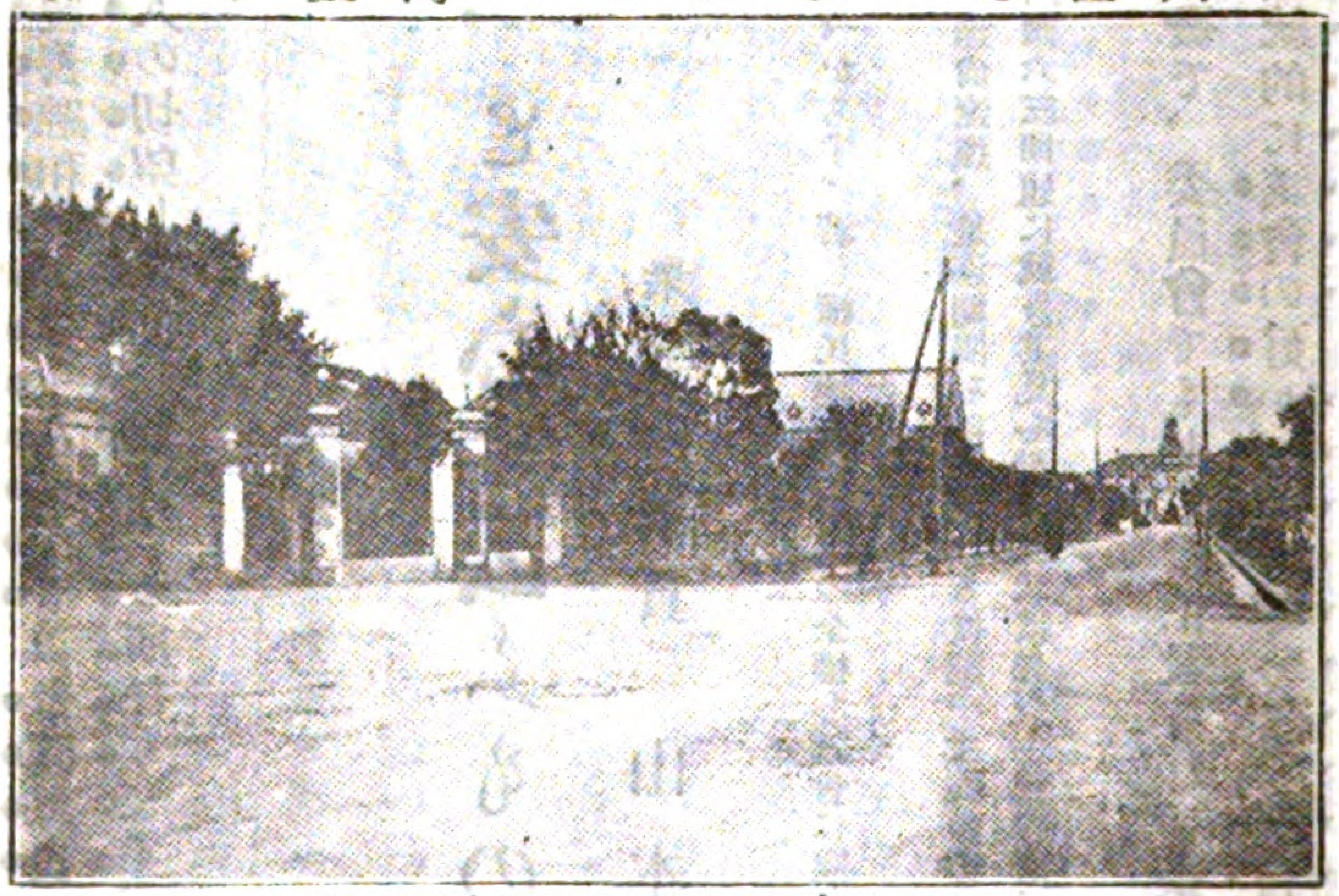
臺北醫院表門（大正九年迄存せし）

りなからんことを望む。今や「臺灣に施行する法令に關する法律」は更に新なる意義を帶し臺灣總督府評議會官制亦日ならずして發布せられんとす。此くの如くして內臺人間に於ける政治上及社交上の差別も逐次除却せられ、親善融和打つて一丸となり、帝國忠良の臣民として共に偕に日章國旗の恵澤に浴せんことは日夕吾人の切望して已む能はざる所なりとす。（文責記者）

先づ一と安心と云ふもの

衆議院議員　山本悌次郎氏談

議會の好かぬ六三問題

要領

一、今日の結果は當然と云はざるべからず。若し植民地法律制定の全權を議會に限らしめんか、未だ其智能に乏しき議員等を奈何。

二、全權の運命を有すべきも其前途尙遼遠、是迄期限を附し來れるは劃一主義の弊にして、今回之れを撤せるも亦當然。

折節來臺の山本代議士を訪ひ、所謂六三問題に就き其見を敲けば氏は先づ「總督府に取つては一と安心といふもの」を冒頭として左の如く語る——

「今度の議會では大問題が連發で、委員會でも其方に忙殺され、臺灣問題の方は覗いても見ぬ始末であつたが、一體此問題は傳統的に議會の好かぬ問題で」と、議會に好かぬに力を入れ「何故かとなれば、總べての法律の制定權—親權は獨り帝國議會に於て之れを保有するのに、臺灣の律令權丈けは特に總督に之れを附與するといふのだから、其實相の如何に拘らず、人情として反

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

議會の立法權を總督に附與するは人情與黨と雖歡迎せざるべし

然し今度の結果は當然

議員の多數は植民地の何たるを解せず本國と劃一的に取扱はんとす

議員が植民地に趣味を有せざれば適切なる方策は立たず

盲人の大象を摸索するが如し

原則例外の顚倒

追ては全廢せらるべき運命のもの

對黨のみならず與黨にしても餘り歡迎さるべき性質のものでないことは解り切つてる、然し虛心坦懷に之れを批判するならば、今度の結果は當然のもので、今のところ必要缺く可らざる行き方と言はねばならぬ」話は愈々本然の特色を發揮して來る。

「恁んなことが東京の代議士等に聞へたら、嚇怒ることだらふが、彼等の最大多數は猫額大の本土內に齷齪して未だ曾て植民地の何んたるを解せず、隨つて歷史を異にし、風土を異にし民族を異にする植民地迄も畫一的に內地同樣に取扱はふとするから噓です。畢竟り彼等には植民地の事情が一向に分らんから困るので、眞に議會が植民地問題を論議し、議會其れ自身が植民地の適切該當な方策を立つるには、先づ議員等が植民地に對つて趣味を有し、同情を有し、充分な理解を有するに至つた後でなければならぬことゝ思ふ。今の調子で議會が悉く植民地の法律を制定するやうなことでは盲人の大象を模するが如く、飛んでもないことになるか、左もない迄も骨拔の法律計り出來て、眞に植民地の實情に觸れたものは却々出來上るまいと思ふ。」

「今度の法律は、形式丈けが變つても其實質は同じこと。是迄の六三問題を逆に、內地法の適用を原則として特別法の制定を例外としたのだが、追つては全廢せらるべきものに決まつた運命を有つては居る、が其れ迄には前途尙遼遠と云はねばなるまい」話は今度の法律の無期限問題に入つて、

「是迄六三法施行に就いて期限を附したのは、之れも例の劃一主義から來たもので、何年後には是非悉うしねばならぬと、劃一を理想としてかゝつた結果だ。何もそんなに植民地を母國通りの型に入れる必要もあるまい。其處に特殊の文明を作出する、甚だ可なりでないか。畢竟り是迄期限附であつたのは其出立が誤つたのさ。」

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

期限を付したるは劃一主義の結果

期限附は其のれ立に於出既に誤てり

原則例外の顚倒も時代の進歩に追隨せるもの

是からの話は少しく機微に觸れて、六三問題の當初の期限は三年で、期限の盡きる度毎に必ず〳〵三年々々と引延ばすを例として來たのが、此前の期限滿了に至つて始めて五箇年に延長した次第を述べ、當時の其衝に當つた原内相が、今日首相としての苦衷如何を仄めかし

「で、今度は形式を變へ是迄の原則を變則とし、變則を原則とすることゝなつた。是丈けでも時代の進歩に追隨したもので、決して舊套の墨守でないとの原首相の見解に、皆が贊成した譯さ、畢竟り何ふしても一進歩だから」

話が進んで議員等の言論問題（植民地に對する）に入つて、私が小野正剛氏の質問中「臺灣の視察に行つても御馳走政略で攻め、到底其眞相は窺はれぬ、甚しくは買收されるといふやうな噂を生ずるので、責任の地位に在るものは、故らに視察に行くことを避けやうとする」と云つたやうな一節のあつたことを想ひ出し「若し内地有力者間にそんな思想がありとせば、誠に本島の爲めに不利益ですが」と探ぐりを入れると、

「そんなことはありますまい、況して買收なんて思ひもよらん、……或は後藤時代であつたら何ふとも限らんが、其後の當局では、兆れ位の度胸の据はつたものは來んのだから」と云つて「要するに此處當分今度のやうな法律は、島民統治上必要缺く可らざるものと云つて可いのです」と話を結んだ（一記者）

期限を附せざるは當然也

臺灣電力會社副社長　角　源泉

有效期限を撤せるは最も推奬すべし

當初期限を附する之れ累を今日に貽せる所以

今後の問題に內地法を取入るべき範圍如何に存す

要領

一、是迄六三法に期限を附し來れるは、其期間に於て必ずや文化の極度內臺同一なるべきを豫想したるもの。

二、此豫想は甚だ謂れ無きことにして今回之れを撤せるは當然也、而かも今後の問題は何處迄內地法を本島に實施すべきかの斟量に存す。

三、既に二年前在京本島留學生にして、各種の法令を一切無差別に內臺間に共通ならしめんことを要望せるものあり、彼等の思想の趨向以て察すべし。

四、先づ私法的法律生活より漸次に公法關係へ進むべし。

今回改造せられたる所謂新六三問題の細評は格別として、其疎枝大葉上より之れを見て先づ期限を附せざることは最も推奬を値ひすること、思ふ。一體斯る問題に對して、期限を附する其事が抑も間違ひにして其有效期限を五年なり十年なりに限るの意は、與へられたる期間を經過せば本島も亦內地同樣の文化の域に入るといふことを豫想したものとしか見ることが出來ぬが、畢竟之れ甚だ根據なき豫想と云はねばならぬ。されば朝鮮の如きは當初より其制令權に期限を附せず、獨り本島に限つて最初より期限を附し、其交定の度毎にも期限を定め來れることが抑も累を今日に貽したものである。然るに今回此期限を撤して、其文化は益々昂進し、以て內地同樣の取扱ひをなすに足るを待つて、何時にでも之れを撤せんとするに決せられたることは最も吾人の意を得たるものである。

斯くの如く六三問題は、今議會を以て根底より改造せられたれば、今後の問題としては、勅令を以て本島に引張つて來らるべき法律は如何なる種類なるべきが。無論近き、若しくは遠き將來に亙つて民法なり、商法なり、戶籍法なりが凡べて一樣に實施せらるべきは、其理想とするところなりと雖も、差當り如何なる種類のものが內地と共通となすべきが、例へば親族相續又は破產に關する規定などは怎うするか、其中には今直に實施することの出來難いものと又其れと反對に成るべく早

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

長官の招席上に於て一本島留學生の演述

民族自決

法律上の同一待遇

余は其所說に一針を加ふ

く施行するを必要とするものとが有る。之れが當面の問題として當局の苦心の存するところと思ふ就いては此際思ひ起すことがある。

長官には恰かも年々正月は滯京中なるを以て、其恒例として本島留學生を招き午餐會を開くことゝし、男女の留學生等は、孰れも其所懷を演ぶることゝなつてるが、一昨年のことゝ思ふ、當時土木局長たりし余も亦其席に列したるに、一男生―明治大學生と思ふが、起ちて所感を述るに當り、先づ當時舶來の新用語たる「民族自決」から說き起して、其結論として臺灣も相應文化の程度に達したれば、諸法律の如きも內地同樣となし其待遇法も亦彼此相違なからしむるを喫緊の急務となす旨を熱心に辨じたことがあつたが、此時長官には何かの用事で既に退席後であつたので、余は一言彼れに對して針砭を加へたことがあつた。即ち何人にも明瞭なるが如く、民族自決――元來意義不明瞭なる――と云ふ事と法律の共通と云ふ事とは、其根底に於て全く異るもので民族自決を論述したる結論として臺灣にも內地と同樣の法律を實施せざる可らずと主張するが如きは、抑も民族自決と云ふ事が如何なる種族の爲に如何なる理由で如何なる機會に如何なる人に依て唱へ出されたかをも辨へぬ暴論で固より採る

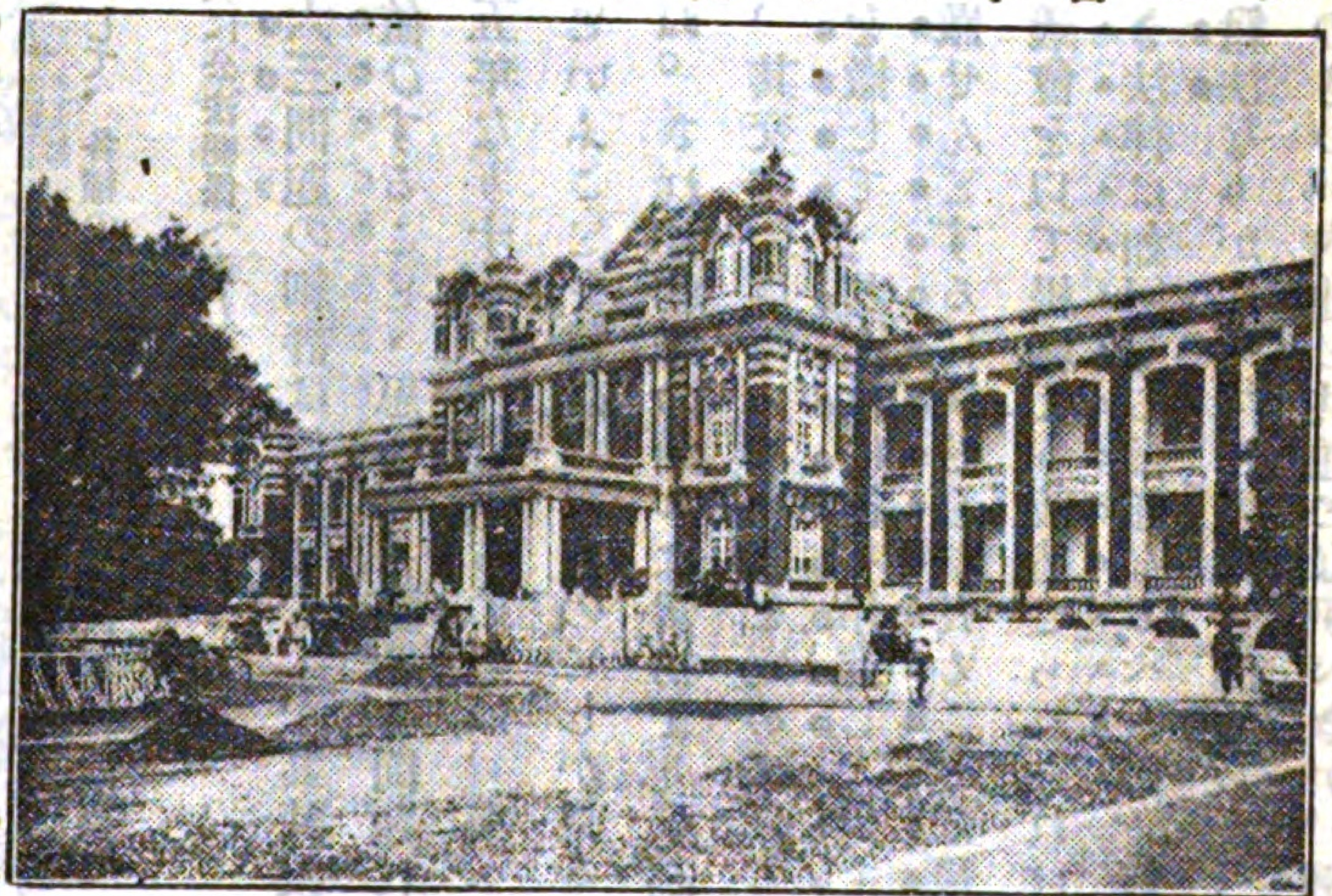

現今の臺北醫院

民族自決と法律の共通とは全然別物

に足らぬが。今一歩を讓つて民族自決の意を履き違へ、其旨意本島人をも內地人同様に待遇せよとのこと、するも、然らば彼等は果して內地人と同等の負擔に耐え、同等の義務を全うするの力が現在既に備はれりといふや、直ちに乘つて一切內地と同様の法律規則を實施するに於ては寧ろ反つて彼等の迷惑となるではなからふか

先づ自己の實力を省みよ

余は此點を力說して、日本政府が本島人に對して、漸を逐うて誘掖輔導し、以て後年同一の待遇を以て臨まんとするの準備をなしつゝあることは彼等に對する極めて寬待の處置であることを自覺せしむるに力めたことがあつたが、往く〳〵は民法なり商法なり戶籍法なりが內地と同様のものを實施せられ先づ私法的方面の法律生活が障碍無しに營まるゝに及んで漸次に公法關係に及ぼし遂には選擧法迄も實施せられ聽が

新六三法の終期

て新六三法も目出度消滅すると云ふ順序であらうと思ふが今日に於ては尚は其處に若干歲月を置くべきもので、隨つて今回六三問題が改造せられても、何の點まで內地の法律を引用し來るべきやは、官民共に更に仔細に攻究すべきことであると思ふ。

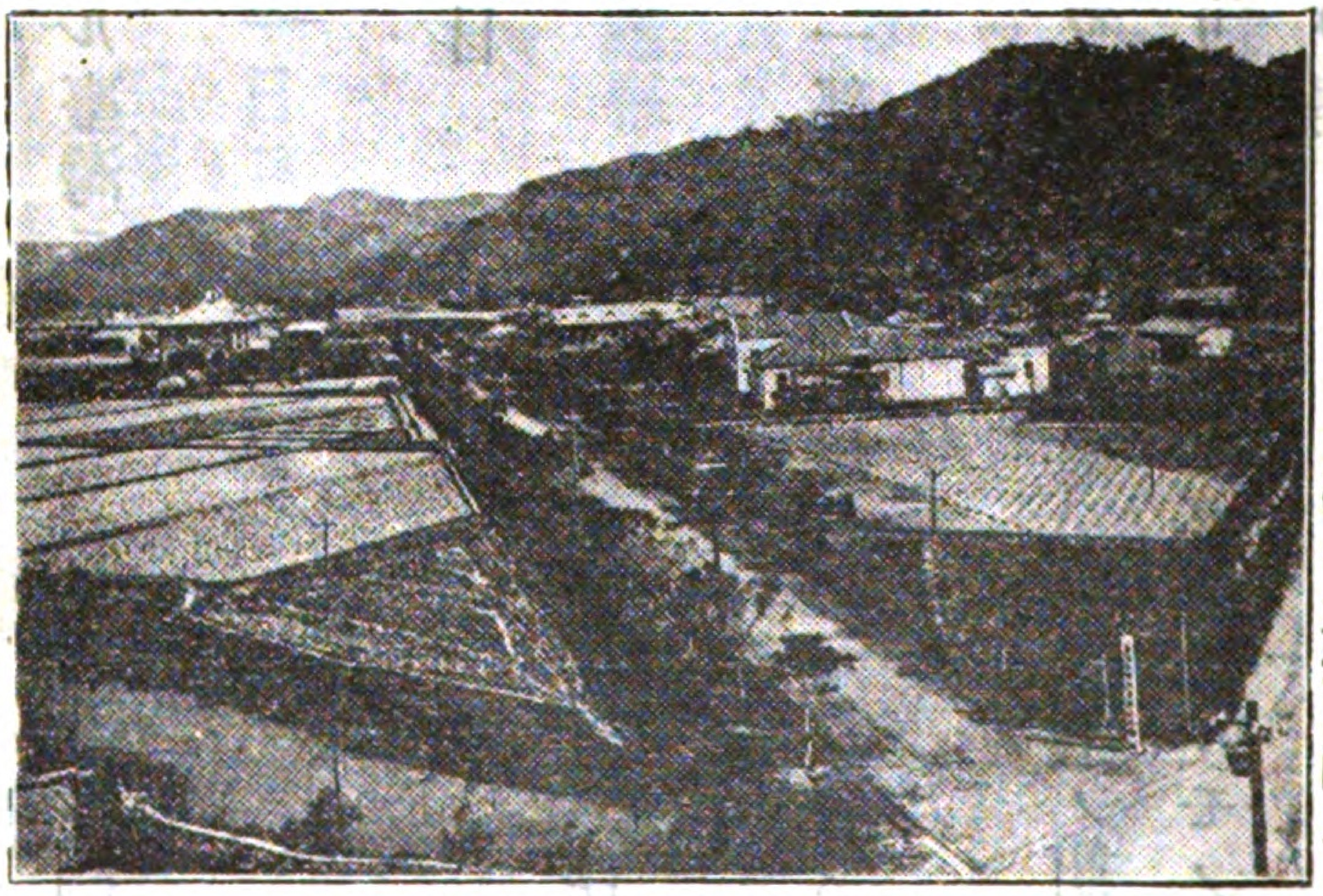

總督府農事試驗場

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

法律第三號正文

朕帝國議會ノ協賛ヲ得タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正十年三月十四日

内閣總理大臣　原　敬

法律第三號

第一條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二條　臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フベシ

第四條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラズ直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フベシ勅裁ヲ得ザルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ効力ナキコトヲ公布スベシ

第五條　本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルヽ法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ効力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法律六十三號以來律令權の沿革概要

所謂六三問題として世に知られたる法律六十三號及法律三十一號の後身たる法律第三號は第四十四回帝國議會の協贊を經て本年三月十四日其の公布を見るに至れり、是實に臺灣統治の根源たる法律の施行及び律令權の效用を定むるものなるが其の趣旨に至りては從來のものに比して實に左の如き差異あるを知る。

第一　從來の六三號又は三一號は、臺灣に於ては法律を以て規定すべき事項は總て律令を以てするを原則とし、例外として內地施行の法律にして臺灣に施行するも差支なきものは勅令を以て施行したりしも今回の法律第三號は之を顚倒し、內地施行の法律は勅令を以て臺灣に施行するを原則とし、臺灣特殊の事情に應じて特に規定を要する事項のみに付、律令を以て規定するを得ることゝせり、而して新法第一條の勅令を以て法律を施行するに就ては、同條第二項に於て臺灣特殊の事情に依り特例を設くる必要ある場合に勅令を以て別段の定めを爲すことを得る旨の便宜規定を設けたり。

第二　從來の六三號又は三一號は其の有效期限に付、三年又は五年の期限を附したるも、今回の法律第三號は此の如き期限を附せざること是なり、卽ち此法律を必要とする特殊事情は三年又は五年にして銷除し得べきや否は固と豫想の限にあらざるのみならず、此の期限あるが爲め期限延長を要する毎に當路の苦心と議會の討議とを空費するの損失あり、現に朝鮮總督の制令權には期限を附せざるの例あるを以て今回の法律第三號が有效期限を附せざりしは誠に當を得たるものと言はざるべからず。今法律六三號以來の律令權の沿革を敍すれば概要左の如し。

第一回　（第九議會）法律第六十三號

明治二十八年四月、下の關條約に依り臺灣は帝國の領有に歸し、翌二十九年三月軍政を撤廢して民政を施行したるも當年領臺草創の際、匪賊尙は四方に起り加ふるに人情風俗を異にし、且つ其の位置絕海に孤懸して事毎に中央政府と交涉するの便を缺くを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以て臺灣總督に附與するに法律の効力を有する命令發布の權を以てするの必要を認め、政府は明治二十九年三月十七日左の法律案を衆議院に提出せり。

●臺灣に施行すべき法令に關する法律

第一條　臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條　前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

然るに本案に對し、憲法上法律の規定に依るべき臣民の權利義務に付、法律以外の命令を以て之を規定せんとするは憲法違犯なりとの論あり、委員會は臺灣特殊の事情より之を是認したるも之に有効期限三箇年を附し、本會議も亦た委員會修正の如く通過し、貴族院に於ては有効期間三箇年は本案制定の趣旨に反すと爲したるも、會期切迫の際、政府は本案不通過により臺灣統治に支障を生すべきを惧るゝの事情あり、貴族院は之を諒とし他年必要の場合延期を爲し得べきを以て不服ながらも衆議院の修正通り可決し、明治二十九年三月三十日、法律六十三號を以て左の如く發布を見るに至れり、是れ六三問題なる稱呼の由て來れる所以なり。

●法律第六十三號

第一條　臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條　前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ効力ヲ失フモノトス

第二回　（第十三議會）六十三號の期間延長

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法律六十三號の有効期間滿了は明治三十二年に在り、而して當時臺灣の狀態は依然領有當時と異る所なきを以て政府は更に三箇年延長の法案を貴族院に提出せり、三箇年とせるは當初衆議院に於て限定せる爲め之を襲套せるものにして三年後に於て六十三號は必要なしとの意にあらず而して本案に對して伊澤修二氏の六十三號中に評議會議員を設くべしとの修正案、花井卓藏氏の委任立法の憲法違犯なること及違犯ならずとするも立法の變例にして屢々行ふべきにあらずとの論、及び憲政本黨の從來發布の法令は多く緊急ならず若し緊急を要する場合は海底電線により直ちに緊急勅令を發し得べきにより六十三號存續の必要なしとの說等ありしも、結局本案は可決せられ明治三十二年法律第七號を以て左の如く公布せられたり。

第六條　此ノ法律ハ明治三十五年三月卅一日マテ其ノ効力ヲ有ス

阿里山鐵道

第三回　（第十六議會）六十三號の期間延長

三箇年を延長せる六十三號の有効期間の滿了せんとする明治三十五年に於て、臺灣の事情は尙ほ六十三號の期間を延長する必要あるものとして、政府は再び三箇年延長に關する法案を衆議院に提出せり、

當時兒玉總督は六十三號繼續の必要に付左の四理由を述べたり。

（一）機宜を失す（二）人情風俗を異にするを以て內地と同一の法律を作ること能はず（三）將來制度の變更を爲さんとす（四）總督の威嚴を保つ爲め。

本案に對して衆議院に於ては既往に徵するも議會を俟つに於ては機宜を失する如き緊急のものなく必要の場合は緊急勅令を發し得べきにより六十三號の必要なしとの論、野間五造氏の憲法は臺灣に施行せられざるにより臺灣の統治は憲法以外に置くべしとの說、貴族院に於ける伊澤

修二氏の臺灣の住民を三名なり五名なり評議會に加へたしとの希望等ありしも結局本案は通過し、明治三十五年三月十一日法律第二十號として左の如く公布せられたり。

第六條　本法ハ明治三十八年三月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

而して兒玉總督は議會に於て今囘の延長期限滿了後は本法の繼續案は提出せず次囘迄に臺灣統治方針を確立し、臺灣統治に適する法律案を議會に提出せんことを辨明したり。

第四回（第二十一議會）六十三號の期間延長

右兒玉總督の辨明により政府に於ては爾來其の法案の起草に從事しつゝありしが偶々日露の戰役起るに及び兒玉總督は滿洲軍の總參謀長として出征せる爲め、六十三號に代はるべき適當なる法案を得るに至らず。而して六十三號の有効期間は三十八年三月を以て滿了し然かも臺灣の狀態は尙ほ六三號を必要とするを以て政府は大戰の終局して總督歸臺するの日を俟ち、曾て調査しつゝありたる法案を完成せしむるの趣旨を以て平和克復の翌年末迄六三號の期間延長に關する法律案を議會に提出せり。

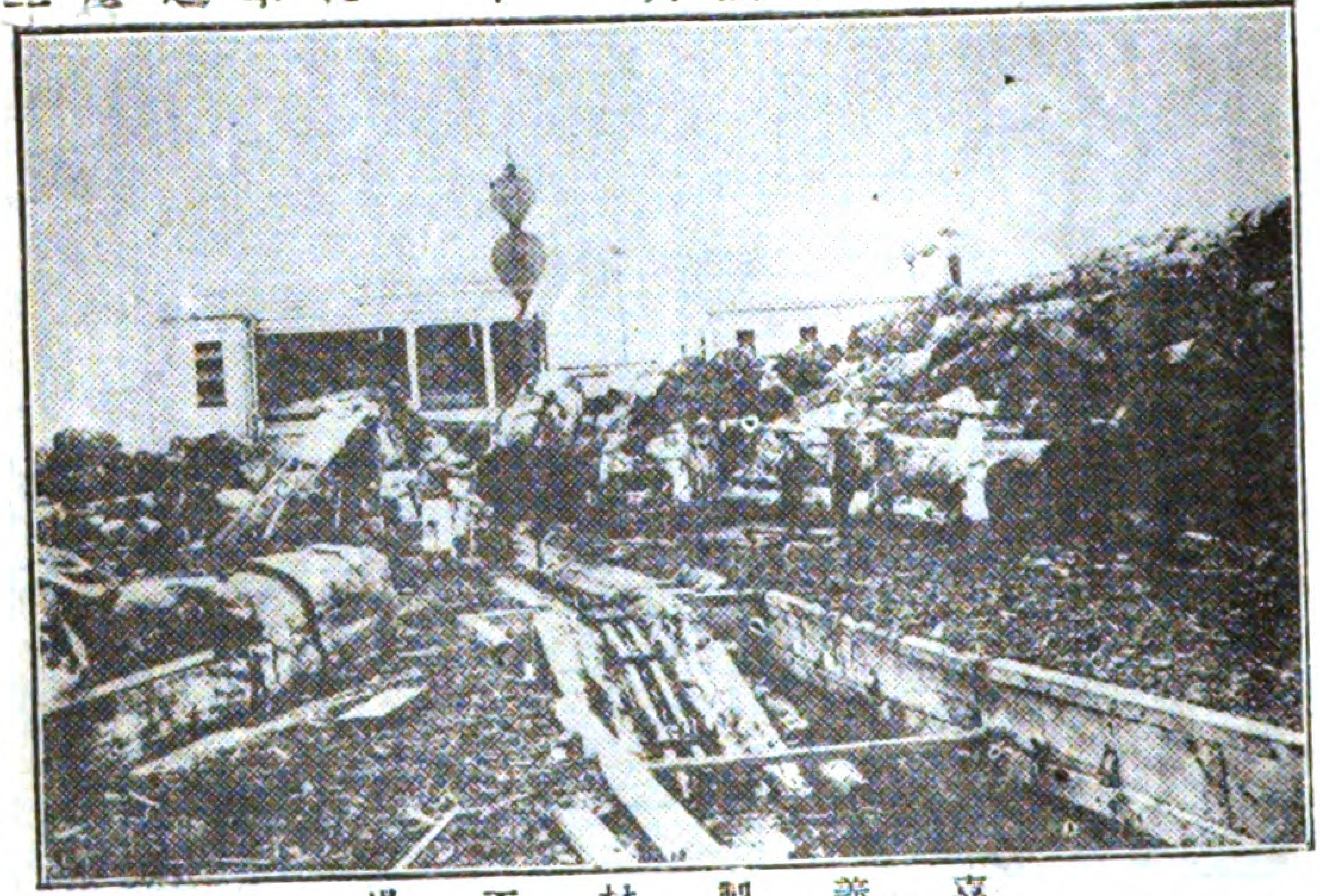

嘉義製材工場

衆議院に於ける花井卓藏氏は從來の違憲說を改め、六三號は違憲に非るも憲法上の疑義に屬するを以て之を避けざるべからずとの反對說を述べたる外、政府が前約を履行せずして數囘延期するは議會の決議權を輕んずるものなれば之を認むべからずとの論ありしも本案は結局通過して明治三十八年三月七日法律第四十二號を以て左の如く公布を見るに至れり。

明治二十九年法律第六十三號ハ同法第六條ノ期限後ニ於テモ平和克復ノ翌年末日迄仍其ノ効力ヲ有ス

第五回（第二十二議會）法律第三十一號

明治三十八年十月ポーツマス講和條約に依りて日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

露は干戈を戢め隨て六三號有効期間も愈々其翌三十九年末日限りとなれり、然かも臺灣の情勢は尙ほ内地と同一の法令を以て統治するに至らざるにより政府は前約を履みて六三號に代はるべき左の法案を貴族院に提出せり。

●明治二十九年法律第六三號に代るべき法律案

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
第二條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附　則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

然り而して緊急の場合政府は總督に法律の効力を有する命令の發布權を更に勅令を以て委任せんとするの形勢に在り、而して貴族院は臺灣に對する中央政府の干渉を不可なりとし、尙ほ世運の進歩に伴ひ自治行政を行はざる地域は地方分權を行ふを可とすべく、特に臺灣の如く領有僅かに十二年にして事情の内地と異なるものに就ては可成廣汎なる權限を委任する方、治績擧がるべしとの理由に基き、都筑氏の修正案に付、審議せんとし、(都筑氏の修正案は六三號と略々同一なるも律令の發布に勅裁を要せざることは重なる相違の點なり)原案通過は頗る困難の狀ありき、政府は卽ち原案を撤回して再び左の法案を提出せり

昔の臺南竹仔街

●臺灣に施行すべき法令に關する法律案

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
第二條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

附則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

貴族院に於ては第五條を第六條とし、現行の第五條の一條を加へ、尚は附則を改めて本法の有效期間を五箇年と限れり、六三號制定當時に於ては衆議院が有効期間を三年と限定し、而して貴族院は無期限説を主張せしも、今回は貴族院に於て憲法上の變則たることを示す爲め有効期間を附するに至れり。

衆議院に於ては本案は總督の權力を牽制するの途なきにより、尚ほ調査の上相當の立案を爲すべしとの説及び花井氏の前同様の反對説ありしが、結局本案は通過し、明治三十九年四月十日法律三十一號として左の如く公布を見るに至れり。

●法律第三十一號

第一條　臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

現今の臺南市竹仔街

第二條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ

若勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條　臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則

本法ハ大正十年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

第六同（第二十七議會）三十一號延長案

法律三十一號は其の有効期間を五箇年としたるが歳月匆々五年の期間は將さに經過せんとし而して臺灣の、狀勢は舊態依然として三一號の經續を必要とするを以て、明

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

治四十四年三月、政府は更に有効期間五箇年の延長案を衆議院に提出し、桂總理大臣は其の理由として委任立法權を總督が用ふる場合の多少を論せず、之を有することは人情風俗を異にする臺灣の統治上最も必要なるのみならず、現時の臺灣の狀態は時と場合とに依り此法律を必要とする場合あるが故なりと詳述せり。

此議會に於て朝鮮總督に委任立法權を附與するの法案討議せられ、無期限にて可決せられたり、然らば憲法上の變則たることを明かにする爲め有効期間を附すると云ふは必ずしも絕對的のものにあらずして統治すべき土地の狀態に依りて決せらるべきものなり、而して當時の臺灣は其の殊風異俗と特殊事情の尚ほ三一號繼續を必要とするものあるを以て反對論者の憲法の常道に復すべしとの主張ありしに係はらず兩院共延長案は通過し明治四十四年三月二十九日法律第五十號を以て左の如く公布を見るに至れり。

附則ヲ左ノ如ク改ム
本法ハ明治四十九年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

臺灣舊時の貿易船たるジヤンク

第七回 (第三十七議會)三一號延長案

大正五年末迄、有效期間を延長せる三一號は期間滿了の際、政府より再び有効期間五箇年延長案を衆議院に提出せり、之に對する反對論は從來と異るなきも、朝野其の地位を異にせる爲め從來贊成の位地に立ちたる政友會議員は本案に反對し、而して曾て反對なりし憲政會議員の却て贊成を表せるは本議會に於ける異現象たり、高木正年氏は政府案を贊すると共に勅令を以て現今の律令審議會類似のものを設け、文武官以外民間者をも加へて律令案諮問の機關たらしめたしとの條件を提出し、一木內相は勅令を以て諮問機關を設くる豫定なれば其の組織に就ても充

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

分考慮して事情の許す限り高木氏の希望に副ふべしと答へ、高木氏の希望條件附にて衆議院は可決、貴族院も通過し、大正五年三月十日法律第二十八號を以て左の如く公布を見るに至れり。

附則ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ大正十年十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

第八回（第四十四議會）法律第三號

田總督の就任以來、内地延長主義により地方自治制の創始を初め諸般の施設皆な此方針に出でんとし法律三十一號改正案も亦此主義に依りたるもの、如く、政府は左の法案を第四十四議會に提出せり。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案

第一條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特合ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二條　臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

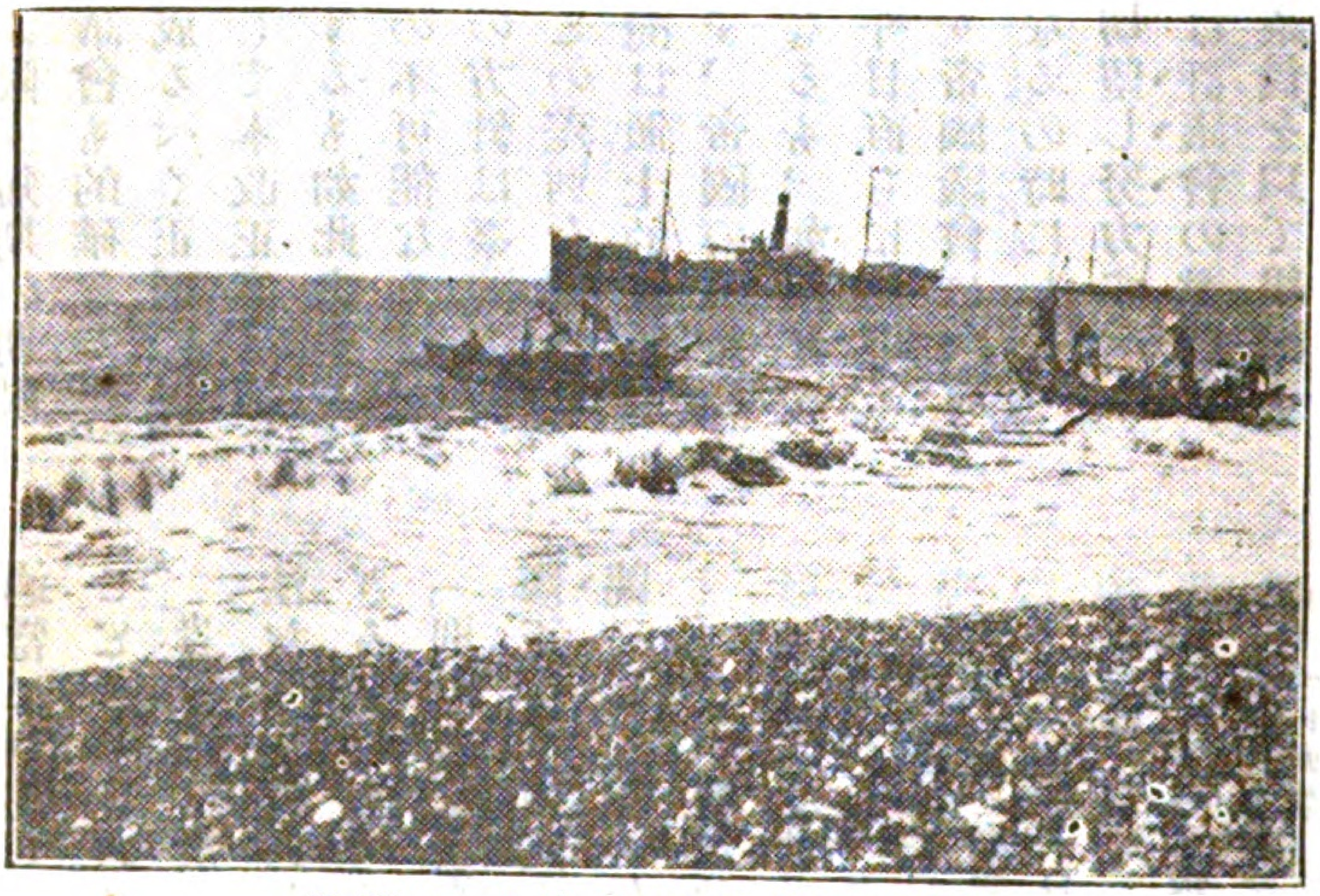

臺灣東海岸に繫泊せる汽船

第三條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ効力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

衆議院に於ける横田政府委員の說明は（一）所謂六三問題は今年限り廢絕し新法律に依りて臺灣特別統治に臨まんとす（二）本案は法律を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

施行するの途を廣くし特別の場合にのみ臺灣總督の命令を以て立法事項を規定すと云ふにあり、期限を附せざる點に就ては政府は從來能ふ限り短期の期限を付せられたるも必ずしも政府も議會も的確なる根據ありて然るに非ず、變體立法を成るべく正則に復せしむべき希望に出でしに過ぎずして本改正案は寧ろ一日も早く撤廢の時機到來を期するも如此大事業は豫め期限を附して之を實現するの不可能なる旨を聲明し、殊に田總督は「臺灣統治の方針は臺灣人の人格を向上せしめ內地人と臺灣人との差別を撤囘して無差別に至らしむるに在り、臺灣は領土的策源地又は經濟的利源地たる植民地に非ず、帝國の延長にして正に帝國內地と同樣なるものなるも、如何せん風俗言語等總てを異にするを以て今日直ちに內地と同一にする能はざるも他日臺灣より帝國議會に議席を占むるの日は卽ち本法の不用となるの時にして、其の時機の一日も早く到來するを切望し努力すべき旨を力說せり、而して委任立法には評議會の諮問を經ること、し、評議會員は民選の議員を以て組織すべしとの意見ありたるも、之は此制度の主たる目的に矛盾すとの主たる理由と、植民地氣分を馴致する嫌ありて內地延長主義に背反し、統治の方針に矛盾すとの理由に依り、總督府の自ら計劃せる協議會を適當に利用して民情に適すべく立法せんことを望むこと、して否決せられたり。

貴族院に於ては江木翼氏の植民地的見地より永久法たる本案に贊成すとの趣旨にて本案の期限を附せざるを可とするあり、討議の後、僅かに第一條中、「別段の定」を「別段の規定」に改めたる外、何等の修正なく兩院を通過し、本年三月十四日、法律第三號として左の如く公布を見るに至れり。

●法律第三號

第一條　法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二條　臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條　前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條　臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フベシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條　本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍前從ノ例ニ依ル

法律六十三號以來律令權の沿革は大要右に記するが如し、今法務部調査に係る明治二十九年以後六三號又は三一號に據りて發布せる律令及法律の件名表を左に揭げて此法律の偉大なる效果を表明すると同時に事實的に以上沿革の補足を試みんとす、但し表中法律は直接施行と勅令施行との二に分ち、律令中六三又は三一號第三條に由る緊急律令は●を附して之を表はし、又た律令及法律中廢止又は消滅に歸したるものは第　號を以て之を明かにし、尚ほ其の法規の各下に原因を揭げたり。

臺灣施行法令一覽

（大正九年十二月末現在）

第一門　律令

明治二九年

號	件名	原因
第一號	臺灣總督府法院條令	三一律一六改　大正八律四廢
第二號	●臺灣總督府臨時法院條例	
第三號	●臺灣總督府非常通信規則	三一律八廢
第四號	●臺灣ニ於ケル犯罪ハ帝國刑法ニ依ル	
第五號	臺灣地租規則	三七律一二廢
第六號	臺灣鑛業規則	三九律一〇消
第七號	拘留又ハ科料ニ該ル犯罪即決令	二七律四廢
第八號	臺灣傳染病豫防規則	大正三律八廢
第九號	製茶税則	

第二門　法律

（一）直接施行ノ法律

號	件名	原因
第六三號	臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件	三九法三一消
第七八號	臺灣總督府所屬雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法適用ノ件	
第九二號	臺灣ニ會計檢査院支廳設置ノ件	三三法八〇消

（二）勅令施行ノ法律

勅令	件名	原因
勅令第一五四號	郵便條例	三三法五四及五五廢止
	電信條例	三三法五四廢
	郵便貯金條例	三八法二三廢
	小包郵便法	三三法五四消
	二三年法律第二一號中郵便貯金郵便爲替金ニ關スル規程	
勅令第一六七號	會計法	
勅令第二九三號（三二律二〇消滅）	税關法	三二法六一廢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發布

第一〇號 外國人關係訴訟裁判管轄（三二律一八廢）
第一一號 外國貿易ノ爲メ開港出入ノ支那形船舶ニ税關法及税關規則適用（三二律二〇消）

明治三〇年發布

第一號 特別輸出入港ニ關スル件（三二律二〇廢）
第二號 臺灣阿片令
第三號 臺灣官有森林原野及産物特別處分令ニ依リ賣渡土地ノ地租賦課方（三七律一二廢）
第四號 契税規則（四三律二廢）
第五號 銃砲取締規則（三七律七廢）
第六號 火藥取締規則（三七律七廢）
第七號 鐵道用地地租免除規則（三七律一二廢）
第八號 臺灣鐵道會社鐵道敷設用材料輸入税免除規則（自然消滅）
第九號 樟腦油税規則（三二△一五廢）

第二號 臺灣總督府特別會計法
第三八號 臺灣銀行法

勅令第八五號（四一勅二二〇消） 陸軍刑法（四一法四六廢）
勅令第八六號 明治一五年大政官第六七號達 海軍刑法（四一法四八廢）
勅令第二〇一號 戒嚴令
勅令第二八四號（三五勅一四八消） 海底電信線保護萬國聯合條約罰則（三五法二七廢）
勅令第二八五號（三三勅三三九消） 郵便聯合國郵便切手類保護法（三三法五四廢）

明治三

第一號 糖業税規則中改正（三四律七消）
第二號 刑事關係判決ノ正本、謄本、抄本請求ノ手數料
第三號 契税規則中改正（四三律二消）
第四號 臺灣船籍規則
第五號 臺灣租税滯納處分規則（大正二律三消）
第六號 民事訴訟用印紙規則
第七號 臺灣總督府法院執達規則
第八號 民事商事及刑事ニ關スル律令（四一律一一廢）
第九號 民事商事及刑事ニ關スル律令施行規則（四一律一一廢）
第一〇號 民事訴訟費用規則
第一一號 刑事訴訟費用規則

第一七號 臺灣銀行法中改正

勅令第九一號（自然消滅） 明治二三年法律第八二號（小包郵便ヲ以テ外國ニ輸出スルモノ關税免除ノ件）（四三勅九消）
勅令第一六一號 法例
勅令第二〇五號 銀行條例 貯蓄銀行條例 銀行合併法（三三法六廢）
勅令第二一三號 關税定率法

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一年發布　　明治

第一二號　私設鐵道會社ニ關スル律令（[illegible]）
第一三號　臺灣地籍規則（三七律一二廢）
第一四號　臺灣土地調査規則（三七律一二廢）
第一五號　高等土地調査委員會規則（[illegible]）
第一六號　臺灣總督府法院條例
第一七條　臺灣地方稅規則（大正九律三廢）
第一八號　臺灣總督府法院判官懲戒令
第一九號　一圓銀貨幣無制限通用（三七律九廢）
第二〇號　臺灣阿片令中改政
第二一號　保甲條例
第二二號　臺灣鑛業規則中改正（三九律一〇消）
第二三號　●臺灣總督府臨時法院條例中改正（大正八律四消）
第二四號　●匪徒刑罰令
第二五號　重罪輕罪控訴保證金規則（大正八律六廢）
第二六號　保稅倉庫ニ關スル律令

第一號　民事上ノ訴ニ關スル件
第二號　臺灣地方救濟金ニ關スル件（三三律三一廢）
第三號　臺灣監獄則（四一律一〇廢）
第四號　臺灣獸疫豫防規則
第五號　明治三二年律令第一號中改正
第六號　臺灣下水規則
第七號　臺灣食鹽專賣規則
第八號　本島人淸國人ニ民刑訴訟法及其ノ附屬法律適用方（四一律一一廢）
第九號　本島人竝淸國人ノ犯罪豫審方（三八律一〇廢）

第二號　臺灣陸軍軍法會議法
第七號　明治二九年法律第六三號中改正（三九法三一消）
第一三號　事業公債及鐵道公債特別會計法（大正六法一五廢）
第三四號　臺灣銀行法中改正
第三五號　臺灣銀行補助法
第七五號　臺灣事業公債法
第七八號　事業公債及鐵道公債特別會計法中改正（大正八法一五廢）

勅令第二八九號
三二年法律第四〇號（失火ノ責任ニ關スル件）
三二年法律第五三號（銀行ニ緊スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
三二年法律第六八號（外國船舶乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法但シ第十一條ヲ除ク）
三二年法律第九四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
國籍法

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三　二　年　發　布

第一〇號　臺灣汽船檢査規則

第一一號　臺灣供託規則

第一二號　臺灣不動産登記規則

第一三號　外國人ノ署名捺印無資力證明方

第一四號　臺灣鹽田規則

第一五號　臺灣樟腦及樟腦油專賣規則　三六法五廢

第一六號　臺灣樟腦及樟腦油製造規則　三六法五廢

第一七號　臺灣食館專賣規則中改正

第一八號　明治二九年律令第一〇號廢止　自然消滅

第一九號　臺灣輸出稅及出港稅規則　四三律九廢

第二〇號　臺灣關稅規則　四二一廢

第二一號　律令ニ依ル適用法律ノ改正アリタルトキノ效力

第二二號　臺灣噸稅規則

第二三號　臺灣海港檢疫規則

第二四號　本島人及清國人ニ民法中適用

第二五號　海面及海埔浮洲ノ埋立開墾方　四一律一一廢

第二六號　刑事事件ノ再審ノ訴及非常上告方　三八律一〇廢

第二七號　臨時法院ノ判決ニ對スル再審及非常上告方　自然消滅

第二八號　臺灣食鹽專賣規則中改正

第二九號　明治三一年律令第一九號中改正　三七律九〇消

號三〇卷　市區計畫上公用又ハ官用ノ目的ニ供スルタメ豫定告示ノ地域內ニ於ケル土地建物

第三一號　臺灣罹災救助基金規則

第三二號　臺灣監獄則中改正　四一律一一消

勅令第二九〇號　特許法、意匠法、商標法

勅令第三〇一號　著作權法

勅令第三〇二號　遺失物法

勅令第三二二號　登錄稅法ノ一部

勅令第三六五號　行旅病人及行旅死亡人取扱法

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治三三年發布

律令

- 第一號 外國人ノ土地取得ノ件
- 第二號 土地貸借ノ期間ニ關スル件
- 第三號 臺灣新聞紙條例（大正六律二廢）
- 第四號 外國領事館登記謄本ノ效力
- 第五號 臺灣辯護士規則
- 第六號 民商刑事ニ關スル律令施行規則中改正（一四律一一消）
- 第七號 蕃地ニ關スル律令
- 第八號 臺灣水難救護規則
- 第九號 土地調査規則中改正（三七律一二消）
- 第一〇號 明治三一年律令第九號中改正（一四律一一消）
- 第一一號 賦課瀨ノ地租ニ關スル律令（三七律一二廢）
- 第一二號 臺灣食鹽等賣下代金延納ノ件
- 第一三號 臺灣銀行發行銀行券通用並同銀行券ノ僞造變造及其受取行使
- 第一四號 臺灣家屋建築規則
- 第一五號 臺灣汚物掃除規則
- 第一六號 臺灣鐵道營業ニ關スル件
- 第一七號 臺灣藥品取締規則
- 第一八號 臺灣監獄則中改正（一四律一〇消）
- 第一九號 臺灣船籍規則中改正
- 第二〇號 臺灣度量衡條例（三九律三三廢）
- 第二一號 臺灣保安規則

法律

- 第七五號 臺灣在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料法
- 第七六號 臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料法
- 第七七號 臺灣ニ於テ地方税支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上學校職員ノ退隱料及遺族扶助料法
- 第八〇號 明治二九年法律第九二號廢止（自然消滅）
- 第八三號 裁判所及臺灣總督府法院共助法（四四法五二消）

勅令

- 勅令第二一一號 海上衝突豫防法
- 勅令第二六三號 明治三三年法律第五〇號（官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替、郵便貯金ニ屬スル現金出納ニ關スル件）
- 勅令第二九二號 明治三三年法律第三〇號（傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金ニ關スル件）
- 勅令第三三九號 郵便法／郵便爲替法／鐵道船舶郵便法／電信法
- 勅令第四〇四號 明治二九年法律第一三號（公立學校職員退隱料等ニ關スル件）

- 第一號 電信電話ノ犯罪ニ關スル律令
- 第二號 訴訟代人辯護士名簿登錄許可（自然消滅）

- 第一八號 明治三二年法律第一〇一號（鐵道公債事業公債外國ニ於テ募集方）中改正

- 勅令第一三二號 軍機保護法
- 勅令第一五〇號 巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ一部

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治三四年發布

- 第三號　臺灣土地收用規則
- 第四號　刑事訴訟手續ニ關スル律令　（三八年律一〇號）
- 第五號　臺灣汽船檢査規則中改正
- 第六號　臺灣公共埤圳規則
- 第七號　糖業稅則廢止ノ件　（自然消滅）
- 第八號　砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ本島ヨリ內地ヘ輸送スル場合ノ件　（大正二年律八號）
- 第九號　臺灣輸出稅及出港稅則附屬稅表中改正　（四二年律九號）
- 第一〇號　臺灣保安林規則　（大正八年律一〇號）
- 第一一號　臺灣汽船職員規則
- 第一二號　砂糖、糖蜜等課稅ノ件　[illegible]
- 第一三號　臺灣關稅規側（並臺灣輸出稅及出港稅規則）ニ依ル訴願ノ件　[illegible]
- 第一四號　地方行政區畫ノ廢置分合ニ依リ地方稅經濟ニ屬スル財產處分ノ件　（大正九年律三號）
- 第一五號　臺灣船籍規則中改正
- 第一六號　臺灣地方稅規則中改正　（大正九年律三號）
- 第一七號　臺灣地方稅規則第六條中改正　（大正九年律三號）
- 第一八號　臺灣獸疫豫防規則中改正
- 第一九號　外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル律令中改正
- 第二〇號　重罪輕罪控訴豫納金規則中改正　（大正八年律六號）
- 第二一號　臺灣水難救護規則中改正
- 第二二號　臺灣土地收用規則中改正
- 第二三號　臺灣辯護士規則中改正

- 第二一號　臺灣事業公債法中改正
- 第三九號　事業公債及鐵道公債特別會計法中改正　（大正八年法一五號）

- 勅令第一五五號　砂糖消費稅法
- 勅令第一九二號　二三年法律第二號（軍港要港ニ關スル件）、二三年法律第八三號（軍港要港規則違犯者處分ノ件）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治三五年發布

第一號 日本銀行兌換銀行券ノ僞造變造及其ノ受取行使ニ關スル律令 （[illegible]）
第二號 臺灣阿片令規則中改正
第三號 臺灣國防用防禦營造物區域取締規則 （大正八律九）
第四號 臺灣地方稅規則中改正 （大正九律三）
第五號 臺灣糖業獎勵規則
第六號 高等土地調査會委員會規則中改正 （自然消滅）
第七號 臺灣地籍規則ニ依リ賦課徵收シタル地租官租ノ追徵還付ノ件 （自然消滅）
第八號 臺灣汽船職員懲戒規則
第九號 臺灣罹災救助基金規則中改正

第一三號 臺灣官設鐵道用品資金會計法
第二〇號 明治二九年法律第六三號中改正 （三九法三一）
第二九號 臺灣在勤巡査看守退隱料及遺族扶助料法

勅令第一四八號 海底電信線保護萬國聯合條約罰則
勅令第一六一號 骨牌稅法

明治三六年發布

第一號 銀行營業取締ニ關スル規則
第二號 日本勸業銀行ノ貸付ヲ爲ス土地ニ關スル件 （三八律三二）
第三號 臺灣公共埤圳規則中改正
第四號 歹餌輸入禁止ノ件
第五號 輸入粗銀ノ課稅ニ關スル件
第六號 臺灣土地調査規則中改正 （四一律一五號 三七律一二號）
第七號 高等土地調査委員會規則中改正 （自然消滅）
第八號 民事訴訟費用規則中改正
第九號 大租權確定ニ關スル件 （自然消滅）
第一〇號 臺灣總督府法院執達規則中改正
第一一號 政府ニ於テ既ニ業主權取得ノ土地ニ關スル件 （自然消滅）
第一二號 公證規則
第一三號 質屋營業取締ニ關スル律令
第一四號 通貨及證券模造取締規則

第五號 粗製樟腦、樟腦油專賣法
第八號 臺灣事業公債法中改正
第九號 日本勸業銀行法中改正

勅令第一四號 明治三五年法律第五〇號（年齡計算ニ關スル件）
勅令第一五四號 明治三三年法律第一五號（飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件）
勅令第二〇二號 明治三一年法律第二一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治三七年發布

第一號　罰金及笞刑處分例
第二號　利息制限規則
第三號　廳長ノ民事爭訟調停等取扱ノ件
第四號　犯罪即決例
第五號　外國補助貨幣ノ輸入禁止ニ關スル律令（四一律一五號）
第六號　大租權整理ノ件（自然消滅）
第七號　銃砲火藥取締規則（大正二律一號）
第八號　臺灣銀行券發行ニ關スル律令（三九律五號）
第九號　一圓銀貨幣公納ノ件（四一律一六號）
第一〇號　出典地業主權ニ關スル律令
第一一號　明治三七年律令第六號中改正（自然消滅）
第一二號　臺灣地租規則
第一三號　臺灣地方税規則中改正（大正九律三消）

第一五號　臺灣事業公債法中改正

勅令第二四號　海軍治罪法
勅令第九三號　非常特別税法中砂糖消費税輸入税毛織物及石油消費税（三八勅一三消）
勅令第一四七號　明治三七年法律第一七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）
勅令第一九七號　海軍軍人軍屬違警罪處分例

明治三八年發布

第一號　臺灣煙草專賣規則
第二號　外國裁判所囑託ニ因ル共助ノ件
第三號　臺灣土地登記規則
第四號　地方法院及其ノ出張所管内ニ登記所設置ノ件（大正八律四號）
第五號　臺灣土地登記税規則
第六號　契税規則中改正（四三律二消）
第七號　明治三三年律令第一二號中改正
第八號　商事非訟事件印紙規則
第九號　民事訴訟特別手續
第一〇號　刑事訴訟特別手續
第一一號　法廷取締等ニ關スル件

第四一號　明治二十九年法律第六十三號ノ有效期間ニ關スル法律（三九法三一消）
第五一號　臺灣銀行券ノ僞造變造等ノ件（前刑法消）

勅令第一三號　非常特別税法中砂糖消費税輸入税及織物消費税ニ關スル規定（大正二法一四消）
勅令第五七號　明治三八年法律第六六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券ノ僞造變造及模造ニ關スル件）
勅令第一六五號　郵便貯金法
勅令第一七八號　保管金規則
勅令　一九〇號　實用新案法

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

（布）

第一二號　明治三四年律令第一一號中改正

第一三號　明治三二年律令第一九號中改正　（四三律九消）

第一四號　醫業用工業用酒精戻税規則　（三九律一一廢）

明治三九年發布

第一號　臺灣種痘規則

第二號　臺灣浮浪者取締規則

第三號　臺灣度量衡規則

第四號　臺灣土地登記規則中改正

第五號　明治三七年律令第八號廢止　（自然消滅）

第六號　明治三五年律令第八號中改正

第七號　臺灣彩票ニ關スル件　（大正五律四廢）

第八號　臺灣輸出税及出港税規則中改正　（四三律九消）

第九號　土地臺帳ニ清國人ヲ主名義トスル場合ノ處分

第一〇號　臺灣鑛業規則

第一一號　工業用酒精戻税規則　（四三律六廢）

第三號　臺灣銀行法中改正

第五號　明治三五年法律第二九號中改正

第二一號　明治三三年法律第七五號中改正

第二二號　明治三三年法律第七六號中改正

第二五號　臺灣總督府鐵道部現金前渡官吏設置ニ關スル法律

第三一號　臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

第五六號　韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル法律　（四二勅令二三五廢止）

明治四〇年

第一號　臺灣公學校令

第二號　臺灣樟樹造林奬勵規則

第三號　臺灣永代借地整理規則

第四號　臺灣永代借地調査規則　（自然消滅）

第五號　臺灣永代借地調査委員會規則　（當然消滅）

第六號　臺灣酒造税規則

第七號　臺灣噸税規則中改正

第八號　本島人及清國人ニ民法中適用ノ件　（四一律一一廢）

第四號　臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正

第三〇號　臺灣ニ於ケル特別輸入税ニ關スル法律　（四四法七廢）

第五二號　裁判所臺灣總督府法院朝鮮總督府裁判所又ハ理事廳ト關東都督府法院間法律上共助ノ法律　（四四法五二消）

第三一號　國庫出納上一錢未滿ノ端數計算ニ關スル法律　（大正五法二廢）

第三四號　租税其他ノ收入徴收處分囑託ニ關スル法律

勅令第三一七號　明治三三年法律第五二號（法人ニ於テ租税及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發布

第九號 臺灣輸出税及出港税規則中改正（四三律九消）

第一〇號 工業用酒精戻税規則中改正（四二律六消）

第一一號 臺灣間接國税犯則者處分規則

明治四一年發布

第一號 臺灣煙草專賣規則中改正

第二號 臺灣ペスト病毒汚染物處分規則

第三號 臺灣防疫組合規則

第四號 官設埤圳規則

第五號 臺灣總督府法院條例中改正

第六號 臺灣輸出税及出港税規則中改正（四三律九消）

第七號 臺灣印紙税規則

第八號 臺灣紙幣類似證劵取締規則

第九號 臺灣刑事令

第一〇號 臺灣監獄令

第一一號 臺灣民事令

第一二號 船舶登記ニ關スル件

第一三號 公證規則中改正

第一四號 臺灣害蟲驅除豫防規則

第一五號 銀貨幣並粗銀ノ移入及輸入禁止ノ件

第一六號 明治三七年律令第九號廢止ノ件（自然消滅）

第一七號 一圓銀貨幣引換ノ件（自然消滅）

第一八號 臺灣農會規則

第一九號 一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行劵ノ通用期限ノ件（自然消滅）

第二〇號 臺灣私設鐵道規則

第一四號 臺灣事業公債法中改正

第三八號 明治四〇年法律第三一號中改正（大正五法二消）

勅令第一三一號 石油消費税法

勅令第二二〇號 陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法、海軍刑法施行法

明治四二年發布

種別	號	件名
律令	第一號	臺灣關稅規則改正
	第二號	印紙犯罪處罰ニ關スル件
	第三號	酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則（四三年律九消）
	第四號	犯罪卽決例改正
	第五號	保甲條例中改正
	第六號	臺灣工業用酒精戻稅規則
	第七號	臺灣酒造稅規則中改正
法律	第一號	臺灣銀行發行ノ一圓銀貨引換銀行券ノ引換期限ニ關スル件（自然消滅）
	第三六號	判決執行共通法
勅令	勅令第五六號	關稅法ノ一部

明治四十三年發布

種別	號	件名
律令	第一號	明治三三年律令第一二號中改正
	第二號	契稅規則廢止（自然消滅）
	第三號	明治三七年律令第三號中改正
	第四號	臺灣監獄令中改正
	第五號	民事訴訟用印紙規則中改正
	第六號	臺灣製糖及纖維工場胎權規則
	第七號	臺灣林野調查規則
	第八號	高等林野調查委員會規則
	第九號	臺灣輸出稅及出港稅廢止（自然消滅）
	第一〇號	臺灣酒造稅規則中改正
	第一一號	明治三四年律令第八號中改正（大正二律八消）
法律	第四一號	明治四〇年法律第五二號中改正（四四法五二消）
	第四二號	明治四二年法律第三六號中改正
	第四六號	臺灣銀行法中改正
	第五一號	外國人ノ土地所有權ニ關スル法律
勅令	勅令第一八六號	所得稅法及非常特別稅法中法人ニ關スル規定（大正二法一三消及大正九法一二廢）
	勅令第一八七號	織物消費稅法

明治四

種別	號	件名
律令	第一號	臺灣防疫組合規則中改正
	第二號	臺灣罹災救助基金規則中改正
	第三號	相續未定地整理規則
	第四號	臺灣獸疫豫防規則中改正
法律	第三號	官吏恩給法中改正
	第四號	官吏遺族扶助法中改正
	第五號	官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則中改正
	第七號	明治四〇年法律第三〇號（臺灣ニ於ケル特別ノ輸入稅ニ關スル件）廢止（自然消滅）
勅令	第六四號	貨幣法
	第一二〇號	四四年法律第五八號（租稅外諸收入整理ニ關スル件）
	第一八九號	四四年法律第四五號（砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

發布年	律令	法律	勅令
四年發		第五〇號　明治三九年法律第三十一號（臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律）中改正 第五二號　司法事務共助法 第六〇號　臺灣ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件中改正	第一九六號　輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法
明治四五年發布	第一號　臺灣永代借地權令 第二號　明治三七年律令第三號中改正 第三號　會社ノ登記期間ニ關スル件		勅令第一三五號　明治四五年法律第二一號（臘虎膃肭獸獵獲禁止ニ關スル件）
大正元年發布	第一號　臺灣漁業規則 第二號　臺灣度量衡規則中改正 第三號　臺灣畜牛保健組合規則		勅令第三六號　三九年法律第三四號（國債ニ關スル件）四二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）四二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
大正二年發布	第一號　臺灣銃砲火藥類取締規則 第二號　臺灣產業組合規則 第三號　臺灣國稅徵收規則 第四號　官設埤圳規則中改正 第五號　マラリヤ防遏規則 第六號　臺灣擔保附社債信託規則 第七號　臺灣賣藥印紙稅規則 第八號　明治三四年律令第八號廢止　自然消滅		勅令第五號　產業組合法ノ一部 勅令第三一三號　水路測量標條例ノ一部
大	第一號　假置場ニ關スル律令 第二號　民事訴訟費用規則中改正 第三號　臺灣土地登記稅規則中改正	第七號　臺灣銀行法中改正	勅令第一八七號　大正三年法律第四三號（輸入稅率等ノ特例ニ關スル件）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年次	律令	法律	勅令
大正三年發布	第四號 臺灣印紙稅規則中改正 第五號 臺灣土地測量標規則 第六號 明治三一年律令第二六號中改正 第七號 蔗苗取締規則 第八號 臺灣傳染病豫防令 第九號 臺灣總督府臨時法院條例中改正（大正八律四消） 第一〇號 船舶積量測度ニ關スル件 第一一號 臺灣重要物產同業組合ニ關スル件 第一二號 行政執行ニ關スル件		勅令第一八九號 戰時海上保險補償法（大正六法二〇廢）
大正四年發布	第一號 臺灣地租規則中改正ノ件		勅令第一八六號 無線電信法 勅令第二三〇號 法人役員ノ處罰ニ關スル件
大正五年發布	第一號 臺灣醫師令 第二號 臺灣齒科醫師令 第三號 臺灣噸稅規則中改正 第四號 明治三九年律令第七號廢止ノ件（自消） 第五號 臺灣無蠶業ニ關スル件	第二十八號 明治三十九年法律三十一號（臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律）中改正	勅令第五七號 國庫出納金端數計算法 勅令第二五五號 大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
大正六年發布	第一號 臺灣酒造稅規則中改正 第二號 臺　開紙令		勅令第七一號 大正六年法律第二九號（造船奬勵金下付停止ニ關スル件） 勅令第一三四號 戰事海上再保險法（大正九法五十廢） 勅令第一四三號 工業所有權戰事法 勅令第二〇五號 軍事救護法
大正七年發布	第一號 臺灣產業組合規則中改正	第三九號 共通法	勅令第一二三號 戰事利得稅法ノ一部（自然消滅） 勅令第三六八號 軍需工業動員法

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正八年發布

第一號　臺灣電力株式會社令
第二號　臺灣國防用防禦營造物區域取締規則改正（大正八年九消）
第三號　臺灣地租規則中改正
第四號　臺灣總督府法院條例中改正
第五號　民事訴訟特別手續中改正
第六號　刑事訴訟特別手續中改正
第七號　民事訴訟用印紙規則中改正
第八號　臺灣公學校令中改正
第九號　臺灣國防用防禦營造物區域取締規則廢止（自然消滅）
第十號　臺灣森林令
第十一號　臺灣總督府地方廳ノ設クル店舗ニ關スル件

第三號　臺灣事業公債法中改正

勅令第四〇八號　要塞地帶法ノ一部

大正九

第一號　臺灣地方稅規則中改正（大正九年三消）
第二號　臺灣噸稅規則中改正
第三號　臺灣州制
第四號　臺灣廳地方費令
第五號　臺灣市制
第六號　臺灣街庄制
第七號　臺灣所得稅令
第八號　臺灣酒造稅規則中改正
第九號　廳、廳長等ニ關スル件
第一〇號　街庄、街庄社、街庄社長及區、區長等ニ關スル件
第一一號　淸國人ヲ土地臺帳ニ業主トシテ登錄シタル場合ニ關スル件
第一二號　臺灣土地測量規則中改正
第一三號　臺灣浮浪者取締規則中改正

第十二號　所得稅法ノ施行ニ關スル法律
第四五號　臺灣事業公債法中改正
第五一號　內地、臺灣及樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ニ關スル法律

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

年	發布	
	第一四號	臺灣刑事令中改正
	第一五號	臺灣國稅徵收規則中改正
	第一六號	臺灣監獄令中改正
	第一七號	公證規則中改正
	第一八號	明治三十二年律令第十三號中及臺灣水難救護規則中改正
	第一九號	犯罪卽決例中改正
	第二〇號	臺灣產業組合規則中改正
	第二一號	臺灣罹災救助基金規則中改正
	第二二號	臺灣噸稅規則中改正
	第二三號	臺灣徵發令
	第二四號	公證規則中改正

（附錄）

律令及法律件數表

	發布シタル件數 律令	發布シタル件數 法律 直接施行	發布シタル件數 法律 勅令施行	現存スル件數 律令	現存スル件數 法律 直接施行	現存スル件數 法律 勅令施行
二十九年	二	三	七	二	一	二
三十年	九	二	六	一	二	二
三十一年	一六	一	六	三	一	四
三十二年	二二	七	一二	一八	四	三
三十三年	二	五	八	一三	三	八
三十四年	一五	二	五	三	一	五
三十五年	九	三	二	四	二	二
三十六年	一四	三	三	七	二	三
三十七年	一三	一	四	六	一	三
三十八年	一四	二	五	一〇	一	四

三十九年	二	七	|	七	六	|
四十年	二	九	一	六	二	一
四十一年	一〇	二	五	一六	一	五
四十二年	七	二	一	六	一	一
四十三年	二	四	二	八	三	一
四十四年	四	七	四	四	六	四
四十五年	三	|	一	三	|	一
大正元年	三	|	三	三	|	三
大正二年	八	|	二	七	|	二
大正三年	三	一	二	一二	一	|
大正四年	一	|	二	一	|	二
大正五年	五	一	二	四	一	二
大正六年	二	|	四	|	|	三
大正七年	一	一	二	一	一	一
大正八年	二	一	一	九	一	一
大正九年	二四	三	|	二三	三	|
計	三〇六	六三	九〇	一九四	四三	七三

●佛國對支勢力扶植の方針

佛國政府は對支勢力扶植の目的にて、着々實行に努め、曩にパンルヴー氏の渡支に因り政治的方面に於て、顯著なる收穫を收め、教育方面に於ては、佛國留學生を多數收容する等、近來對支政策の活動目醒ましきものあり、殊に對支國際借款問題に關しては、支那に於ける經濟的覇權を掌握せんとして、支那興業銀行に依りて、隱然佛國資本家の活躍するあり、また最近のボルドー來電に依れば、上海に佛支共同經營の商業學校を開設するに決し、佛國側は開校費として三千磅を支出し、維持費一萬三千磅を、兩國政府にて負擔する筈で、北京政府は當局官憲に對し資金支出を許可せる趣を「デリーメール」紙が報道せるが、これなども如何に佛國が對支政策に熱心なるかを證明せる一例と見做し得べし、(ロビニオン通信)

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣關係 新法律及豫算

（目次）

◇大正十年度臺灣總督府特別會計に就て
◇會計法改正に就て
◇南部支那領事裁判に關する件
◇產業組合法改正の要旨
◇明治三十三年法律第七十七號中改正の要旨
◇臺灣事業公債法の改正に就て
◇大正九年法律第十二號改正に就て
◇戶籍法中改正の件
◇軍用自動車補助法改正要旨
（以上）

豫算、公債、會計法及所得稅法施行地域に就て

主計課長　菊池武芳

第四十四議會を通過して公布せられたる法律中（一）當府特別會計豫算（二）臺灣事業公債法改正（三）會計法改正（四）大正九年法律第十二號改正に就て大要を說明すれば左の如し

●大正十年度臺灣總督府特別會計に就て

大正十年度當府特別會計の歲入歲出豫算は去る三月二十五日同追加豫算は四月一日官報を以て公布せられたるか其の歲入歲出豫算總額は各々一億千四百九十五萬六千八百五十九圓にして之を前年度實行豫算額九千四百三十六萬八千三百九圓に比較するときは二千五十八萬八千五百五十圓を增加し尙之を歐洲戰亂勃發當時の大正三年度の豫豫總額四千八百三十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三萬七千百三十三圓に比較すれば實に十三割强の増加を示せり

今左に各款項に於ける前年度實行豫算との比較を示し併せて其増減を來したる重なる事項に就き略述せん

△大藏省所管臺灣總督府特別會計

◇歳入の部

◎經常部

科目	十年度豫定額	九年度豫定額	比較増減(△印減)
	円	円	円
第一款臺灣歳入	八八、五五一、〇〇五	七七、七六一、三二七	一〇、七八九、六七八
一、租稅	二一、〇五一、四五九	一五、一一七、二九九	五、九三四、一六〇
二、官業及官有財產收入	六三、一二一、二四〇	五八、五五九、四五〇	四、五六一、七九〇
三、印紙收入	二、一五九、〇三四	二、三九八、四七八	△二三九、四四四
四、諸免許及手數料	三、五五二	四、一三八	△五八六
五、雜收入	四七三、八〇一	三七一、二〇六	一〇二、五九五
六、關稅受入金	一、七四一、九一九	一、四一〇、六四六	三三一、二七三

◎臨時部

科目	十年度豫定額	九年度豫定額	比較増減(△印減)
第一款官有物拂下代	一、九九八、五九〇	一、八〇九、七九七	一八八、七九三
一、官有物拂下代	一、九九八、五九〇	一、八〇九、七九七	一八八、七九三
第二款公債金	一六、四七九、三三三	七、四〇〇、〇〇〇	九、〇七九、三三三
一、公債金	一六、四七九、三三三	七、四〇〇、〇〇〇	九、〇七九、三三三
第三款雜收入	三	三	〇
一、返納金	三	三	〇
第四款前年度剰餘金受入	七、九二七、九三〇	七、三九七、二八三	五三〇、六四七
一、前年度剰餘金繰入	七、九二七、九三〇	七、三九七、二八三	五三〇、六四七
歳入臨時部合計	二六、四〇五、八五四	一六、六〇七、〇九二	九、七九八、七六二
歳入總計	一一四、九五六、八五九	九四、三六八、三〇九	二〇、五八八、五五〇

◇歳出の部

◎經常部

科目	十年度豫定額	九年度豫定額	比較増減(△印減)
第一款臺灣神社費	二五、〇〇〇	一八、〇〇〇	七、〇〇〇
一、臺灣神社費	二五、〇〇〇	一八、〇〇〇	七、〇〇〇
第二款總督府	二、九〇一、二〇二	二、四六二、七〇七	四三八、四九五
一、俸給	一、〇四九、六八八	九八九、五五七	六〇、一三一
二、廳費及修繕費	三七三、八二五	二七七、二一二	九六、六一三
三、雜給及雜費	七八五、〇八七	六五二、三九〇	一三二、六九七
四、敎科書費	一六七、七九九	一〇八、三七七	五九、四二二
五、度量衡費	二七三、六八二	二二三、三七一	五〇、三一一
六、博物館費	一五、五四六	一三、九〇二	一、六四四
七、商品陳列館費	一九、九八四	一六、二九二	三、六九二
八、獸疫血清製造費	四二、五六一	三八、六〇六	三、九五五
九、公費	二四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇
一〇、機密費	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇
一一、評議會費	二五、〇三〇	〇	二五、〇三〇
第三款地方廳	一、九二一、九三九	一、二四三、八五一	六七八、〇八八
一、俸給	一、九二一、九三九	一、二四三、八五一	六七八、〇八八

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第四款警察費	一一,四三六,三二一	八八六,七四七	一〇,五四九,五七四
一、俸給	八八六,七四七	八八六,七四七	〇
二、廳費及修繕費	三七三,二二七	〇	三七三,二二七
三、雜給及雜費	九,二六四,七〇五	〇	九,二六四,七〇五
四、保安費	八〇九,六一二	〇	八〇九,六一二
五、請願巡查及警手費	三二,〇三〇	〇	三二,〇三〇
六、機密費	七〇,〇〇〇	〇	七〇,〇〇〇
第五款租稅徵收費	一,四一六,二七三	一,一〇六,〇〇七	三一〇,二六六
一、俸給	七二三,〇七一	五七四,二五七	一四八,八一四
二、廳費及修繕費	九七,一九三	七二,六四八	二四,五四五
三、雜給及雜費	五九七,〇〇九	四六〇,一〇二	一三六,九〇七
第六款稅關	六一五,五二四	五〇八,七七二	一〇六,七五二
一、俸給	三三九,一八九	二八七,八七四	五一,三一五
二、廳費及修繕費	六七,八三六	五〇,二六三	一七,五七三
三、雜給及雜費	一八二,〇二六	一四八,三〇七	三三,七一九
四、處分費	九〇〇	九〇〇	〇
五、特派官吏費	二五,五七三	二一,四〇八	四,一六五
第七款港務所	九四,五八〇	七六,一二〇	一八,四六〇
一、俸給	三八,三八四	三二,三〇三	六,〇八一
二、事務費	四一,三七一	三三,一〇七	八,二六四
三、海港檢疫費	一四,八二五	一〇,七一〇	四,一一五
第八款法院	九七六,一五八	八三三,四八七	一四二,六五一
一、俸給	六六四,七六八	五七七,六六一	八七,一〇七
二、廳費及修繕費	三四,七六八	二五,六四〇	九,一二八
三、雜給及雜費	一八〇,八一六	一五五,三九四	二五,四二二
四、拘留及登記證費	七二,五九三	五七,三九二	一五,二〇一
第九款監獄	一,一九三,〇七六	九五四,七五〇	二三八,三二六
一、俸給	七九,四四一	六四,二四三	一五,一九八
二、廳費及修繕費	三四,七六八	二五,六四〇	九,一二八
三、雜給及雜費	七一五,七一七	五四八,二八七	一六七,四三〇
四、在監人費	三六三,一五〇	三一六,五八〇	四六,五七〇
第十款警察官及司獄官練習所	三〇二,七九九	三二七,二九五	△二四,四九六
一、俸給	三〇,五二〇	二六,四七一	四,〇四九
二、事務費	六五,九二〇	四九,二三五	一六,六八五
三、練習生費	二〇六,二五九	二五一,五八九	△四五,三三〇
第十一款醫院	一,一九五,八四一	九六一,一三九	二三四,七〇二
一、俸給	四三八,三〇四	三五二,一六三	八六,一四一
二、廳費及修繕費	二四七,一五六	一八九,七六六	五七,三九〇
三、雜給及雜費	三二七,一六七	二六〇,八七一	六六,二九六
四、患者費	一八三,二三四	一五八,三三九	二四,八九五
第十二款中央研究所	一,一七八,二〇二	九〇八,六六七	二六九,五三五
一、俸給	三二五,一七一	二六二,二五一	六二,九二〇
二、事務費	二四一,九八九	一九三,八七六	四八,一一三
三、事業費	六一一,〇四二	四五二,五四〇	一五八,五〇二
第十三款教育費	二,一六九,五九六	一,三四二,一八九	八二七,四〇七
一、俸給	一,三六三,八〇四	六五三,二一三	七一〇,五九一
二、廳費及修繕費	三四二,一二四	二六六,五一六	七五,六〇八
三、雜給及雜費	二六八,七一五	二八九,四三一	△二〇,七一六
四、學生費	一七三,三四二	一三三,〇二九	四〇,三一三
五、學事諸費	二一,六一一	〇	二一,六一一

第十四款遞信費	三、八八三、二六二	二、八三四、六一五	一、〇四八、六四七
一、俸給	八五〇、一五〇	七一七、三九九	一三二、七五一
二、事務費	一二五、〇九八	一二一、五一三	三、五八五
三、通信事業費	二、八一四、八六六	一、九二四、六八一	八九〇、一八五
四、燈臺及測候費	九三、一四八	七一、〇二二	二二、一二六
第十五款鐵道作業費	一三、二四八、七一四	一〇、七八〇、九五八	二、四六七、七六六
一、俸給	八五〇、一五〇	七一七、三九九	一三二、七五一
二、事務費	八八、九四四	七三、三〇九	一六、六三五
三、事業費	一二、六〇六、四八五	一〇、二四八、九〇二	二、三五七、五八三
第十六款專賣局	二四、八一四、〇一九	二四、四七七、四三二	三三六、五八七
一、俸給	三五五、〇三九	二七四、九三六	八〇、一〇三
二、事務費	三四四、四七八	二六四、三四六	八〇、一三二
三、事業費	五、三八三、三四五	四、四六八、四二八	九一四、九一七
四、專賣品補償及購買費	一八、七三一、一五七	一九、四六九、七三二	△七三八、五六五
第十七款森林作業費	三、四六八、五三四	二、九五七、三五〇	五一一、一八四
一、俸給	一三八、四九八	一三三、八九七	四、六〇一
二、事務費	一二二、五一三	一〇八、三四四	一四、一六九
三、事業費	二、六八五、〇八七	二、四〇六、五七一	二七八、五一六
四、特別經營費	五二二、四三六	三〇八、五三八	二一三、八九八
第十八款林野取締費	二八八、九二五	二四五、三三〇	四三、五九五
一、俸給	二〇〇、八九四	一六七、〇六四	三三、八三〇
二、事務費	八八、〇三一	七八、二六六	九、七六五
第十九款國債整理基金特別會計繰入	三、四四七、四七八	三、二七〇、九二五	一七六、五五三
一、臺灣事業公債及借入金償却繰入	三、四四七、四七八	三、二七〇、九二五	一七六、五五三
第二十款地方費補足	一、三八六、八二〇	八、六〇二、八九八	△七、二一六、〇七八
一、地方費補足	一、三八六、八二〇	八、六〇二、八九八	△七、二一六、〇七八
第二十一款諸支出金	一、六七五、六〇九	一、三二四、七八〇	三五〇、八二九
一、諸支出金	一、六七五、六〇九	一、三二四、七八〇	三五〇、八二九
第二十二款豫備金	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
一、第一豫備金	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
二、第二豫備金	一、七〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
軍需工業動員法施行費	〇	一九、四九〇	△一九、四九〇
經常部計	七九、六三九、七五二	六七、五四二、五〇九	一二、〇九七、二四三

◎臨時部

第一款事業費	二九、三六二、三七三	一九、〇〇四、〇八〇	一〇、三五八、二九三
一、鐵道建設費	五、六六六、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	三六六、〇〇〇
二、鐵道改良費	六、二五二、〇〇〇	〇	六、二五二、〇〇〇
三、港灣費	四、三五六、〇二三	二、六二七、二三四	一、七二八、七八九
四、水利事業費	一、一三七、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一三七、三三三
五、臺南水道費	五七一、五〇三	五七一、五〇三	〇
六、臺北醫院新營費	二五〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	△二〇、〇〇〇
七、臺南師範學校新營費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇
八、遞信局新營費	三二四、六五七	九八、六五七	二二六、〇〇〇
九、高等商業學校新營費	二七〇、一五三	〇	二七〇、一五三
一〇、臺北監獄新竹出張所新營費	一〇四、九〇〇	〇	一〇四、九〇〇
一一、營繕費	二、一八二、〇三六	二、四五八、九五六	△二七六、九二〇
一二、災害應急工事費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇
一三、道路橋梁費	一、五九六、七二七	一、八六一、八八六	△二六五、一五九

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

一四、臺北橋架設費	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	〇
一五、河川費	二、〇〇〇、五四二	一、六三六、五五七	三六三、九八五
一六、蘇澳漁港工事費	二三一、〇〇〇	〇	二三一、〇〇〇
一七、海口船溜修築工事費	一三八、〇〇〇	〇	一三八、〇〇〇
一八、電信電話建設費	八〇八、三七〇	四〇二、八三九	四〇五、五三一
一九、官有林野特別處分費	六二八、九一二	五〇七、八二七	一二一、〇八五
二〇、土地改良費	一三〇、三四二	一〇二、四五七	二七、八八五
二一、國勢調査費	一六五、九二六	一六七、六五一	△一、七二五
二二、地租調査費	三〇五、五〇二	三〇五、五〇二	〇
二三、鐵道線路調査費	五二、六三三	三二、九四六	一九、六八七
二四、樟木調査費	三九六、八三〇	一八〇、八二九	二一六、〇〇一
二五、鑛物及地質調査費	三二、三四七	二七、三九四	四、九五三
二六、森林治水調査費	一九、四〇八	〇	一九、四〇八
二七、諸調査費	一二一、二四〇	六七、九六七	五三、二七三
二八、南支那及南洋施設費	九〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
市區改正費	〇	六六、五七〇	△六六、五七〇
花蓮港水道費	〇	二九七、三〇五	△二九七、三〇五
臺南高等女學校新營費	〇	四〇、〇〇〇	△四〇、〇〇〇
第二款勸業費	二、〇五七、〇四九	一、四四四、四一八	六一二、六三一
一、蔗苗養成費	六〇二、七〇五	四八五、三一二	一一七、三九三
二、包蓆草苗養成費	三三、四三六	二七、六九四	五、七四二
三、蠶業實習及奬勵費	一四七、三四一	一三二、三一九	一五、〇二二
四、茶業獎勵費	二六二、九六七	二〇三、七八二	五九、一八五
五、製茶販路擴張費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
六、植物檢査費	五〇、六八三	四二、八三九	七、八四四
七、保安林費	一四七、五〇九	一〇五、一八五	四二、三二四
八、民林監督獎勵費	八九、五〇一	六九、八二九	一九、六七二
九、熱帶纖維植物獎勵費	一六、二九九	〇	一六、二九九
一〇、水產試驗及調査費	一九六、九〇一	一二六、二三三	七〇、六六八
一一、獸疫豫防費	三一、一七九	二四、九〇八	六、二六七
一二、害蟲驅除豫防費	一四八、五五六	一二六、三一七	二二、二一九
一三、博覽會及共進會出品費	二三〇、〇〇〇	〇	二三〇、〇〇〇
第三款補助費	三、八九七、六八五	二、七〇一、三九四	一、一九六、二九一
一、官佃溪埤圳工事費補助	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
二、航海費補助	一、一三二、〇〇〇	一、〇一二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
三、勸業費補助	五八四、七四一	四六五、〇九四	一一九、六四七
四、教育補助	二四、九〇〇	二一、三〇〇	三、六〇〇
五、教育事業補助	三一、〇〇〇	三、〇〇〇	二八、〇〇〇
六、傳染病豫防費補助	一三五、〇四四	〇	一三五、〇四四
傳染病豫防費	〇	一九九、八七九	△一九九、八七九
臨時手當	〇	三、三二九、二二四	△三、三二九、二二四
內國旅費補足	〇	二二九、七四九	△二二九、七四九
臨時部計	三五、三一七、一〇七	二六、九〇八、七五四	八、四〇八、三五三
總計	一二四、九九六、八五九	九四、四五一、二六三	三〇、五〇五、五九六

（說明）◎歲　入

一、租　稅

租稅增收の主要なるものを擧ぐれば所得稅に於て

本年度より新に個人所得税を徴收する爲之か收入二百五十萬圓を豫算せると法人所得に對する課税率の改正其他の爲約九十九萬餘圓の增收を見込みたると酒税に於て主として税率を改正する爲約百四十一萬圓關税に於て輸入貨物の增加見込の爲之か增收約九十四萬圓其他の自然增收約二十八萬圓總計六百十二萬餘圓と計上したるも製茶税、織物消費税の減收を見積りたる爲差引五百九十三萬餘圓の增收となる計算なり

二、官業及官有財產收入

郵便電信電話に關する自然增收約九十七萬圓食鹽收入に於て新に煎熬鹽の製造を開始すると一部の値上及一般賣下數量の增加の爲約八十八萬餘圓煙草に於て需要增加見込の爲賣下數量の增加と賣下價格を引上たるとの爲約七十一萬圓鐵道收入に於て旅客貨物の自然增加と營業線路の延長との爲約二百四萬圓森林作業收入に於て木材價格引上たる爲約五十萬圓其他に於て約五十八萬圓の增收を見込たるも樟腦收入、阿片收入に於て需要の減少見込の爲め約百十二萬圓を減ずるにより差引總計四百五十六萬餘圓を增加せり

三、公債金

公債支辨事業の增額を要する爲公債金の募集約九百七萬圓を增額計上せり尙本項に關しては歲出に於て其內容を略述せん

◎歲　出

歲出に於ける增減の主要なる事項を揭記し其の槪要を說明すれば

一、教育費の增加

本年度より新に七年制度の高等學校を設置し一、二學年の募集に要する經費七萬三千餘圓高等商業學校其他直轄學校に於ける學級の增加及地方制度の改正に伴ひ從來國庫支辨なりし中學諸學校竝に國庫補足として地方費支辨なりし公立諸學校の內中學校以上の職員俸給のみを國庫支辨とし其の他の經費は總て之を地方費の負擔に移したる爲之等を增差引七十五萬餘圓を增額計上せり

二、警察及監獄費の增加

地方警察に關する經費は從來警部補以上の職員の俸給のみ國庫の支辨なりしが今回地方制度改正の結果總ての經費を擧て國庫の負擔となすに決定せられたる爲千五十四萬餘圓を增加し又笞刑廢止に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

伴ひ各監獄に於ける在監人増加する爲之に要する經費九萬餘圓を増額計上せり

三、研究所費の増加

新に中央研究所を設置し從來研究所、農事試驗場、糖業試驗場、林業試驗場、園藝試驗場、種畜場、茶樹栽培試驗場、種畜牧養所に於て施行し來りたる各種の調査試驗、研究事項は總て之を新設機關にて統一施行するの便宜なるを認めたる爲之か經費を豫算したると新に中央研究所に於て工業に關する試驗調査の事務を開始する爲二萬九千餘圓其他各種試驗研究の擴張に伴ふ經費二萬七千餘圓を豫算計上せり

四、鐵道及遞信費の増加

遞信費に於て郵便、電信、電話事業の自然増進に伴ひ之が經費竝に臺中郵便局を一等局に昇格すると其の他請負三等局の新設等に要する經費等四十九萬餘圓を増額し、鐵道作業費に於ては新に中部海岸線の一部（清水大甲溪間）宜蘭線の一部（頭圍大里簡間）の營業開始に要する經費十三萬餘圓既成營業線に於ける運輸事業増進の爲列車運轉回數の増加に要する經費七十二萬餘圓を増加計上せり

五、公債支辨事業費の増加

公債支辨事業費の本年度總額は八千六百四十七萬千三百二十二圓にして其の內譯を示せば鐵道建設費五百六十六萬圓鐵道改良費六百二十五萬二千圓基隆築港工事費百四十二萬四千圓水利事業費百十三萬七千三百二十二圓官佃溪埤圳工事費補助二百萬圓にして之を前年度の公債支辨事業費總額七百四十萬に比較するときは實に九百七萬九千三百二十二圓の増加なり此の増加は本年度に於て新に鐵道改良費を計上し各種車輛の増備と既成線の改良を計り運輸事業の圓滑を期せんとす尙鐵道建設費に於て東部海岸地方の開發に資せんか爲玉里、里壠間、の鐵道敷設費總額二百十萬圓を三箇年度の繼續費とし本年度年度割額三十萬圓を追加計上したると既定計畫による蘇澳八堵間竝に阿緱枋寮間鐵道敷設費の物價騰貴による工費の不足額の內百萬圓を追加したると基隆築港工事費竝に官佃溪埤圳工事費補助の既定年割額の増加百三十二萬四千圓又水利事業費は財政上の都合により八、九兩年度は一時之を普通財源の支辨に依りたるも本年度に於て之を公債支辨に復歸せしめたる爲百十三萬

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

七千三百二十二圓を計上したるとに依る

右の內鐵道改良費は當初九箇年の繼續とし總額約八千三百圓の計畫なりしも其後繼續費の形式によらず每年度の計畫となす事とし本年度に於ては右計畫の一部とし鶯歌附近の勾配線の改良、基隆八堵間の改良線並に車輛費の一部を計上さることに變更決定せられたり

五、補助費の增加

航海費補助に於て臺灣南洋線の一線として新に基隆を起點とし佛領印度海防間の航路開始の爲之か補助十二萬圓を計上する必要ありたると石油採掘興業倉庫等緊急なる事業に對する補助費を增額計上の必要ありたるにより總額三十九萬餘圓（官佃溪埤圳工事費補助を除く）を增額せり

六、土木營繕費

土木營繕事業中前記公債支辨に屬するもの、外新に計上せられたる主要なるものを擧ぐれば蘇澳漁港工事費二十三萬一千圓高雄州下海口を修築し船溜を築設する爲之か經費十二萬八千圓高等商業學校々舍新營總額七十三萬百五十三圓昨年暴風雨の爲流失したる臺北橋の架替を要する爲工費總額百六十萬圓三箇年繼續とし本年度の年割額五十萬圓等にして其他蕃地開發理蕃策の必要により蕃地道路の開鑿、縱貫道路の改修費、河川の整理工事費等を計上せり

七、其　他

昨年八月以降官吏以下の臨時手當を廢し本給に組入れられたると旅費の增額を要すると廳費、被服費、石炭費等物價騰貴による增額を各款項に亘り增加豫算せり

以上は歲入歲出增減の主なるものなるが時勢の進運に伴ひ之に順應すべき各種の施設を要すべきも歐洲戰亂の勃發以來異常なる物價勞銀の昂騰、俸給給與の增額其他不已得經費の膨脹を來たし爲めに十年度に於ける歲出の總額は前述の如く一億萬圓を突破するの狀況なり而も歲入に於ては右歲出の增加に順應すべき各種收入之に伴はず特に本年度豫算編成當時に於て旣に漸く一般財界の變調を示し財界の繁閑により其の反影最も著しき本府歲入の大宗たる官業の收入に於て多大の增收を見る能はず爲めに已むなく財源の一部を增稅に求めざるべからざるに至れり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

●臺灣事業公債法の改正に就て

大正十年三月法律第二十八號を以て、臺灣事業公債法第一條中起債法定額「一億六百二十萬圓」を「一億千五百六十萬圓」に改められたるが要するに今回追加せられたる法定額九百四十萬圓中三百十萬餘圓は鐵道建設費に、六百二十五萬餘圓は鐵道改良費に充てらるゝものにして、鐵道建設費三百十萬餘圓中二百十萬餘圓は里壠、玉里間鐵道建設費にして大正十年度以降三箇年度間に亘る繼續費として計上せられ殘餘百萬圓は蘇澳、八堵間竝阿緱、枋寮間鐵道建設工事遂行の資に供せらるゝものなり、又鐵道改良費六百二十五萬圓は大正十年度に於て諸車輛の增備及鐵道線路の改良を加へ本島鐵道輸送力の不完全を整備し交通運輸上の支障を介除せんとするものにして畢竟鐵道の建設及改良事業費に要するものとして今回同法中起債法定額を改定せられたるなり

（參照）

◎臺灣事業公債法　明治三十二年三月法律第七十五號（拔抄）

第一條　臺灣における事業費又は事業費補助に要する經費支辨の爲政府は從前募集したるものを通じて一億六百二十萬圓を限り公債を募集することを得

●會計法改正に就て

第一、金庫制度廢止及預金制度採用ノ件（第五條、第十二條、第十五條、第二十條、第四十條及第四十一條）國庫金ノ出納ニ關シ金庫制ヲ廢止シテ國庫預金制度ヲ採用スヘシトスルノ說ハ既ニ十數年以來唱ヘラレタル所ニシテ政府ニ於テモ夙ニ之カ實施ノ利害及實行方法等ニ付講究スル所アリシカ今ヤ政府財政ト一般金融トノ關係ニ鑑ミ預金制度ヲ採用スルヲ適當ト認メ此ノ制度上ノ改革ヲ實行セラレタリ

今改正法ニ付其ノ概要ヲ說明スレハ左ノ如シ

一、國庫金出納ノ事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコト、シ日本銀行ニシテ國庫金受入ヲ爲シタルトキハ之ヲ政府ノ預金ト爲スヘキコトヲ規定シテ玆ニ國庫預金制度ノ大本ヲ定メタリ（第五條）

二、日本銀行ヲシテ歲入金ヲ收納セシムル件（第十二條）租稅其ノ他ノ歲入ノ徵收又ハ收納ハ當該官吏ノ資格アル者ニアラサレハ之ヲ爲スヲ得

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

サルヲ原則トスルモ國庫預金制度ヲ採用スル以上日本銀行ヲシテ歳入ノ收納ヲ取扱ハムルヲ必要ト認メ同一條項中ニ之カ必要ナル例外規定ヲ設ケタリ

三、支拂命令ヲ廢止シ小切手振出ノ方法ニ依ルノ件（第十五條）國庫預金制度採用ノ結果政府ノ支拂ニ付テハ日本銀行ヲ支拂人トセル小切手ヲ振出シ現金ノ交付ニ換フルコト、シ隨テ之ヲ債主ニ對シテ交付スル場合ニ於テハ債務辨濟ノ效力ヲ生スルモノト爲セリ

四、隔地者ニ支拂ノ爲必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付スルノ件（第二十條）

金庫制度ノ下ニ於テハ各地金庫ニ對スル國庫金ノ配賦ノ方法ニ依リテ隔地者ニ對スル支拂ヲ爲スノ方法ヲ採リタルモ金庫ノ廢止セラル、以上政府ノ隔地債主ニ對スル支拂及隔地出納官吏ニ對スル資金ノ交付ハ日本銀行ヲシテ之ヲ爲サシムルト共ニ豫メ之ニ對シテ必要ナル資金ヲ交付スルヲ以テ適當ト認メ之カ規定ヲ設ケタリ

五、日本銀行ヲシテ有價證券ノ取扱ヲ爲サシムルノ件（第四十條）

金庫制度ノ下ニ於テハ政府ノ所有ニ係ル有價證券ノ取扱ハ金庫ニ於テ之ヲ爲シタルカ（明治二十三年勅令第二百七十三號明治二十六年勅令第七十號參照）金庫制度ヲ廢止スル以上是等ノ有價證券ノ取扱ニ付テモ國庫金ノ取扱ニ於ケルカ如ク日本銀行ヲシテ之ニ當ラシムルヲ以テ必要ナリト認メ之カ規定ヲ設ケタリ

第二、大藏省證券及一時借入金ニ關スル件（第六條）

大藏省證券ノ發行ニ付テハ現行會計法第九條ニ其ノ最高額ニ關スル規定存スルノミニシテ同證券ノ性質竝發行ノ方法手續等ハ大藏省證券條例（明治十七年九月太政官布告第二十四號）ニ規定セリ然レトモ該證券ノ如何ナルモノナリヤ等ノ點ハ會計法中ニ規定スルヲ以テ制度上適當ナリト認メ該證券カ國庫金出納上一時ノ使用ニ供スル爲ニ發行スルモノナルニ鑑ミ之ヲ第一章總則中ニ規定シタリ

第三、第二豫備金支出事後承諾案提出期繰上ノ件

（第十條）現行法第八條ニ依レハ豫備金支出ハ其ノ第一豫備金タルト第二豫備金タルトヲ問ハス凡テ年度經過後ノ帝國議會ニ提出スルノ規定ナルモ從來之カ提出ノ時期ヲ早メムトスルノ議少カラス而シテ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一豫備金ハ單ニ豫算ノ不足ヲ補充スルニ止リ且其ノ計算書ノ調製上一年度內ノ計算ヲ明ニスルノ必要アルヲ以テ從來ノ如ク年度經過後ノ帝國議會ニ提出セシムルヲ適當トスルモ第二豫備金支出ニ至リテハ全然豫算外ニ生シタル必要ナル費用ニ充ツルモノナルヲ以テ年度經過後ヲ待タス最近ノ常會ニ提出スルヲ以テ相當ト認メ之カ改正ヲ爲セリ

第四、災害事變等ノ場合ニ於テ翌年度ニ亘ル契約ヲ締結スルノ件（第十一條）

從來翌年度ニ亘ル契約ヲ爲シ得ルハ特ニ豫算上繼續費タルモノ、翌年度ヘ繰越ヲ認メタルモノ及豫算外國庫ノ負擔ト爲ルヘキ契約トシテ帝國議會ノ協賛ヲ經タル場合ニ限ルト雖モ災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テ之カ復舊ニ付急速ニ契約ヲ締結スルノ必要アリ而カモ其ノ工事ノ年度內ニ完成スルノ見込無キ場合少カラス斯ル場合ニ於テ現行法上翌年度ニ亘ル契約ヲ爲スヲ得サル爲實際上不便トスル所多シ仍テ改正法ニ於テハ災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亘ル契約ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設ケ尚其ノ負擔金額ノ最高限度ニ付テハ豫メ每年度帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ定メシムルコト、セリ

第五、現金前後、繰替拂、前金拂、概算拂、渡切及過年度支出ニ關シ法律上ノ根據ヲ明ニスル等ノ件（第十七條、第十九條、第二十一條第二十二條及第二十九條）

一、現金前後ニ關スル件（第十七條及第十八條）

現行法第十五條第二項ニ於テハ官吏又ハ銀行ニ現金前渡ヲ爲シ得ル場合ニ付列擧規定シタルモ改正法ニ於テハ官吏ニ前渡ノ場合及銀行ニ前渡ノ場合ヲ分チ前者ニ付テハ第十七條ニ規定シ且前渡ヲ許スヘキ各個ノ事項ハ勅令ノ規定ニ讓ルコト、シ後者ニ付テハ第十八條ニ規定シ且日本銀行ニ國債ノ元利拂ノ爲ニスル場合ニ之ヲ限ルコト、セリ

二、繰替拂ニ關スル件（第十九條）

歲入金歲出金及歲入歲出外現金ヲ繰替使用ニ關スル規定ヲ勅令ヲ以テ定メ得ルヤ否ヤニ付テハ從來議論ノ存スル所ナリシヲ以テ改正法ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ得ル旨ヲ明ニセリ

三、前金拂及概算拂ニ關スル件（第二十一條）

現行法第二十三條但書中ニ所謂前金渡ハ現金前渡前金拂及前金渡ノ三者ヲ包含スルモノト解シ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

現金前渡及第二十五條ニ規定スル事項ノ外ハ勅令ヲ以テ之ヲ規定セリ然レトモ前金渡ト謂フ字句ヲ右ノ如ク解スルハ頗ル困難ナルヲ以テ前金拂ニ改メ且現金前渡ノ場合ヲ除外スルコトヽシ尙勅令ノ規定ヲ以テ前金拂ヲ爲シ得ヘキ根據ヲ明ニセリ又概算拂ニ付テモ法律上ノ根據ヲ欠キタルヲ以テ前金拂ト同シク改正法ニ其ノ規定ヲ設ケタルナリ

四、渡切ニ關スル件（第二十二條）

從來渡切ノ經費ニ付テハ或ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ或ハ其ノ規定ヲ缺キタルモノアリテ一定セサルノミナラス此種ノ經費ニ對シ會計檢査ヲ爲スヘキモノナリヤ否ヤニ付疑アリ

仍テ改正法ニ於テハ渡切ヲ以テ主務官吏ニ支給スルモノニシテ會計檢査院ノ檢査ヲ要セサル旨ヲ明ニスルト同時ニ少クトモ勅令ニ其ノ規定ノ存スルコトヲ必要トセリ

五、過年度支出ニ關スル件（第二十九條）

從來過年度支出ニ關シテハ會計法中ニ何等規定セス會計規則ニ於テ始メテ之ヲ認メタリ然レトモ過年度支出ハ各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ストノ會計法上ノ原則ニ對スル例外ナルカ故ニ法律ヲ以テ定ムルヲ相當ト認メ改正法中ニ規定セリ

第六、決算提出時期繰上ノ件（第一條第八條及第二十三條）

歲入歲出決算提出ノ時期ニ關シテハ現行會計法上ニ何等ノ規定無ク事實上翌々年開會ノ帝國議會ニ提出スル慣例ナルヲ以テ其ノ時期遲キニ失スルノ批難ハ從來屢々聞キタル所ナリ仍テ改正法ニ於テハ出納事務完結ノ期限ヲ短縮シ決算書ノ調製ヲ迅速ニシ翌年開會ノ帝國議會ノ常會ニ之ヲ提出スルコトヽシ以テ決算審議ノ效果ヲシテ一層有效ナラシメムコトヲ期セムトス而シテ右改正ノ結果從來總豫算ノ參考書トシテ帝國議會ニ添附提出シタル歲入歲出現計書ハ自ラ之ヲ要セサルコトヽナルヲ以テ之ヲ廢止セリ

第七、總決算ノ樣式竝豫算書又ハ決算書參考書類ニ關スル改正ノ件（第八條第二十四條及第二十五條）

現行法第十六條ニ依レハ總決算ノ樣式トシテ規定スル事項中ニハ歲入ノ部ニ於テ「不納缺損額」又歲出ノ部ニ於テ「不用額」ヲ含マシメサルモ是等ノ事

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

項ヲ掲載スルヲ相當ト認メ改正法ニ於テハ之ヲ挿入セリ現行法第六條ニ依レハ總豫算ノ參考トシテ帝國議會ニ提出スヘキ文書中ニハ「歳入豫算明細書」ヲ含マサルモ改正法ニ於テハ實際上ノ取扱ニ從ヒ同條ノ規定中ニ之ヲ掲ケタリ

現行法第十七條ニ依レハ總決算ニ添附シテ帝國議會ニ提出スヘキ文書中ニ「歳入決算明細書」ヲ包含セサルモ改正法ニ於テハ實際ノ取扱ニ從ヒ之ヲモ添附スヘキコトヲ規定セリ又總決算書ノ添附書類トシテ各特別會計計算書ヲ添附セルモ各作業特別會計計算書ヲ除ク外ハ單純ニ歳入歳出ノ款項ヲ掲記スルニ止リ各特別會計歳入歳出決算書ト全然同一ノモノニシテ不必要ナルヲ以テ之カ添附ヲ爲サヽルコトヽセリ

第八、定額戻入ノ範圍ヲ擴張スルノ件（第三十條）

現行法第二十三條ノ規定ニ依レハ前金渡、概算渡及繰替拂ヲ爲シタル場合ニ於ケル返納金ニ付テハ定額戻入ヲ認メタルモ誤拂過渡ト爲リタル金額ノ返納ニ付テハ支出上ノ嚴正ヲ維持スルカ爲メ總テ現年度ノ歳入ニ組入レシメ之ヲ定額ニ戻入スルコトヲ許サス然レトモ斯ノ如キハ豫算定額ノ使用上ニ不便ヲ生スルコト有リ仍テ改正法ニ於テハ之カ定額戻入ヲ認ムルト共ニ勅令ノ規定ヲ以テ適當ノ制限ヲ加ヘ其ノ弊ナカラシメムコトヲ期シタリ

第九、契約ニ關スル競爭入札主義ノ原則ヲ緩和シ以テ一般ノ實情ニ適合セシメムトスルノ件（第三十二條）現行法第二十四條ニ於テハ工事及物件ノ賣買貸借ニ付テ一般ノ競爭入札ニ依ルノ原則ヲ採用シ例外トシテ隨意契約ニ依ルコトヲ許シ本法中ニ之ヲ列記シタルモ倘勅令ヲ以テ必要ニ應シ之カ規定ヲ定ムルコトヽセリ

改正法ニ於テハ一般ノ競爭入札ニ付スルノ原則ハ之ヲ維持スルモ其ノ規定ヲ墨守スルノ結果却テ國庫ノ損失ヲ招クカ如キ弊害ヲ協ルコトナカラシメムコトヲ期シ各省大臣ニ於テ之ヲ不利ト認ムルトキハ其ノ宜シキニ從ヒ指名競爭入札又ハ隨意契約ニ依リ得ルコトヲ認メ以テ實際ノ事情ニ適合セシムルコトヽセリ唯不動產ノ賣拂ニ付テハ事重要ナルヲ以テ成ルヘク一般ノ競爭ニ付セシムルコト、シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ制定ヲ俟テ隨意契約ニ依ラシムルコトヽセリ

倘現行法ニ於テ隨意契約ニ依リ得ルモノトシテ列

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

舉シタル事項ハ多キニ過キ立法ノ體裁ヲ得サルノミナラス金額ノ制限等ヲ法律中ニ定ムルコトハ實情ニ適セサルモノナルヲ以テ凡テ法律中ヨリ省キ勅令ヲ以テ定ムルコト、セリ又現行法上ニ於テ適用セムトスル契約ノ範圍ニ付テハ工事及物件ノ賣買貸借ト定メ字句狹キニ失スルヲ以テ改正法ニ於テハ廣ク之ヲ契約ト改メ以テ規定ノ不備ヲ補ヘリ

第十、時效ニ關スル從來ノ主義ヲ變更シ及規定ノ不備ヲ補フノ件（第三十二條乃至第三十四條）

現行法第十八條及第十九條ノ規定ハ金錢ノ給付ヲ目的トスル權利ニ付テハ公法上ノモノタルト私法上ノモノタルトヲ問ハス凡テ原則トシテ年度經過後五年ニシテ消滅セシムルノ趣旨ナリ

然レトモ私法上ノ行爲ニ付テハ政府ト雖モ成ルヘク私法上ノ原則ニ依ルヲ至當トスルノミナラス一切ノ場合ヲ通シテ時效期間ヲ五年ト定ムルハ各種ノ事情ニ應シ時效期間ニ差別ヲ設ケタルノ趣旨ヲ沒却スルノ結果ヲ生シ時效ノ本旨ニ適合セス故ニ私法上ノ權利義務ニ付テハ民法商法ノ規定ニ依ルコト、シ民法商法其ノ他ノ法律ニ規定ナキ場合ニ限リ權利ヲ行使シ得ヘキ時ヨリ五年ニテ消滅スルコト、セリ

尙又時效中斷停止等ニ付テハ何等ノ規定ナカリシヲ以テ他ニ別段ノ規定ナキ限リ民法ニ準據スルノ規定ヲ設ケ以テ其ノ不備ヲ補ヒタリ

第十一、出納官吏ノ責任ヲ緩和スルノ件（第三十六條）

現行法第二十七條ノ規定ニ依レハ出納官吏ハ其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ノ紛失毀損ニ付テハ避ケ得ヘカラサリシ事由ニ因リタルコトヲ證明スルニ非サレハ其ノ責任ヲ免レルコトヲ得ス天災、事變等不可抗力ニ因ル場合ノ外ハ總テ賠償ノ責ニ任セサルヘカラサルニ至リ苛酷ニ失ストノ批難アリ仍テ改正法ニ於テハ出納官吏ノ責任ニ付テハ其ノ職務ノ性質上必要且適當ナル注意ヲ爲サシムルヲ以テ足レリト認メ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スレハ其ノ責ヲ免レシムルコト、爲セリ

第十二、各廳事務員ヲシテ出納官吏ノ事務ヲ分掌セシムルノ件（第十二條第二項第三十七條及附則第二項）

現行法ニ於テハ各廳ノ事務員ヲシテ現金出納ノ事務ヲ分掌セシムル場合ニ付テハ特別ノ法律（明治三十三年法律第五十號明治四十四年法律第二十四號）ヲ以テ現定スルノ主義ナリト雖モ斯ノ如キハ勅令ノ規定ニ依ルモ毫モ弊害ナシト

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

認ムルヲ以テ改正法ニ於テハ其ノ趣旨ニ依ルコトヽシ尙此ノ種ノ出納事務員ノ責任ニ關シテハ從來ノ如ク出納官吏ニ準スル旨ノ規定ヲ設ケ以テ從來ノ單行法律ヲ整理セリ

第十三、日本銀行ノ國庫金ノ出納國債事務及政府有價證劵ノ取扱ニ關スル會計檢査院ノ檢査ノ件（第四十一條）

改正法第四十一條ニ於テハ日本銀行ニ對スル會計檢査院ノ檢査ニ關シ規定ヲ設ケタリ卽チ日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル國庫金ノ出納、國債發行ニ依ル收入金ノ收支、國債元利拂及隔地者拂ノ爲ニ日本銀行ニ交付シタル資金ノ收支竝政府有價證劵ノ受拂ニ關シ會計檢査院ノ檢査ヲ受クヘキモノト爲セリ而シテ現行金庫制度ノ下ニ於テハ日本銀行ハ金庫出納役トシテ國庫金ノ出納竝政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證劵ノ受拂其ノ他國債元利拂ノ取扱等ニ關シテハ出納官吏トシテ賠償責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘキモノト爲セルモ（現行會計法第二十六條）預金制度採用ノ結果ハ國庫金出納其ノ他ニ關シテ生スル日本銀行ノ賠償責任ハ出納官吏ノ場合ト異リ民事上ノ責任ニ屬スルモノナルカ故ニ會計檢査院ハ日本銀行ニ對シ檢査ヲ爲スモ判決ヲ爲サヽルコトヽシ出納官吏ト之ヲ區別スルコトヽナシタリ

第十四、本改正法施行ニ伴フ規定（附則）

一、第二豫備金事後承諾案提出時期ニ關スル規定

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金支出ニ對スル事後承諾案ハ年度經過後ノ議會ニ提出スルノ外ナキコト明ナルモ舊法ハ旣ニ廢止セラレタルヲ以テ準據スヘキ法條ヲ缺クニ至ル仍テ之ニ付テハ舊法ニ依ル趣旨ヲ明ニシタルナリ

二、決算提出時期ニ關スル規定

總決算ノ提出時期ヲ一箇年繰上クルニ付テハ其ノ實施前ニ相當法規ノ改廢等ノ準備ヲ必要トスルヲ以テ本法施行前ノ決算ヲ本法ノ規定ニ依リ直ニ翌年開會ノ常會ニ提出スルコト頗ル困難ナルカ故ニ之ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルコトヽ爲セリ

三、時效ニ關スル規定

本法施行前ニ期滿免除トナリタル權利ニ付テハ本法ノ適用ナキコト勿論ナリ然レトモ本法施行前ニ期滿免除トナラサル權利換言スレハ本法施行ト同時ニ時效期間ノ進行ヲ始ムルノ權利及本

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

法施行以前ヨリ進行ヲ始メ尙其ノ時效期間ヲ經過セサル權利ハ原則トシテ新法ノ規定ニ從ヒ私法的性質ヲ有スルモノハ民法、商法ノ規定ニ依ラシム但シ之ニ付テハ左ノ例外アリ

イ、起算點ハ凡テ舊法ノ規定ニ依ル蓋シ改正案ニ於テハ權利ヲ行使シ得ル時ヨリ起算スルカ故ニ未タ時效完成セサルモノニ付テハ舊法ニ依ルヲ便トスレハナリ

ロ、本法施行前ニ進行ヲ始メタル時效期間カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效期間ヨリ長キトキハ既得權尊重ノ趣旨ニ從ヒ舊法ニ依ルコト、セリ然レトモ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時效期間ヨリ長キトキハ寧ロ其ノ日ヨリ起算シテ新法ノ期間ニ依ラシムルコトヲ至當トス

五、其ノ他必要ナル規定

本法施行前ニ爲シタル納入ノ告知、仕拂命令等ニ關シ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ定メシムルコト、セリ

第十五、現行法中削除ノ法條

一、第十四條

本條ハ國庫預金制度ノ採用ニ伴ヒ之ヲ削除シタリ

二、第二十八條

本條ハ出納官吏身元保證金ニ關スル規定ナルモ身元保證金ノ制度ハ出納官吏ニ特別ノ負擔ヲ命シ苛酷ノ制度ナルノミナラス效果殆ト無シ故ニ明治三十五年勅令第二百五號ヲ以テ保證金ヲ徵收スルコトヲ原則トシテ規定シタル明治二十三年勅令第四號ヲ廢止シ各省大臣ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ身元保證金ヲ徵シ得ル旨ヲ定メタルモ事實上之ヲ徵シタルノ例ナク余リ實效ナキヲ以テ本條ヲ削除セリ

三、第三十二條及第三十三條

兩條共ニ現行會計法施行當時ノ經過規定ニシテ最早之ヲ存置スルノ要ナキヲ以テ削除シタルナリ

第十六、整理シタル法規

一、明治二十七年法律第十六號

二、明治三十三年法律第五十號

三、明治四十四年法律第二十四號

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●大正九年法律第十二號改正ニ就テ

本年三月法律第十五號ヲ以テ大正九年法律第十二號ヲ改正セラレタルカ其ノ改正要旨左ノ如シ

一、内地及各植民地何レニモ所得稅アリト雖其ノ依ル所ノ法令ハ各異ナリテ各法令ノ效力ハ各其ノ地域ニ限ラル

二、内地及臺灣ハ第一種、第二種及第三種ノ所得ニ所得稅ヲ賦課シ朝鮮、關東州及樺太ハ內地及臺灣ノ第一種ニ相當スル法人所得稅ノミヲ賦課ス

三、法人ノ所得卽チ第一種所得ハ本店又ハ主タル事務所ノ存在スル地域ニ於テ其ノ總所得ニ依リテ賦課シ他ノ地域ニ於テハ一切之ニ課稅セス

四、臺灣內地間ノ第二種及第三種ノ關係ハ左ノ主義ニ依ル

(イ) 第二種甲ハ支拂地ニ於テ課稅ス但シ第二種甲トシテ課稅セラレタル所得ハ法人ニ於テハ再ヒ第一種所得中ニ算入セラルヽモ個人ニ於テハ再ヒ第三種所得ニ算入セラルヽコトナシ

(ロ) 臺灣ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル者カ內地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當ハ剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ所得稅法ニ依レハ第二種乙ノ所得タルヘキモノナルモ內地ニ於テハ之ニ課稅セス臺灣ニ於テ第三種所得ニ算入シテ課稅ス此ノ主義ハ內地臺灣間相互ニ相同シ

(ハ) 第二種乙トシテ一方ニ於テ課稅セラレタル所得ニハ他方ニ於テハ之ニ課稅セス

(ニ) 第三種ノ所得ハ住所又ハ一年以上ノ居所地ノ一方ニ於テ課稅シ他方ニ於テハ課稅セス住所地ハ決定當時ノモノニ依ル一年以上ノ居所カ臺灣ト內地ト競合スル場合ニハ內地ニ於テ課稅スルモノトス住所ハ同時ニ二箇所ニ在ルコトナシトノ解釋ニ依ルカ故ニ競合ヲ生スルコトナシ

(靜的)

一方ニ於テ所得ヲ決定シタルトキハ其ノ後住所又ハ一年以上ノ居所ニ付兩地間ニ移轉又ハ異動ヲ生スルモ先ノ所得決定ヲ動カスコトナク又移轉先若ハ異動後ノ地ニ於テ再ヒ課稅スルコトナシ (動的)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ホ）第三種ノ所得ハ一年ノ全所得ニ課税スルヲ原則トス從テ内地臺灣間ニ生スル住所若ハ一年以上ノ居所ノ變動ヲ以テ減損更訂請求ノ理由トスルヲ得ス

（參照）

大正九年法律第十二號

第一條　所得税法ハ朝鮮臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セス

第二條　朝鮮臺灣關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得税法第三條第一種甲及戊並第二種乙ノ所得ニ付テハ所得税法ニ依ル所得税ヲ課セス

第三條　朝鮮臺灣關東州又ハ樺太ニ於テ所得税ヲ免除スル各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税法ニ依ル所得税ヲ免除ス

附　則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

●南部支那領事裁判に關する法律

南部支那に於ける領事官の裁判に關する法律

第一條　本法ニ於テ南部支那ト稱スルハ支那福建省廣東省廣西省雲南省ヲ謂フ

第二條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ豫審ヲ爲シタル罪ノ公判ハ臺灣總督府臺北地方法院之ヲ管轄ス

第三條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ爲シタル裁判ニ對スル控訴及抗告ハ臺灣總督府高等法院覆審部之ヲ管轄ス

第四條　南部支那ニ駐在スル帝國領事官ノ管轄ニ屬スル刑事々件ニ關シ外務大臣ニ於テ國交上必要アリト認ムルトキハ其事件ヲ管轄スヘカラサルコトヲ當該領事官ニ命シ且被告人ヲ臺灣總督府臺北監獄ニ移送セシムルコトヲ得

第五條　前條ノ規定ニ依リ被告人ヲ移送スル場合ニ於テハ臺灣總督府高等法院ノ檢察官ヲシテ裁判管轄指定ノ申請ヲ其法院覆審部ニ爲サシムヘシ

前項ノ申請及裁判ニ關シテハ刑事訴訟法第三十三條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前受理シタル訴訟事件及非訟事件ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

右は大正十年三月二十九日法律第二十五號を以て制定せられたるものなるが之が理由を記述せんに從來南支那に駐在する帝國領事官の豫審を爲したる重罪の公判及區裁判所の權限に屬する民事刑事及非訟事件に關し領事官の爲したる裁判に對する控訴又は抗告は長崎地方裁判所に於て管轄し、地方裁判所の權限に屬する事項に關し領事官の爲したる裁判に對

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

する控訴又は抗告は長崎控訴院之を管轄せり。

然れども南支那と長崎との距離は最近四百餘浬、最遠實に千三百餘浬を算し遠く隔絶せるのみならず往來亦極めて罕なるに反し臺灣と南支沿岸領事裁判所々在地との距離は近きは僅かに百餘浬最も遠きも尙且三百餘浬に過ぎず交通の頻繁なる前者の比にあらず殊に南支那の經營は臺灣統治に最も密接の關係を有し同地一帶には臺灣民籍を有するもの多きのみならず領事裁判事件は殆んど此等臺灣籍民に關するものなるを以て叙上の不便と困難とを忍んで千里隔絕し事情相通せざる長崎の裁判所の管轄に屬せしむるよりは一葦帶水風俗慣習を等くする臺灣の法院をして前記裁判權を管轄せしむるの適當なることは何人も首肯する所なり。

本件に付ては數年前より屢々論議せられたる所なるか臺灣の裁判は從來二級審制にして上告審なかりし爲め此の領事裁判に對する上訴を管轄せんとするも上告審を缺如するの一事を以て之を遂行するに多少の異議を生せしも大正八年八月より三級審制となり上告審設置され其組織權限毫も內地と異なるなきに至り理論上將た實際上敢て不都合なきことゝなりたるを以て本法律の公布を見るに至りたるものにして之に依り從來の不便と困難を救濟するは勿論訴訟の遲滯を防ぎ費用を節減すること蓋し尠少ならざるべし。

◉戶籍法中改正の件

戶籍法中左ノ通改正ス（大正十年法律第四十八號）

第四十二條ノ二　第三十一條乃至第三十四條及ヒ第三十五條第一項ノ規定ハ共通法第三條ノ規定ニ依リテ內地ノ家ヲ去リタル者及他ノ地域ノ家ヲ去リテ內地ノ家ニ入リタル者ノ戶籍ノ記載手續ニ付キ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參　照）

◉戶　籍　法

第三十一條　届出事件ノ本人ノ本籍カ一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ戶籍ノ記載ヲ爲シタル後遲滯ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十二條　前條ノ場合ヲ除ク外他ノ市町村長カ戶籍ノ記載ヲ爲スヘキ必要アル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ遲滯ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十三條　本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出ヲ受理

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

シタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタル旨又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタル旨ノ屆出アリタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ハ其屆書及ヒ前ニ受理シタル屆書ニ付キ之ヲ適用ス

第三十四條　前三條ノ規定ハ屆書ニ非サル書面ニ因リ戶籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ市町村長ハ其受附ケタル書面ノ謄本ヲ作リ其謄本ヲ送付スルコトヲ要ス

第三十五條　屆出事件ノ本人ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ入籍地ノ市町村長ハ戶籍ノ記載ヲ爲シタル後除籍地ノ市町村長ニ入籍ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

但入籍地ノ市町村長カ屆出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス

（二項略）

◉共　通　法

第三條　一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

共通法は大正七年六月一日より施行せられたるも其の第三條の「一の地域より他の地域に入る場合に關する規定」は臺灣朝鮮等に戶籍に關する手續法規なきを以て其の施行を留保せられたり然るに臺灣に於ける戶籍關係諸法令は目下法制局に於て審議中にて本年度中には公布の運ひに至るべく朝鮮も亦近く實施する由なるを以て內地人と臺灣人又は朝鮮人間の婚姻緣組等も愈々成立すべきに依り之と同時に共通法第三條の施行を見ること、なるべし然して共通法第三條施行せらると雖尙之等の人の間に爲されたる婚姻緣組等の屆書を一方の戶籍役場にて受理したる場合に其の屆書の一通を他方の戶籍役場に送付し入籍又は除籍せしむる手續を缺くを以て同時に此の間の連絡を圖るべき法令を發布するの必要を認め本期議會に提出して其の協贊を得本年四月十七日法律第四十八號を以て公布せられたり同法に依るときは臺灣人男が內地人女を妻と爲し夫の本籍地に屆出でたるときは妻たる內地人の本籍が內地より本島に轉屬す此場合には夫の本籍地の戶籍吏は戶籍の記載を爲したる後屆書の一通を妻の本籍地の市町村長に送付せざるべからず（第二十一條準用）前例に於て夫の本籍地外（例之所在地）の臺灣の戶籍吏に屆出でたるときは屆出を受理したる戶籍吏は屆書一通宛を夫及妻の本籍地に送付せば可なり（第二十二條準用）又假りに妻たる內地人が無籍者若は本籍不分明者なりとし屆出ありたるときは妻の本籍地に屆書を送付する

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

能はざるを以て之を保存し後日妻が本籍を有し又は本籍分明せる旨の屆出ありたるとき叢に受理したる婚姻屆と共に本籍地に送付を要す(第三十三條準用)若し此夫妻に對し檢察官が婚姻の取消の訴を提起し婚姻取消の裁判確定したるときは檢察官は戸籍記載の請求を爲さゞるべからず斯くの如く屆書に非ざる書面に依り戸籍の記載を爲すべき場合にも以上に掲げたる三例示の屆書送付の規定を準用せらる但し此場合には戸籍吏は受附けたる書面の謄本を作りて其の謄本を内地の市町村長に送付するものとす(第三十四條準用)然して妻たる内地人が夫たる臺灣人の家に入るときには婚姻屆を夫の本籍地に於て受理したる場合の外は夫の本籍地の戸籍吏が夫及妻の戸籍の記載を爲したる後、妻の本籍地の市町村長に入籍の通知を爲し(第三十五條一項準用)妻の本籍地の市町村長は此の通知を受けたる後妻の除籍を爲すものとす。

叙上は臺灣人が内地人を妻としたる場合に付示せるものなるも内地人が臺灣人を妻とせるときも亦同じく又内地人、臺灣人間の認知、緣組、離緣、離婚等に付ても之と同樣なり。

●産業組合法改正の要旨

大正十年四月十二日公布、法律第七十三號

産業組合法は明治三十三年發布以來三回の改正を行ひ組合の發達に貢したるが更に四月十三日法律第七十三號を以て改正を行ひ組合經營の事業聯合會の構成者の範圍を擴張し又組合管理上の不便不利の點を改め且つ登記手續の簡捷を圖れり其主要なる部分の要旨を摘記すれば左の如し。

一、購買組合又は同聯合會の取扱ふものは從來他より購買したる産業又は生計用のものに限られたるも改正の結果組合自體が生産したるものも取扱ひ得るの途を開かれたると同時に廣く經濟上必要なるものをも取扱ひ得ること丶なれり。(法第一條第一項第三號同第七十六條第一項第三號)

一、生産組合、生産組合聯合會は利用組合、利用組合聯合會となり利用組合の有する設備は從來産業に必要なる範圍に限定せられたるを經濟上必要なる設備を爲すことも認められたり此の結果利用組合に於て住宅を買入れ又は建設し組合員に對して貸家をも爲すことを得ること丶なりたり。(法第一條第一項第四號同第七十六條第四號)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、從來監事の職務は理事の業務執行を監督するの外組合と理事との間の契約及訴訟に付ては組合を代表せしむべきものと定められたるも改正の結果理事缺けたるとき又は組合員が理事に總組合員五分の一以上の同意を得て總會の目的及其の招集の理由を記載したる書面を提出して總會の招集を請求したる日より二週間內に理事が正當の事由なくして總會招集の手續を爲さゞるときは監事之を行ふ事となり權限を擴張せられたり。

一、剩餘金を以て出資の拂込に充つる場合剩餘金の計算に付ては計算上不便なる拂込金の端數金額は之を切捨つることを得ることゝなれり（法第四十三條第二項）

一、從來理事は組合設立の當時に於ける場合の外總會に於て組合員中より選任することゝなれるも改正の結果理事の缺けたる爲損害を生ずる虞あるときは地方長官は假に理事を選任することを得ることゝなり組合管理上の不利を改められたり。（法第六十條ノ二）

一、組合原簿に記載したる事項の變更の屆出又組合原簿の提出は從來二週間內に爲さゞるべからざりしが改正の結果其の事業年度の終りより二週間內に之をなすことを得ることゝなり登記手續の簡捷を圖りたり。（法第十六條ノ六）

一、從來產業組合聯合會は信用組合聯合會の外は同種の產業組合を以て組織したりしを改正の結果信用組合聯合會は同種の組合又は異種の事業を行ふ聯合會を以て構成し利用組合聯合會は廣く產業組合又は產業組合聯合會を以て之を構成し販賣組合聯合會又は購買組合聯合會に於ても同種の產業組合又は聯合會を以て之を構成することを得ることゝなり聯合會構成者の範圍を擴張せられたり。（法第七十六條）

●軍用自動車補助法改正

要旨

軍用自動車補助法は從來朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南滿洲鐵道附屬地等には施行せられざりしも此等各地方よりも同法による補助を願ひ出づるもの現はれ爲に之等各地にも同法施行の必要を認め又物價

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

騰貴により補助金額も從來の額にては維持し難きものあるを以て今回同法適用の區劃範圍を擴張及補助金額を增額せられたるものにして其擴張地域は朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南滿洲鐵道附屬地とす尙株式會社に於ける同法適用の範圍も擴まり又自動車の積載量を輕減し比較的小なる自動車も補助を受くることを得るに至り其の他物價騰貴の爲め補助金額も增額せられたり卽ち次の如し。

一、舊法第二條によれば補助金を受くることを得べき者は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若は株主として帝國法令に依り設立したる法人にして帝國內に於て自動車製造所又は自動車を有する者に限られ且つ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南滿洲鐵道附屬地へは施行せられざりしも改正第二條によれば之が範圍を擴め議決權の過半數が帝國臣民に屬する株式會社は同法の適用を受け補助金を受け得ること〻なり又朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南滿洲鐵道附屬地にも本法を施行せられたるものとす故に本島に於ても大正十年四月一日より改正法の施行により軍用自動車を製造若くは所有するときは本法により補助金を受くることを得るなり。

二、舊法第三條によれば積載量は一英噸以上なりしも四分三佛噸以上に輕減せられたるに付從來より小なる自動車も同法の適用を受くること〻なりたり。

三、舊法第四條によれば軍用自動車を製造したるものに下付する製造補助金額は一輛に付二千圓以內なりしも改正法によれば三千圓以內に增加されたり。

四、舊法第六條によれば軍用自動車を所有する者之を使用し又は他人をして使用せしむる場合に下付する維持補助金額は一輛に付三百圓以內なりしも改正法によれば六百圓以內に增加せられたり。

五、舊法第十條によれば軍用自動車として補助を受けつ〻ある自動車は輸出し又は外國人に對し讓渡し、貸付し若は擔保に供すること出來ざりしも改正法によれば主務大臣の許可を受けたる場合は之を爲すことを得るなり。

以上の外同法施行細則に於ても多數改正を加へられ從來補助金を受けんとするに付要せし諸種の資格

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を低減せられあり。

◉明治三十三年法律第七十七號中改正の要旨說明

明治三十三年法律第七十七年臺灣に於ける學校職員退隱料及遺族扶助料に關する件は本年法律第二十一號を以て一部改正せられたるが其の要旨を說明すれば左の如し。

一、第一條及第五條の改正　昨年地方制度の改正に依り地方稅を以て支辨したる學校職員の俸給は本年度より國庫に於て負擔することに變更せられたるもの、外州又は廳地方費負擔とせられたるが尚將來假りに市街庄等に於て俸給を負擔する場合を生ずること、するも共に本法の適用を受くるを得る樣本法適用の範圍を明瞭に定めたるものなり。

二、第二條但書の改正　前段は本年法律第十八號を以て明治二十三年法律第九十一號師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中に改正を加へ同法の退隱料及遺族扶助料は從來文部大臣に於て裁定せられたるを內閣總理大臣に於て裁定せらる、ことに改正せられたるに由るものなり又後段は第一條の改正に伴ふものなり。

三、第四條の改正　明治三十三年法律第七十五年臺灣又は樺太に在勤する官吏の恩給及遺族扶助料に關する制を本法の學校職員に準用する場合に於ける在職年月數の算定に關する規定にして本條の適用は本法の學校職員と敎官又は敎育事務從事の文官（官吏遺族扶助法の適用を受くるもの）と交互轉勤したる者に對して之を見るものなり、上記轉勤者の在職年月數を算定するに當り明治三十三年法律第七十五號を準用する場合に同法規定の在職引續き三箇年未滿なりや又は三箇年以上なりやは改正前に於ては(1)本法の學校職員と(2)敎官及敎育事務從事の文官とは各別に計算して之を算定し其の在職三年未滿なるものに對しては同法第一條に依り在職年月數を加算せられざるのみならず風土病に罹り官吏恩給法第三條第二號表又は官吏恩給法第六條に準すべき場合又は風土病に罹り在官中死亡したる場合等は總て同法準用上不利なる地位に在りたる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を以て今回之を改正して待遇上の改善を加へられたるものなり。

今改正前後の適用方法に就き例示すれば左の如し

一、改正法律施行前（大正十年三月三十一日迄）に退隱料又は扶助料を受くべき事由の生じたる者の場合

例一

(1)臺灣に於ける學校職員（俸給地方稅支辨）二年六箇月

（轉勤）

(2)臺灣に於ける敎育（俸給國庫支辨の學校職員）又は敎育事務從事の文官、三年但し日數に依り計算すれば、三年未滿となる、

（轉勤）

(3)臺灣に於ける學校職員（俸給地方稅支辨）七年一箇月、加算三年六箇月

退官（疾病不堪職）

通計十六年となり(1)及(2)に對しては加算年月數なし

例二

(1)臺灣に於ける敎官（俸給國庫支辨の學校職員）又は敎育事務從事の文官九年二箇月、加算四年六箇月

（轉勤）

(2)臺灣に於ける學校職員（俸給地方稅支辨）三年、風土病に依り在官中死亡、但し日數に依り計算すれば、三年未滿となる

通計十六年となり、(2)に對しては加算年月數なく扶助料年額は退隱料年額の三分の一なり。

例三

例二の(1)と(2)が返對なる場合又は其の在職年月數が反對なる場は在職年數通計は例二と同樣なるも扶助料年額は退隱料年額の三分の二となる

例四

明治三十三年法律第七十五號第二條の適用を受くる場合に就ては例一乃至例三より類推して知るべし。

二、改正法律施行後（大正十年四月一日以後）退隱料又は扶助料を受くべき事由の發生したる者の場合

前項例一又は例二の在職年月數は通じて之を計算す故に例一の場合は(1)の任官年月日より(3)の

退官年月日迄日を以て計算して之が在職一箇月に對して半箇月を加算せらるゝこと、なれり又前項例二の場合も同樣に在職年月數を計算し扶助料年額は退隱料年額の三分の二を給せらるゝこと、なりたるなり尚明治三十三年法律第七十五號第二條の適用を受くる場合に就ても亦類推して知るべし。

（領臺二十五年の回顧、一七二頁の續き）

●其他ペスト及マラリヤの防遏、上水下水の設備、住家の改善、市場、屠畜場等の新設以下、療養所、飮食場の取締等一々統計數字を以て之を表出するの難きものあるも、今日にして二十五年前を回顧するとき、誰れか隔世の感なきものあらふ、而かも文運更に駸々、未だ曾て底止するを知らざる現狀に見は次の二十五年間には、其進歩の度や如何なるものあるべき、盛世の惠澤千里の南海を霑ふすもの、吾人唯深く皇恩の遍きに感謝せざるを得ない。

●昨年末本島信用組合事業

昨年十二月末日現在の島內信用組合竝に信用兼營組合事業の概要を見るに

組合總數	二百十三（事業未開始のもの八を含む）
組合總員數	十萬三千七百〇三
出資口數	四十一萬四千六百十八
出資金額	一千〇九十八萬三千四百四十六圓
貸附金	一千八百八十九萬四千三百五十六圓
準備金	百五十萬四千二百十一圓
諸積立金	五十三萬三千三百二十六圓

にして之れを前年末の現在數に比較するに其各項の增加數は左の如し。

組合數	三十一
組合員數	一萬七千二百六十一
出資口數	九萬五千六百九十七
出資金	二百三十四萬四千二百四十五圓
貸附金	三百三十一萬六千三百九十二圓
準備金	六十萬六千七百七十三圓
諸積立金	二十萬六千三百七十六圓

卽ち出資金の增加は二百三十四萬圓なるに貸附金の增加は三百三十一萬圓に上り、其他準備金諸積立金の增加率の、組合數の增加率に比し遙かに大なるに見ば、島內斯の種の組合の漸次健全なる發達をなしつゝあるは察するに難からざるべし

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

講演

下村總務長官の醫學專門學校卒業式に於ける訓辭

大正十年三月二十六日總督府醫學專門學校に於て

本篇及次の一篇は醫學專門及中學の二校卒業式に於ける下村長官訓辭の速記錄にして學生に對する訓辭たるは勿論、民族發展の用意に於ても我國人の服膺に値すべきものなるを以て特に本欄に掲ぐることゝせり

本日の卒業式に當つて謹んで諸君にお祝を申上けます此の學校と夫から臺北の師範學校元の國語學校此の二つは人間の肉體と精神雙方の完全なる進歩發達を圖る爲めに改隷以來最も古くより創立されまして今日最も多數の卒業生を出して居ります、一面に國語學校の卒業生の多數か今日兎にも角にも臺灣の就學兒童の四分の一迄は普通敎育に收容して居る其の學校敎員の大部を占めて居ります、又本校の卒業生は最も氣候風土の惡しき狀態に在つた本島に於て本島に於ける保健衛生醫療と云ふ上に多大の貢獻をなしつゝあるのみならず此の二つの學校の卒業生は其の自巳の本來の職務たる或は醫師として或は敎員としてのみならず本島文化の進運と云ふ上に付ては又國語に熟達して居る新らしい智識を吸收して居る所謂島內に於ける新進の士として各方面に活動して居る尙進んでは單り島內に止まら

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ず南洋方面に於て南支北支到る處島外にも其の力を波及して居るのである。

「物平を得ざれば鳴る」と云ふ支那の舊い諺があります、之は又見方に依ると空腹になると鳴る滿腹になると鳴らぬとも取れる、一種の人生觀として觀るときは各人は或る智識を持つて居る或る能力を持つて居る其の智識なり能力を充分に働かせて居れば其の人は滿足して居る、之は衣食足りて禮節を知ると云ふ諺に依つても示されて居る、多くの人は忙しい／＼と云ふ其の忙しいと云ふことに依て各人が滿足して居る之が若し忙しく無くなつた時は鳴るのである。

諸君が醫者になる醫者になつて御客が朝から晩迄來る忙しくて仕樣がない、是に於て諸君が足るのである、諸君は開業をした御客が段々減る餘り來ない、是に於て衣食が足りなくなる御客が少ないと茲に空虛が出來る是に於て鳴るのである、其人の健康が善くなければ活動が出來ない活動が出來なければ醫師としての責任が盡くせない、健康が惡い各人の家に往診するにも幾十幾百の患者を診察するにも健康が弱ければ其の職が盡せない、盡せなければ客が減る減れば鳴る、其の人の智力が足らぬ技能が劣つて居れば診斷を誤り信用を失ひ客は段々減つて來る減て來ると自分の生活が苦しくなる茲に又鳴らざるを得ぬ又健康である技能も勝れて居つても醫は仁術である親切でなければならぬ忠實でなければならぬ此の品性に於て缺けて居ると患者は失張減る、患者が減ると共に又自ら鳴らざるを得ぬ如此は社會の如何なる方面に於ても同じことであります。

私は今日能く八時間勞働とか、やあ何んぢやとか、すつた轉んだと謂つて各人は個人としての彈力を益々強くすべきことを近頃の一種の思潮に依つて各人は無差別であるとか平等であるとか謂つて、兎角平等なり無差別なる語の意味を穿き違えて居ることを私は非常に遺憾に思ふ、同じ條件の下に於て

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

始めて平等かある同じだけの努力か在つて無差別かある、健康も惡い診斷の技能に於て劣り加ふるに不親切てある如此醫者と、一方て健康て技能か勝れ親切なる醫者と之か平等になり得るのである一方か門前雀羅を張り一方は門前市をなす之をしも不公平なりと云ふのであるが賢愚一切凡て無差別と云ふならば各人は遊んて居れは良い、學校にも來ぬか良い態々優等の成績を擧ける必要はないのである。

吾人は飽迄も努力しなければならぬ、斯く言ふ私も昨日から今日午始めて食事らしい食事を攝つた、臺南で一昨日英國大使を歡迎し昨日は朝起きて卵を二つ三つ食へて居る裡に客が段々に來る、夫から臺南の師範學校の公學校敎員講習生の卒業式に臨む正午になる「アイスクリーム」一杯丈けで午餐をとる暇もなく直く約束のしてあつた黃欣氏の邸に行く大使を午後三時の汽車に見送る知事官邸に幾多の人と接見する六時から懇活會の催かあるが話は六時半になつても盡きない旅館に歸つて風呂に入る間がない直く着物を着換へて懇活會に出席する「コールミート」一皿で八時半頃別の宴會に臨む賴まれてあつた白紙素絹を前にして惡筆を揮ふこと約三十枚茶漬一杯で十時半の夜行に駈けつける車中嘉義方面に歸る鄭沙棠陳登元諸氏と談論をつゞける零時半嘉義驛にて嘉義郡守と大使の阿里山登山に付き打合をするそれから就寢する、新竹で汽車に事故が起る九時半頃臺北に歸る朝飯も食はすに女子高等普通學校の卒業式に臨む之が濟んだのが十二時半、十二時半から「ホテル」の土曜會に行つて始めて人間並の食事を十五分間に取つて今茲に駈け付けたのである然し私は滿足して居る、私はそれ丈けの仕事に堪へ得ると云ふ自らの體力に非常に滿足して居る、私は自分がそれ丈け忙しく働かなければならぬと云ふことに大に滿足して居る。

世の中に働かぬ樂をする休みを取る、所謂苟且偸安、無意味に惰けて居る者がある骨惜みをする者

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

がある吾々人間である四六時中只働けとのみ云はぬ然かし能く勤めるから能く遊べるのである勤めずに只だら〳〵と遊んでなんで眞に遊んだと云ふ意義があるかうんと働きて後安息があるそこに「サウンドスリープ」がある吾々は極度に自巳の能率を發揮し活働をつゞけて今日の如き不生産的の惰氣を一掃せねばならぬ吾々は二度と此の世の中に生れて來ない、諸君は一體何處の國に生れやうと志願して生れて來たのではない、諸君數十世紀以前より未來永劫に永い〳〵時の空間に於て恰も明治大正の間に生れたいと志願して來たのではない、諸君は偶然に生れた吾々も偶然に生れて來た、尠くとも過去を省みれば吾々は一番好い時に生れて來た兎に角吾輩にしても諸君にしても十九世紀の末葉から二十世に亘る文化これは格段の進歩てある非常なる段階てある、支那の歴史を觀ても春秋戰國以來元明清の末迄は、どの時代にても差したる違ひはない日本にも維新以前の德川氏足利氏南北朝鎌倉奈良朝時代迄差したる違ひはない、其の時代には吾々は凡て足然らすんは馬で陸行した時代てある、日本にも神武以來德川氏の末葉陸を歩行するときは馬の外は足て歩行く駕籠舁きも足で歩行く、車に乗つても輓くものは矢張人てある斯く如くして吾々の親吾々の祖父は大坂から江戸に行く迄に十日二十日の時を要した、雨で河止めになれば平水に

昔の製糖々廍

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なる迄待つてる外はない吾々の先代迄さうであつた、諸君とてもさうだ此の小さい臺灣、豆のやうな臺灣で諸君が僅か三十年前では南部に生れた者の大多數は一生の間北部にすら來られない然るに吾輩は昨夜十一時の汽車で今朝茲に歸つた、昔の一月二月かゝる旅行が只一晩に出來る、さう云ふ時代に偶然に生れ合はした、只今聞けは蕃界出身の渡井君或は宇都木君の如き私は本日卒業の光榮を荷はれて只〻感慨無量なるものがあるだらうと思ふ、私も萬感胸に迫つて言ふ處を知らぬ。

諸君我等の心の眼か教育によりて開かれさて四方を見渡せば自分等自身に於て滿足をしなければならぬ感謝しなければならぬ私は始終滿足をして居る感謝して居る自分に言はせればもつと肥りたい、一層健康を欲しい智識慾は益熾んてある、品性の修養も上を見れば際限はない人間は向上進歩が肝心てある亦斯くの如くに砥礪して進まなければならぬ、私は只徒らに盲従せよ滿足せよとは云はぬ獨り自已一身に止まらず一家一族進んでは一國否全世界社會萬般の現象の上に改善すべきこと一にして足らぬ之に對して愼重なる考慮研究により意見を言ふに不思議はない、然し言ふ丈けの研究調査が必要である、それ丈けの自已の實力の充實が必要である苟くも自已の努力足らずして不平とか不滿とか云ふことがあればそれは愚痴で

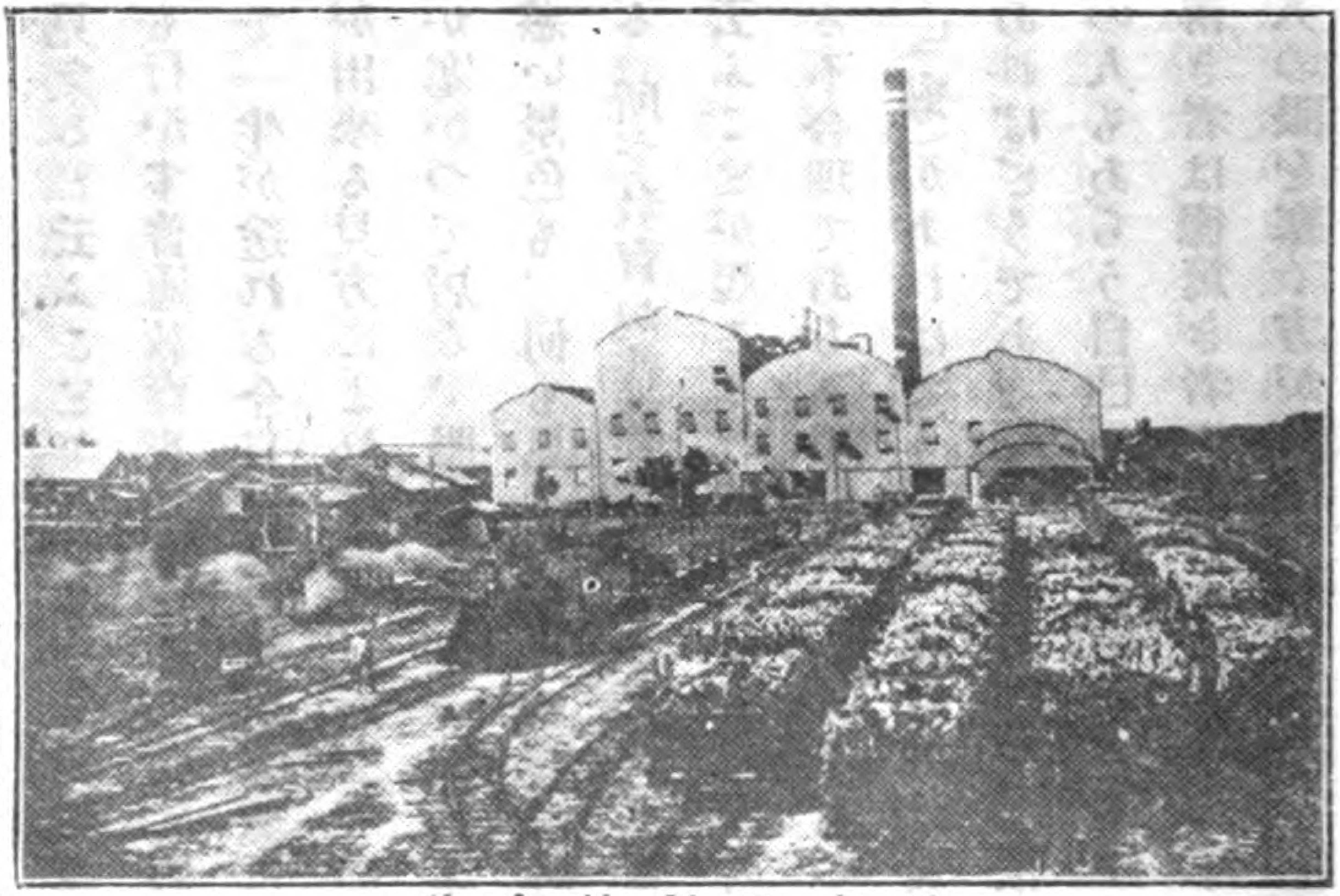

現今の製糖會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ある只他を羨望して自己の力の充實を忘れ修養を怠る弱者の悲鳴である堂々たる日本男子の取らざる處である。

學問智識と云ふことは世間が見えると云ふことである從つて遠近高低も分かるのである、言葉を換へれば諸君が始めから公學校にも行かず普通教育も受けなかつたと假定する其の時には世間がどうならうと斯うならうと一切無關心で一生が送れる今日尙蕃界の山の奥に行けば一生の間字一つ數一つ分らずに一生を醉生夢死することが出來る見方によれば本人に取つてはそれも幸ひかも知れぬ我古い諺に「知らぬが佛」と云ふ吾々か眼か塞かつて居る、眼か見へない、耳か聞こえない、鼻も感じない、好い香ひも、惡い香ひも佳い景色も、惡い景色も、何も見へぬ聽へぬ其の時は又それで滿足して居られるそれも一種の消極的の人生觀である、所で教育か普及して各人の眼を開けて行く、こゝで心の眼か開くと世間か見へる、見えると比較と云ふことが起こる吾輩は凡てに不平殊に自己の智識に缺陷かあるときは此の不平か大きい不自然である不合理である不平か現はれる諸君の中にも自分の不注意或は親の遺傳に依つて諸君等に若し「レプラ」(癩)があればどうする、諸君の體質の中には或は「ツベルクロウゼ」(結核)や「カルチウム」(癌)の質があればどうである殊に近頃のやうな忙しい世の中には弱者の特質として「ノイラスチニー」(神經衰弱)の人もあらう自己の健康に對する不平は他人の健康に比較して一層激發せられる愚者は賢者に對し德薄き者は德篤き者に對しそれ〳〵の不平がある嫉妬がある、されば始めより教育を施さずして此等の人の眼を塞ぐ方が良いか其の心眼を開かぬがよいか否〳〵何處迄も人の眼を開かなければならぬ、人間一匹世の中に立つ以上は盲目ではならぬ、心の眼を開けなければならぬ、智識を與へなければならぬ一部少數の例外を見て原則を破ることが出來ぬのである盲目は不幸で

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ある一部に亂視がある色盲がある近眼があると云ふ眼を開けていかぬと云ふは以ての外の議論である。

我臺灣は三百年前福建民族がぼつ〳〵出稼ぎに來る迄は全部蕃人住居して居つた處である當時の支那帝國は或は阿片戰爭或は香港廣州灣の占領或は威海衞膠州灣の占領或は西伯利亞滿州の割讓等露西亞、英吉利、佛蘭西、亞米利加、獨逸、日本其の他各種の方面から屢々刺戟を受けたけれども不幸にして此の民族の眼が醒めなかつた然るに僅か六七十年前補賀に黑船が見えてから日本民族は澗然として眼を醒した爾來四六時中世界を通して類例を見ざる長足の進歩をなし今や五大强國の一に列することゝなつた而して此の帝國の發達進歩の中に臺灣の統治と云ふことも正に含まれて居るのである、今日二十五六年にして臺灣の敎育は對岸よりも三倍位は進んで居る、現に逆に支那より幾多の留學生か本校に來たり爲めに特設科が設けられて居る、支那で一番開けて居る江蘇省の就學兒童の步合は百分の十五なるに拘らず臺灣は今は二十五に上つて居る、日本も維新の當時には書房に該當する寺小屋なるものしかない、然し不斷不撓の努力により今日では普通敎育では百分の九十八、九十九迄學齡兒童が事實就學するやうになつて來た、學校も只校舍を建てる丈けなれば金さへ掛ければ欲する丈けの建築が出來る然し敎員育英の衝に當る人は千人萬人否百人でも是は金計りては得られない、四五年前迄は一年に公學校に這入る生徒數は三四千人今日ては一年に四萬人も這入る此の勢を以て進めは私は臺灣の就學兒童の大部が普通敎育を受けると云ふ時期は決して遠くはないと思ふ然し是れには島民の自覺を要する、今日對岸に比して既に數倍進んで居るからと云つて滿足は出來ない、吾々は内地同樣尙ほ内地にも負けない位に進まなければならぬ田總督就任後昨年地方に自治制を施いた何んで自治制を布いたか先つ州に市街庄に財政上の人格を認める乃ち各人が自分等の獨立したる豫算をつくる敎育に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

謂しては如何に學校を普及せしむるか向上せしむるか其の自覺を與へるそれが又自治制實施の一理由であります。

盲目はいかぬ心眼は之を開かねはならぬと同時に眼に亂視と云ふものがある、物に順序がある眼が開いても、あー佳い景色と謂ふて一階づゝ上れば良いが、五階六階も一足に上らうとすれば却て墜落する乍遺憾中華民國の如き或る人は支那は自治制だと云ふ或る人は支那は共和國だと云ふ、若し形式が共和國で國民が幸ひなれば世界に共和國は桝で量る程澤山ある、中華民國成立してより既に十數年今日猶如何の狀態である人間の訓練は長い〱歲月を要する中華民國と云はぬ日本の府縣會國會を見ても明かであります。

本月臺灣に還へる前に先月の末神田の青年會館で講演會がありました拓殖大學の主催で講演者は慥か永田森次郎、中野正剛、永井柳太郎の三君と私とであつたと記憶します、そこに參集した內地の學生に對し私が切言した語を今又茲に繰返へし度いと思ひます、私は實に日本の內地の學生の現況に慊らない處があります第一に日本の學生は「ストライキ」をやる私は之が判らない、同盟罷工と言ふことは社會に出て或る階級が出來て或る階級に對してやることです、學生は社會のあらゆる階級に這入るべく凡ての人に共通したる準備時代である自分自身に智識を吸收する時代である、自分達の心身の榮養を吸收する時代に其の未だ幼稚な頭から割出して又多くは感情に激せられて「ストライキ」をやり校長先生に喰てかゝると云ふことは餘り譽めた話では無い私も暫く外國に居つたこともある又近頃でも屢〱外國から還つた人から聽くが不幸にして外國で學生の「ストライキ」學校の「ストライキ」は殆んど聽いたことはない、日本の專賣特許で之を似眞して居るのは五倫五常の本家たる中華民國であります—

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

體自分等の若い時代に將來活動すべき力を養成してる際に各種の運動をする尠くとも歐米ではさう云ふことはあまり見附けませぬが日本と中華民國では盛んに流行して居る、自分等が未だ頭が固まらぬ力も充實せぬ裡に騷いて居る、甚しきは內地の學生は普選運動をやる一體學生が何故に普選を叫ぶ必要がある學生で一生終るものでない、學校を終れば農業に商業に或は工業に從事し或は軍人に或は文官に又醫者に辯護士に各方面の階級に這入る、其の階級に這入つて其の階級の爲めに主張すべきものは主張するが好い、學生自身が普選運動をするのは何か一生學生を目的とするのか學生と云ふ商賣をするのか吾輩は學生は手段であつて目的でない何時迄もおれば落第する卒業の見込はない何時迄も學生で居ると云ふならば學生にも丁年になれば落第して居つても選擧權を貰はなければならぬと云ふ理屈も分る、然かし落第は目的でない學生で居ることが目的ではない吾々は尠なくとも學生時代には成るべく勉强するがよし／＼自分の實力を養ふ自分の位置の向上を計る自分の經驗努力により社會上の地位も昇る上るに從つて其の活動の力も大に範圍も廣く影響する處波及する處强く且つ深くなる學生の時代の意見なり思潮が正しいものならば皆卒業を止めて一生涯學生で居るが宜い。

私の此內地學生に對する苦言は等しく臺灣の留學生にも呈したい唯東京に行けば好いと云ふならばそれで目的を達するならば誰も東京に行くが好い、又學生として勉學中前申した樣な運動に沒頭するのが宜しいと云ふなら學籍丈けなれば何處の學校でも、私立なれば大概は入校が出來るから受業料丈け拂つて居れは朝夕運動するも妙かも知れぬ、私は幼時和歌山縣の和歌山市に居つた中學校に居つた時分は明治十八九年頃と記憶します、其の時分には總ての中學校の學生は東京々々と謂ふて金持の息子は親に言ふて東京にやれ／＼と云ふ親の許しを得て東京に行く者がある、中には親の許しを得ない

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で夜通けをする和歌山市から大阪迄十六里計りあるそれを徒歩で駈けて行つた、吾々も小供心に昨日は誰れか東京に行つた今日は誰か行くと云ふ工合で何だか東京に行かないと人間ちやないやうな氣かする、それが東京に行つて高等中學校或は高等の商工業學校には中々這入れない、中には資力の足りない者は牛乳配達新聞配達車引をやる、有らゆる苦學をして努力しても中々百人出かけて行つて十人目的は達せられない、殊に私立學校の多くは落伍者の集まる場所て、辯護士試驗判檢事試驗を受ける中々千人受けて十人二十人しか合格者はない、中々其の中に這入れない冑を脱いて故郷に還へる者もあれば、どうも今更還れないと謂つて腰辨當になつて身を落すものも破廉恥漢になる者もある如此にして茲に幾多の社會上の敗殘者落伍者が出來た、是れは明治十八九年頃から二十七八年に於て總て各府縣を通じての狀態であつた私は切言する苟くも島內にても智德體育共に勝れたる又はどうか內地へでも歐米へでもどこへでも出かけて層一層研學せらるゝことに異議はない否大賛成である場合に依り學資其の他の補助をなすが如きも正に當然のことである只島內でも成績優秀ならざる者が一層競爭の劇烈なる處へ出かけて成效するこれは中々困難であると云ふことである此點は吳々も誤解の無いことを希望します。

又日本から外國に行く關係も之と同じく明治の初年頃より十四五年頃迄はあの人は外國に行つたあの人は英語が話せると云へば其れ丈けで其の人は社會上に好い位置を得た、明治三十年以後になると只外國に行つて英語が自由に話せる位ではない甲は「ハアヴアート」大學を乙は「オックスフォルド」大學を卒業したと亞米利加や英吉利の立派な學位を貰つて歸つて來ても日本では高等の文官になるには高等文官試驗を御受けなさいと云ふ、受ければ落第する是に於て外國の立派な大學を卒業しても詮衡

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で中學校の英語敎師になる位であることは現況の示す如くである今日迄の支那を御覽なさい同じく日本に留學する亞米利加や英吉利に留學する留學した丈で支那に還へると立派な人になる、恰度日本の維新當時の時と同じことである我陸軍々人で中佐大佐級の人と我士官學校で同窓であつた支那留學生は支那に還つて皆中將大將となつて居る、これは過渡の際は何處にもさう云ふ現象はある、臺灣でも今度協議會が出來た其の他色々の組織が出來る今は矢張り東京に行つたとか又は兎に角國語に通ずると云ふことが一の資格に成つて居る此の時代をもう一つ通り脫けねばならぬ、それを早く通り脫けるには如何にすべきやと謂へば今言ふやうに日本の今日は大學は東京に限らなくなる京都にも出來る、北海道にも九州にも出來る、高等學校高等商業學校高等工業學校等何れも各府縣到る所に出來るやうになる臺灣に於ても臺灣自體に於て高等學校も高等の農商工の學校も出來なければならぬ兎に角人口三百五十萬に過ぎずとも面積は九州に均しく州を置くこと五、內地の一府縣では中學校は尠くとも四つも五つもある多い所は十以上ある臺灣でも各州の自治制により將來各州に師範學校も中學校もどし〱出來なければならぬ大學も出來なければならぬ、こゝで諸君等は一面に於て若し醫學に就て謂へは醫師として諸君の研究したことに付て島內に或は支那に南洋の到る所に各民衆の衞生保健醫療と云ふことに從事する外に臺灣に於ける醫科大學に於て其の研究したる或る結果が獨り臺灣計りてない日本計りてない否世界の醫學界に斯の如き發明をした世界人類の爲に斯の如き貢獻をしたと云ふ迄に其の效果を擧げねばならぬ、吾々は益々强く益々高くならなければならぬ、今度の世界の變局で獨逸と露西亞の國境に限り特に色々な國が出來た苟くも文化が進み交通が發達して却て小國に分裂し各稅關を構へ別に貨幣を作り之がどうなるのか今の支那を御覽なさい、私は今の支那にどう云ふことを忠告す

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

るか如何なる助言をするか多數の支那の留學生に對し私は過去二十年間に亙り私立大學で教鞭を執つて居るときにどう云ふことを云ふたか君達は貨幣を統一すべし釐金稅落地稅の如きは國中又國を建つるもの宜しく之を廢すべし交通を發達して此の民衆なり土地が統一せられねば意義がない何國よりでも借金でも何でも一日も早く各省間に縱橫鐵道網を完成して彼此の聯絡綜合を計るべし—之れは常に支那留學生に呈した苦言である、今日南支那は雲南貴州四川到る所天險に依つて號令は統一されぬ、今度廣東なり廣西なり福建なり比較的彼此交通の出來る所でも、廣東は廣東人の、廣東なりと云ひ、廣西は廣西人の廣西なりと云ふ、一體今日はそんなことを云ふてる時代ではない、苟も中華民國と云ふ以上は皆一異を捨て大同に就かなければならぬ、之れを世界の何處の經濟の原則に照しても何處で會社なり銀行が次第に分裂する所があるか、此の島內の糖業を見よ從來赤糖が牛の力によりて無數の孤立せる貧弱なる舊式糖廍を造つた今日は處在新式の分蜜工場に合併せられ茲に大なる資本と技術を應用して今日の臺灣糖業の發展を見るに至つた而して此の砂糖會社は此上猶段々合同されなければならぬ、斯くの如くにして經費の節約を計らなければならぬ今日の臺灣砂糖は勞銀が高くなり經費が餘計に要かる、到底外國の砂糖と競爭が出來ぬ、私は昨日臺南でも此の會社と地主及び小作人の關係に付き充分其の間に利害を一にして協調すべし、互に相爭ふべからず今日の臺灣の糖業其のものにつき共に々々憂ふべきである今日爪哇糖一盾の生產費が十圓以下である臺灣では二十圓を超える處がある吾々はどうすれば臺灣の糖業を堅實に發達せしめ得べきや排水灌漑其の他土地の改良品種の改善事業費の節約につき如何にすべきや、どうすれば植付が旨く行くか原料の買入が圓滑に行くか會社は一面世界市況により利益もし損もする關係者は皆利害を一にすることに充分の諒解を謀らなければ互に傷い

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

てしまう、こゝ迄發達した臺灣の砂糖業は廢絶しては大變である今甘蔗作が廢止となるとすれば今迄の臺灣米は約一年五百萬石を產する其の半以上は島外に移出せられる此上甘蔗作が皆米作となつたら米價はどうなるのであるか吾々は何處迄も諒解により協調を計り共に々々改善發達を圖らねばならぬのである。

吾々は日本民族は福建民族であらうが蕃人であらうが馬來人であらうが朝鮮人であらうが支那人であらうが「アイヌ」であらうが熊襲であらうが土蜘蛛であらうが、あらゆる種族を包擁して世界中尤も遲く世界の列國の間に顏を出して現に角今日世界幾百の國の裡で五大列強の中に這入ること丶なつたは有史以來の奇績とし又吾々の誇りとせねばならぬ、同時に益自重自愛努力奮鬪せねばならぬ。

吾々は自分等が生れて來た運命を省みて亦自分等は再び生れぬと云ふことを省みる、さうして出來るだけ自分の健康を維持することに力を盡す出來るたけ勉强をする、出來るたけ品性を陶冶するさうして出來るたけ社會に活動しなければならぬ、今日吾々は何處の國の歷史を觀ても一般の民衆に文化が普及する如此にして其の民衆の聲を聞き政事を執るこれは世界の大勢である、從つて所謂多數政治は其の第一階を先づ地方から始める、日本を觀ても何處の國を觀ても町村會州縣會斯の如きものから段々上に昇る臺灣の文化の程度敎育の實況は前述した通りである從つて昨年迄否其の以前に於て臺灣の地方に自治制度を施かなければならぬとか地方財政の主體を獨立せしむべしとか左樣なことは何處からも未だ一言も耳にしなかつた而して今日急に飛び立つやうに臺灣議會がとうとか斯うとか云ふが如き聲の一部に聞ゆるが如きは奇怪である吾々は極力進みつゝある、諸君は何んと謂つても自分の力を養はなければならぬ、諸君は自分の健康と勉强を持續すべきである、今日のやうな日本なり中華民

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國の一般の學生の如く自分等が自ら力を養ふべき時に、やれ排日運動とかやれ昇格運動やれ普選問題と一體自分等の準備時代を捨て、騷ぎ廻はるが如きは甚だ取らざる處である諸君はどうかさう云ふことなく先づ自己の力を向上する自己の健康を向上する、斯くの如くにして年を經研究が進む程眼が見えて來る遠近輕重の別が實際と適合してくるのである茲に皆さんの目出度い卒業の式に當つて私は內地の學生に對して苦言を呈しましたが又諸君にも呈すること・しました、諸君はどうか將來肉體に於て精神に於て健全に一層發展せられ各人の爲め一家の爲め臺灣の爲め尙大きく謂へば日本東洋世界の爲めに一層の精勵あらんことをお祝ひ申すと俱に深く期待する次第であります。

下村總務長官の臺北中學校卒業式に於ける訓辭

大正十年三月十二日總督府臺北中學校に於て

本校卒業式に際し余は松村校長の諸子に對する訓示を敷衍して一言以て諸子の注意を促かさんとす諸子は智育體育德育に就ての多年の砥礪を經て今や高等の學校に進み又實社會に出て、活躍せんとするものなり故に發奮興起して國家又は社會人類の爲に大に努力せられんことを切望して止まず而して智育に對しては益々研鑽砥礪して歐米人に劣らざるの覺悟を要す由來我邦人の通弊とも認むべきものあり抑も學校は智識修得の準備時代に過ぎずして其の修得は永久不斷の修養に待つべきは勿論なるに一旦學校を卒業すれば其修養研鑽は直に之を拋擲して復た顧みざるの風あり此點に就ては我國民殊に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

青年諸子の猛省を要す例へば電車汽車中にて書見に熱するを見るも其の多くは新聞にあらざれば小說又は娛樂雜誌等にして其の智識を研鑽するに價値あるものを讀むもの甚だ稀なり是れ歐米人に比して大に用意の異なる所なり彼の地に在りては終生書に親しみ智識の修得に努力して止まず故に學校卒業後の進步は著しきものあり諸子は能く思ひを玆に留め將來智識の修得を怠らざらんことを希望す。

體育に就ては是又國民の通弊として大に輕侮し閑却するの風あり學校時代に於ては自他共に許して强健なりしものも一旦學校生活を卒ゆれば體育の必要は一向に顧みず生活狀態の一變と共に遊惰放漫に流れ遂に其健康を傷ひ生命を縮むるに至るもの往々にして然り要するに性來羸弱なるものは著しき變化なきも强健を以て誇とする端艇若くは野球の選手たり柔劍道優者たりし者に於て殊に其の然るを認む之を歐米人に比するに其相違雲泥月鼈も啻ならず一例を擧ぐれば彼歐洲大戰初頭に於て英國の獨國に對して宣戰を布告するや外相「リイドジョージ」氏は土曜日より「ゴルフ」の競技に某所に至り、歸宅の翌日其の布告を發したりと若し之を我國大臣の所爲たらしめば世間は或は重大なる國事を抛擲して顧みず遊戲に耽るを責めしならん乎米國大統領ウヰルソン氏の如きも常に體育に對しては不斷の注意を拂へりと聞く故に歐米人は六十又は七十の老齡にして尙ほ矍鑠として壯者を凌ぐもの多し而して國家的に社會的に奮鬪努力して止まざるもの擧て數ふ可からず之を我國に求むるに此の如きもの幾人かある偶々山縣公大隈侯の如きものあるも是又寥々たる晨星のみ決して同日の論にあらざるなり而して我國民は文字の不便もあり且つ困難なる外國語の習得の必要あり其準備に要する時間は彼等に比して多きを加ふ故に活躍の時間も又彼に比すれば著しく短きを感ず是を以て彼是競爭馳騁せんとするには一段の奮勵と努力とを要す之れ一層の注意を以て身體の鍛錬に盡さゞるべからず余は性來羸弱にし

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て醫師の言に十五歳迄生きれは幸なりと云ふを聞き心竊に悲觀したるも尙ほ保健に留意して年を送り十五歳は愚か二十歳に至りても健康は弱きを加へず今尙健在にして長飛幅飛競走等には人後に落ちざるの自信あり畢竟するに多少共保健に注意したると其時代に於ては東京に市内電車なきと貧乏なる家庭に成長したる余は一里餘を年中徒歩にて通學するに至りたるため幸に健康を支持するを得たものと信ず余は現時も十數時間に亙り寸隙なき際も猶夕景二三十分間を割き「ラケット」を執りて壯者に伍するを怠らず此の瞬間は物外に超越して心身の清淨を覺へ其の技術の巧拙の如きは敢て問はず年知命に垂んとし余の體軀を以てして其職に在るは自ら以て誇りとする所なり戸外遊戲に熱中するの時胸中一物の蟠まるものなく快活の氣風敏捷の動作は實に此の裡に出で又た事務に服して倦怠を見ざるに至る獨り一室に蟄居して小事に齷齪たる婦女子の動作を學はんや余が如き性來羸弱なりしもの尙然り況んや强健の體質を享け之に加ふるに修練の功を積まは老齡に至るも矍鑠として歐米人に劣らず國家的に社會的に其の能率をして一層の大を加ふるを得んか諸子の前途は多望なり又多幸なり宜しく其の準備したる技倆と手腕とをして廣く長く且つ大いに發揮して國家社會に對する貢獻の度をして多からしめんことを望む。

德育に就ては論すべきこと多々あり之は他日に讓るとして我國は上に萬世一系の　皇室を戴き三千年來未だ嘗て外侮を受けし事なき實に金甌無缺の國なり而かも僅に半世紀にして一躍世界五大强國の班に列す此の昭代に生れたる明治大正の國民は實に多幸なりと云ふべし而して我膨脹的日本は剛健の氣魄と寛容の襟度とを以て周圍の事物を同化包容すること恰も大海の清濁巨細併せ呑むが如き雅量なかるべからず此點に就ては多少遺憾とする所なき能はず歐米人の態度を見て思半はに過ぐるものあり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

余嘗て白耳義に客遊すること年あり其の下宿屋の主婦も下女も下男も將た同宿の人士も決して我に對し差別的態度を執らず其の親切懇到なる誠に想像の外に在り言語の不十分なる我に對して或は遊覧に或は散策に我を誘つて以て寂寞無聊の氣參高孤獨の感なからしむるに務むるに至りては衷心より國の强弱人種の異同を置かず故に一たび其の地を踏むものは其の地に親しみ其の人を愛するに至る亦た所以あるなり翻て我が國人の外人を遇するを觀るに支那人の我帝都に遊學するもの萬を以て數へり而して同一學校又は同一教室に在りて共に學修するに方りて其言語は能く意を通ずる底の修養あるに拘はらず呉越同舟と云ふ然かも彼此相接し一言を交へず一事を託せず全く相關せざるの風あり其の下宿屋の如きも支那留學生下宿と銘打ち差別待遇の下に於て同宿するものなき有樣なり亞細亞人の大同盟を說き日支親善を說き東洋の盟主を以て任せんとするは尙ほ可なり然れども如此狹量にして其言の矛盾あり何んぞ大國民として列强の間に伍せんや。

諸子は今準備時代に在り其覺悟を誤らずして準備の完成を期せざるべからず然るに近時稍もすれば學生として學校昇格問題及普選問題に狂奔するが如きは何の意たるを知らず學生は各種の方面に向ひ各種の業務に服する準備時代なり學生を以て終生の職業となすものならば選擧權の要求も恕すべし然れども學生は智德體の修養研鑽をなすべしとせば此等の問題に沒頭して貴重なる時日を空費し其の天職を忘るゝが如き實に思はざるの甚だしきものなり又我國には學生の「ストライキ」なるものを聞見す是亦た本分を誤りたる所爲たり我れ嘗て歐米に於て資本家に對し勞働者の「ストライキ」を聞くも學生の「ストライキ」を聞かず是れ我學校特有の產物にして我學生の新發明のものたり余不學にして未だ世界に之を求むる能はざるなり。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之を要するに諸子は自覺して智と體と德とを磨き世界的に遜色なきを期し而して其の氣魄を大にし其の襟度を恢弘して同化包容に務め國威の發揚と共に膨脹發展に志すべし諸子は他日驥足を伸ぶるに最好の地に育成敎養せらゝるを知るが諸子は本國の裏に立ちて本國を觀大陸を瞰ひ南洋を見歐米を察す故に海外發展に天惠を與へらたるを自覺すべきなり現時の狀況を以てすれば本島に青年有爲の士を招致せんとするに至大の困難を感ずることあり父母親戚は往々峻拒するの愚を演ず諸子は少くも此の臺灣に於て學校敎育を受け正に大國民としての包容の美德は諸子に俟て始めて範を示すべきなり諸子の責務や至大なり請ふ自重自愛して多望多幸なる諸子の前途を祝福す冀くは我か意のある所を諒解して誤らざんことを式辭に代へて諸子に希望すること爾矣。

大正九年中の蕃人殺傷及其相互殺傷

大正九年を通じての蕃人殺傷數は死六十四人、傷一人なるが、蕃人同志が相互の殺傷は死九十人、傷五十二人なるを以て此等の死傷を總計せは二百〇七人となる之れを死傷數に順じて州廳別に列記せば左の如し。

新竹州	八十二人	臺中州	七十四人
花蓮港廳	二十二人	高雄州	二十一人
臺東廳	七人	臺北州	一人

他に押收品としては臺中州下の銃六、彈藥六十二、及劍三、新竹州下の銃二、彈藥五、及劍二、槍一あり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

領臺二十五年の回顧

一　其財政の進步

九百六十萬圓一億一千萬萬圓臺に
二十六年間の增加率は約十二倍

◉本島の財政は明治三十年度（一八九七年）より特別會計を以てせられ本島自身の收入を基礎とし、其不足分は一般會計を以て補足し來つたが、僅々八箇年後なる同三十八年度（一九〇五年）からは全く國庫の補助を離れ、獨立獨行の財政狀態に進み、更に反つて四十二年度（一九〇九年）より大正三年度（一九一四年）迄は、關稅收入の一半を割き、大正二年度には砂糖消費稅の一半を、同三年よりは內地向け砂糖の消費稅全部を提供し、又時々政行整理を行ひ、以て母國の會計に資するに至つた、左に我が特別會計が、改隸以來如何に進展し來つたかを飛び〳〵に紹介して見やう。

特別會計歳入出發展一覽　（四）

年度	歳入 經常	歳入 臨時	歳入 計	歳出 經常	歳出 臨時	歳出 計
明治二十九年度	二、六六四、一六八	七、〇二七、九三〇	九、六九二、〇九八	四、五三三、二三五	五、一五八、八六三	九、六九二、〇九八
三十五年度	一一、八七六、八五五	七、六二〇、七三五	一九、四九七、五九〇	一〇、九七三、八〇四	七、四三三、〇〇〇	一八、四〇六、八〇四
四十年度	二六、八八〇、一一七	六、三四五、六三四	三三、二二五、七五一	一九、六六九、六七一	八、〇三〇、〇五八	二七、六九九、七二九
大正元年度	四三、三二〇、九二〇	一七、七六三、九五七	六〇、二九五、八五八	二五、六八七、七四一	二一、五〇〇、八〇六	四七、一八八、五四七
同　四年度	三八、三四七、四八八	七、二九五、〇三三	四五、六四〇、五一九	四〇、三六七、九四四	七、六八一、七六二	四八、〇四九、七〇六
同　六年度	五〇、三五五、五五六	一三、〇六九、九六〇	六三、四二五、五一六	三四、四四五、二八一	一一、八九三、二七七	四六、三三八、五五八
同　八年度	六六、六九〇、一五〇	三三、四四五、三九二	一〇〇、一三五、五四二	四六、九五四、二五六	二五、五六八、八八一	七二、五二三、一三七
同　九年度豫算	七七、七六一、二一七	一六、六〇七、〇九二	九四、三六八、三〇九	六七、四二五、二四〇	二六、〇二八、〇五七	九三、四五三、二九七
同　十年度豫算	八八、五五一、〇〇四	三六、四〇五、八五五	一二四、九五六、八五九	八九、四五九、七五二	三五、四九七、一〇七	一二四、九五六、八五九

卽ち見るべし我財政狀態は過去二十六箇年間に、我が財政狀態が約十二倍の發展を致たること。

二　其貿易の進步

輸出入は五倍、移出入は五拾培、
强輸移出入合計拾七倍

●●●●外國貿易　島内に於ける條約上の開港場は基隆、高雄、淡水及安平の四港にして、他に支那型船を以て

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

する貿易場が六港、卽ち此等の十港が外國船舶との貿易場てある。其重要輸出品は烏龍茶、包種茶、樟腦、石炭、砂糖、苧麻、燐寸の類、重要輸入品とは阿片、葉煙草、石油、ガンニー嚢、木材類、包蓆、豆油糟等で、明治二十九年以來の發展狀態を表示せば左の如くである。

輸出入發展一覽

年	輸出(圓)	輸入(圓)	計(圓)
明治二十九年	一一、三九五、六八〇	八、六三一、〇〇三	二〇、〇二六、六八三
同 三十二年	一一、〇九二、六二三	一四、二七三、〇九二	二五、六三五、七一五
同 三十五年	一三、七二四、二七一	一〇、一〇〇、五三二	二三、八二四、八〇三
同 三十八年	一〇、六二九、六〇七	一〇、九六三、八七七	二一、五九三、四八四
同 四十一年	九、二九七、八九八	一七、〇七四、七六六	二六、三七二、六六四
同 四十四年	一三、一七五、五九〇	一九、五五五、〇四七	三二、七三〇、六三七
大正三年	一二、九八三、三一四	一三、〇一二、九三七	二五、九九六、二五一
同 五年	三一、六五二、四七四	一五、四三〇、〇三七	四七、〇八二、五一一
同 六年	四〇、二一五、七九一	二一、〇九九、三七六	六一、三一五、一六七
同 七年	三三、三九四、〇〇八	三三、五五四、五一三	六六、九四八、五二一
同 八年	三五、六二一、二八七	六四、一三三、七六二	九九、七五五、〇四九
同 九年	三五、一七二、九四五	六〇、三六六、七三一	九五、五三九、六七六

●●●●內地貿易　領臺二十五年間外國貿易は僅かに五倍の增加に過ぎざるに引き反へ、內地貿易は移出入共に、同期間に約四十倍するに大發展を見るに至つた、主要移出品は、米、砂糖、食鹽、樟腦、樟腦油、酒類、芭蕉實等で、主要移入品は米、乾魚鹹魚、淸酒、各種綿布、各種紙類、木材類肥料等である。卽ち二十五箇年間の發展の狀態は左の如し。

移出入發展一覽

年	輸出(圓)	輸入(圓)	計(圓)
明治三十年	三、一〇五、六四八	六、七二二、七二二	九、八二八、三七〇
同 三十三年	四、四〇三、二一〇	八、四三九、〇三三	一二、八四二、二四三
同 三十六年	九、七二六、四九九	一一、一九四、七四八	二〇、九二一、二四七
同 三十九年	一八、二五九、五五六	一五、六三四、三四一	三三、八九三、八九七
同 四十年	一七、六三四、六七三	一九、七六〇、四四九	三七、三八五、一一八
同 四十三年	四七、九七六、一九九	二九、〇七〇、七三七	七七、〇四六、八八六
大正元年	四七、八三一、四九一	四三、三二五、二九〇	九一、一五六、七四一
同 三年	四九、七三八、一一六	三九、八九八、九六九	八九、六三六、六八五
同 五年	八〇、六九五、四七四	四九、五九一、五六三	一三〇、二八七、〇三七
同 六年	一〇五、九六三、二五三	六七、七八七、九八五	一七三、七五五、九二七
同 七年	一〇五、九六二、二五三	七〇、六六四、八一七	一七六、六二七、〇七〇
同 八年	一四一、八八五、五四〇	九〇、五二六、七六六	二三二、四一二、三〇六
同 九年	一八一、〇九一、六三五	九〇、五七三、四三二	二九三、七八〇、七二三

若夫輸移出入合計發展の狀を細記せば左の如くで

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ある。

輸移出入合計發展一覽

年	輸出及移出	輸入及移入	合計
明治三十年	一四、八五六、八四八	一六、三八三、〇二〇	三一、二三九、八六八
同　三十一年	一六、九六二、五三八	二一、一四二、一七三	三八、一〇四、七一一
同　三十二年	一四、七四三、〇九八	二二、二八四、九一八	三七、〇二八、〇一六
同　三十三年	一四、九三四、二七五	二二、〇〇九、六九七	三六、九四三、九七二
同　三十四年	一五、五八〇、〇五三	二一、五九三、〇五三	三七、一七三、一〇六
同　三十五年	二一、一三一、七六九	一九、三三五、八二二	四〇、四六七、五九一
同　三十六年	二〇、七一六、四二五	二二、二〇四、二五二	四二、九二〇、六七七
同　三十七年	二二、七一八、六七二	二二、七四六、三二一	四五、四六四、九九三
同　三十八年	二四、二九一、一〇七	二四、四四七、七一〇	四八、七三八、八一七
同　三十九年	二八、〇三八、六一二	二八、三七一、八〇一	五六、四一〇、四一三
同　四十年	二七、三七六、一〇二	三〇、九七一、一三〇	五八、三四七、二三二
同　四十一年	三三、七二二、二八五	三八、〇〇一、六二五	七一、七二三、九一〇
同　四十二年	四七、九九七、〇七六	三六、六九八、二七三	八四、六九五、三四九
同　四十三年	五九、九六二、二五五	四八、九二三、二八九	一〇八、八八五、五四四
同　四十四年	六四、九五四、四六〇	五三、二九五、三六八	一一八、二四九、八二八
大正元年	六二、八八六、八二四	六二、六三七、一三三	一二五、五二三、九五七
同　二年	五三、三九九、七五五	六〇、八六四、九二五	一一四、二六四、六八〇
同　三年	五八、七二〇、四三〇	五二、九一二、五〇六	一一一、六三二、九三六
同　四年	七五、六二三、一七四	五三、四〇九、六三八	一二九、〇三二、八一二
同　五年	一一二、三四七、九四八	六五、〇二一、六〇〇	一七七、三六九、五四八
同　六年	一四五、八〇三、七三三	八八、八八七、三六一	二三四、六九一、〇九四
同　七年	一三九、五五六、二六一	一〇四、二二九、五三〇	二四三、七八五、七九一
同　八年	一七七、八三〇、九七七	一五四、七〇六、一九四	三三二、五三七、一七一
同　九年	二一六、二六四、五八〇	一七二、四二七、〇九五	三八八、六九一、六七五

三　其産業の進歩

農産は九年間に三倍強鑛産は二十二年間に約百倍

●領臺以來各種の産業の進歩は想像以外に大なるもので、夫れは曾に種々なる新産業の勃興した計りでなく、從來有り來りのものも著るしく其産額を增加した上に、其品質も非常の改善を見るに至つた、然し、半ば熱帶に屬する本島も亦、熱帶産業の定義に洩れず、其主要なるものは、栽培業は兎も角として、矢張り農産業に於て之れを見るは言を要せず、林産、鑛産、純工産等は寧ろ之れが從たるに過ぎぬ。

●偖て、農業界の進歩の一例を統計數字を以て示すならば、僅々十年前なる明治四十三年（一九一〇年）の農産額は七千二百萬圓に過ぎなかつたのが昨大正八年（一九二〇年）には二億四千五百六十五萬圓に上つて三倍強の增進を來したことでも明かであらう。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

試みに其耕地の増進を表示せば。

明治三十二年（一八九九年）　三十六萬三千二百九十甲
明治三十七年（一九〇三年）　六十四萬四千六百九十一甲
明治四十二年（一九〇九年）　六十八萬二千四百七十八甲
大正四年（一九一五年）　七十二萬一千七百九十一甲
大正八年（一九一九年）　七十六萬八百八甲
（一甲は九段七畝二十五步とす）

若し目下起工中の官佃溪の大埤圳が完成の日にも至らば、更に々々大なる發展を來すべきは明かである。

◉其林產は今日漸く開發の緒に就きたるに過ぎないが、フヲルモサの島名の示す如く、島內鬱蒼たる森林に豐かに、明治四十三年より五箇年繼續を以て調査せる所に依るに。

官有林　九十四萬二千五百五十七甲
民有林　三萬一千百七十九甲
合計　九十七萬三千七百三十六甲

となる。就中著聞するは阿里山で、此面積一萬一千甲、內に蓄藏する材積は、實に二千二百萬石と算上せられ、其樹木は直徑二十有餘尺、千古の老木は山の中腹より山嶺迄を蔽ひ推定年齡三千年に及ぶものも珍しくはない。此他阿里山に二倍强なる宜蘭濁水溪の森林、阿里山の半ば弱なる八仙山などありて、何れも總督府に於て、伐木運材の經營に當つてる。

◉鑛產物としては、金、金銅鑛、石炭、石油、硫黃等を產するが、領臺以來其總價額に於ける發展は斯の如く大なるはなく、卽ち。

明治三十年（一八九七年）總產額　十一萬二千圓弱
同　四十年（一九〇七年）　二百二十六萬圓
大正八年（一九一九年）　一千百十七萬圓

となつて、大正八年の產額を以て明治三十年のに比すれば、將に一百倍に垂んとするもの、大正八年末現在鑛區數は九百三十四、此面積は二億六千二百十萬二千二百六十五坪に達す。

◉工業に至つては、其原料に乏しからざるも、未だ製糖業、製茶業を除いては孰れも手工業の域を脫する能はず、取立てゝ稱すべき程のものは無い。唯最近セメントの製造の、較々大規模に行はるるものあるのみ。以下主要輸移出物產に就き、一々簡單に說明しやう。

◉米本島に於ても亦水稻と陸稻との二種あるが槪し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て言へば、爪哇でのサワース(水田Sawahs)の成績の、テガルス(陸田Tegals)の其れに優るやうに、本島に於ても亦水田產を其主となす、南方熱帶地に見る如き三回の收穫は望まれぬが、其氣候地味は還た能く稻の栽培に適して、二回の收穫をなす、其產額と作付面積の發展の有樣は左の如し。

米作發展一覽

年	作付面積(甲)	產額(石)
明治三十二年	三六〇、九二三	二、〇五二、九七〇
同 四十三年	四七〇、四二六	四、一八七、四七五
大正三年	五一五、一七四	四、六〇八、二五三
同 六年	四八〇、六四六	四、八五五、八一五
同 八年	五一二、六五一	四、九二五、二四一

卽ち其產量は二十年間に約二倍半に達すること、なり、大正八年產の總價額は、一億三千二百二十二萬圓に上つて居る。

●●●甘蔗糖和蘭が本島の占領中なる千六百五十年代中。旣に砂糖の輸出年額は七八萬擔に上つたといふから、臺灣の糖業も亦其由來や甚だ久しい。併し乍ら最近年に至る迄は、甘蔗の品質が極めて劣惡なる上に耕作法も製糖法も甚だ幼稚なりしを以て、到底不振を免れなかつたが、明治三十六年中總督府には糖務局を置き、蔗苗の改良の爲には蔗苗養成所を設けて爪哇や布哇の優良種を入れ、製糖法の改良の爲めには糖業試驗場等を設けて新式製糖法を採用するに至つて、俄かに之れが增進を來し、玖瑪や爪哇が自然に享けつゝある天惠を我に於ては苦心と努力とに依つて償はんとしつゝある現狀である。製糖工場は大正九年期に於て。

一、舊式糖廍(二輪石車又は三輪鐵車を牛數頭にて廻轉せしめ、一期間製糖能力七八百擔乃至二千五六百擔のもの)百九十箇所

二、改良糖廍(橫置三、六、九轉子壓搾裝置を蒸汽機關にて壓搾するもの、製糖能力最少四十噸、最大三百噸)二十九箇所

三、新式製糖場(能力最少三百噸より三千噸に至る最新完全のもの)三十九箇所

其領臺以來の發展の概要を表示せば左の如し。

收穫面積と收量の發展一覽

年	收穫面積（甲）	收量（斤）
明治三十二年	三一、九二三	五四三、三四六、九四〇
同　四十二年	三九、〇三四	二、二二九、四七一、五四一
大正　三　年	七八、二七七	二、六四二、六一六、九八四
同　　六　年	一三九、六六二	八、四八八、一一七、一九〇
同　　八　年	一三〇、四一〇	五、六三一、三三九、〇七三

即ち領臺以來二十年間に其產量は十六倍强の增進を來せることとなる。

製糖高の發展一覽

明治三十五年期		九千〇八十七萬斤
同　四十年期		一億六百四十六萬一千斤
大正元年期		二億九千二百六十四萬五千斤
同　三年期		二億五千百二十七萬九千斤
同　五年期		五億三千五百十萬七千斤
同　七年期		五億七千三百五十三萬八十斤
同　八年期		四億八千六百三十五萬五千斤
同　九年期	（豫想）	三億七千二百二十七萬九千斤

●茶　茶も亦本島には古き歷史を有し、慶應三年（一八六七年）に於ても既に其輸出量は二十萬五千斤に達せりといふ。爾來漸次發展して明治三年の頃には（一八七〇年）百二萬四千斤となつたが、今や年產約一千八九百萬斤、輸出價額年々七八百萬圓の高額に上る。近年外國市場に於て、品質上兎角の評あり、旁、賣行面白からさるものあるを以て、最近當事者は輸出茶の檢查委員を設け、益々品質の向上を圖りつゝあり、其種類には烏龍茶、包種茶、紅茶、綠茶等ありて夫れ々々販路を異にし、烏龍茶は主として米國に、包種茶は爪哇を主とし、其他南洋各地に、紅茶は其量未だ甚だ尠いが是亦、歐米に向けられつゝあり、大正八年中の輸移出總額は數量一千八百十九萬九千十九斤、此價額八百五十一萬二千二百十圓に達す。

其作付面積及收量を表示せば左の如くである。

作付面積及收量

年	作付面積（甲）	收量（斤）
明治三十四年	二六、〇九四	二〇、五五五、〇五一
同　四十四年	三六、六八三	二四、六三二、六六六
大正　五　年	四四、三六七	二五、一六九、一八三
同　　七　年	四六、九二九	二八、五五一、七七三
同　　八　年	四七、八四九	二六、九九九、七三七

●大正八年に於ける各種製茶の輸出數量は一千七百五十三萬五千七百九十一斤で、此價額は八百二十萬

八千六百六十四圓に上るが、瑣末なる綠茶、番茶、粉茶、莖茶等を除外とし、烏龍、包種、紅茶の三主要品に就き、之れを統計せば左の如し。

大正八年中三主要茶輸出表

種別	數量	價額
烏龍茶	千百四十萬七千二十一斤	五百三十四萬六千三百二十七圓
包種茶	五百八十九萬四千四十三斤	二百八十一萬二千五百二十一圓
紅茶	三萬二千八百七十五斤	一萬九千二百六十七圓
計	千七百三十三萬五千九百三十九斤	八百十七萬八千百十五圓

●●石炭今より七十年前に既に北部の炭層を踏査し、四、五十年前に盛んに採掘せられたることありと傳ふるも、領臺當時の炭業は衰頽の極に達し、炭坑として見るべきものがなかりしが、明治三十七年頃新式の機械と採掘法を導くに至つて漸次發達の機運に向ひ、終に大戰の好影響を受けたる結果、大正八年の産額は百八萬六千九百七噸・其價額實に八百八十二萬五千圓に上り本島鑛産界の元老なる金の産額の十倍強に達するに至つた。

●●●●●セメント本島の工業としては、製糖、製茶を除いては僅かに紙帽か、輸移出三百萬圓内外に達するものの他、未だ多くは言ふに足らざるものなるが、近年南方の要港高雄に設けられたる淺野セメント工場は、其規模頗る大にして、日産四百樽を出すに足り、原料の品質も頗る優等なる上に、現に内外の需用も多き有樣なれば、前途の發展は期して待つべきてある。

◉以上は主として輸出を目的とする諸産物を擧げたるものであるが、其他の諸産に於ても僅々二十年内外の短年月間に、其收量に於て亦質に左の如き躍進をなした。

品目	年	收量
甘藷	明治三十二年	四億〇四百二十萬二千〇八十八斤
	大正八年	十六億六千四百五十萬三千九百斤
落花生	明治三十三年	十二萬〇八百三十八石
	大正八年	三十五萬三千七百九十七石
豆類	明治三十三年	五萬二百八十一石
	大正八年	十二萬八千四百五十六石
麥類	明治三十三年	二萬二千七百四十二石
	大正八年	三萬九千四百十七石
胡麻	明治三十三年	三萬六千三百四十八石
	大正八年	二萬七千九百九十二石
黃麻	明治三十二年	百四十四萬二千〇二十二斤
	大正八年	四百七十三萬九千九百二十六斤
苧麻	明治三十三年	百〇二萬二千〇六十三斤
	大正八年	百七十二萬八千九百〇九斤

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

泥藍 明治三十二年——百七十三萬八千五百六十一斤
　　 大正八年——三百三十六萬一千七百三十七斤

煙草 明治三十二年——十九萬六千九百七十六斤
　　 大正八年——百十二萬〇二百四十一斤

柑橘 明治三十七年——二百〇二萬五千九百六十五斤
　　 大正八年——九百六十一萬三千七百十三斤

芭蕉實 明治四十二年——一千五十三萬六千〇六十二斤
　　　 大正八年——三千七百五十三萬三千二百〇一斤

鳳梨 明治四十二年——一千三百六十三萬二千〇九十八斤
　　 大正八年——八百〇五萬八千八百二十四斤

胡麻と鳳梨とか各二割强を減したるは聊か奇異の感なきを得ない。

其畜産類は左の如し。

牛類（水牛、黄牛、洋牛、印度牛、雜種等を含む） 明治三十年——十九萬二千八百二十五頭
　　 大正八年——四十萬四千百六十二頭

豚 明治三十二年——四十七萬九千百七十七頭
　 大正八年——百十九萬四千二百十六頭

序なから一言し度きは農家と牛豚との關係を云へば牛類は農家一戸當り一頭一歩餘豚は三頭弱の飼養となることである。

蠶業の發展は大正元年以後のことたるが、同年の産繭數量は明確ならず。同二年度八年度の春夏秋冬産繭數量は左の如し。

蠶繭 大正二年——二百六十四石四斗八升
　　 同　八年——八百二十八石三斗九升二合

其飼育戸數も大正二年六百九十二戸より大正八年の二千四百七十五戸に増加し、今後も益々増加の趨勢に向つて居る。

水産業の新式經營を見るに至れるも亦最近のことにして、其漁獲物、養殖品、水産製造品等の數字を以て表示し得べきは大正三年以後のことに屬す。卽ち左の如し。

漁獲物 大正三年——百六十六萬二千六百五十六圓
　　　 同　八年——五百〇五萬七千九百六十九圓

水産製品 大正三年——三十八萬三千八百四十九圓
　　　　 同　八年——百四十二萬七千三百四十一圓

養殖品 大正三年——百〇六萬六千九百六十五圓
　　　 同　八年——二百四十二萬二千三百四十八圓

以上の如く、領臺僅に一ゼネレーションの内外の間に、鑛産物の十一萬圓臺より一千百萬圓といふ一百倍の增進を來せるを始めとし、最も少きも何倍加を下らざるの進步は、皇恩の此南島にも及べる顯證にして、上下の共に慶賀すべきところである。

四　專賣事業の進步

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

阿片と樟腦と食鹽と煙草と

●總督府の專賣事業は阿片、食鹽、樟腦、煙草の四種なるが始めは阿片、食鹽及樟腦の三種のみで、各々獨立の機關に依つて經營せられ來つたのを明治三十四年(一九〇一年)に至つて之れを統一して專賣局を設け、同三十八年(一九〇五年)新に煙草を之れに加へ、以て今日に至れるもの、以下之れを説明すべし。

●●阿片帝國の版圖に歸したる當時、如何に阿片を處置すべきかは、最も内外の注意を惹き起した問題であつたが、之れを禁遏することの、反つて擾亂を促がす虞あるを慮り、漸禁主義を執り、總督府の專賣となすに至つたもので、阿片烟膏購買吸食特鑑札を下附し、之れが所有者に限つて賣下ぐるの定めとせるに、果然明治三十一年の賣下高は四萬七千貫であつたのが、同四十一年には三萬八千貫、大正五年には二萬七千貫、大正八年には終に一萬九千二百七十八貫九百匁に迄減退し、明治三十年の吸食特許者の人口百に付二人一歩のものが、大正八年には一人五歩に減ずるに至つたことは慶ぶべきである。

●●樟腦臺灣の樟腦は由來甚だ久しく、二百五十年前、遠く鄭氏の頃に其製法を傳へたといふのは疑問として、咸豐五年(一八五五年)中英商ジャーデン、マッイソンか、之れを輸出して巨利を博したことは確かなれば、七十年前には餘程發達の境に達して居たに相違ない。我が領臺後は、取締規則を設けて其製造販賣を監督し又課税をなしたが、常に之れが爲めに外國との交渉事件を生じ、製產者も亦課税以來粗製濫造に流るゝに至つたので、終に明治三十二年(一八九九年)八月を以て總督府の專賣とすることゝなつた。現在世界の樟腦の需要は一箇年約一千二百萬斤に達するが其大半は之れを本島から供給するもの。支那產の如きは、今や殆んど屛息の有樣である。

●樟腦及樟腦油の製造は、從來十廳下に涉り、二十三名の製腦業者に許可し來つたが、大正八年(一九一九年)四月に至り、全部之れを合同して、茲に臺灣製腦株式會社なるものを設立し、現に事業を繼承しつゝあり、其收納したる樟腦は、一部は專賣局工場に於て再製し、一部は神戸の同業者に賣渡し之れを再製せしめた上に、復び專賣局に收納させる。此再製作業中に副產物として生ずるものは、赤油、白油及藍色油等で、或は香料となり、或は除臭劑や驅蟲劑となり、又或は溶解劑、石鹼配合劑等に使用される。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

樟腦及其副產の增進の狀況を表示せば左の通り。

樟腦販賣數量

明治三十二年	七十萬斤
同　三十五年	三百四十一萬斤
同　三十八年	三百七十一萬斤
同　四十年	五百十三萬斤
同　四十二年	七百十八萬斤
同　四十四年	六百三十三萬斤
大正二年	六百六十一萬斤
同　四年	六百七十六萬斤
同　六年	六百九十八萬斤
同　七年	四百七十七萬斤
同　八年	三百九十一萬斤

樟腦副產物販賣價額

明治三十二年	九十二萬圓
同　三十七年	三百七十一萬圓
同　四十二年	四百四十三萬圓
大正元年	五百八十萬圓
同　四年	五百十七萬圓
同　六年	七百十二萬圓
同　七年	七百〇四萬圓
同　八年	九百十二萬圓

●樟腦の原料は言ふ迄もなく樟樹である。併し數十年來爾かく年々多量の伐截に、天然樟樹は漸く減少を來せることから、其後繼として造林を行ふの計を立てられ、前後を通じ、大正十八年(一九二八年)度迄には五萬五千餘町歩の造林地を得る見込で著々實行に著手して居る。

昨年十月末阿片吸食者

昨年十月中に於ける本島人側阿片吸食者狀況左の如し。

同月中吸食特許者中の死亡著	二百八十四人
同　廢烟者	五人
同月末現在吸食特許者	四萬八千五百八十九人

之れを地方別とせば

臺北	死亡	七十九人	吸食者	一萬四千八百六十九人
新竹	同	三十六人	同	八千百六十三人
臺中	同	七十五人	同	一萬一千〇三十九人
臺南	同	五十五人	同	八千六百八十七人
高雄	同	三十六人	同	五千七百三十五人

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

地に在留支那人の吸食者は一千〇四十六人を算す

●食鹽 本島の鹽業は遠く鄭氏の時代に始まり、當時は全く課稅せずして自給自足の道を講せしが、清朝時代に至つて始めて之れに課稅し、更に一歩を進めて官業となすに至れるもの。

然れども、我が領臺の當初は、之れを民間の自由に委し以て其發達を圖りしに、事は豫期に反して鹽田は荒廢し、其價格は地方に依り百斤七八十錢乃至八九圓の不平均を稱するに至れるを以て、明治三十二年五月中之が專賣制度と實行することゝなつたものである。當時鹽田面積僅かに三百五十四甲、食鹽年產額一千九百萬斤に過ぎずして島內の需用をだに充たす能はざりしが、翌三十三年度には一億五千餘萬斤の產額を現はし。爾來益々發達を來して大正八年度には、鹽田一千七百九十四甲、年產額一億〇七百餘萬斤に達するに至つた。其發達の狀況を表示せば左の如し。

食鹽販賣數量及價額

年度	數量(斤)	價格(圓)
明治三十三年	五一、〇九一、六六九	三五八、三三四
明治三十七年	一一三、六二三、九五七	五六四、五五六
同四十一年	八七、〇〇八、五九五	六八二、六二四
同四十四年	一四一、二七〇、九八九	八九三、三九六
大正三年	一四七、四八五、四〇二	八九六、四六九
同五年	一三七、七六五、三三〇	九五三、九三五
同六年	二三三、〇八九、三六四	一、一八〇、四六五
同七年	一七四、九九五、一六四	一、〇九三、二〇五
同八年	一〇七、〇五〇、三四四	九七九、〇八九

●煙草 總督府專賣局品目中煙草の專賣の最新のものたるは既述の如くなるが、同制度實施が明治三十八年を以てせる所以は其前年中內地に於て煙草專賣制度を施行したると步調を合せんとせるものに他ならぬ。

現在本島製には刻、紙卷、葉卷の三種あるも當初は刻を主とし其製造を民間に委したりしが、製法舊式にして成績良好ならざりしを以て大正元年度より專賣局の直營となり、電氣動力を用ひ、新式機械を以て製造に從ひつゝあり、又一面には、所要原料四百萬斤は全部支那產に待たざる可らざりしに鑑み、島內の耕作を奬勵した結果、大正八年度には、耕作面積五百〇七甲步、此產額百十三萬斤に達するに至つた。而かも尙當局に於ては煙草の耕作の蕃地に適す

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

るを驗し、今後も益々之れを奬勵し、原料の自給自足を圖らんと計畫するところあり。其現在の製品は卽ち左の如し。

葉卷　シルビヤ　ランダイ　ダイブ　ニヒタカ
紙卷　ジヤスミン　第二ジヤスミン　第三ジヤスミン
鳳凰（以上兩切）　敷島　常夏（以上口附）

制度の實施以來其賣上高の增進の狀態左の如し。

煙草販賣價額

年度	賣上價格（圓）
明治三十八年度	一、四九一、九三八
同　四十年度	三、四九八、五四八
同　四十二年度	三、七一二、七〇四
同　四十四年度	四、四一六、八四七
大正二年度	四、七一九、一〇九
同　四年度	四、六六八、二六九
同　六年度	五、八一一、三四三
同　七年度	六、九七五、八九八
同　八年度	九、七〇九、五五三

賣價の騰貴も確かに其一因たるべしと雖も、僅に十四箇年間に五十五割の增加を來せりとは亦驚くべきではないか。

五　其運輸交通の進步

海運、官設鐵道、私設軌道、道路等

一、海運本島の航海權は元と英商ドグラス會社の獨占に係り、我が版圖に歸して以來も依然其營業を繼續し來つたが、明治二十九年（一八八六年）四月中、總督府は先づ大阪商船會社に若干の補助金を下附し、內地と臺灣間の命令航路を開かしめ、翌三十年には日本郵船會社にも亦之れを命じ、尋で、其命令條項を改正擴張し、爾來幾多の變遷を經て、現に、內地臺灣間は、日本郵船、大阪商船の二會社が六千噸級の船舶四隻を以て、一週二回の航海に當り、其他沿岸線、南支那線、北支那線、南洋線等の命令航海に從ふこと左表の如し。

大正九年度命令航路

航路	使用船數	一箇年間航海度數	使用船一隻の總噸數	一時間の平均速力
內地線（郵船）	二隻	五十回以上	六千噸以上	十二海里以上
內地線（商船）	二隻	五十回	六千噸	十二海里
內地線附屬船	二隻	二十四回	二千五百噸	十海里
沿岸線（甲線）	二隻	七十二回	千五百噸	十海里
沿岸線（乙線）	一隻	三十六回	千五百噸	十海里
（甲線	二隻	四十八回	千五百噸	十海里

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支那線（乙線）	一隻	二十四回	千五百噸	十海里
南支那線（丙線）	一隻	二十四回	千噸	十海里
北支那線	二隻	二十四回	千五百噸	十海里
南洋線（甲線）	二隻	十二回	三千噸	十海里
南洋線（乙線）	二隻	十二回	二千噸	十海里

●若し夫れ領臺以來、我海運發達の狀況と最近の支那、南洋方面との交通如何との問に對しては、左表を以て答ふることゝしやう。

臺灣内地間定期乘船客及貨物（往航）

年度	航海度數	乘客人員	貨物噸數
明治三十一年度	一一八	一七、二三二人	不明
同　三十六年度	七三	一三、九四三	不明
同　四十一年度	七七	一五、一八一	七七、一四六噸
大正二年度	一一〇	三二、五三四	一一六、八二九
同　五年度	一三八	三二、七三四	二三三、〇三九
同　七年度	一二四	三六、五四一	二三〇、一五〇
同　八年度	一二四	四〇、九五二	二五九、〇二二

同上（復航）

年度	航海度數	乘客人員	貨物噸數
明治三十一年度	一一八	二四、二七五人	不明
明治三十六年度	七三	一三、八六九	不明
同　四十一年度	七七	一四、九二〇	一六八、〇五七噸
大正二年度	一一〇	二六、四一八	一八七、六七二
同　五年度	一三八	三五、〇五九	二四六、二五二
同　七年度	一二四	三六、七六一	二八四、一二三
同　八年度	一二四	四三、六七八	二四九、七七四

臺灣、支那、香港及南洋間定期船乘客及貨物（大正八年度分）

航路及種別	航海度數	乘客人員	貨物噸數
南支那線	一六八	二三、八四二人	一四〇、六五八噸
北支那線	四八	九、五一〇	一〇一、五五四
南洋線	四八	一、〇〇〇	一六七、二五八

●●●●二、官設鐵道本島の二大要港なる北端の基隆より、南端の高雄に至る縱貫鐵道は、總經費二千八百八十萬圓を以て明治三十二年（一八八九年）より十箇年の繼續事業となし、明治四十一年（一九〇八年）を以て完成したるものなるが、爾來東部線其他各地の支線等の建設を續け、其發達の狀態は左の如し。

年度	營業哩數	各種車輛
明治三十二年度	六十哩半	百九十五輛
大正元年度	三百二哩六歩	一千四百四十四輛
同　八年度	三百六十九哩二歩	一千九百五十五輛

●其旅客及貨物の輸送は又左の如し。

旅客及貨物（千位以下四捨五入）

年度	旅客人員	手荷物、小荷物	大貨物
明治三十二年度	三十九萬五千人	五十二萬斤	六萬七千噸
大正元年度	九百九萬七千五百人	五百七十二萬二千斤	百十一萬九千噸
同　八年度	一千二百六十七萬五千人	一千六百六十六萬六千斤	二百六十十萬一千噸

三、私設軌道私設軌道の發展は、明治四十二年（一九〇九年）以後のことだが、大正八年末現狀左の如くである。

營業哩數	五百七十八哩八步
臺車數	七千〇二十九輛
乘客人員	四百八十八萬三千人
貨物斤數	九億四千二百七十一萬五千斤

四、道路若し夫れ現在道路の延長に至つては、卽ち左の如し。

幅員一間未滿の道路	一千百二十八里
同　二間未滿	一千百十四里
同　三間未滿	六百五十一里
同　四間未滿	百四十一里
同　四間以上	八十三里
計	三千百十七里

●其狀況斯の如くであるが、今日迄の經過は新鐵路の建設に忙しくして、未だ在來鐵道の改良に多くの注意を拂ふを得なかつたから、往々にして故障を招き、運輸上の不便少からざるものあり、依つて大正十年度に於ては先づ六百二百五萬圓を之れが改良のために算上し、著々改造に著手の運ひにあれば必ずや遠からして其面目を一新するに至るであらふ。

六　其教育の進歩

本島人初等、中等、師範、實業專門の各教育機關

●是迄本欄に於て述べ來れる運輸交通と言ひ、産業と云ひ貿易と云ひ、孰れも領臺以後に於て始めて新施設をなし、以て今日の進歩を來せるものなりと雖も、特に以下に擧げんとする教育と衞生とに至つては殆んど空より今日の實體を産出せりと云ふを礙げずして、今日本島人教育が尙ほ就學兒童（學齡期に達したる）二〇%强に過ぎずと雖も、更に中等教育機關あり實業教育機關あり、師範教育機關あり、專門教育機關ありて、而かも此等の機關が悉く領臺以後の創設に係り、當年僅かに不完全極まる書房の類のみなりしに比すれば、其進歩發達は誠に驚くべきで

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものあるではないか、以下本島人と蕃人との教育現狀を紹介せんとするに先ち、其教育機關を表示すべし。

本島人教育機關

種類	學校
初等普通教育	公學校
	蕃人公學校、(蕃童教育所)
高等普通教育	總督府臺北師範學校國語部
	公立高等普通學校
	公立臺北女子高等普通學校
	公立彰化女子高等普通學校
師範教育	總督府臺北師範學校（豫科、本科、公學校教員講習科）
	同臺南師範學校（豫科、本科）
	公立臺北高等普通學校師範科
實業教育	公立嘉義農林學校
	公立臺中商業學校
	公立臺北工業學校
	公立簡易實業學校
	(農事試驗場講習生)
	(糖業試驗場講習生)
	總督府農林專門學校（豫科、本科）
專門教育	總督府商業專門學校（豫科、本科）
	總督府醫學專門學校（豫科、本科、研究科、熱帶醫學專攻科）

各種學校の說明

●●●公學校本島人の初等普通教育機關たる公學校の淵源は、明治二十九年五月中島內重要の十四都邑に、官立の國語傳習所を設置し、以て兒童を教育したるに始まり、爾來、幾度か制度を改變し、現に修業年限六箇年を本則とし、土地の情況に依り四箇年となすを得、其入學資格は其年三月三十一日に於て七歲以上に達するを要すとして、最少年齡を限定したるも最多年齡は之れを制限せず。其教科目は。

六年修業、修身、國語、算術、漢文、地理、理科、圖畫、實科(男兒)、體操、裁縫及家事(女兒)、

土地の狀況に依り漢文、裁縫家事を缺ぐを得。

四年修業、前者より地理、理科、實科を缺く。

最近五年間の就學の始期に達したる學齡兒童百人中就學比例は左の如し。

年度	男	女	平均
大正四年	一六・〇九%	二・二九%	九・六三%
同　五年	一八・二八	二・八六	一一・〇六
同　六年	二一・四四	三・六五	一三・一四
同　七年	二五・二二	四・九五	一五・七二
同　八年	三二・四二	七・三六	二〇・六九

見るべし最近五箇年間に百人中の九人六分三厘より二十人六分九厘に漸進せるを。然れども之れを內地人の九十三人五分七厘に比するときは尙霄壤の感なき能はずして本島人敎育の前途も亦遼遠と云はねばなるまい。

◎尙玆に特記すべきは、近年本島人間に於ける國語の普及其他一般狀態の進步に鑑み、昨年四月を以て、希望者より選拔の上、內地兒童との共學を許可せることなるが、其等の兒童は昨年十二月末日現在五十五名に上り、今後益々增加の傾向にあり。

番人公學校明治三十八年二月訓令第三十二號に依り獨立開校を見るに至れるものにして、當初は恒春及臺東の二廳下のみに設けられしが、其成績良好なりしを以て、今や臺中、高雄、臺東、花蓮港の四廳下に及ぶ。修業年限は四箇年を定期とするも土地の情況に依り三箇年となすを得。其敎科目は修身、國語、算術、唱歌及實科の五にして、大正四年より、大正九年十二月末日に至る發達の狀況左の如し。

	學級	生徒	卒業生
大正四年度	七〇	二、八八九	二七
大正五年度	七五	三、二三六	三七八
大正六年度	八二	三、六九二	四五九
大正七年度	一〇〇	四、一五五	六二
大正八年度	一〇九	四、四四五	六一四
大正九年十二月末日	一一二	四、七七八	一

蕃童敎育所明治四十一年三月より開始し、警察官吏中の適任者を之れに當らしめ、普通一般の敎育とは趣を異にし、起居動作耕作等を主とし、修身、國語、計數、手工、習字、唱歌等を從となす。

◎卽ち斯くして敎育せられたる蕃童中には公學校敎員あり巡査あり、官公衙の雇員あり、又本島人公學校に入り、更に醫學專門學校に進み、既に十年前其業を卒へて現に臺東醫院に醫官補たるもあり、本年も亦中軸の成績にて二名の同校卒業者を出せるは、榛莽深く瑣せる番界に迄我が皇澤の及べるものにあらずして何んであるか。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島人中等敎育

●爰に所謂中等敎育とは男女高等普通敎育を指せるものなるが、其男子のためには臺北師範學校國語部と臺中高等普通學校とあり、女子の爲めには臺北と彰化とに各女子高等普通學校の一校を有す。

師範學校國語部、は明治三十七年七月中生徒二十四名を入學せしめたるに始まり、實に本島人中等敎育に著手の嚆矢となす。爾來大正八年に至る迄年齡十四歲以上二十二歲以下にして、修業年限六箇年の公學校卒業以上の學力を有する希望者より採用し來れるが、其性質上元來高等普通敎育に屬すべきものなるを以て、大正八年中臺灣敎育令の公布と共に、生徒の募集を廢止することゝせり。

臺中高等普通學校、は大正四年四月の開校に係り當初は公立臺中學校と云ふ大正九年末現在生徒三百五十五名を算し、今日に至る迄既に約二百の卒業生を出せり。

臺北女子高等普通學校、は明治三十年四月總督府國語學校第一附屬學校女子分敎場として開校、年齡十四歲以上二十五歲以下の本島人女子を入學せしめたるに始まり、爾來幾多の變遷を經て、大正八年の新敎育令に依り、現在の名稱を冠せられたるものにして、大正九年十二月末日現在生徒數本科二百五十九人、師範科三十人、計二百八十九人を算せり。又

彰化女子高等普通學校、は大正八年五月二十七日を以て授業を開始せるものにして、すべて臺北に於ける其れと同一程度のものである。大正九年十二月末日現在生徒數百五十名を算す、同校には師範科を有せず。

本島人師範敎育

●臺北師範學校、明治三十二年四月中本島人にして敎員たるべきものを養成する目的を以て臺北、臺中、臺南の三箇所に師範學校を設置したるもの、之れ本島人に對する師範敎育の嚆矢となす。臺北師範學校は後(三十五年三月中)臺中師範と共に一旦廢止せられ、在學生は國語學校に移され、爾來同師範部乙科を以て本島人生徒の養成機關に充て、後幾度か制度の改正を經て、大正八年に至り總督府師範學校規則を以て之れを統一し、即ち同校内修業年限一年の豫科と同四年の本科を置き、六箇年修業の公學校卒業以上のものを以て豫科に入學せしむることゝし、又別に公學校敎員講習科をも併置するに至れるものと

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す。大正九年十二月末日現在生徒數左の如し。

豫科　百十八人
本科　五百六十三人
公學校教員講習科　三十九人
計　七百二十人

臺南師範學校、上述の如く本島人にして教員の希望者養成のための師範學校は、明治三十二年四月中臺北、臺中と共に臺南にも設置せられたりしが、臺北、臺中の兩校は三十五年中廢止せられ、尋いで三十七年に臺南師範亦廢止となり、在學生は國語學校師範部乙科に併合せられたるに、大正七年七月に至り、本島人教員の需要の激增に鑑み、改めて國語學校分校を臺南に設け、公學師範部乙科のみを設けて訓導の養成機關となし、大正八年の新教育令に依り終に獨立せる臺南師範學校の稱呼を冠するに至れるもの。昨年十二月末日現在生徒數左の如し。

豫科　百十四名
本科　二百五十二名
計　三百六十六名

臺北女子高等普通學校師範科、以上男子の師範教育機關以外に臺北女子高等普通學校内に師範科を設け（大正八年五月二日授業開始）女子師範教育機關となし、昨年末現在三十名の生徒を有することは上記の如し。

●●●

實業教育

●其實業教育機關としては嘉義農林學校、臺中商業學校、臺北工業學校、簡易實業學校の他に總督府糖業試驗場、林業講習生等をも數ふべく、以下簡單に之れを說明すべし。

公立嘉義農林學校、は大正八年の教育令に基き同年七月十日を以て開校せるもの、修業年限三箇年にして大正九年末現在生徒數百十五名。

公立臺中商業學校、是亦新教育令に基き大正八年六月一日より授業開始、修業年限三箇年、昨年末現在生徒數百四十三名。

公立臺北工業學校、明治四十五年九月中總督府學務部附屬工業講習所として開校、大正三年を以て學務部の附屬を離れ、獨立して總督の管理に屬し、大正八年に至つて現校名を冠したるもので、最近六箇年の學級、生徒、卒業生數を表記せば左の如し。

年度	學級	生徒數	卒業生數
四年度	五	一六八	五二

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五年度	五	一六八	四一
六年度	五	一七九	三四
七年度	五	一八二	四九
八年度	六	二〇二	四九
九年十二月末日	六	一九三	—

公立簡易實業學校、大正元年中公學校規則を改正し、公學校卒業者にして退いて家事に從ふものの爲めに、勤勞の氣風を養成せしむるの主意を以て、六箇年程度の公學校卒業者若しくは之れと同等以上の學力を有するものを收容せんがため、修業年限二箇年の實業科(農、工、商)を設けたるが、後之れを簡易實業學校と改め、公學校內に併置するを得せしめ、更に大正八年中、教育上の細則は總督の認可を受け廳長之れを定むることゝし、以て今日に至れるものなるが、大正三年度に於て始めて百四十九名の卒業生を出してより、大正八年度に至る迄合計一千五百二十六名の卒業者を出せり。

其他總督府糖業試驗場では、明治三十八年より糖業講習生の教習を開始し、殖産局では林業講習生を募集し、以て其等簡易なる技術員の養成に努むるところがある。

專門教育

總督府醫學專門學校　本島各種學校中、其歷史最も舊く其名聲も亦最も顯著なるものにして、領臺匆々の際たる明治三十年四月中、臺北醫院附屬として醫學講習所の名を以て開始せられたるもの抑も之れが濫觴となす。而かも其成績の甚だ見るべきものあるや、三十二年中總督府醫學校官制を公布し、臺北に本校を設立し、總督府醫學校と呼び、爾來成績益々揚がり、終に大正八年に至つて總督府醫學專門學校規則を定め、豫科(四年)及本科(四年)を置き、醫學專門學校と改稱し、熱帶醫學專門科及研究科をも併置するに至れるもの、昨年末日現在生徒數四百七十八名にして卒業生は既に六百名に幾かく、內島內の開業三百餘名、官立醫院等に奉職するもの六十餘名、公醫約三十名、南滿洲に在つて醫院奉職又は開業者八名、南支南洋等海外の醫界に投せるもの三十七名等にして就中上記の如く、三名迄も蕃人卒業者を出せるは教化の力の偉大なる、以て注目に値ひすべきにあらずや。

總督府農林專門學校、大正八年の教育令に依り臺北に創設、同年六月十九日より授業を開始せるもの、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

別ちて農業、林業の二科となし、何れも豫科三年、本科三年にして昨年十二月末日現在生徒數五十三名とす。

總督府商業專門學校、是亦大正八年の敎育令に基き、同年中臺南に設立せられたるもので、同年七月一日より授業を開始し、前者に同じく豫科、本科各三箇年となす。昨年十二月末現在生徒數百六名を算す。

(內地人敎育は玆に之れを省略す)

七　衞生設備の完備

◉領臺當時の衞生設備の不完全なるは到底今日に於て想像に難しとする所で、當時の實狀を以て今日に比すれば、言ふ迄もなく別天地を現出したるものである。

先づ醫療機關に就いて見るに、旣に領臺匆々の際たる明治二十八年六月中に臺北大稻埕に臺灣醫院を創設し、臺灣事務局總裁に電請して醫師十人、調劑師九人、看護人二十人の派遣を請ひ、爾來漸次各地方に及ぼし、現に左の十二醫院を有す。

臺北、基隆、宜蘭、新竹、臺中、嘉義

臺南、屛東、臺東、花蓮港、澎湖、高雄、

今大正八年中以上各醫院に於て取扱ひたる患者延人員を、明治三十四年中の其れに比するに、實に左の如くにして、三倍強に達したるものは、畢竟本島人が文明的醫術の效果を知りて、之れを信賴するに至れる結果に他ならず。

總督府醫院取扱患者數較べ

年	入院	外來	計
明治三十四年	一〇四,五一三	三九〇,五〇六	四九五,〇一九
大正八年	三三三,六八九	一,三七七,七六八	一,七一一,四五七

◉醫院制度の他に公醫規則(明治二十九年制定)ありて、一定の土地に開業を命じ、月手當を給し、一般の診療、公衆衞生竝に醫事に關する諸件を輔翼せしめつゝあり、大正八年末公醫の數は百四名にして內地人七十四名本島人三十名(醫學校卒業生)。其取扱患者を比較するに左の如し。

公醫取扱患者數較べ

年	患者 內地人	患者 本島人	患者 外國人	患者 計	死亡者	一人一日平均取扱
明治三十八年	三九,二三二	四一,一〇一	—	八〇,三三三	一,三三三	二〇・二
大正八年	八八,〇二七	二九八,三一九	三七四	三八六,七二〇	七,二七九	三七・三

(以下一三四頁へ續く)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜報

蕃地事業と其の生産額

本島に於ける蕃地の開發は理蕃の解決に伴うて其の歩を進むべきが大正九年末の調査に據るに蕃地事業の生産額は官業民業を合せて其の總額八百五十七萬七千七百九十五圓と計上せらる其の內譯は

▲官業

種類		名稱	
鑛區稅	三八、六一四円	森林作業收入	一、四八一、〇八九円
樟腦	四、四七四、一三二	計	六、〇七五、七六四
森林收入	八一、九二九		

右の內、樟腦は專賣局に賣渡高を計上したるもの、森林收入とは官に於て拂下げたる林産物の金額、又た森林作業の收入は營林局に於て更に製材したるもの、總額を云ふ、又た民業としては

▲民業

種類		種類	
開墾	八九四、八八〇円	製糖	三四六、五五五円
伐木製材	九四五、一八九	採餘	五、一六〇
製炭	一二〇、七〇六	漁業	四八、八七五
石灰	六四、五四〇	鑛業	五三一
大理石	七、五〇〇	其他	三九、三七八
鰹節	二四、六四五	計	二、五〇二、〇三一
骸炭	四、〇七二		

右の內、其他とあるは梓の杖採の昆蟲拂下雜草の切出等を云ひ、右官民兩業を合せて其總額八百五十七餘圓に達する次第なり

研究所の公開

熱帶植民は科學に基礎を置くを要すと謂はる、如く本島唯一の學術研究を以て任する總督府研究所は同所創立十二回の記念日に相當するを以て本月一日より二日間、毎年の例に依り一般公衆に業務の公開を爲したり陳列の重なるものは

試金術　紙料試驗　セメント試驗
電爐製鐵試驗　鍍金及藍染の實驗
豫防注射を受けたる人と受けざる人の各種模型
水中の微生物　臺灣産毒蛇
白髮染の中毒　酒精以外の醱酵工業二三　飲酒家の內臟標本
各種ビールの比較分析、近時の營養問題

等にして或は機械を運轉し又は說明を加へて公衆に理解を得せしむる等興味と實益を兼ねたるものなりき、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

●二　月

▲二十二日（火）

□工場胎植規則發布　改正工場胎植規則本日發布せらる

□臺南市協議會　本日午後一時より其第三日の協議會を開く

▲二十五日（金）

□高柳飛行警部慘死　警部高柳幸氏は本日屏東飛行場に於て中島式機を操縱飛行中二百メートルの上空より墜落負傷し屏東醫院に收容後遂に死亡す

●三　月

▲一日（火）

□高商學生の南洋見學　總督府高等商業學校生徒二十六名は西村、松岡兩教授引率の下に本日南洋見學の途に上る

□臺灣佛教會の創立　丸井社寺課長の慫慂により本島佛教の興隆を圖るの目的を以て二月二十六日艋舺俱樂部に於て江善慧、沈本圓其他臺北附近の僧侶及檀友等相會し滿場一致を以て臺灣佛教會創立に決し其の準備に着手せり

□英國巡洋艦の基隆入港　英國輕巡洋艦カーライル號香港より基隆に入港す

□臺灣議會貴院にても不許可　林献堂一派の請願に係る臺灣議會設置請願は貴族院に於ても委員會決議により不許可さなる

▲五日（土）

□六三案貴院にて可決　六三法律案は本日貴族院本會議に付せられ衆議院可決通り滿場一致を以て可決確定せり

▲六日（日）

□高柳飛行警部の葬儀　本日午後二時屏東街大照寺に於て本島飛行界第二の犧牲者たる總督府警部高柳幸氏の葬儀を行ふ

▲七日（月）

□東宮殿下へ上申　東宮殿下御外遊の途臺灣近海御通過に付御航海の御平安を祈る旨臺灣官民より無線電信にて上申せり

▲八日（火）

□東宮御召艦の臺灣近海御通過　御渡歐の東宮殿下御召艦は本日早朝恒春の近海御通過あらせられたり附近官民は御敬送申上ぐ

▲十日（木）

□陸軍記念日模擬戰　本日の陸軍記念日に當り臺北練兵場に於て一大模擬を行ふ

▲十四日（月）

□臺北市協議會　本日其の第一日の會議を開く

▲十五日（火）

□英國大使歡迎會　英國大使エリオツト氏來臺に付總督官邸に於て歡迎會を開く

□六三法律公布　六三法律は本日官報法律第三號を以て公布せらる

▲十九日（土）

□臺灣風俗誌の出版　法院通譯片岡巖氏の臺灣風俗誌臺灣日々新報より出版せらる

人事消息

自二月二十一日
至三月二十日

▲稻垣博士送別會、二十一日午後六時より鐵道ホテルに於て開かれたるが臺北醫院長として在職實に拾有四年本島衛生學の貢獻鮮からざる上に公私の交際亦廣かりしを以て其出席者各勅任官以下官民の有力頁數十名に上り頗る盛會なりき二十五日を以て內地に歸還惜別の見送り步廊に滿てり

▲高木利太氏大阪每日專務二十二日歸還

▲戸川篤次氏(臺北醫院小兒科醫長) 歐洲大戰終熄後直ちに獨逸留學を命ぜられ滯獨二箇年に及びたりし同氏は二十二日歸臺

▲佐藤正俊氏(新任市街庄課長)元山梨縣内務部地方課長たりし同氏は二十二日着任

▲石井祕書官 歐米出張を命ぜられ便船を待ち滯京中なりし同氏は十八日春洋丸にて横濱を解纜せる由通報あり

▲谷野法院長 嚴父危篤の報に接し歸鄕中なりしが二十五日歸臺

▲松井大使 本月上旬來臺後島内各地巡視中の處二十五日内地歸還

▲今村案三氏、同上

▲村田庚午郎氏(馬政局技師)馬匹狀況視察の爲め二十六日來臺

▲麻生正之氏(本誌評議員)二十七日歸臺

▲曾田參謀長別宴 二十八日午後六時半より偕行社内に開催末松内務局長發起人代表の挨拶に次で參謀長の惜別の答言木村匡氏の願讀演說高木電力社長の乾盃等あり來會者百八十餘名臺北偕行社創設以來の盛會と稱せらる

▲加福豐次氏(元臺中州知事)三月一日内地へ赴く

▲金子惠教氏(元臺中市尹)同上

▲濱灘軍之佐氏 四日歸京

▲片山高商校長 四日内地へ

▲田阪殖産局商工課長 同上

▲篇典海軍大佐 同上

▲飛鳥精一氏(三井臺北支店長本誌評議員)七日出發對岸視察の途に就く

▲高柳警部葬儀 屏東飛行場にて壯烈なる最後を遂げたる同警部の爲め六日午後三時より屏東大照寺に於て同地空前の盛儀と稱せらるゝ葬儀を行へり

▲下村長官歸臺 曩に滿鮮視察の途より直ちに上京せる總務長官には對議會の用務を果し八日夫人同伴賀來地事務官豐原屬を隨へ歸臺直ちに臺灣神社の正式參拜をなす

▲佐藤參謀長 新任參謀長及同家族には八日着任

▲大島金太郎氏(農博農事試驗場長)八日歸臺

▲井出薰氏(土木局技師)歐米留學中の處八日歸臺

▲赤司初太郎氏(本誌評議員)八日歸臺

▲植三友氏(臺北醫院醫長) 同上

▲曾田少將出發 鎭海灣司令官に轉任したる同少將には九日午後二時十分發列車にて臺北出發二日間基隆偕行社に滯在の上十一日の便船にて赴任

▲横井氏(臺灣木造船社長)十一日上京

▲入道經理部長 十一日上京

▲エリオット英國大使 十五日入港の備後丸にて來臺英國領事フイップス末松内務局長新元鐵道部長相賀臺北州知事黒河内司令官鍋田外事課長等船内迄出迎へをなす

▲堀内文次郎氏(陸軍中將)元兒玉總督の副官として本島に因緣淺からざる同中將には帝國軍人後援會擴張の用務を帶び十五日來臺

▲顔雲年氏(本誌評議員)十五日上京

▲丘仰飛氏 汕頭第三觀光團に屬し來臺中なりし同氏は二十日歸還

任命

大正十年二月中

▲一月二十八日

法院判官 有水常次郎

補高等法院覆審部判官兼臺北地方法院判官

法院判官 山本二郎

補臺北地方法院判官

總督府事務官 佐藤正俊

内務局地理課勤務兼市街庄課長ヲ命ス

總督府事務官 水越幸一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内務局市街庄課長ヲ免ス
　總督府事務官 奥 秋 雅 則
▲一月三十一日
殖産局水産課長兼商工課勤務ヲ命ス
　總督府事務官 田 阪 千 助
殖産局水産課長兼務ヲ免ス
　專賣局事務官 吉 岡 荒 造
臺灣總督府專賣局長賀來佐賀太郎不在中代
理ヲ命ス
▲二月一日
　總督府技師 筒 井 丑 太 郎
土木局土木課勤務ヲ命ス
　總督府技師 長 尾 正 元
土木局高雄出張所長ヲ命ス
　總督府參事官 立 川 連
任臺中州知事敍高等官二等
　臺中州知事 加 福 豐 次
依願免本官
　臺中州知事 立 川 連
二級俸下賜
　總督府參事官 鎌 田 正 威
總督官房祕書課長喜多孝治不在中代理ヲ命
ス
▲二月二日
　專賣局技師 三 松 經 次
大分縣下ヨリ東京神奈川及茨城ノ一府二縣
ヘ出張ヲ命ス
　總督府法院判官 岩 澤 彰 二 郎
臺灣總督府在外研究員ヲ命ス但民事訴訟法
研究ノ爲一年間英米獨及墺ノ四箇國ニ在留
スヘシ海外在留中本俸及加俸ノ二分ノ一下
賜
　總督府事務官 生 駒 高 常
(各通)　總督府事務官 川 崎 末 五 郎
總督官房調査課兼務ヲ命ス
▲一月三十一日
　總督府醫院醫官補 畠 山 讓 三 郎
文官懲戒令ニ依リ本官ヲ免ス
▲二月四日
　總督府技師 三 河 内 省 三
一時歸府ヲ命ス
　總督府圖書館長 太 田 爲 三 郎
東京石川新潟ノ一府二縣下ヘ出張ヲ命ス
　總督府師範學校長 太 田 秀 穗
東京、大阪、千葉、茨城、奈良、福井、石川及和
歌山ノ二府六縣下ヘ出張ヲ命ス
▲二月七日
　總督府州警視 小 山 三 郎
依願免本官
▲二月八日
　總督府事務官 生 駒 高 常
支那福州、廈門、汕頭、廣東及英領香港ヘ出
張ヲ命ス
▲二月十日
　總督府警務警視 飯 塚 兵 太 郎
東京、大阪、埼玉、群馬、廣島及福岡ノ二府四
縣下ヘ出張ヲ命ス
　法院判官 磐 田 美 輝 男
任判事敍高等官四等(内閣)
▲二月十二日
　總督府師範學校教授 鹽 谷 作 造
臺北師範學校長太田秀穗不在中代理ヲ命ス
▲二月十七日
　總督府醫院醫官補 永 松 完
任臺灣總督府醫院醫官敍高等官八等
　總督府醫院醫官 永 松 完
九級俸下賜、嘉義醫院勤務ヲ命ス
　從六位 小 花 和 太 郎
新竹州協議會員ヲ命ス
▲二月十九日
　總督府事務官 川 崎 末 五 郎
支那福州、廈門、汕頭、廣東、上海及英領香
港ヘ出張ヲ命ス
▲二月二十一日

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府事務官 田叡千勝
東京、大阪、福岡、大分ノ二府二縣下及朝鮮ヘ出張ヲ命ス
總督府醫院醫長 戶川篤次
兼任臺灣總督府醫學專門學校教授
▲二月二十二日
總督府技師 中村武夫
依願免本官
▲二月二十三日
總督府技師 金平亮三
上京ヲ命ス
通信事務官 鈴木重嶽
東京及熊本ヘ出張ヲ命ス
郡守 川中子安治郎
任臺灣總督府市尹、敍高等官四等
州理事官 宮本信義
任郡守敍高等官七等
稅關鑑定官補 角倉太郎
任臺灣總督府稅關鑑定官敍高等官七等
總督府技手 古川虎雄
任州技師敍高等官七等
總督府技師 黑澤慎介
任臺灣總督府技師敍高等官七等
總督府技手 岡田寬
任臺灣總督府技師敍高等官七等（以上內閣）

市尹 川中子安治郎
臺中市尹ヲ命ス
郡守 西岡健之
高雄州高雄郡守ヲ命ス
郡守 宮本信義
新竹州新竹郡守ヲ命ス
總督府州技師 古川虎雄
臺南州內務部勸業課兼新竹州內務部勸業課勤務ヲ命ス
總督府技師 黑澤慎介
殖產局勤務ヲ命ス
總督府技師 岡田寬
殖產局營林所嘉義出張所勤務ヲ命ス

寄贈書目

書名	發行所
滿蒙之文化	每號 滿蒙文化協會
大亞	每號 大亞義會本部
東亞經濟研究	同 其社
新臺灣	同 其社
實業之臺灣	同 其社
臺法月報	同 其社
糖業	同 臺灣糖業研究會
臺灣教育	同 其社
極東公論	同 其社
大鵬	同 拓植新報社
臺灣貿易表	同 臺灣總督府稅務課
朝鮮彙報	同 朝鮮總督府
支那	同 東亞同文會
臺灣鐵道	同 其社
青島商報	同 其社
臺灣農事報	同 臺灣農友會
稅務月報	同 稅務職員共慰會
博愛	同 臺灣博愛社
貿易	同 日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同 其社
臺灣警察協會雜誌	同 其社
南洋協會雜誌	同 其社
海事新報	同 帝國海事協會
週報（上海貿易）	同 上海日本商業會議所
東洋時報	同 東洋協會
南洋經濟新報	同 新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同 陸軍偕行社
海友	同 大連海務協會
大陸	同 大陸社
地方行政	同 帝國地方行政學會
外事週報	同 外事課調查課
統計週報	同 調查課

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

所謂六三問題者維何

總務長官法學博士　下村宏

一六三問題

本屆議會、經已前開、總督與本官、均爲政府委員、出席辯明、試就臺灣關係而言、則除預算金一億一千四百七十五萬元以外、提出法律案即改定臺灣事業公債法案、駐在南支日本領事裁判權法律案戶籍法律案、所得稅法律案、並改定六三法律案等計爲五種、其中六三法律案者、係屬明治二十九年、以法律第六十三號、特頒法律、迨至明治三十九年、以法律第三十一號、改定從前之法律、實行至今、臺灣總督遵照該律而得頒律令、律令與法律、効力同一也、六三與三一法律問題前後七次、提出議會、互相議論、然未有議及代表民意者、迨至大正五年、帝國議會之時、或唱須舉民間之人、俾爲律令審議會員、以便統治云々、本屆議會則以本島民衆爲問題之中心、而議論統治方針、故議員之中、有欲對現在之政治、提倡反對者、煽動島民俾爲輕舉、且有迎合島民、使倡不平、而極力攻擊、顧如是者莫不因于臺灣文化之推移與世界風潮之變遷、是此風潮之來、固所預卜、毋庸疑焉、

此次法律案與從前之法律第六十三號及法律第三十一號、大相徑庭、曩者關于臺灣之事均依律令照辦、今則雖屬臺灣特別事情、亦可照勅

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

令進行，是從此臺灣之事皆照法律與勅令辦理，以爲原則，如有特別事情，遇無有可依之法律與勅令，認爲必要之時，始得照律令辦理，是則臺灣之文化愈爲進步而臺灣特殊之狀態愈見減少，又帝國法律，通行地域，愈爲擴充而彼我親利愈見增多，是雖無定期限然須鑑觀時勢，可以廢止則廢之可以展期則展之如文化急進而廢止之期早到，尤所厚望也。

二臺灣總督府評議會

茲關于此等法律而欲爲一言者，卽臺灣總督府評議會之事也，我總督府經以舊年頒發地方自治制度，而五州三市，各設協議會，以便諮詢，不啻唯是，近且將以會長與副會長暨官民二十五人組織臺灣總督府評議會，乃除新法律案第二條應頒律令外，新法律案第一條所定之勅令事項並其他財政經濟等凡總督認爲必要之事，均由總督之裁量而得以諮詢，然而本屆議會，憲政會，特將改定案，提出議會，其意卽審議律令之時特設協議會，以便諮詢可也如勅令事項，不宜由協議會諮詢云々蓋爲是論者未中綮肯，何則，律令之範圍，愈見狹少，而將來應，爲審議之事，亦必不多論者常言須重民意而行政治然而欲定如前制度，何其矛盾之甚也，從來每於衆議院，討議六三法案之時，政府派極力保存原案，而在野黨則極力反對原案此等重要問題，須要超越政派而爲討議然而以在野黨之故，每唱反對，誠爲遺憾對于臺灣統治，異常攻擊，雖由意見各殊，言論衝突然彼等論中所舉事實，多屬錯誤，試舉二三，以明此事，或云吧哖事變之時，虐殺良民，厥數二萬，或云臺灣地方自治新制度之各州協議會，與從前之各廳參事制度，毫無爭差，或云在支那則已頒自治之制度，而臺灣未見自治，何其退步之甚也，或云臺灣之刑官與政官一律，均由總督任免，未有獨立之權能，判官與郵便局長，毫無輕重之別云々，住于內地之人，未諳臺灣之實狀誤而傳之故於議會，亦爲此等議論者，不勝缺憾。

三臺灣議會

茲於此機會，又欲爲一言者，林獻堂君等請設臺灣議會之一事也，舊年在京留學生之間，倡撤六三法律，其聲甚高，設使撤廢六三法律而欲將

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣之事、悉由帝國議會核定、然因議員未諳臺灣實狀之故、難免審議延遲自覺不便、倘將臺灣各項法律案移諸內地而欲爲審議、卽不可不由臺灣選出代表者、使之赴京參議、以爲合宜、如是者所謂內地延長主義而總理大臣並臺灣總督、屢爲聲明者、苟帝國憲法、已行于臺灣應就人種風俗並歷史習慣上觀之、俟各項事情與內地同一、則自當得能如此是卽內臺民衆莫不翹首以待時機之早來者、顧就臺灣現時文化之狀態而觀之則何如、以智識爲標準而論之則何如就應擔義務而言之又何如、蓋全臺兒童就學者僅有二分而個人之所得稅、纔至本年始得施行、彼此程度自有高下、吾等祇圖自治制度、漸次而進、以至與內地混合一致耳、當此之時、欲設臺灣議會、未得其當、況我帝國、本有憲法、如照憲法、則不得設置兩處議會、且我政府、欲依內地延長主義而定統治之方針、以期東洋之和平與國家之興隆、然則彼等欲議設臺灣議會、者乃悖戾憲法之精神而阻碍統治之方針、假令得設臺灣議會、則不**可不爲選舉議員於此區區小島、人數未多、且島**內情形、變化無常卽由如何而得行選舉乎、或論之曰、應以學校卒業者爲標準、或曰當照納稅之多寡而決定云々、如以卒業生爲標準、則何如、公學校學生自第一次卒業算起、至大正八年、現在之數、未滿六萬人、此六萬之學生、果能行選舉乎、不寧唯是帝國憲法所定國民權利、其第一大者參政權也、國民義務、其第一大者、卽爲血稅、血稅者兵役義務也、島民諸君將視此問題、爲何如也、

四 臺灣之教育

臺灣教育、可否何如、歐美之人、偶來臺灣、視察教育者、莫不讚美、而本島人與內地人、等輒曰臺灣之教育、未見完備、又曰臺灣之教育、未見興隆、爲是言而難之者甚多、顧教育一事、世界各國、無不盡力于此如我日本、爲圖教育之普及、已閱數十年而開盡財力者不知其幾千億萬、或曰建築校舍而收容子弟則足矣、然則如投數千萬元、果可舉全臺子弟、得行義務教育、然其教員、如何而得供給乎、舊年十月在上海定開第六期支那全國教育聯合會、爾時胡教育廳長就義務教育之**計劃實施而言曰欲爲調查江蘇全省學齡兒童、**其數計有三百四十八萬八千餘人、而未入學者

約占一百分之八十五、假令收容未入學者、每級以五十計算、則須加六萬九千餘之學級、而應增教員十一萬人、學校經費亦須逾一千四百萬元、如欲分爲六年進行、則每年須增三百餘萬元云々、今就臺灣教育之過去與現在而觀之、公學校學級之數與在學兒童並卒業生之數如下、臺灣之學齡兒童(內地則自六歲至十四歲臺灣則自七歲至十五歲爲止)男三十八萬三千二百六十七人、其內入學者十四萬五千三百二十三人(即爲一百分之三七、九二)女三十三萬八千三百七十八人、其內入學者二萬九千五百九十九人(即爲一百分之八、七五)男女計有七十二萬一千六百四十五人、其內入學者計十七萬四千九百二十二人、即一百分之二四、三四大約四分之一也、臺灣學齡兒童、入學概況如此、凡欲與教育而養兒童之智德且圖體育之發達、時無古今國無東西、誰敢反之所難者唯人與金耳、我臺灣教育、可見進步之程度、較諸閩粵、入學者之數、約有二倍、乃至三倍、又比之江蘇、如前所述、然吾人猶不得以現狀爲滿足、將來校舍與各種設備須從簡易而圖擴充、一面爲欲入上級學校者、特開進路俾入大學、若彼地方自治制與臺灣總督府評議會特設之意義、亦職是故耳、

五　臺灣住民之應擔義務

茲試就納稅而言、此次特將個人所得稅法、頒布臺灣、其理由一則欲將此稅、充爲財源、一則欲保各等階級者之權衡、平等課稅、以爲合理、從前即除國稅(如土地業主納稅者)外、均可免納、又如地方稅、即除家屋稅營業稅等外、官吏公吏以及會社並銀行員等、勸勞所得者、均未有納稅、然則頗失權衡、故須此令、以補缺點、唯其直接稅與間接稅、較諸內地負擔少輕、願同在本島、而甲則負擔、乙則免稅、如從前之制度者、於租稅之原則上及統治上、頗有阻碍、故爲斯舉、

於此機會、欲爲一言者、臺灣之報紙、曾載租稅記事、謂島民之負擔、比之內地人、尤覺過重、云々、然爲是說者、謬矣、若豫算與財政之事、誠爲複雜、欲以正確之數字而爲之比較、固爲困難、茲試爲設明概要、以釋群疑、

蓋我國經費、如照人口而算出、即內地之豫算一般會計並特別會計、計共約達二十七億萬元

而內地人口約有五千六百萬人、倘照此人口而分卽一人之負擔、四十八元五角八仙八厘、臺灣則經費一億一千四百萬元而其人口三百六十五萬人、故一人應擔之數三十一元四角零一厘唯此國費之中、如官業收入、特別會計、以及各種項目、含在此內、故一見如上比較而欲論定國民之負擔則難免錯誤、臺灣亦然、臺灣會計之中、亦有專賣鐵道之收入。如除此等公款外卽爲國民負擔之實數、卽就租稅而觀之、尤見確實、租稅收入、內地則約上七億五千一百四十六萬元。而一人負擔之數十三元三角零九厘、臺灣則二千一百零五萬元而一人負擔五元七角六、由是觀之臺灣居住者之負擔、較之內地、何重之有、次就地方稅而言之、內地則以土木費爲首其次警察費次則敎育勸業公債之各費也臺灣則警察費皆由國費中支出、故就地方稅支出者、敎育費爲首次則土木勸業公債也(以上兩者、一年支出之數、詳載本誌和文一目瞭然)吾非敢議論、唯將實數、特爲介紹、而欲釋衆疑焉。

六結論

綜而言之、島民諸君須因地方自治制度之創設而自覺發憤、以圖敎育之普及與殖產工業之進展竝由島民之進步與富源之開發、而促進臺灣之文化、是所厚望、如各州各市之協議會竝督府之評議會等、其設立之宗旨、亦存于此也、刻下世人對于林献堂君等、論其行爲極爲批評、唯彼等之爲斯舉也毫無圖獨立之意、此事林君屢向吾等聲明者、臺灣最爾小島耳、在此小島、安能獨立自決、然而耳聞如此風評、誠爲遺憾、且林献堂君等苦心之處、吾等經已知之、靜觀世界之大勢、德俄國境、多出新國、此等新國、將來果能得安定否、現在中國民之思潮何如閩人曰福建者福建人之福建也、粵人曰廣東者廣東人之廣東也、國民思潮、一至如此、果能得安其國家否、蓋粵人此等思潮、欲除廣西人之勢力、確見効力、然從此而達成目的、廣東人果能得代表南方支那否、如此而得期中華民國之統一否、誠爲鄰邦不勝嘆息、顧世界文化、與年俱進、各國往來、極爲盛繁而彼此關係、尤見密接、以故小則一社一會、大則一國一邦、力圖互相融和漸次合同、是卽勢也理也、如欲發揮個性、舍彼大同而就此小異、漸次分離而

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

圖孤立、如此卽安得期望大成也林君請設獨立議會一事、因非圖獨立而外間多爲誤解此事、不待余言而他日林獻堂君自當辯明、以釋羣疑焉付度林獻堂君之意、渠亦欲俾民意上達、以資統治而期臺灣之進展其宗旨必有與我督府期望符合唯其謀事、頗缺周到、故其結果、背戾統治方針而致使誘發島民之輕擧盲動、影響于百般施設而破壞島民福祉也明矣、以是吾等、對于林獻堂君、倘其意志而惡其擧動焉吾等確定統治之一大方針、圖維秩序常對島民、特以同情、指導善政、務期互相融和、而臻安寧、如有犯之者、自當從嚴究辦、毫無寬假顧自世界大變以來、一般思想、極爲惡化、雖曰一時之景象、然所謂五倫大義、尤見弛廢、各人忘郤自己之義務而急於獲利甚至父子兄弟師弟之間、常時啓釁而破壞秩序者、歐米東洋、日本臺灣、比々皆然、想此等景象、一俟世界風潮、安定而後、乃能漸次回復、惟我日本己列五大國之班而爲東洋之先進吾等國民、須達觀大局、更加一層彼此團結深慮警戒、以期大成、是所厚望。

七 餘論 (須可進不可退)

附說頃聞本島人欲廢新曆而復興舊曆、吾輩未知其事之實虛、然耳聞是言不勝驚訝凡欲期進展、則取長補短、尤爲緊要、倘用舊曆、時遭閏月、而有阻碍商工之事、故歐美各國無不用新曆、如欲期國家之興隆、則不可不爲革新、若我日本帝國、當維新之際、國民、遵照明治大帝所頒五條御誓文之聖旨、上下一致、以圖發展、大而廢藩置縣、四民平等、國民皆兵、小而斷髮廢刀、採用新曆、無不力行革新焉、徵諸中國史乘自古以來、國民可以醒覺機會不少、試就南華方面而言、明朝之時、曾與荷國交戰、及至欽差林則徐之入粵、乃起鴉片戰爭、實爲道光二十年卽西曆一千八百四十年也、當是之時中民倘行革新一如我國維新之擧、卽民國之發達、必有可見倍蓰今日者、顧我日本、維新之際、設置府縣議會、自是以後、經閱廿載迨至明治二十三年纔得開設帝國議會、顧臺灣迨舊年始得擧行自治政制、而未閱周年一躍欲設臺灣議會、爲欲復舊曆之言、吾輩一聞此事、雖禁驚訝、唯我日本國民、須不拘形式而養實質苟

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

其實質、極爲堅固、則無廢圮壞、如我帝國開國以來二千五百八十一年于茲、上有萬世一系之皇帝、下有千載留芳之臣民而完成邦國、若此民族、須要大度雅量、包擁衆志、愈加奮勵、向上改善、以資世界之文運、臺灣民衆、亦須細心查察向此標準直進無退務爲不愧世界上流之民族、而世界各國民族、亦照此南針而直進、則、全世界之人得享永遠幸福、是所厚望焉。

●四季遊說

時値陽春。々日遲遲。千紅萬紫。偕我友朋。踏靑郊外。掉泛湖頭。聽鳴鳥於茂林。鍼砭俗耳。脩禊事於輿水。暢敍幽情。沽酒杖錢。醉眠紫陌。浴沂游泳。風乎舞雩。裀草坐花。遊興酣矣。曰歸曰歸。行歌踏月。喜瀾瀾之睡沙。羨鷗鳧之浴浪。夕陽在山。飲量未足。惱人春色。不醉無歸。其及時行樂乎。抑偸閑學少年乎。盛夏之月。披襟散髮。白髮長歌。坐快松楸之綠陰。舟泛芰荷之淸馥。賓主相忘。渾然無我。碧筒納爽。雪藕生凉。避囂求靜。一枕水亭。疎懶薰來。宜人山閣。千峯送雨。白眼徜徉。紆徐爲妍。蕭騷舒暢少安毋躁。其樂如何。序屆三秋。登皐舒嘯臨流賦詩。酒泛黃花。饌供紫蟹。車停楓樹林中醉臥白雲堆裏。凭欄咏月。飄然元亮之幽閑落帽吟風。不減孟嘉之曠達。觀潮江渚。興逐雪浪雲濤。聽雁汀沙。思入芦花夜月。風騷旨趣。爽朗襟懷。較諸他時。倍增閑雅時値冬月。杖藜曝背。觀禾刈東疇策蹇凌寒探梅開於南陌。雪降眼飛玉屑。覓醉村醪。天霽足踹層氷。高吟僧閣。泛舟載月。興到剡溪。醉榻眠雲。夢寒玄圃。奚如湖上一簑。了得人間萬事。四時之遊覽。完一歲之韶華。毋使過眼成空。當知隨時取樂。人生幾何。胡爲每懷不足達者悟言於斯有感。奚作四季遊說。聊抒鄙忱。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN